令和５年第４回定例会

（12 月 7 日招集）

山都町議会会議録

令和５年12月第４回山都町議会定例会会議録目次

○12月７日（第１号）

出席議員……1
欠席議員……1
説明のため出席した者の職氏名……1
職務のため出席した事務局職員……2
開会・開議……2
日程第１　会議録署名議員の指名……2
日程第２　会期決定の件……2
日程第３　諸般の報告……2
日程第４　提案理由説明……2
日程第５　議案第81号　山都町営住宅条例の一部改正について……4
日程第６　議案第82号　山都町国民健康保険税条例の一部改正について……6
日程第７　議案第83号　山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について……7
日程第８　議案第84号　山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……9
日程第９　発議第４号　山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について……10
日程第10　議案第85号　山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について……11
散会……14

○12月12日（第２号）

出席議員……15
欠席議員……15
説明のため出席した者の職氏名……15
職務のため出席した事務局職員……16
開議……16
日程第１　一般質問……16
３番　眞原　誠議員……16
９番　飯開政俊議員……30
２番　坂本幸誠議員……42
13番　藤原秀幸議員……56
散会……70

○12月13日（第３号）

出席議員……71

欠席議員…… 71
説明のため出席した者の職氏名…… 71
職務のため出席した事務局職員…… 71
開議…… 72
日程第１　一般質問…… 72
11番　後藤壽廣議員…… 72
４番　西田由未子議員…… 86
10番　吉川美加議員…… 99
散会…… 114

○12月14日（第４号）

出席議員…… 115
欠席議員…… 115
説明のため出席した者の職氏名…… 115
職務のため出席した事務局職員…… 116
開議…… 116
日程第１　議案第86号　令和５年度山都町一般会計補正予算（第７号）について…… 116
日程第２　議案第87号　令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について…… 132
日程第３　議案第88号　令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算（第２号）について…… 134
日程第４　議案第89号　令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）について…… 136
日程第５　議案第90号　令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）について…… 138
日程第６　議案第97号　工事請負変更契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）…… 140
日程第７　議案第91号　清和文楽館の指定管理者の指定について…… 143
日程第８　議案第92号　清和物産館の指定管理者の指定について…… 149
日程第９　議案第93号　清和高原天文台の指定管理者の指定について…… 152
日程第10　議案第94号　猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について…… 155
日程第11　議案第95号　服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について…… 161
延会…… 176

○12月15日（第５号）

出席議員…… 177
欠席議員…… 177
説明のため出席した者の職氏名…… 177

職務のため出席した事務局職員…… 178
開議…… 178
日程第１　議案第95号　服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について…… 178
日程第２　議案第96号　山都町運動公園の指定管理者の指定について…… 190
日程第３　発議第５号　ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について…… 200
日程第４　諮問第２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…… 202
日程第５　委員会閉会中の継続審査申出について…… 203
日程第６　委員会閉会中の継続審査申出について…… 204
日程第７　議長報告　各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について…… 204
閉会…… 205

12 月 7 日 （木曜日）

令和５年12月第４回山都町議会定例会会議録

１．令和５年12月７日午前10時０分招集

２．令和５年12月７日午前10時01分開会

３．令和５年12月７日午前10時52分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　山都町役場議場

６．議事日程（第１日）（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　諸般の報告

日程第４　提案理由説明

日程第５　議案第81号　山都町営住宅条例の一部改正について

日程第６　議案第82号　山都町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第７　議案第83号　山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

日程第８　議案第84号　山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第９　発議第４号　山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第10　議案第85号　山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

７．本日の出席議員は次のとおりである（14名）

１番　東　　浩　昭	２番　坂　本　幸　誠	３番　眞　原　　誠
４番　西　田　由未子	５番　中　村　五　彦	６番　矢仁田　秀　典
７番　興　梠　　誠	８番　藤　川　多　美	９番　飯　開　政　俊
10番　吉　川　美　加	11番　後　藤　壽　廣	12番　工　藤　文　範
13番　藤　原　秀　幸	14番　藤　澤　和　生	

８．本日の欠席議員は次のとおりである。（０名）

な　し

９．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町　　長	梅　田　　穣	副　町　長	楢　林　力　也
教　育　長	井　手　文　雄	総　務　課　長	坂　本　靖　也
清和支所長	長　崎　早　智	蘇陽支所長	村　上　敬　治
会計管理者	飯　星　和　浩	企画政策課長	北　　貴　友
税務住民課長	高　橋　尚　孝	健康ほけん課長	木　實　春　美
福　祉　課　長	髙　野　隆　也	環境水道課長	有　働　賴　貴

農林振興課長	松　本　文　孝	建　設　課　長	西　　賢
山の都創造課長	木　野　千　春	商工観光課長	藤　原　章　吉
学校教育課長	工　藤　博　人	生涯学習課長	上　田　　浩
そよう病院事務長	枝　尾　博　文	監　査　委　員	志　賀　美枝子

10．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　嶋　田　浩　幸　　外２名

開会・開議　午前10時01分

○議長（藤澤和生君）　おはようございます。

ただいまから令和５年第４回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、４番、西田由未子君、５番、中村五彦君を指名します。

日程第２　会期決定の件

○議長（藤澤和生君）　日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの９日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの９日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告

○議長（藤澤和生君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付のとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所轄の常任委員会に付託しました。その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　提案理由説明

○議長（藤澤和生君）　日程第４、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　おはようございます。

令和５年第４回定例会を招集しましたところ御参集をいただき、ありがとうございます。

これまで、国指定重要文化財でありました通潤橋が、９月25日に正式に国宝に指定されました。布田保之助翁の偉業と、それを支えた村人、卓越した技術を持つ種山石工など、多くの人々の思いが約170年を迎えた今日まで受け継がれています。

当時の建設資金調達に当たっては、矢部、清和、蘇陽の御家人などからの資金が集められ、建設されており、まさに山都の宝であります。これまで通潤橋、通潤用水を守ってこられました通潤地区土地改良区の方々をはじめ、各方面の多大なる御支援をいただいた皆様のたゆまぬ活動が、今回の国宝の指定につながったものと敬意を表します。

そして、心から感謝を申し上げ、町民の皆さんとともに喜びたいと思います。これを機に、通潤橋を含む通潤用水と白糸台地、棚田はもとより、山都町の広大で自然豊かな資源を後世に引き継ぐ決意を改めて強く持ったところであります。

10月14日には、大川阿蘇神社境内の農村舞台において、薪文楽の野外公演が久しぶりに開催され、天候にも恵まれて、満天の星空の下、町内外から約200名のお客様をお迎えして、豊作に感謝して、執り行うことができました。

来年３月には、清和文楽などにおいて、ワンピースの公演を予定しています。町民の皆様をはじめ、文楽人形を愛好される方々に期待していただける作品になるよう準備を進めておりますので、多くの皆さんに御覧いただきたいと思っております。

７月３日の線状降水帯発生に伴う豪雨で崩落した金内橋につきましては、町民の皆様をはじめ、山都町を訪れる方々に大変な御不便をおかけいたしました。しかし、国及び県の迅速な対応をいただき、崩落後、約４か月半で、仮橋の開通を11月21日に執り行うことができました。工事に関わられた多くの関係機関及び金内地区の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

10月21日は、町民の皆様をはじめ、関係機関の御協力をいただき、南海トラフ地震を想定した防災訓練を熊本県総合防災訓練に併せて実施いたしました。中でも、午後から実施した訓練では、橘地区、花上地区、馬見原地区の住民の皆様にも参加をいただき、大規模な避難訓練を実施することができました。

災害はいつ発生するか分かりません。本町は、南海トラフ地震が発生した場合、避難者受入れの拠点としての役割を担うことが想定されます。今後も引き続き防災訓練を実施することにより、住民の皆さんの防災意識の向上に努めてまいりたいと思います。

３月に営業を停止しておりました通潤山荘につきましては、10月の臨時会におきまして、新たな運営先としてエネルギープロダクト株式会社への売却を議決いただき、現在、営業再開に向けて準備を進めていただいております。同会社はそよ風パークの指定管理を行っていただいており、大野地区においては、広域通信制高校やまと高等学校も運営されております。山都町における宿泊と温泉施設として、継続的な運営と住民福祉向上に寄与されることを期待しております。

11月３日には、山都町の持続可能な社会を目指して、住民の皆さんの意識向上と町の魅力発信

を目的とした山都町ＳＤＧｓシンポジウムを開催しました。同日開催しました福祉まつりとともに、多くの皆様に御来場いただき、大盛況でありました。

今後も引き続き啓発活動を行い、持続可能なまちづくりに向けて、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

12月１日には山都町総合体育館パスレルの定礎式を執り行いました。町民のスポーツの振興や健康増進等はもとより、大規模災害時の避難施設及び救援物資の集積場として、令和６年４月からの運用開始を予定しています。

九州中央自動車道につきましては、平成19年10月20日、嘉島山都間着工式を挙行して以来、約16年の工事期間を経て、ようやく来年２月11日に山都通潤橋インターチェンジの開通を迎えることになりました。新年には、新道の駅の開通イベントの開催及び開通式典を執り行うこととしております。山都通潤橋インターチェンジ開通を契機として、これまで以上に多くの方々に山都町にお越しいただけるよう、さらなる取組を行ってまいりたいと思います。

次に、本定例会に提案しております議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、条例５件、補正予算５件、その他７件、合計17件です。

議案第81号から85号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第86号から第90号は、令和５年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第91号及び議案第96号は、指定管理者の指定に関するものです。

諮問２号は、人権擁護委員の推薦に関するものです。

以上、提案理由について説明を行いました。詳細については担当課長から説明をさせますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　提案理由の説明が終わりました。

日程第５　議案第81号　山都町営住宅条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君）　日程第５、議案第81号「山都町営住宅条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　おはようございます。議案第81号について説明します。

議案第81号、山都町営住宅条例の一部改正について。

山都町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおりに定める。

令和５年12月７日提出、山都町長。

提案理由。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和５年５月19日に公布され、令和６年４月１日から施行されます。

これに伴い、山都町営住宅条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。条例の公布文です。

附則で、この条例は令和６年４月１日から施行するものです。

３枚目の新旧対照表を御覧ください。

表中、左側が現行、右側が改正後の案になります。

第６条第２項第９号中の保護を保護等に改め、同号イ中、第１項の次に、「又は第10条の２、配偶者暴力防止等法第28条２においてこれらの規定を準用する場合を含む」を加えるものです。

改正内容としては、保護命令制度の拡充が行われることに伴い、これらの法の条文で使用されていなかった接近禁止命令等の用語が法において定められたことにより、これらの法の規定を引用している部分について改正するものです。

具体的には、建設課で引用している条文として、配偶者暴力防止等法第10条１項、保護命令の規定や退去命令等の用語が、今回、法で定められたため、新たに条項として改正するものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第81号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　すいませんが、もう少し具体的なことで御説明できると分かりやすいかなと思うんですけど、だから、等が加わったことで、今までＤＶの被害を受けて、加害者のほうから逃げてくるために、そのために、町営住宅を特別な措置として貸し出すことができてたと思うんですけども、それがどういうふうに、何て言いますか、拡充されたのかというのをもう少し詳しくお話しいただけるとありがたいです。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　資料のほうで説明いたします。資料、下のほうに、改正前と改正後が書かれております。改正前につきましては、保護命令でくくられていたものを改正後につきましては接近禁止命令ということで新たにつきまして、今まで身体に重大なおそれがあるとき、それを心身に重大危害を受けるおそれがあるときに改正されております。また、接近禁止命令の期間を６か月から１年間に延長されております。

今回、10条の２におきまして、退去等命令が新設されまして、命令の期間が２か月から６か月に変更になっております。これが改正内容の主な理由です。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第81号「山都町営住宅条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第82号　山都町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君）　日程第６、議案第82号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君）　それでは、議案第82号について御説明いたします。

議案第82号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年12月７日提出、山都町長。

提案理由です。

国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額する措置を講ずるため、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和６年１月から産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額する措置を講ずるため、新たに規定するものです。

次のページから、改め文を載せております。

今回の出産被保険者の国民健康保険税の減額規定を第22条の４としました。併せまして、第22条の減額に関します、これまでの規定を制度ごとに条立てし、整理しております。さらに、第23条の３、出産被保険者に関する届出を新たに規定しました。

７ページが新旧対照表になっております。先ほど説明しましたが、左側が現行で右側が改正後になります。

最終ページのほうの資料を御覧ください。対象者や該当する期間を載せております。

上から２番目の赤枠に、国民健康保険税の免除方法としまして、下の赤ポツで、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から出産予定月、または出産月の前月から出産予定月の翌々月相当分が減額されます。米印の図で示されている赤太枠内、そこが囲まれた期間が対象となります。その下、米印に記載してありますとおりに、産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。大体どれぐらい減額になるかというところですけれども、所得や世帯の状況によりますので、一律幾らとは言えませんけれども、例えば均等割額のみの出産される被保険者である母が子ども１人を出産される場合は、減額前が均等割額３万5,900円のところを減額されますと、２万3,900円となり、１万2,000円の減額となります。また、同様の条件で出

産される母親が双子の子を出産される場合は、３万5,900円から減額後は１万8,000円となり、１万7,900円の減額となります。

今回の改正は令和６年１月から開始となりますので、令和５年11月１日以後に出産された被保険者の減額の被保険者からが減額の対象となられます。届出後に減額調整をした後の期別についての更正通知書と納付書により、国保被保険者である世帯主へ通知する流れとなっております。また、期間が年度をまたぐ場合におきましては、それぞれの年度の課税額から減額調整を行います。

それでは、改め文にお戻りください。５ページの下段のほうで、附則になっております。

第１項、この条例は令和６年１月１日から施行する。

第２項、この条例による改正後の第22条の４の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち、令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち、令和５年12月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　議案第82号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　質疑なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第82号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第83号　山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君）　日程第７、議案第83号「山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君）　それでは、議案第83号について御説明いたします。

議案第83号、山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について。

山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年12月７日提出、山都町長。

提案理由です。

国民健康保険特別会計の決算剰余金の処分について、国民健康保険の財政状況を踏まえ、その

内容を適宜判断できるようにするため、山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これまで、本条例により国民健康保険特別会計の決算剰余金が生じたときは、その100分の10を下らない額を基金に積み立てることとしておりましたが、今般の国保特別会計の財政状況を踏まえて、決算剰余金の処分について適宜判断できるよう見直しをするものです。

基金の設置につきましては、法的根拠は地方自治法第241条で規定されており、また、決算剰余金の処分につきましては、地方自治法第233条の２の規定で、各会計年度の決算剰余金は翌年度の歳入に編入しなければならないとし、同条のただし書により、条例の定めるところにより基金を設けて、基金に積み立てることができるとされており、先ほど申しましたように、これまでは、本町の条例におきまして、100分の10を下らない額を基金として積み立ててまいりました。

平成30年度の国保制度改革により、国が財政運営の責任主体となり、市町村と一体となって運営をしておりますけれども、被保険者の減少による歳入の減少、また、医療費において、近年、高額療養費が増加し、実質収支は大幅に減少となり、令和４年度は単年度収支が赤字へ転じました。

こうした背景から、決算剰余金の処分方法については、毎年度の決算状況及び次年度以降の財政見込みを考慮した上で、その都度決定できることとするよう改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後になります。下線を引いている箇所が改正する部分です。

左側の改め文にお戻りください。

第２条を次のように改める。

各会計年度において国民健康保険特別会計の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金は、地方自治法第233条の２本文の規定により翌年度の歳入に編入する場合を除くほか、基金に積み立てるものとする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　議案第83号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　質疑なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第83号「山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第84号　山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第８、議案第84号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　おはようございます。それでは、議案第84号につきまして説明をいたします。

議案第84号、山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年12月７日提出、山都町長。

提案理由です。

令和５年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページは、条例の改正文です。

今回の改正は、第１条から第６条において、一般職の職員、任期付職員、町長、副町長及び教育長の給与について改正を行うものです。

それでは、議案資料において説明をいたします。

今回の改正のポイントは、１点目といたしまして、国に準じて、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて引き上げるもので、本年４月に遡って適用するものです。

２点目としては、職員の期末手当を0.05月、勤勉手当を0.05月、特別職の期末手当を0.1月、12月期において引き上げるものです。

３点目といたしましては、初任給調整手当の支給限度額を引き上げるものです。具体的には、職員の給与表において、初任給を高校卒業者で１万2,000円、大学卒業程度で１万1,000円引き上げることとしております。また、ほかの給料表も、行政給料表と均衡を基本に、改定を行うものです。

次に、期末勤勉手当において、職員の期末勤勉手当を現行、年間4.4月分であるものを4.5月分に引き上げるものです。また、特別職においても、一般職に準じて、現行が年間2.6月分であるものを2.7月に引き上げるものです。

次に、初任給調整手当において、支給限度額を月額41万4,800円から41万5,600円に引き上げるものです。初任給調整手当とは、専門的知識を有する職員の確保を目的とした手当で、本町においては医療職の職員に対して規定しております。

次に、改正文の３枚目をお願いいたします。

附則において、本条例は、議決日において公布され、条例の第１条、第３条、第５条において、給料表の改定及び本年度の支給率について、本年４月１日に遡り、施行するものです。

また、条例の第２条、第４条及び第６条において、令和６年度からの支給率を変更するため、令和６年４月１日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　すいません、先ほどの資料のところを出してもらっていいですか。どこですか。説明資料で出していただいたのはどれですかね。すいません、ありがとうございます。専門職の方に対して、士気を上げるとおっしゃいましたかね。専門職に対して、医療職に対しては月額を上げると言われたのが800円ですが、ほかにも専門職ありますよね。少しでも上がるということは大事なことかと思うんですけども、人手不足を解消するための手当、それだけのお仕事をされていることを評価しての手当を上げるということに対しては、ほかの専門職にも適用できないのかなということをお尋ねしたいと思いますし、もう少し上げられないものかなというのもお願いします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。今回、この給与改定につきましては、国のほうの人事院勧告に伴いまして、町もこれまでも国に準拠しながら、改正を行ってきております。

そういうことで、今回、人事院としましては、民間との格差等を考慮されまして、こういった数字というのが人事院のほうで勧告され、示されております。

町といたしましても、今回の改正につきましては、そこに準じて行うということで考えておりますので、特に町で職的に確保するためには、医療職において、こういった調整手当というものを設置しておりますので、その分については、国に準じて今回行ったということでございますので、確かに多くの職員を確保できるためには、多くのそういった手当等があればいいんですが、なかなか財源的にも非常に人件費については厳しいものもございます。

そういった中でやりくりをしながら、町といたしましては国に準拠しながら、確保していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第84号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第９　発議第４号　山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君）　日程第９、発議第４号、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の

一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　発議第４号について御説明申し上げます。

発議第４号、令和５年12月７日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、後藤壽廣。賛成者、山都町議会議員、吉川美加、賛成者、議会議員、飯開政俊、賛成者、議会議員、矢仁田秀典。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

上記議案を、地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第２項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

令和５年人事院の勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

以上、説明を終わりますが、全会一致での同意をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　発議第４号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　質疑なしと認めます。

これから発議第４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。したがって、発議第４号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第85号　山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君）　日程第10、議案第85号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　それでは、議案第85号について御説明いたします。

議案第85号、山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和５年12月７日提出、山都町長。

提案理由。

山都町グランドデザインに基づき、九州中央自動車道山都通潤橋ＩＣの開通を見据えた整備計

画にて進めている中央グラウンド周辺の公園整備について、山都町総合体育館パスレルの令和６年度供用開始に伴い、管理に関する条項及び利用料を新たに追加する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

山都町運動公園につきましては、現在、各施設を整備中です。総合体育館パスレルの建築工事につきましては、令和４年６月に着工しまして、令和５年11月末に竣工したところです。

体育館周辺の外構工事につきましては、令和６年３月末完成を予定しており、４月１日のオープンに向けて鋭意準備を進めておるところです。

今回上程しますのは、令和４年10月１日施行の山都町運動公園の設置及び管理に関する条例におきまして、総合体育館パスレルが施設として加わることによる運動公園としての利用規定等を盛り込むものです。

それでは、今回の改正点につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が現行、右側が改正後案です。

内容につきましては、改正後案で説明をいたします。

第３条第１項におきましては、山都町運動公園の位置について、現行の位置は山都町長原739番地となっております。この位置は中央グラウンドの位置を示すものですが、このたび建設しました総合体育館の事務所位置、山都町千滝271番地に変更しております。

また、同条第２項に、運動公園内施設の中央グラウンド、芝生広場、総合体育館パスレルの構成施設を設けました。

第５条第１項では、各施設の利用時間を規定しております。

中央グラウンドは午前５時から午後10時まで、芝生広場は午前５時から午後６時まで、総合体育館パスレルは午前９時から午後10時までとしております。

また、同条第２項で、ただいま申し上げました利用時間の変更規定を設けております。

第６条では、運動公園の休園日の規定を設けました。毎月の第３月曜日と12月29日から１月３日までを休園日としております。

また、第２項において第３月曜日が休日の場合の振替規定、第３項には特例規定を設けております。

第７条から第10条までは、１条ずつ繰下げを行っております。

第11条では、文言修正をしております。

第12条では、使用料の額につきまして、中央グラウンド及び芝生広場にあっては別表第１、総合体育館パスレルにあっては別表第２に掲げるものとしております。

今回の総合体育館パスレルの使用料につきましては、最後のページにございます。

第16条、指定管理者の業務におきましては、第４条に、運動公園の利用促進に資するための各種自主事業の規定を加えております。

第17条、利用料金においては、第12条に規定する使用料の範囲内においてを挿入しております。

改正条例文に戻りまして、山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明しました内容で条文を改正しております。

最後のページをお願いします。

附則、この条例は令和６年４月１日から施行する。どうぞよろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第85号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　冷暖房料の使用についてお伺いいたします。これは時間に関係なく、全面が3,000円となっております。それから武道場兼多目的室が全面1,000円となっておりますが、ほぼほぼ体育関係をするときは冷暖房は使わないかなと思いますが、文化的なこととか、そういったときに使われるのかなと想定をしておりますが、使用の時間が午前９時から午後10時までです。朝、１、２時間するときも3,000円、１日かけて、午前と午後するときも3,000円なのかという思いがありますので、冷暖房料のこの料金についての設定について、何か詳しい、この設定したことについて何かありましたらば、お願いします。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。資料はあります。料金の使用料について御説明をいたします。今お尋ねの空調関係の3,000円でございますけど、左から２項目めの山都町総合体育館パスレルの使用料金を提示しております。また、右側のほうには、近隣施設との比較表を載せておるところでございます。

今回、空調3,000円としているのは、１時間当たりの3,000円でございます。それと、全面、武道場におきましては1,000円ということで、大体、１時間当たりの電気使用量辺りを勘案して、はじいた数字でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　でしたら、もうちょっと、この表の明細の中に、１時間当たりというのを入れておかないと、ほかの使用料のところは１時間当たりって書いてありますので、どうかなあと思いました、借りられるとき。トラブルがないためにもと思いましたので、念のため。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　そのように、トラブルがないように、時間当たりの設定をちょっと明記したいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　先ほどいただきました説明資料を見ますと、他町のほうは、この資料なくてもちょっと質問しようと思ったんですけど、町内と町外で利用料を変えてあるじゃないですか。パスレルの場合は、そういう区分けがないですよね。そこの理由を説明していただけますか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。今回、この表の一番左下のほうに書いてございますが、今回、山都町の体育館パスレルにつきましては、町外料金の設定はしておりません。

ただ、町内の予約を２か月前からしまして、町外の方については１か月というタイムラグで予約の調整をするということで、なるべく多くの利用者に使っていただきたいという趣旨があります。

今回、高速道路の開通で、山都町まで開通することで、市内からでも利用していただきたいという思いがあります。そういったところで、町内、町外規定は設けておりません。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　一応意見として申し上げておきますし、でも、質問の形にしますが、やはりこの町営の体育館というのは、維持管理費用のほうも町の公費のほうから出ておりますし、そういう意味で言えば、住民負担がある施設かなと思います。

住民が、維持管理に対して負担している。直接は負担してなくても、町が公費で出していますので、部分に関しまして、同額で町外の人たちにも利用をしていただくというのはちょっとバランスが悪いのかなと思うんですけれども、これずっとこの金額、条例で定められたらそうなんですけれども、そのとおりでいくという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　この値段設定につきましては、あらかじめ意見を聞いたところでございます。令和５年10月４日に、体育館の建設検討委員会、これは各種目部長さん、バレーボール協会、バスケットボール協会、バトミントン協会、卓球協会、この方々が集まって組織する検討委員会がございます。その中でも御意見をいただきながら、提案したところ、納得をしていただいたところでございます。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第85号「山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会　午前10時52分

12 月 12 日 （火曜日）

令和５年12月第４回山都町議会定例会会議録

１．令和５年12月７日午前10時０分招集

２．令和５年12月12日午前10時０分開議

３．令和５年12月12日午後３時10分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　山都町役場議場

６．議事日程（第６日）（第２号）

日程第１　一般質問

３番　眞原　誠議員

９番　飯開政俊議員

２番　坂本幸誠議員

13番　藤原秀幸議員

７．本日の出席議員は次のとおりである（14名）

１番　東　浩昭	２番　坂本幸誠	３番　眞原　誠
４番　西田由未子	５番　中村五彦	６番　矢仁田秀典
７番　興梠　誠	８番　藤川多美	９番　飯開政俊
10番　吉川美加	11番　後藤壽廣	12番　工藤文範
13番　藤原秀幸	14番　藤澤和生	

８．本日の欠席議員は次のとおりである。（０名）

な　し

９．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田穣	副町長	楢林力也
教育長	井手文雄	総務課長	坂本靖也
清和支所長	長崎早智	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	飯星和浩	企画政策課長	北　貴友
税務住民課長	高橋尚孝	健康ほけん課長	木實春美
福祉課長	髙野隆也	環境水道課長	有働頼貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西　賢
山の都創造課長	木野千春	商工観光課長	藤原章吉
学校教育課長	工藤博人	生涯学習課長	上田　浩
そよう病院事務長	枝尾博文		

10．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　嶋　田　浩　幸　　外２名

開議　午前10時０分

○議長（藤澤和生君）　おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（藤澤和生君）　日程第１、一般質問を行います。

７人の方から質問の通告があっておりますので、本日４人、明日３人としたいと思います。順番に発言を許します。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　おはようございます。３番、眞原誠です。

本定例会におきましても、雨の中、お足元の悪い中、傍聴に来ていただいております。本当にありがとうございます。

さて、いよいよ令和５年も終わろうとしていますが、振り返ってみますと、コロナウイルス感染症、これの取扱いを政府のほうが５月に切り替えまして、人の移動ですとか、様々な催し、これが再開されています。

そして、ここ山都町におきましては、通潤橋が国宝の指定を受けるなどの後押しもありまして、この冬までに、実に多くの方々に来ていただいています。

また、令和５年は、これまで進めていた町や、そして国のハード整備やインフラ整備事業、こうしたものが形となった、あるいは、なる、そういう年、年度でもあると思います。

下市の新しい町営住宅、それから、総合体育館の整備、山都通潤橋ＩＣまでの高速道路の開通、インターチェンジ側の新道の駅整備などですね。そして、これらハード、インフラの整備がなされれば、次に必要となるのがソフト事業になると思います。整備したハードはうまく活用して初めて、その真価を発揮します。令和６年度の事業編成、これが重要になると思います。

さて、私は今年も一般質問を重ねてまいりましたが、再三にわたりまして、住宅整備、住宅政策ですとか、それから町道整備、そういったハードやインフラについて、質問、提案をしてきましたが、今回の最後の一般質問におきましては、そうしたソフト事業について質問をしていきたいと思っております。

今回も気づけば、たくさんの質問事項が並んでしまいました。持ち時間が非常に気がかりですので、急いで発言台に戻りまして、通告書に従って質問いたします。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　では早速、質問に移ってまいります。

まずは、し尿処理事業、千滝クリーンハウスですね。ここについて幾つか質問をしていこうと思います。

上益城郡５町で編成いたします上益城広域連合、ここにおきまして、一般廃棄物処理施設の整備について協議を進められていたと思います。そんな中の民間参入の計画も上がってきたということもありまして、大きく方針転換がなされたなと。その上におきまして、実は一般廃棄物処理施設の整備に合わせて、し尿処理施設についても計画が進んでいたところだと思うんですが、これが白紙に戻った形に今なっていると思うんですよね。

そこで、今回は幾つか質問をさせていただきたいと思っているんですが、まず、千滝クリーンハウス、これが築年度が1993年というふうに調べたら出ていまして、約30年前ということですね。山都町公共施設個別施設計画というのが2020年３月に策定されていましたので、ここの中に、千滝クリーンハウスのことが書かれていまして、長寿命化とか、山都町の施設の長寿命化計画とか、そういったものが計画として策定されてたんですけれども、指標の中で健全度が65ポイント、100ポイント満点で65ポイントというふうに、千滝クリーンハウスは出ていました。

運用については修繕対応というふうに書かれていましたので、恐らくいろいろ出てくる不具合点においては、修繕しながら運用を活用していくということだろうと思っているんですけれども、そこで、今、現状、千滝クリーンハウスの状況と、それから例年の修繕についての内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　おはようございます。お答えします。千滝クリーンハウスは、先ほども議員のほうがおっしゃいましたとおり、平成６年３月から稼働しており、稼働期間が約30年を経過しております。施設で処理しておりますし尿及び合併処理浄化槽で、いわゆる浄化槽汚泥のうち、合併処理浄化槽の普及により、し尿の処理費用は減少しております。

しかしながら、浄化槽汚泥はお風呂や台所などの生活雑排水など、し尿のみとは違ったものが含まれておりますので、一戸当たりの処理費用は増加しております。

建設計画時想定より、浄化槽で処理に対する環境が大幅に変化したため、適正に処理するための設備の更新や、老朽化による腐食、損傷などへの対応を毎年行っております。

定期改修では破砕装置や汚泥乾燥設備の部品交換や、硝化膜分離装置用の膜交換、その他、経年劣化に伴うポンプや脱臭装置の修理交換、受入槽などの施設修繕などに、年度にもよりますが、ここ数年は2,500万円から3,500万円かかっております。直近の数年で20％程度、部品代や人件費が値上がりしておりますので、今後はさらなる費用がかかる見込みです。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　今の答弁の中にもありましたが、浄化槽の普及によって、浄化槽汚泥とし尿は基本的には違うと。浄化槽に生活雑排水などが含まれてくるので、設立当初の設備内容に対して、そうした社会環境の変化によって、設備の更新などが必要だと、そういう御説明だったかと思います。

そうしますと、山都町の人口というのが減少をしておりますけれども、一般的に考えると、人口が減れば、し尿処理量というのは減るんだろうと思うのですが、今の答弁を聞きますと、もしかしたら生活雑排水というので、処理すべきものが増えているということであれば、そんなに変

わってないのかもしれないと予測されるんですが、現状、実際どうなのかお伺いしたいと思うんですよね。処理量の推移と、あと今後の予測について何かあれば教えてください。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。議員おっしゃったとおり、今後も合併処理浄化槽の普及により、浄化槽汚泥の占める割合は高くなっていきますが、人口減少により、全体的な処理量は減少していくと思われます。

昨年度、令和４年度実績では１万4,873キロリットルで、今後の推移としては、試算では、令和９年度で10％減の１万3,500キロリットル、令和14年度で15％減の１万2,600キロリットルという見込みの試算が出ております。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　減少傾向だということですね。割合は高いけれども、人口減少によって、処理量が減っていく予測がついているという御説明だったかと思います。

そして、そんな中で、少し聞き及んだ話ではあるのですが、このし尿処理施設に関しまして、先ほど申し上げたとおり、広域連合での整備というのが一旦白紙に戻っているということで、町のほうでやっていくのかなと思っていたんですが、御船地区衛生施設組合ですか、環境クリーンセンターに受け入れてもらう計画というのがあるようですけれども、これがどのような状況なのか教えていただきたいと思うんですね。現段階でそれを計画している理由なども、もしあれば、含めてお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。先ほどから議員もおっしゃっておりますように、もともと処理施設の老朽化やし尿・浄化槽汚泥の減少が見込まれる中、町単独での設置は厳しいので、もう開催しておりますが、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会の中で、し尿・浄化槽汚泥処理施設についても、共同設置するよう検討がされておりました。

その後、熊本地震や新型コロナウイルスの影響で紆余曲折している中で、民間事業者より、エネルギー回収施設の提案があり、その計画の中にはし尿処理施設は提案されておりませんでした。

そのため、現在においては、御船地区衛生施設組合の施設を活用した広域処理委託を関係者と検討しております。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　今そういうことで、関係者と検討をなさっているという答弁をいただきましたけれども、その環境クリーンセンター側といいますか、御船町側としては、山都町を受け入れる前提での改修計画なども上がっているようなんですよね。そこに関しましては、連携がどの程度取れているのかというのが気がかりです。

あとは、計画に関しまして、いつ頃の受入というか、施設の意向、これを計画なさっているのかもちょっと気になるところですので、そこももし分かっていれば教えていただけますか。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。具体的には、収集業者のほうと複数回協議を

重ねた中で、持ち込む場合、どういうものが必要かというのを検討する必要がありました。その中で、いつまでだったらば受入可能かという形で、ある程度スケジュール的なところをお聞きしましたところ、まだ、これは決定ではないんですけども、令和８年度であれば対応できるのじゃないかということです。

ただ、これは資機材の整備状況によっては、繰延べされる可能性もありますので、決定ではございません。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　不確定要素が多いので、なかなかスケジュールをかちっと確定させることができないと、そういうことかなと思って聞いておりました。

大体、しかしながら、今現在で推定できる移行可能な年度としては、令和８年度ぐらいではないかという話が上がっているということですよね。分かりました。

山都町外で処理をしてもらう、広域でやるということに、今、シフトしていくんだろうと思うんですが、しかし、気になりますのは、やはり山都町の広大な面積ですね。その中に、集落が隅々まで点在しているという山都町の状況におきまして、考えますと、御船の施設に搬入するとなると、これはやはりかなりの輸送距離になるかと思うんですよね。特に山都町の東部に至っては、当初広域連合で一般廃棄物処理施設の設置を予定していた地区から比べましても、今あるこの環境クリーンセンターの場所というのは、御船インターチェンジの近くだったと思うので、少し距離も長くなるかなと思います。

そんな中で、運送費用というのが増大するというのは自明かなと思うんですけれども、そうやって増大する運送費用に対して、合理性が必要なのかなと思うんです。どういうことかといいますと、運用費が膨らんでいても、仮に運用費が膨らむとしても、そういう選択肢というか、方法を採択するほうが、全体として合理的なんだよと。そういう理由が必要になってくるかなと思います。そういうところ、もし今現状で御説明いただけるのがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。原則、事業者と受益者との契約に基づき運営されておりますが、今回、御船に持ち込む場合の運営費用について、収集事業者において、現在、算定を行っていただいております。

また、御船地区衛生施設組合への処理委託料についても、提示がまだありませんで、その費用についても今後検討したいと思います。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　今、答弁の中にありました収集事業者において算定をしてもらっているというような内容は、これあれですよね。運搬費用がどのぐらい増大するのかということを算定してもらっているという認識でよろしいんでしょうかね。だと思って聞いておりました。

今、答弁の冒頭で話がありましたように、確かにこのし尿のくみ取りと運搬に関しては、事業者の方と住民の方のいわゆる民々の契約だと思います。

しかしながら、民々の契約ではあるんですけれども、例えば、今、千滝クリーンハウスで処理している、町が直営で運営して処理していることが広域処理することになって、御船に移りますよとなったときに、この費用が膨らむ部分が民間同士の契約の中に負担として反映されてしまうというのは、今、国内経済が一向に回復しない中におきまして、住民負担だったり、事業者負担が増えるというのは、回避すべき内容じゃないかなと思うんですよね。

そこは恐らく執行部側でも十分検討をなさることだと思っておりますけれども、その点も踏まえました上で、これぜひ町長にお伺いしたいんですけれども、この件について、町の今後の方針というのを総括してお答えいただければと思います。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　今、課長のほうから概略だったり、いろんなまだほとんど概略的なことでございますが、説明したとおりであります。

特にし尿につきましては、御船地区衛生組合へのし尿委託という前提の下に、今、話合いを進めておるところであります。

今ありましたように、最終的に、非常に運搬距離が遠距離になるのはもう事実でありますので、それにつきましては、先ほど課長から申しましたように、業者の方とも何回か今協議をしているというようなことでございます。距離が延びることによって、車の台数、また、人員の増等々が発生するという思いでおります。

しかしながら、新しく更新、建設をするよりも、衛生組合のほうに委託したほうがいいんじゃないかなというような思いの中で、今仕事を進めておるところでありますので、今後、利用者の負担増があまり大きくならないように、そしてまた、業者の方もスムーズな運営ができるような形を今後考えていきたいと、行かなくてはならないという思いでおります。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　やはり山都町の住民を減らさない、増やしていくためにも、住みよい町ということでですね。そのためにも、このし尿処理のサービス供給というのは重要なところだと思うんですよね。生活下支えする事業ですので、ここに生活コストがかさむということになると、やはり人口減少を止めようという動きに逆行する動きになるかなと思いますので、そこは執行部のほうでよくよく御検討いただきながら、この件については進めていただきたいと思います。

では次の質問に参ります。次に、矢部高校を応援する事業というのを町が従来から進めていると思います。

今回、この事業に関しまして、幾つか質問をしたいと思っているんですが、まず、矢部高校は前身が矢部実業補習学校というんですかね。明治29年の開校ということで、現在で128年ほど計算が間違えてなければだったかなと思うんですが、この歴史のあるこの矢部高校なんですけれども、やはり山都町の人口減少の波にのまれるような形で、生徒数が減り続けまして、県の高校再編整備の際には、その統廃合というのが非常に危惧されてはおったというところなんですが、前回の再編整備においては残存するという形になりまして、私も１町民として胸をなで下ろしたというところであります。

そのような中、この山都町が町の事業として矢部高校を支援する様々な事業展開をしておりますので、その件に関して少し今回は質問していきたいと思っています。

そうした事業の質問の前に、ぜひ町長と教育長にお考えを伺いたいなと思っているんですけれども、矢部高校が我が町に存在するということが、この地域、町にとって様々なよい影響を与えていると思うんですけれども、どういう、何というんですかね、いい影響を与えてくれているのか。高校が町にあるということが、町にとってどういう影響なのか。それを今後どのように捉えていらっしゃるのか。お考えを伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　お答えします。私も、矢部高校卒業生の１人であります。先ほどありましたように、百二十数年の伝統ある熊本県で、２番目に古い公立高校だと自負しながら、誇りに思って、今もおります。

しかしながら、先ほど議員からありましたように、在校生、高校生の減少はもう目に余るものがあるという思いでおります。昭和でありますが、39年、40年当時、900名近い生徒数だったという思いでおりますが、現在、120名強、130名いないというような現状であります。

やはり、この町に高校があるというようなことは、本当に町民の皆さんにとっても大きな誇りであり、心の支えだという思いでおります。多いときには、近隣の砥用、昔は砥用町でございましたが、砥用町、中央町、甲佐町、御船町から、益城町から多くの方々が来ていただいたなという思いでおりますが、現在は非常に少子化の波が一番かという思いでおりますが、町内からの入学者が半分、50％ぐらいというようなことであります。大変危惧をしながら、応援会議等々を山都町で設置をしながら、町外から来ていただく子どもさんを増やそうという取組をずっとしてきておるところでございますが、なかなか増えないと。現在、20名近い子どもさんが町外から矢部高校に来ていただいておるというふうなことでございますが、それと同時に、今後、山都町内からの入学者増と、そしてまた、今、取り組んでおります町外からの入学者の増大に向けた取組を、高校はもとよりでございますが、町民、そしてまた、県の協力を得ながら進めていかなくてはならないという思いでおります。

今、町内に、町外から来られている子どもさんが住んでおられます。町中を歩いて、下宿先に歩いて、行ったり来たりと登下校をされております。うれしい限りであります。矢部高校の前を通りますと、若い子どもたちの声がにぎやかに聞こえる町になったなという思いでおります。

こういう子どもさんたちがたくさん来ていただくような学校を作っていかなくてはいけないし、我々地元民としても、多くの子どもさんを受け入れる環境整備をしていかなくてはいけないという思いでおりますので、皆さん方にもいろんな部分でお願いすることがあろうかなという思いでありますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君）　矢部高校の存在が山都町に与えているものをどう考えるかということでございますので、お答えを申し上げます。

高校卒業、通常ですと18歳までということですが、町民の皆さんの御子息が自宅から通学でき

る身近な高等教育機関として、地元の期待に応えて学校運営がなされ、これまでに多くの人材を輩出されてきたと思います。

また、青少年期を親元で過ごすことで、保護者の経済的負担の軽減、郷土愛の醸成、将来の地元の担い手としての活躍に期待することなどがございます。地元産業や教育課題に応じた人材育成が、高校で行われていると考えています。反対に、もし矢部高校が消滅、あるいはなくなったと考え、想定しますと、子育て世代の町外流出による若者人口の減少と高齢化のさらなる加速、その次の世代、次世代の子育て世代の激減、主要産業であります農業など、一次産業の担い手不足、経済活動の衰退など、現状の少子高齢化による町の活性化に関する課題をさらに大きくしていくことが予想されるところでございます。町が進めます住民の定住化対策にも影響は大きいものと考えます。

地元に矢部高校があることで、地域の若者にとっての教育機関としての役割を果たすことに加えて、地域の文化やスポーツ、社会活動、コミュニティーなど、地元に根差した世代を継承することにも大きく貢献しているものと考えます。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　ただいま町長、そして教育長のほうから、矢部高校が町にあるということにつきまして、思い、お考えを答弁いただきました。

心の支えというのはまさにそのとおりだなとも思いますし、住民のですね。それから、教育長のほうから出されました様々な課題、もしなくなった場合に、町が抱える課題がさらに大きくなるんだということは、私もそのとおりだろうと思います。

高校が町になくなると、本当に、今、実は高等学校教育の現状についてという資料を文科省がホームページに載せていますけれども、令和３年３月の資料だったと思うんですが、そこを見ますと、全国の状況として、令和２年度のデータで、95.5％の中学卒業生が高校に進学しているということだそうです。通信制を入れると、98.8％と書いてありました。

要するに、ほぼ100％全員が高校に進学すると言って過言ではないかなと思うんですよね。そんな中で、山都町内に高校がないとなりますと、当然卒業した15歳の中学生、卒業生たちはみんな町外に出ていくと。そういうことになると思いますね。

そうすると、15歳から17歳の人口層というのがごっそり町から消えるということになりますので、また、保護者の方々も一定数、我が子について町外に転出なさるということも考えられますし、非常に危機的な状況になるんだろうなと思います。

そういう意味では、やはり矢部高校が山都町に存在するということが、町にとって大きな力になっているんだなということはできると思います。

そうしたことがあるからこその取組だと理解はしておりますけれども、予算書にも上がってきます矢部高校応援事業ですね。これはいつ頃からスタートしており、また、何を目的として始まっているのか。そして、昨年度の内容と実績、この辺りについて御説明いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。矢部高校の応援の機運が盛り上がりましたの

は、当時、山都町の教育環境の重要な根幹であります矢部高校の生徒数の減少を食い止めなければ、将来、学科の統合や廃校の危機を迎えることは明白であり、熊本県が廃校の方針を打ち出してからでは遅過ぎるということで、矢部高校の支援は早急な応援対策が必要であることから、支援の機運を高めるため、平成27年８月24日、矢部高校応援町民会議が発足されました。町がスクラムを組んで、矢部高校を応援していこうという体制づくりができたところです。

昨年、町が行いました矢部高校への支援の内容について御説明いたします。まず、直接生徒への支援策としまして、新入生に対する入学支度金助成、１人４万円。進学する２年生、３年生に、教科書代全額を助成、下宿等助成、毎月１万円、バス通学助成、毎月１万2,000円。学校への支援対策としまして、矢部高校教育振興助成金50万円、矢部高校活性化支援助成金30万円、民間寮の改修補助に251万8,000円、全国からの生徒募集のための未来留学登録料等で101万7,000円、矢部高校魅力化コーディネート業務委託としまして366万2,000円、合計しますと、約1,260万円ほどの助成を行ったところでございます。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　実に様々なメニューで、支援策が取り組まれているんだなというふうに思います。

矢部高校応援町民会議の発足について、今、答弁いただきましたけれども、平成27年８月４日とおっしゃったかなと思いますが、この矢部高校応援町民会議というのは、現在も恐らく、恐らくといいますか、現在も協議が進んでいるところだと思うんですけれども、この応援会議というのは、どのような方々で構成されていて、どのような協議が行われているんでしょうか。お願いします。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。矢部高校応援町民会議では、町長が会長を務めまして、社会福祉施設関係者、農業林業従事者、矢部高校同窓会、育友会会長、各中学校ＰＴＡ会長、矢部高校校長や寮を運営するＮＰＯなど、様々な立場の方が委員となり、会議を行っております。

役場からの支援事業の実績報告や、矢部高校からは高校の現状報告、寮を運営するＮＰＯからは寮運営に関する報告等をいただき、この中で見えてきました課題等や御意見をいただきながら、支援策等を話し合っておるところです。

このほか、矢部高校の応援に必要な事項としまして、毎月１回、ＮＰＯ、矢部高校、教育委員会事務局で寮の運営に関する現状や課題等、情報共有を行い、課題解決に向けて取り組んでおります。

また、特別に応援町民会議を開催する必要があった場合には、その都度、委員会を開催しております。今年度で申しますと、現在の寮生が増え続けている状況を鑑みて、これからの寮の在り方などを協議し、御意見をいただきながら、対策を行っている次第です。７月に開催しました委員会では、寮建設の話題にもなりましたが、寮建設には時間を要することから、まずは下宿対応で考えていきましょうということになった次第でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　実に様々な分野の方々に会議に参画いただきながら、矢部高校をいかに支援していくのかということが協議されている、そういう御答弁だったかと思います。

そんな中で、今、下宿の話が出てきましたけれども、矢部高校生の下宿先の募集も既になさっていますよね、教育委員会のほうから。このチラシを見て興味を持った方々も、町民の中にはいらっしゃるようなんですね。ところが、詳しいことが分からないというふうにおっしゃっていました。下宿代の設定ですとか、あとは受入の具体的な内容、そういったものがどういうふうに想定されて募集なさっているのか。ちょっとその辺が分からないんだよなというお話だったんですが、この辺どういう想定をなさっているのか、御説明いただけますか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。先ほど説明しました矢部高校応援町民会議の御意見を基に、他の地域からも安心して高校生活に打ち込める環境を提供したい思いから、山都町内の御家庭にも参画していただき、矢部高校応援下宿を計画いたしました。

これには、以前、別の県立高校で下宿募集を経験されていた矢部高校校長の取組を参考にさせていただきまして、早速８月の広報やまとで下宿先募集のチラシを全戸配布いたし、１件の応募がございました。１件では少ないということで、第２弾としましても、９月にチラシの内容を変えまして、組回覧で行ったところです。

しかしながら、これについては応募がありませんでしたので、第３弾としまして10月に再度全戸配布を行いました。その結果、現在２件の応募があっているところでございます。12月に入りまして、その下宿応募のあった方とヒアリングを行ったわけです。下宿の考え方としましては、受入先と下宿先の相互協議によって、料金の設定がなされます。実際に、他人の子どもさんを預かるわけですから、受入側の生活スタイルも変わりますし、毎日３度の御飯を食べさせなければならず、それなりの覚悟を持っていただけなければなりません。それに見合った対価、下宿料金が必要になると思いますので、下宿受入側としての必要な経費を見積もっていただきますよう、あらかじめ御提示いただくよう、お願いをしたところでございます。

このほか、下宿の考え方として、募集チラシにはいろいろな項目を載せております。先ほど申しました下宿費については、受入先と下宿先の双方の協議で決定するというところをメインに、あと、食事は１日３食とか、長期休業は原則帰省などなど、チラシを再度見ていただいて、御確認をいただけたらなと思っております。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　そうですね。今、御説明いただいた中で大体分かるところは分かるんですけれども、しかしながら、やはり具体的に、本当に生活を受け入れていくに当たっては、昔は下宿なさってた方々がたくさんいらっしゃったと思うんですけれども、もう今はなくなって久しいですので、前例もない中で、何をどうしていいのか分からないということが正直なとこじゃないかなと思うんですよね。

今、覚悟を持ってという御説明でしたけれども、確かに覚悟が必要だと思うんですが、逆に言うと、あまりハードルを上げると、今度は受入先がなかなか確保できないということにもなろうかなと思います。

ということで言えば、やはり何ですかね。今の校長先生、緒方先生もおっしゃっていたんですけど、マッチングという言葉を使われていました。下宿に出そうと思っていらっしゃる保護者さんだったり、生徒さん。あとは、受け入れてもいいよという御家庭のマッチングが非常に重要だという話を聞いたんです。

となると、やはりそのコーディネーターがいるのかなと思います。そういう下宿をマッチングさせるに当たっては、絶対にコーディネーターがいないとできないじゃないですか。そういうコーディネーターの設置が必要だと思いますので、ぜひそこは今後、制度を進めていかれるといいますか、この取組を進めて行かれるに当たって、ちょっとその辺も検討の中に入れておいていただければなと思います。

大分時間も押してきていますので、次の質問に移るんですが、矢部高校は今現在、食農科学科、林業科学科、普通科、この３学科がありますね。何というんですかね。中学生が進学先に対して、専門的な学びを求める生徒も当然いらっしゃいますよね、学科を選んでいくと。そういうときに、農業や林業以外では、やはり他の高校を選択せざるを得ないというのが現状としてはあるんだろうと思います。

そんな中でも、矢部高校は熊本県のスーパーグローカルハイスクールですとか、クリエートハイスクール、こうしたものの指定を受けるなどして、地域に密着した探求的な学習に注力するということで、魅力ある学び舎になるような力の入れ方をされているということでした。要するに、地域密着して、いろんな学習をしていくということですね。

そのときに、ちょっと先ほども少しお話ししました高等学校教育の現状についてという資料を見てたときに、中高一貫教育というのが平成11年から始まっていまして、そこから公立校では、令和２年度までにおよそ220校設立されているというか、なっているようなんですよね。中高一貫教育ということに関してはいろんなメリットがあるというふうに書かれているんですけれども、そこにはですね。山都町のようにやはり人口が少なくなってきている、生徒数も少なくなっている地域において、ますますメリットあるのかなというふうに考えているんですけれども、中高一貫教育、三つタイプあったんですけれども、その中でも既存の中学と高校を連携させるという連携型ということで、公立校はたくさん設置されているようなんですが、どうでしょうね。この山都町でも、矢部中学校と矢部高校って非常に場所も近いですし、連携型の中高一貫教育を目指してみるというのは、どうなのかなと思っているんですよね。例えば、これ例なんですけれども、矢部高校に矢部中学校の給食制度を組み込むとかですよ。給食が出る高校ってなかなかないじゃないですか。しかし、保護者の方々、特にお母さん方に聞けば、給食出るならものすごく助かる。こういうふうにおっしゃるんですよね。

そういった取組も、連携型で中高一貫とかでやれば、できないこともないんじゃないかなと思ったりもするんですけれども、いかがでしょう。その中高一貫教育を目指すということに関して

は、どうお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君）　本町教育委員会におきましては、現在、小中一貫となります義務教育学校の設置の方針を決めて、取組を進めているところでございます。議員おっしゃいます連携型の中高一貫教育につきましては、学校同士、あるいは生徒や教師の交流により、入学体験や交流事業などの連携がなされている事例があるということを承知しておりますけれども、矢部高校と各中学校間におきましては、矢部高校への理解の促進、あるいは、交流といったのは積極的に取組を進めてもらっておりますけれども、連携と言えるまでの取組は今のところないと承知をしております。県内におきましても、小国高校がその例にあるということを大まかに概略は承知しておるところでございます。

そこで、現実的な問題として考えますときに、僻地とか遠隔地での一つの中学校とか、一つの高校など、その立地の現状から教育機関の存続を求める、合意が得られる、そういう地域であるならば、実現が早いのかなと考えるところでございます。

反対に、本町に置き換えましたときに、広範囲に点在する３つの中学校、今、例を示していただきましたのは、矢部中学校ではというお話でございますけれども、その一つとしましても、そこからの進学先に、熊本市内や高森高校など、その進学の先の選択の面、幅が大変、各家庭、各生徒によって多様であるということからしますと、じゃあ、矢部中学校と矢部高校で共通目標、そして、矢部高校を卒業したときにはこういう力をつけて送り出そうという共通意思を確認して、そこに一致団結して取り組むというのには、まだまだ混乱が予想される現状かなという認識でおります。御提案につきましては、学校教育課長から御返事申し上げます。

○議長（藤澤和生君）　学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君）　それでは、給食の連携についてお答えいたします。高校生に昼食を提供するという点では、検討の余地があるかと考えているところであるんですけれども、そもそも義務教育を前提として、学校給食法に基づき、小中学校の児童生徒に給食を提供している学校給食施設において、義務教育でない高校生に給食の提供ができるのか。

あと、それ以外にも、調理業務に係る関係法令との整合、業務増加に対する関係職員の理解、労働環境や労働条件の課題、それの課題を検討していく必要があると考えます。

その他の課題としまして、給食施設、調理体制、搬送体制、受入側の施設や体制、財務的な取扱い、これら以外にも、町の思いだけではなく、県教育委員会や高校の考えも絡む話となると思うところです。

また、現在進めております学校給食体制の検討にも絡みますので、まずは、県教育委員会や矢部高校等にお尋ねしまして、取組の可能性を確認したいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　前向きに答弁いただきまして、非常に心強い思いがいたしました。関係法令、いろいろクリアすべきハードルあると思いますので、そこに関しましては、一つ一つ丁

寧に調査いただきながら、もし実現できれば、非常に画期的な話かなと思いますので、また、高校の魅力化の向上の一つになるかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そうしましたら、次に、最後に矢部高校の質問になるんですが、最後の質問ですが、よく産学官連携という言葉を最近耳にすると思います。産業界と官、いわゆる自治体ですね。あとは大体大学が多いんですけれども、産学官連携というのがありますが、ここ山都町では矢部高校がすごく身近な存在にありますし、農業や林業といった専門学科もございますので、農業分野や林業分野において、産学官連携ということが、何というんですかね、目指すことができないのかなと思ったりもしているところです。

いかがでしょう。町で矢部高校を巻き込みながら、農業における課題、林業における課題などを解決するためのいろんな研究や模索、取組といったことができないものかなと思っているんですが、執行部のほうではいかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　矢部高校、いろんな大学といろんな職場との連携協定も結んだ中で、今、学校運営をされております。先ほど、産学官連携、矢部高校、早い時期に、猪鹿鳥（いのしかちょう）という形の中で、山都町の食材を使ったカレーだったと思っておりますが、開発をしていただきました。今、我々一番心配をしておりますイノシシ、鹿の被害があり、また、ジビエ工房という処理センターを持っておりますので、そういう部分をもう１回聞かせていただきたいなという思いでおるところであります。

それと同時に、認知症パズルという木工製品をうちの山都町の社協と一体となった中で製作をされております。今、少し商品化しながらしていただいておりますが、矢部高校が開発した部分を町の産業界の方々が商品化し、起業化でけんかなという思いでおります。せっかく生徒さん方が一生懸命開発をした、全国にまれに見る商品だという思いでおります。そういうのも含め、やって行きたいと。また、日本蜜蜂の研究も本当にされております。科学的にされております。今、蜜蜂の話は町内各地で、自家用の養蜂をしておられる方々が自前で、また、独特な方法でされておりますが、この研究がそういう方々にも広まれば、蜜蜂がおることによって、非常に産業といいますか、植物の体系が立派に行くんじゃないかなという思いでおりますので、そういうも含めて、やはり矢部高校で一生懸命していただいた部分を地域の産業に、農業に生かせるような取組をしていくのが、先ほど来ありますように、山都町に高校がある一つの大きなメリットじゃないかなという思いでおりますので、まずはそういう部分まで行けるような取組を高校と一体となった中で進めてまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　矢部高校で学ぶ生徒たちにとっても、自分がいるその地域の課題を大人たちと一緒になって解決に向かえるということがやりがいにもなるでしょうし、そこから高い学びが期待できるのかなと思いますので、ぜひ進んでいければなと思います。

では、もう本当に時間も差し迫ってまいりましたので、最後の質問に移ります。

国宝通潤橋を生かした地域づくりということで、質問を用意してあるんですけれども、通潤橋

に関しましては、この後、他の先輩議員の方からの質問もありますので、私のほうで２点だけぜひお伺いしたい点があるので、確認したいと思います。

通潤橋を生かして、今まで様々に周辺地域の皆さんは、例えば飲食店ですとか、あるいは観光協会が、今、目の前で道の駅通潤橋を指定管理を受けて運営したりとかやっています。あるいは、商工会、まちづくりやべなどがイベントを催したりもしているんですけれども、やはり国宝の指定を受けたということで、観光客といいますか、訪れるお客様の数は増えたというふうに聞いておりますし、やはり一つ、これはいろいろと取り組んでいらっしゃる様々な団体や民間事業者たちのそういった事業であったり、商い、取組をある方向にまとめるといいますか、ある一つの同じ方向を向きながら、運営といいますか、個々が運営できるような、そのような体系づくりが必要じゃないかなと思っています。

端的に言うと、政府が示しているＤＭＯのような、そういう組織体系かなと思います。観光地域づくり法人の略ですけれども、観光地域を作るに当たって、やはり利用者目線で見ますと、通潤橋の見学であったり、食事をしたり、あるいは、お土産品を物色したり、あるいは、その周辺の散策も、そういったものが一つの一体化した楽しみとして利用者さんたちは感じ取っているはずだと思うんですよね。

そういうところをしっかりクローズアップしながら、それぞれにお店の営業とかをなさっている方々が、役割分担しながら、観光地域というものをしっかりと組立てていけるといいのかなと思っているんですけれども。そのためには、そうしたことを取りまとめて推進していく、進めていく、そういう団体が必要なのかなと思っています。

そこで、商工会の事務局長もなさっていた楢林副町長のほうに、そういった組織を山都町で起こすことの可能性であったりとか、あるいは、今、私が言ったようなことが本当に重要なのかどうかの検証も含めて、御答弁いただければと思います。

○議長（藤澤和生君）　副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君）　お答えいたします。今、九州中央自動車道の開通を目の前に控えて、国交省の九州整備局によりますと、１日１万1,700から１万5,100台が通りるということですね。それから、国宝通潤橋ということで、この受入体制ということで、議員のほうから御指摘は受けましたけど、これは御指摘のとおり、町としてしっかり取り組むべきことだと思っております。

ＤＭＯにつきましては、全国に地域ＤＭＯも、それから、地域連携のＤＭＯとか、法人ＤＭＯとかありますけども、282ぐらいありますけども、熊本県内ではいち早く八代のＤＭＯ、あるいは、観光振興を取りまとめる阿蘇地域振興デザインセンター等がありますけれども、これを山都町に置き換えてみますと、今、商工観光については、商工会と観光協会がやっておりますけれども、これにまちづくり団体、まちづくりやべとか、清和資源とか、そういったところと、いろんな関係団体が受入体制を作るということも大事だと思います。

つい先般、皆さん御承知のとおり、通潤橋の国宝指定を受けて、商品券が発行されました。これは商工会とまちづくりやべがされたわけですけども、たった二日で3,600万円を売上げました。やはり、ここらあたりまだ消費能力というのが町内にもあるということで、また、追加発行して

いただきたいということでありましたけども、それについても協力して、また、追加発行するようなことで、清和資源あたりも協力するというようなことで、いち早く動いていただいております。

やはり、民間の動きというのはやっぱり早いんだなというふうに思っております。こういった民間の動きと町が連携してＤＭＯを作るということがどうかということになりますので、ここらあたりは、まずは民間の皆さん方に、そういった関連団体に集まっていただいて、協議をしていただいて、それで必要とあれば、やはり町も当然それに加わって、官民一体となった連携が必要じゃないかと思っておりますので、そういうことになれば、町としてもしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　そうですね。やはり民間の皆さんと連携しながら、そういった団体ができるのかの協議から進めていただければなと思います。

最後にすいません、本当に時間がなくて申し訳ないんですが、来年度、令和６年度、山都通潤橋ＩＣの開通後で、通潤橋を訪れるお客様が本格的に増えることが予想される中、国宝通潤橋を生かした地域づくりということで、梅田町長の方針をお伺いできればと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　９月25日の国宝指定以来、先ほど来ありますように、多くの観光客が来ていただいているのはもう事実であります。そしてまた、山都通潤橋ＩＣが来年の２月11日に開通します。大変多くの方々が来ていただくのを楽しみにしておるところでございますが、それにつきましては、進入路の整備であったり、看板等々の整備であったり、早急に今後計画をしながら取り組んでまいりたいという思いでおります。

そのため、先ほどありましたように、町内の業者の方々、いろんな方々との協力をし合わなくては、受皿づくりが一番大切かなという思いでおりますので、今後、通潤橋周辺の整備等々も早急に今しとる分をもっともっと加速度化していかなくてはいけないなという思いでおりますので、そういうのも含めて、まずは来ていただく方々にどのようなおもてなしができるか、町がまちづくりをしていかなくてはいけないという思いであります。

いろんな人から言われております。昼食の会場がない。いろんな部分の問題点があります。多くの方々が来ていただくということには、安心して来ていただける場所づくり、場所の提供、癒やしの場所に来ていただくという思いでおりますので、そういうのを含めた中で、我々、町として取り組んでまいりたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　ぜひ力強く進めていただきたいと思います。本日の質問は以上で終わります。

○議長（藤澤和生君）　これをもって、３番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩　午前11時00分

再開　午前11時10分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　おはようございます。９番、飯開政俊です。

ここ数年は、熊本地震、コロナ禍の影響で大変な年月を過ごしてきましたが、町民をはじめ、関係機関の協力で、新しいまちづくりに向け、多くの成果を出すことができております。山都町三大祭りも多くの人でにぎわうことができました。

コロナの影響で、経済、観光など、自粛生活が続く中、本町は27年の熊本地震、それに続く豪雨災害からの復興に、令和４年度までに成し遂げ、それとともに観光の受皿づくりにも取り組んでこられました。

まず、通潤橋の復旧とともに、周辺整備、岩尾城二の丸広場、老人憩の家の跡地を芝生広場に整備したことで、多くの来場者を迎えることができました。特に小学４年生が連日、バス数台で見学に訪れ、芝生広場で楽しく遊ぶ姿が見られました。この芝生広場は、若いお母さん方から子どもと遊べる場所を作ってほしいとの願いに応えた広場です。

清和文楽館も観覧者が増えていく中、駐車場へのバスの乗り入れのための整備や郷土料理館も、商工観光課の努力でリフォームできたことで、文楽で働く職員の皆様から、これで多くのお客様を迎えることができると張り切って仕事をされていました。

清和天文台を含めた旧朝日小学校の周りでは、郡内の中学校の駅伝大会が開かれ、井無田高原への違う形での客の呼び込みができております。

馬見原においても、若い方の店の開店も始まり、特に町内のいろいろなイベントに、大阿蘇蘇陽太鼓喜楽や蘇陽おやじバンド、ハニーナインのメンバーが多くの祭りに出向き、祭りを盛り上げていただいております。旧３町村の絆づくりに大きく寄与していただいており、心より感謝しております。

また、経営が厳しかったそよ風パークも、指定管理者の交代により、そよ風パークは生まれ変わったように、バイキングをはじめ、来客者が増えております。蘇陽地区のキャンプ場は過去最高のキャンプ利用者があり、町の集客実績に大きく貢献されております。

有機農業に取り組む本町の取組が多くのマスコミに取り上げられ、移住者を含め、経営の安定に向け、頑張っておられます。そして、本年の九州食味コンクールで、ＪＡかみましきやべ有機農業研究会が出店した米が、検体数1,311の中から３位に入賞し、有機米での入賞はかなりハードルの高いことで、有機のまちとして誇れる入賞です。有機農業に取り組む成果を示してくれました。

ＪＡかみましきの矢部、清和の農産物の販売実績は、本年の10月で前年対比105％、計画対比104％と伸ばしてくれました。鳥獣被害に対応しながら頑張られた農家の皆様はもとより、御指

導いただいた関係機関の皆さんにも感謝いたします。ただ、肥料、飼料などの資材が値上がっており、今後も注意深く見守っていく必要があります。

また、文化の森をはじめ、多くの方々が山都町の魅力発信に大きく貢献されておられます。これまでの取組とともに、山都町の認知度は、通潤橋の国宝指定、中央高速道の浜町までのつながりなどにより、多くの人々が訪れる町となることが予想されます。このビッグチャンスを確実につかんでいただくための政策を、今後とも期待します。

では通告に従い、質問台より質問をいたします。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　まず最初に、町民の長い間の願いでありました総合体育館パスレルが、来年の３月、総合運動公園内に完成予定ですが、何事も完成後、多くの町民の皆様から愛され、利用されることは大事です。そのためには、施設に魂を吹き込まなければなりません。まず、落成後のイベントで、町内外の人々に好感を持たれるようなイベント計画はありますか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。総合体育館パスレルの建設につきましては、令和４年６月に着工しまして、令和５年11月末に建物が完成しました。現在は、大会周辺の外構工事及び取付け道路整備中で、来年４月１日のオープンに向けて準備を進めているところでございます。

この総合体育館の新規建設に当たりましては、これまで、山都町営総合体育館検討委員会を設置しまして、スポーツに携わる関係競技団体から御意見をいただきながら進めてまいりました。

お尋ねの完成後のイベント計画につきましては、先ほど申しました検討委員会に、各種目競技の代表者がおられますので、以前からイベント開催計画を打診し、競技団体から年間を通して、オープニングイベントを企画する旨、お話をいただいているところでございます。

まず、こけら落としのイベントとしましては、バレーボール協会が来年４月に郡内中学校女子バレーボールチームを集めて、バレーボール教室の開催及び社会人女子クラブチームと競合女子高校バレーボールチームとの親善試合を計画されております。

総合体育館の管理につきましては、指定管理者に委託する方針であり、民間の活力を生かして、イベントやカルチャー教室、トレーニングルームを使った企画事業も展開される予定でございます。ぜひ、多くの住民の皆様に積極的な活用をお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　イベントを開催するとき、大事なのは町民の理解と協力です。現在、本町の中で小学生から大人まで多くの大会で活躍されているのは、剣道の選手です。この剣道の大会はまだ何も申込みがないのか分かりませんけども、ぜひ開催してほしいと思いますけども、どうですか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。まだ剣道協会のほうからは具体的なお話は聞

いておりませんが、また相談しながら、大会等も盛り上げていただくように、御案内したいと思います。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　ぜひ、イベントを本当に盛り上げていただきたいと思います。

続きまして、体育館はグラウンドゴルフ場に次いで二つ目ですが、残りの中央グラウンド、サッカー場、ちびっこ広場など、全ての完成時期はいつ頃になる予定ですか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。サッカー場につきましては、現在、基盤整備及びナイター照明設備、防球ネットや近隣にパークトイレを整備中でございます。今回、補正予算で、次期工事の人工芝張り等整備工事の予算を計上させていただいております。また、中央グラウンド及びちびっこ広場の施設整備につきましては、令和６年度から７年度までの完成を見込んでおります。公園全体の完成は、令和７年度末を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　完成にはしばらくかかりますが、ぜひ町民の負託に応えるすばらしい運動公園を造っていただきたいと思います。

中央グラウンドの完成はしばらくかかりますが、一つお願いがあります。本年を含め、ここ数年、町民体育祭は中止されております。私はぜひ来年は開催していただきたく、願います。17年前、ちょうど３町村が合併した年、私は御岳の体育協長でしたので、町民体育祭を開催するかしないかの会議に出席しておりました。

会議の中で、蘇陽、清和の体育協長とは初顔合わせでしたが、そのとき出た意見はとにかくやろうということで、協議内容は当時の体育指導委員をはじめ、教育委員会に任せて、何としてでも開催し、３町村の親睦を図ろうと、開催ということで決定いたしました。

町民が一堂に集うということはなかなかなく、町民体育祭が唯一の行事ではないかと思います。数年前の町民体育祭で、最後の種目の対抗リレーで、蘇陽の中学生の走りを見て、あれが100メートル10秒台の走りかと感動したことが、今も鮮やかによみがえってきます。

また、今年10月、中国で行われたアジアパラリンピックで、山都町在住の飯星かすみさんが銅メダルを獲得され、来年行われるパリオリンピック出場に向け、日々練習に頑張っておられます。

皆様も御存じのように、スポーツは人々の心を熱くし、感動することにより、高揚感も生まれます。また、様々な国際大会で、日本の選手が世界の選手を相手にすばらしい戦いを見せてくれています。そのことにより団結心が強くなり、人々を前向きに導いてくれます。このように、スポーツの力は大きく人々を動かし、町を動かすと思います。

執行部の皆様にお願いしたいことは、体育協長との会合において、どうしたら開催できるかということを考えていただきたいです。例えば、一つ一つの自治振興会ではチーム編成は難しいと思われますので、旧中学校単位での合併によるチーム編成、それに加えて、町外から本町に仕事関係で来られている方や本町出身のふるさと選手などです。町外から通われている役場の職員の

方々には、人口が少なくチーム編成に厳しい地区に手伝ってもらうなど、いろいろなアイデアを考えて、開催を実現していただきたいんですが、いかがですか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。コロナ禍によりまして、町民スポーツ大会を令和２年から３年まで中止しておりましたが、令和４年からの再開に当たっては、各支部、体協の代表の方とも協議を行いまして、これまでの協議スタイルでは参加者も限られており、スタイルを変えて、なるべく多くの方にスポーツに参加してもらおうということを目的としまして、支部体協で企画を行い開催するスポーツアクティブフェアと評しまして、それぞれの地域の現状を踏まえ、ニーズに合ったスポーツ行事を開催していただくこととしました。定番となっておりますグラウンドゴルフをはじめ、近年注目の集まっているモルックやペタンクといったニュースポーツを実施した体協もございました。年齢、性別を問わず、様々な人が交流して盛り上がる行事を行っていただいたところです。このことは、今年の広報やまと１月号で御紹介させていただいております。

お尋ねの町民スポーツ大会の開催につきましては、議員のおっしゃられます意図は十分理解をしているところでございます。しかしながら、競技性が高く、大会も盛り上がっていた頃と比べまして、近年は高齢化や少子化で選手集めが非常に難しいのが現実であります。同じ選手が何度も出場しなければならなかったり、選手にとっても負担になっていることも伺っておりました。

今後の町民のスポーツ大会の在り方については、いま一度、支部体協長さん方とも協議の場を持ちたいと考えております。

また、現在整備中の山都町運動公園では、競技ができる施設としまして、体育館、芝生広場、サッカー場、グラウンドがございますので、完成後の運用に向けましては、そういった町民スポーツ大会の受皿として、公園全体を活用したイベントの開催を視野に入れて取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　様々な意見があるかと思いますけれども、ぜひ開催に向けて頑張っていただきたいと思います。

私は、なかなか糸口が見つからないとき、だまし絵を思い出します。だまし絵は皆様も御存じのように、ルビンの壺が有名ですが、一つの絵に二つの絵を重ね、見る人をだますという絵ですが、私が教訓としている絵は娘と老婆が重なって描いてあり、娘の顔の印象が強いと老婆の顔が見え、逆に、老婆の顔が印象に強いと娘の顔が見えないという絵で、私が物事にぶつかったとき、この絵を思い出し、違う方向からの目線を心がけて、問題解決に努めてまいりました。

どうか、前例、慣例を参考にすることも大事ですけれども、固定観念捨てて実現できるよう、頑張っていただきたいと思います。

では、次の質問にまいります。上益城５町村により、エネルギー回収施設の建設計画は御船上野地区に計画され、今、環境アセスメント手続が行われ、調査は１年と伺っていますが、現在の

進捗状況はどうなっていますか。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。当該施設の建設を行うに当たり、議員おっしゃいましたとおり、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントが必要となります。

アセスメント調査は大きく４段階に分かれており、配慮書段階、方法書段階、準備書段階、評価書段階となります。現在は２段階目の方法書段階で、これは事業が与える環境影響等について、調査、予測、評価する項目及びその手法を公表するものです。方法書については、７月25日から８月24日までの間、事業者のホームページ及び県庁、御船町、益城町、事業者事務所にて縦覧させるとともに、事業者主体による住民説明会が御船町と益城町で開催され、県の環境影響評価審査会も９月26日に開催されました。

今後は、方法書に対する住民等の一般意見、環境影響評価対象町である御船町長、益城町長からの意見、熊本県環境影響評価審査会の意見を踏まえた熊本県知事からの意見を現在待っている状態で、それを受け、事業者において問題点を整理された上で、現地での調査に取りかかっていかれることとなります。その後、先ほど申しました準備書段階、評価書段階に進まれることとなります。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　アセスメントの進捗状況は分かりましたので、スムーズにいくようにお願いしたいと思います。

また、本町の小峰クリーンセンターのごみ焼却施設は稼働後30年が経過しており、毎年5,000万円程度の改修費が必要で、職員の方々は経年劣化した施設、機械の修理を重ねながら、懸命に仕事をされています。

昨年、三重、大阪の近代的な処分場を視察し、処分場からは煙、におい、水一滴たりとも出ることはなく、ごみの焼却時はエネルギーに活用するなど、リサイクルを一番に考えられた施設でした。

そのような技術を持たれている民間事業者の技術力を今回使うということで、私としては期待をしております。アセスメント調査の評価が通り、周辺住民への説明の結果、理解いただいた場合、実際、エネルギー回収施設の着工、また、その先にある稼働は何年後になるでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。環境アセスメントの終了後、本事業計画が５町において適切と判断され、環境保全協定及び立地協定が締結された場合、上益城郡広域連合が所有する事業用地を貸し付けるものとなっております。

環境アセスメント方法書における事業スケジュールでは、令和９年度から令和11年度までの間、土地造成工事、施設建設工事の期間としており、令和11年度中の施設稼働が予定されております。ですので、６年後となります。ただし、さきに申しました県知事意見を反映した調査が実施された場合など、様々な要因で稼働開始は延びることも考えられます。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　ぜひ、スムーズにいくことを願っております。また、本町の可燃物を熊本市へ、完成するまでの間、委託する計画がありますが、いつからの計画になりますか。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。熊本市と上益城５町の覚書により、令和７年度から、可燃ごみについては熊本市のほうの施設において広域処理するように、計画されております。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　今、町がいろいろな事業を行っておりますが、民間の力を利用した事業運営に変えていくことはとても良いことだと思っております。人口減とともに職員も縮減しておりますし、職員の負担を減らすことも大事だと思いますので、早い段階での建設が進むよう、お願いを申し上げます。

続きまして、冒頭、申し上げましたように、平成28年の災害がやっと復旧したと思っていたところ、新たに災害が発生し、また、建設課の皆様は大変な仕事量で苦労されておられ、頑張る姿に感謝申し上げております。

そこで、来年度以降、災害復旧工事はいつから始まり、また、数年かかると思いますが、どのくらいの年数を考えておられますか。河川の復旧は原状復旧では無理と思われますが、どのように考えておられますか。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　令和５年７月３日の梅雨前線豪雨により、公共土木施設においては、町道、町管理河川、県管理施設において甚大な被害を受けております。

本年の災害は本町においても局地的な被災であり、河川災害の背後地には農地等の災害があるなど、混在している地区が多いため、農林振興課とも協議し、発注を進めていきたいと考えております。復旧工事期間としては、１、２年ではなく、数年かかる見込みです。応急本工事として４件を発注し、完了していますが、本格的な工事発注は災害査定終了後、進めていく予定です。河川の災害については、町の北部地区を中心に甚大な災害が発生しております。その中で、下名連石地区の町管理河川において、農地及び農機具倉庫等が浸水し、河川への蛇行線形を無視し、直線的流下により、背後地に甚大な被害を及ぼしていることから、改良復旧を予防し、現在、国、県と協議を行っている状況です。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　大変お忙しい中ではありますけれども、早い段階での復旧に取りかかっていただきたいと思います。

また、災害額の小さい農業災害などへは災害自力復旧を計画され、上限20万円の補助ではありますが、利用者から大変喜ばれております。よい予算執行だと思います。

ただ、大きな災害に目を奪われがちですが、私がいつも気にかかるのは、町道などの維持管理に関する町民の要望に応えることがなかなかできないということです。毎年、維持管理への要望

は増えてきており、どのくらい来ておりますか。また、当初2,000万程度の予算でしたが、補正を含めて、本年はどのくらいになりますか。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　お答えします。まず、地元住民からの町道維持管理に伴う要望です。

令和４年度において、要望件数79件に対し、対応できた件数が29件で36％。令和５年度現在において、要望件数70件に対し、対応できた件数が32件で、45％が対応できている状況です。簡易な舗装補修については町道巡視、また、地元要望を踏まえ、道路管理人等において直営にて作業を行っている状況です。

令和５年度予算について、当初予算において維持工事費2,200万円、９月補正予算において550万円を予算化いただき、2,750万円で維持工事を行っている状況です。その他、７月３日の梅雨前線豪雨により被災した町道について、災害復旧事業に計上できない小規模な被災箇所について、事業費中の修繕費で500万円、使用料賃借料中の機械借上料で121万円を補正予算にていただき、対応している状況です。

その他、道路維持に伴うハード事業として、当初予算において、需用費、町道修繕料1,740万円、町道除草作業業務委託料3,460万円、支障木伐採等委託料650万円、重機借上料350万円、町道舗装更新工事4,000万円、舗装補修等原材料費500万円を予算化いただいており、現在、１億4,000万円の予算で、町道維持管理を行っている状況です。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　本町は本当に広い土地を所有し、維持管理には大変苦労されていると思いますけれども、町民の皆さんの力を借りて、維持管理していかなければなりません。

その中で、町道の草刈りなど、今、地域住民が役という形で頑張って管理をしています。どこの地域も、住民の高齢化が進み、今後、作業員の確保が厳しくなることは明らかで、対応は待ったなしで、しなければなりません。今の段階で、どのような助成をされておられるか伺います。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　町道草刈り等についてお答えします。地元住民で行われている草刈りについて、作業員の高齢化等により、機械化、省力化を行うため、バックホウにアタッチメントして装着されるハンマーの機械借り上げの要望が増えてきている状況です。

令和５年度におきましては、現在、機械借り上げの実施件数として22件、158万円を支出している状況です。このことを踏まえ、来年度予算要望に努めていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　ぜひ、今後10年間すれば、今の団塊の世代が80になります。本当に先々、いろんな意味で、今の段階からそういう対策を練っていただきたいと思います。

また、総務課長にお尋ねをいたします。維持管理予算は全て町の持ち出しですので、なかなか増やせませんが、11月21日、新聞の見出しで、復興基金、全市町村に50億円、県が一括支払いへと大きい見出しがありました。本町へはどのくらい交付されるか分かりませんが、使途について

は復旧復興や地域の対策、機能向上に限る。ただ、従来より使える要件を緩和し、市町村の独自事業への充当も全額充てられるようにする。市町村は、復興や安全安心の向上のために、柔軟に生かしてほしいと書いてありました。

例えば、７月３日の豪雨により、浜町町内で床下浸水が起きました。10年ほど前にも床下浸水しており、住民の方から要望がありましたので、関係課、地元の関係者と立ち会わせていただきました。このような災害には使えないか伺います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。今回の熊本県からの復興基金の一括交付につきましては、熊本地震発震後に県が創設した復興基金全体額523億2,000万円のうち、いまだ使い道が定まっていない100億円の半分に当たる50億円を県内自治体に一括交付するというものでございます。

配分額につきましては、今後示されますが、使途につきましては熊本地震からの復旧復興に資する事業を基本としつつ、地域の防災機能向上等に役立てることができるものでございます。具体的には交付手続等は12月下旬以降となりますが、今回交付されます基金の考え方といたしましては、平成28年熊本地震からの早期の復興を図ることを目的とする基金の造成に要する経費を対象としており、基金を新たに造成、または既存基金へ積み増しをすることとされております。

ただし、令和５年度事業に活用する場合におきましては、基金を造成または積み増しせずに、交付を受けることも可能と示されております。

具体的な用途につきましては、配分額提示後、早急に検討してまいりますが、あくまでも熊本地震からの復旧復興に資する事業を基本として、かつ地域の防災機能向上に資する事業等へ活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　町内で床下浸水が起きると、現場を見てきたときに、いろいろな要件があります。その水路に矢部高校の全ての施設からの水もかなり流れ込むということで、大雨の日には日頃と違う増水があります。

そういうことも踏まえて、やはり地域住民の方は何回か床下浸水を経験されておられ、非常に困っているというお話でしたので、これが使える使えないは別にして、対応を急いでいただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。本年は総務常任委員会におきまして、町長も御同行いただき、防衛省、防災の拠点である国家公安委員長が執務されている官邸前８号館、内閣府を訪問し、大臣との意見交換をはじめ、大矢野原演習場での自衛隊の演習に対する要望などを申し上げてきました。

まず、防衛省においては、日米共同訓練の情報提供の在り方、演習場の騒音の問題、演習場の火入れ、野焼きの協力体制、演習場よりの河川への土砂の流入問題など申し上げ、地元議員であります５番、中村議員より、地元ならではの意見も申し上げて、今後に向けての意見交換をしてまいりました。松村国家公安委員長からは現在起こっている災害、今後懸念されている南海トラ

フ地震、東京直下型地震への懸念などの話を伺うことができました。実際、山都町において、南海トラフ地震を想定した訓練をそよ風パークの芝生広場で見学をいたしました。その中で、災害時の連携で、本町の役場、警察、消防署、自衛隊の間での共同訓練はとても参考になり、よい訓練と思いました。

そこで、町内の災害への対応はもちろんですが、宮崎をはじめ、太平洋側の県が災害に見舞われたときの避難、援助物資の搬入などの基点になることも予想され、それへの対応も含め、今後どのような役割が予想されますか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。本年10月21日、県で初めて南海トラフ地震対応訓練が県主導の下、実施されました。宮崎県、大分県の県境７市町村及び、その他津波の影響が懸念される３市町村、合計10市町村で実施され、特に重点市町村として、宇城市と本町をメイン会場として実施されました。県全体で約1,800人が参加し、本町においても約300人が参加いただき、町といたしましても初めての南海トラフ地震対応訓練となりました。

訓練内容は午前中の訓練において、県の状況付与に対する対応及び各関係機関との人命救助等の調整会議を役場本庁舎において行い、午後からは蘇陽地区で現地における機能別実動訓練をヘリコプター、緊急車両、コミュニティーバス等を活用し、行いました。

南海トラフ地震が発生した際の本庁の役割といたしましては、宮崎県への部隊の派遣及び救援物資の集積等の防災中間拠点といたしまして、役割が期待されております。また、宮崎県からの広域避難者の受入等の期待も大きく、今後、本町の防災拠点となる運動公園や大矢野原演習場の部隊活動拠点としての活用及び避難路としての九州中央自動車道の活用など、本町の地域的重要性が改めて認識されたところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　本当に南海トラフ地震が起きれば、本町は本当に九州の基点になるというお話も東京で伺っておりますので、今後ともいろいろな場面を想定して、訓練をしていただきたいと思います。

また、防災の基本は常に訓練を継続することと伺っております。そこで、本年の自主防災組織の実動訓練の実態を伺います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。自主防災組織は令和５年12月１日現在、41組織あり、本町全体をカバーしております。防災訓練の活性化を図るため、令和２年度より年間２回の訓練強化期間を設定し、第１回目を５月から６月、第２回目を10月から11月の間、約１か月間としております。

今年度の実績は、第１回の防災訓練強化期間での実施は24組織が行い、59％の実施率、第２回は現在まで27組織が行い、66％の実施率となっております。なお、年度末までにさらに３組織が実施予定でございます。今年度、訓練を１回以上行った自主防災組織は37組織となり、90％の実

施率となっております。年２回の訓練を行った自主防災組織は40％ということであります。県の指導では年２回の実施が推奨されているため、さらに訓練促進を図ることが求められております。

また、一方で、５年以上訓練を行っていない組織も４組織あり、訓練の必要性を認識していただくことが重要であると考えております。

訓練内容にも差があり、電話による伝達、安否確認のみの行う組織もあれば、具体的、災害を想定し、防災バックを背負っての避難や炊き出し、さらには、防災グッズの展示を行う組織もあります。

今後は、未実施地域の訓練の促進、訓練が不十分な組織の実例を踏まえた避難訓練等の内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　本町は俗に言う５・３水害、それから、21年の先ほど申し上げました地震豪雨災害、そして本年の金内橋含む豪雨、一人の被害者も出さずに乗り越えることができました。このことは、本当に防災をきちっとしている町として、誇れることではないかと思います。

このような防災訓練が今後も続けられ、一人の被害者も出さないような訓練を続けていただきたいと思います。

また、防災ヘリポートが各地にありますが、コンクリート舗装がないところが多く、ヘリポートの機能を上げるためにも舗装が必要と思われますが、整備に向けての計画はありますか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　まず、本町の防災ヘリポートの現状につきまして、御説明申し上げます。

県防災課から航空機運用に柔軟性を確保するため、より多くのヘリポートの指定が必要との指導を受け、現在、町内で指定されているヘリポートは36か所です。36か所のヘリポートは、ゴルフ場、学校や町のグラウンド、観光施設、福祉施設、民間施設等があります。

御質問の件ですが、36か所のうち舗装されている箇所は、菅地域の旧白糸第二小学校グラウンドのみで、地域に発電所設置を行った民間事業者により整備されたものでございます。

今後の舗装に関する計画につきましては、主要なヘリポートにおいて舗装による整備を進めたいと考えておりますが、場所によっては、舗装すると支障が出る場所もございます。平時にグラウンドとして様々なスポーツ等で使用されている場所等は、コンクリートのヘリポートを設置することで、利用に支障を来す場合もあり、町といたしましても、今後、孤立集落となる恐れがある地域や、各地域の拠点となるような箇所を選定し、地域住民へのヒアリングを行い、優先順位を付け、舗装をすることが支障ない箇所について、国や県の補助金を活用することができないかなど、財政面も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　上益城消防署の本町の二つの消防署が一つに、今度統合されます。今後、ヘリポートの充実は必ずやっていかなければならない道筋と思いますので、現地に合わせて行っていただきたいと思います。

次に、最後の質問です。政府が行う税収増の還元策として、所得税１人当たり年４万円減税、非課税世帯に７万円給付案が計画されていますが、ここに来て少し迷走しておりますが、実際行われた場合、どのような形で行われ、今の段階で減税者がどのくらいの数になるか。減税の実施時期が大まかに分かれば、教えていただきたい。

また、非課税世帯への給付の在り方です。特に、子どもなどからの扶養を受けている家庭などへの影響はありますか。給付金が本町全体でどのくらいの額になるか、おおよそで分かればお願いします。

○議長（藤澤和生君）　税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君）　まず、減税についてお答えします。国の物価高対策による減税は１人当たり４万円で、その内訳は町県民税である住民税が１万円、国税である所得税が３万円とされています。

山都町における減税の規模は現段階の概算で、対象を5,600人分、２億2,400万円と試算しています。なお減税は、令和６年度税制改正により行われるものであり、まだこれから変わる可能性があります。

まず、住民税から御説明をします。例えば、家族４人の世帯で、減税前の住民税が10万円の場合、１人当たりの減税額は１万円ですから、その４人分の合計４万円が減税され、令和６年度の住民税の納税額は６万円となります。

次に、所得税の減税はサラリーマンである給与所得者と自営業者で、その方法が異なります。サラリーマンの場合は、毎月の給与から所得税が源泉徴収として差し引かれています。この差引き所得税を減らすやり方で減税が行われます。家族４人の世帯の場合、１人当たりの減税額は３万円で、その４人分の12万円が減税額となります。予定では、令和６年６月から毎月の給与やボーナスで差し引かれる所得税が、この例の場合で合計12万円減額され、その分手取りが増えることになります。

次に、自営業者の方は、令和６年分の所得税は、令和７年の２月から３月にかけての確定申告で決まりますので、その際に減税されることになります。

今回の物価高対策では、住民税の非課税世帯には給付金の給付を、課税がされる世帯には減税をすることになっています。

しかし、所得税や住民税が課税されるものの、その額が少ない世帯はどちらの対策も十分に受けられない可能性があります。国がここにも住民税非課税世帯と同じ程度の給付金により、または、減税と給付金を合わせて支援を行うとされていますが、その具体的な方法はまだ示されていません。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。住民税非課税世帯への７万円の給付の事業になります。住民税非課税世帯に７万円を給付する事業は、国の物価高騰対策の一つのメニューになります。

給付対象世帯は、令和５年12月１日に住民登録のある令和５年度分の住民税非課税世帯で、約2,300世帯を見込んでおります。給付総額は約１億6,000万円になります。ただし、住民税が課税されている方の扶養に入っておられる世帯、例えば子どもさんの扶養に入っている高齢者の世帯、高齢者の方とかは対象外になります。住民税非課税世帯であるが、対象外となる世帯もございます。その世帯が約340世帯を見込んでおります。混乱しないように、通知や広報紙、ホームページ等で周知をしたいと考えております。

給付時期につきましては、今回の議会で補正予算を計上いたしておりますので、議決をいただいた後、システム改修等の作業がありますので、年明けて１月下旬頃の振り込みを予定いたしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　この減税策と給付の在り方が非常に複雑で、まだ迷走しておりますので、町民の方々が戸惑わないように、御指導をきちっとしていただきたいと思います。

町民の皆様へお願いしたいことは、この政策は経済対策の一つであります。本町に３億8,000万円が給付されるのと同じ価値がありますので、町内での利用をお願いいたします。

最後にもう一つ、インボイス制度についてお尋ねします。インボイス制度開始から２か月がたちましたが、ＪＡなどに委託販売されている生産者には、一部の品目を除いて、農協特例無条件委託かつ共同計算方式は対象外となり、インボイス発行が不要ですが、これまでの免税事業者の方々の利益はどうなるか心配をしております。

これまで、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置が設けられておりますが、本則課税の場合、簡易課税の場合、特例課税の場合の違いなどがあり、いろいろな説明をお願いをしていかなければならないと思います。シルバー人材派遣センターの運営などに影響が出ることは必至であり、町としてどのような影響があるか、注視していかなければならないと思います。

ＪＡ、商工会とも、インボイス事業者登録の意向調査や研修会を行っており、今の段階で、町としてどのような問題が考えられ、それに対する対応は考えられておられますか。

○議長（藤澤和生君）　税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君）　お答えします。今年の10月１日からインボイス制度、消費税の適格請求書等保存方式が始まりました。消費税は事業者の方が消費者や売り先から預かっているものであり、自身が経費の支払いで負担した消費税の分を差し引いて納めるのが基本原則です。しかし、売上げ1,000万円以下の事業者は消費税を納税する必要がない、免税事業者となることができます。

課税事業者には、三つの場合があります。

本則課税は、さきの基本原則、預かった消費税から自らが負担した消費税を差し引いて申告をします。簡易課税は、売上げ5,000万円以下の事業者に認められているもので、自身が負担した消費税を差し引くときに、みなし仕入れ率と言われる業種ごとの割合を用いて申告を行うもので、

本則課税よりも、事務の負担が軽減されます。

また、これから免税事業者からインボイス、適格請求書等発行事業者になるところは、令和８年９月まで、業種に関わらず、売上げ税額の２割を納めればよい２割特例の軽減措置があります。

現在、免税事業者の方の取引先が免税事業者、簡易課税事業者、または、さきの２割特例の事業者の場合は、今のままでも影響はないとされています。それは、取引先もインボイス、適格請求書等を必要としないからです。

しかし、取引先の本則課税の事業者の場合、詳しい説明には入りませんが、そこはインボイスがないと、消費税の負担が増えてしまいます。

免税事業者はインボイス発行事業者となるには課税事業者にもなる必要があるため、それまでより消費税と事務の負担が増えることになります。免税事業者のままでは、取引先と価格を含め、何らかの交渉か見直しが必要になると予想されます。

概略、消費税のインボイス制度の影響を御説明しましたが、制度は複雑で、事業者の方は戸惑いも多いと思います。町では２月から３月にかけて行う申告相談において、２日間ですが、税理士相談日を予定しています。また、国では、業種に応じて、電話相談を含む無料の相談窓口が設けられていますので、どこに聞いてよいか分からないということも含めて、ぜひ御利用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　回答ありがとうございました。町民がわくわくするまちづくりに向け、共に頑張っていきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君）　これをもって、９番、飯開政俊君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後０時10分

再開　午後１時10分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　こんにちは。２番議員、坂本です。私も２年目になりまして、前回、前々回、私の一般質問かなり削除されまして、今回は削除ないよう注意したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　それでは、通告書に従って一般質問したいと思います。

まず、第１、町民への情報発信についてということで質問したいと思いますけれども、今作っ

ているホームページの作成予算と年間の予算は幾らになるでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　お答えします。現在のホームページは令和元年９月にリニューアルをしておりまして、リニューアル時の作成委託料は550万円でした。

令和５年度、本年度のホームページに関する予算は、ホームページ維持管理保守業務委託料190万円です。主な委託内容は、ホームページの運用支援、障害発生時の復旧対応です。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　年間190万。それで、現在のホームページで工夫している点、それと併せて改良すべき点、もしありましたらお願いします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　お答えします。ホームページの掲載は企画政策課で全ての掲載を管理しているものではなく、各課で掲載、更新等を行っております。

掲載に当たっては、表題の統一や、見やすく、分かりやすくを見る側の立場になって作成するよう、各課に対して定期的に啓発をしております。

また、広報やまとに掲載した情報は広く周知をするため、ホームページへの情報掲載についても、各課へ依頼しているところです。

続きまして、改善すべき点ですが、ホームページ掲載後の情報の更新やカレンダーの活用があまりなされていないところです。企画政策課としましては、定期的に見直し、更新をするよう、各課にお願いをしているところであります。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　各課に任せているということがありますけれども、だから何か煩雑すぎるんじゃないかなという気がするんですよね。

山都町のホームページを開けると、まず、トップページが開かないんですね。わざと、トップページを開けなくちゃいけない。開けたときにやっぱトップページが出て、前も言ったんですけれども、その次のことですけれども、ふるさと納税のバナーが出てこない。あれに、トップページ開けた時点でバナーが出てくれば、返礼品の数も増えるんじゃないかと思いますけど、いかがですか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　お答えします。そのようないろいろな御意見をいただきながら、また改良をしていって、よりよいものになるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　ほかのところのホームページでこれはいいなというホームページがありましたら、お伝えください。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　どこの市町村におかれましても、ホームページは大分工夫をされて作られていると思います。

ほかの団体のホームページを見ながら、また取り入れるべきところは取り入れていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　これは提案ですけれども、ふるさと納税の返礼品の紹介の仕方について、どんな工夫をされていますか。

○議長（藤澤和生君）　山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君）　お答えいたします。町の広報紙にふるさと納税の情報を掲載し、町外にいらっしゃる御友人や御親戚の方に御寄附いただけるような呼びかけに、御協力をいただいております。

また、町のホームページでは、ふるさと納税の特設サイトを作成しており、ふるさと納税制度の概要や寄附の手続について御案内をしております。

次に、返礼品の紹介で工夫している点ですが、まずは返礼品を提供いただいている事業者様に、こだわりや生産、製造にかける思いを必ず事業者様にヒアリングをしております。ヒアリングした内容は、他の自治体との差別化を図るために、返礼品の紹介画像や寄附受付けを行うサイトのページを掲載しております。

また、お勧めの調理方法やアレンジレシピを紹介することで、一つの商品を多様な方法で楽しんでいただけるような工夫をしております。

安心安全な山都町の食材を食品画像や寄附の受付ページでしっかりとアピールし、１人でも多くの方へ手に取っていただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　私がちょっと見た限りでは、あるところの、そこは200億円上げているところなんですけれども、仕分があるんですよね。例えば、米、肉、小分けがあって、そっから入ると、その商品が出てくる。あのほうが見やすいと思うんですね。うちのページ見た限りでは探さないかん。ずっと下ろして探していって、ページをめくると、返礼品のトップに出てこないんですよね。下のほうに出てくるんです。あれはやっぱ改良しとかんと、見た人が何だこれというふうになると思います。

そういうところをチェックしながら、山都町でそういう意見を取るよう、場を設けたほうがもっとよくなると思うんですよね。そこのところをよろしくお願いします。

次に行きます。現在のＬＩＮＥの利用方法と今後の利用方法について。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　お答えします。ＬＩＮＥは日本でも多くの方が利用するソーシャルネットワークサービスで、国内では2022年３月時点で約9,200万人が利用をしております。

また、ＬＩＮＥは個人だけでなく、法人としてもアカウントを持つことができ、多くの自治体

で公式アカウントを開設し、観光や防災等の情報発信ツールとして利用されております。

本町のＬＩＮＥ利用状況としましては、山都町ＬＩＮＥ公式アカウントを開設し、山都町ホームページと連携をし、情報発信ツールとして利用をしております。山都町公式ＬＩＮＥから情報を受け取るためには、御自身のＬＩＮＥアカウントで、いわゆる友達登録を行い、町から受け取りたい情報の分野を事前に選択することで、山都町ホームページに掲載された情報をＬＩＮＥ上で受け取ることができます。

また、今後は住民等の役場来庁時のサービス向上と職員の事務負担の軽減を目的として、役場窓口で記入する申請書等に必要な情報をＬＩＮＥ上の問診に回答することで、事前に申請書等を作成するオンライン事前申請システムとしての利用を予定しており、来月１月の構築を目標に進めております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　ＬＩＮＥのほうで私も登録しているんですけれども、これはよその地区だったんですけれども、そこの町がネオニコチノイドを一切使わない米づくりをやったんですよね。興味を持って調べて、あそこの米は安心安全だということでありました。そこのＬＩＮＥを登録したんですよ。そしたら、毎日３回か４回、更新が向こうからかかってくるんですよね。見に行くじゃなくて、向こうから情報を与えてもらうというのは、これはいいなと思ってですね。このＬＩＮＥに登録しておけば、そういう情報が町のほうからどんどん、そのＬＩＮＥを登録している人たちに流れていく、来るようにできたらなと思っております。

それで、そういう話をしとったら、ある議員から、あんたライフビジョンって知らんとねって言われた。私、全然知らんで、ライフビジョンを登録しましたら、６時ぐらいに更新登録があるんですけれども、このライフビジョンを普及というか、今の登録者数は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。まず、ライフビジョンにつきまして、御説明申し上げます。

本町には、防災行政無線が全世帯と町内の希望する事業所に設置しており、様々な行政情報を１日に４回、定期的に配信しております。

しかし、町内のみの放送となり、ライフビジョンは防災行政無線を補完するものとして、ふだん使っているスマートフォンに、専用アプリを入れておくことで、町外にいても町の情報を受け取ることが可能です。

現在、利用者の登録者数は約1,400人で、情報を自分の見たいときにいつでも確認できるシステムということでございます。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　防災無線のほうと連携しているということなんですけれども、防災無線で流している情報というのはここで流れるんですか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。防災無線で発信している情報は緊急の場合を除き、ホームページでも発しており、ホームページと連携しているライフビジョンにも、新着情報として、１日１回、午後６時に配信を行っております。

ただし、お悔やみ等の情報など個人情報に関わるものにつきましては、不特定多数への配信となることから、利用を控えているところでございます。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　分かりました。ホームページ上で流しているやつとＬＩＮＥで流しているライフビジョンというのは、更新は同じ内容ということですか、情報。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　基本的には同じ内容でありまして、どれに登録するか、ライフビジョンに流すか流さないかというところを各課で判断しているということであります。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　できたら、防災無線で流している情報というのは、町民にずっと知っていただきたいということなんですので、それを全部やっぱホームページでもＬＩＮＥでも、ライフビジョンでも流していただけるといいんじゃないかなと。別にここだけなくしますというふうな情報もおかしいかなというふうに考えます。

次に行きます。インターネット使う人というのは、山都町で何％いるかなと思ったら、かなり少ないと思うんですよね。インターネット使えない人たちのための情報発信というのは、どんなことをやられていますかね。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　インターネットを御利用でない方の町からの発信といいますのは、やはり広報やまとになってくると思います。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　以前言ったと思うんですけれども、テレビのチャンネルの中に、山都チャンネルを作って、町の情報なり、町の行事なり、祭りだったり、そういったのを流していくっていうのはいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　すいません、今ちょっとぱっと名前が思いつかないので、忘れてしまいましたので、前は確かにテレビのＲＫＫが何かで情報発信があったと思います。

でも、予算の関係と多分利用者の方の関係でなくなった形だったと思います。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　ケーブルテレビがあったんですか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　すいません。ケーブルテレビではなく、デタポンというＲＫＫがされているシステムだったと思います。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　すいません、デタポンについて、もうちょっと詳しく。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　デタポンは映像とかではなくて、文字での発信だったと思います。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　隣の町でやっぱテレビ局持って、そこの職員さん聞いたら、何か４人ぐらいいらっしゃって、高校にもあるんですね、テレビ局が。町の情報というのを町の人に発信するという姿勢が私は見られていると思うんですけれども、今はケーブルテレビが予算がかかるなら、ＹｏｕＴｕｂｅあたりを何か活用して、ＹｏｕＴｕｂｅをテレビで見るときにアダプターがありますよね。あれは割と安く設置して、片一方にテレビを、片一方にＹｏｕＴｕｂｅを流すとかいうのもできるんじゃないかと思うんですけど、いかがですかね。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　ＹｏｕＴｕｂｅを見ることについてということでよろしいですかね。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　ケーブルテレビになるとかなりやっぱ予算がかかりますので、施設もいりますので、ＹｏｕＴｕｂｅを使った山都チャンネル。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　テレビでないほかのコンテンツになると思いますけども、こちらについてもどれぐらいのクオリティーを求めるのかというところで、予算がまた違ってくると思います。なので、取りあえず今現状としては計画はありません。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　今、ＹＡＭＡＴＯテレビＮＯＷというふうなことで、これ月１回だったですかね、更新が。ＹＡＭＡＴＯテレビＮＯＷというのは、町としてはどんな思いでやっていらっしゃいますか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。ＹＡＭＡＴＯテレビＮＯＷは、本年度からスタートしましたＹｏｕＴｕｂｅを活用した山都町の情報発信番組でございます。きっかけは令和４年４月に山都町に移住されてきた方が、過去ＮＨＫ教育テレビ番組の天才テレビくんや音楽ファンタジー・ゆめなどヒット番組を産み出し、音楽プロデューサーとして活躍された手腕を町の発展に寄与していただくことを目的としまして、令和４年12月に、町とその方の会社において芸術文化と観光振興連携協定を締結しております。

番組は毎月、10日の正午より、ＹｏｕＴｕｂｅにより配信をしております。これまで国宝通潤橋の紹介や町施設の紹介、イチゴやトマト農家、有機農業を営む方の紹介など、人にフォーカスを当てた番組制作に力を入れております。そして、山都町の紹介を行っているところでございま

す。

４月当初の閲覧者数は1,000人台でございましたが、先月11月からは１万人を突破し、順調に閲覧者数も伸びている状況でございます。これを継続しながら、山都町のファンを増やし、これからの自治体ＤＸ時代に合った政策実現につなげられるような番組づくりに努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　１万とは山都町で多いんだと思うんですね。この一般質問を見るのはやっぱ300とか、そのレベルなんだけどね。この一般質問も１万ぐらい見るようなページにしていただきたいなと。見ることで、やっぱ関心を持ってもらえますので。防災無線のケーブルを使って映像が流せないかって、ちょっと調べたんです。やっぱ無理みたいですね、映像まではですね。できたら、山都チャンネルを作っていただけたら、年寄りの方も楽しんで見れることができるんじゃないかと思いますので、御検討願いたいと思います。

じゃあ、次行きます。以前、一般質問でお話ししましたモニター制度ですけれども、モニター制度の導入に向けて、どんな対策をされましたかをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　町政モニター制度については、３月議会で議員より質問があっております。その際、有意義なものとしてお答えをしております。その後、近隣の４町にお話をお聞きしましたが、町政モニター及び議会モニターの制度があるのは、一つの町でした。ですが、町政モニターについては、ほとんど機能していないということでした。

しかしながら、議会モニターについては機能しており、議会の傍聴、議会に対する意見等を発言する場が設けられているとのことでした。

そのほかの３町につきましては、制度そのものがないような状況となっております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　わざわざモニター制度をつくって、活用しないだけなんですよ。もうちょっと活用できて、うまく運営しているような自治体もありますので、そこのところはお調べになりましたか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　いろいろインターネット等で発信されている分は見ました。その後の質問にもお答えしますので、そちらのほうでちょっと御紹介いたしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　じゃあ、次行きます。モニター制度の必要性についてお願いします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　先ほど申し上げましたとおり、制度として機能していなかったり、制度そのものがないような状況となっております。モニター制度のように、組織の外部から意見を伺うことは非常に大事なことだと考えます。なお、各種計画を作成する場合は○○計画

策定委員会などとして、外部からの委員をお願いして、外部の意見を伺っているのが現状であります。

制度の必要性というよりも、意見を聞くということについては、モニター制度よりも多く意見が集められる手段がほかに考えられると思っております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　その下に行きますけれども、モニター制度以外の手段、町民の意見を聞くための対策でお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　お答えします。現在もＬｏｇｏチャットというオンライン回答フォームを使い、アンケートや各種申請を受け付けております。

このＬｏｇｏチャットは、ホームページや、先ほど回答しましたＬＩＮＥアカウント、チラシなどに印刷したこのＱＲコードから、インターネット上にある設問フォームに回答をするものです。

現在も83件、住民の方に向けて、アンケートや各種申請を受け付けており、回答回数の実績を申し上げますと、赤牛の給食アンケート512件、九州中央自動車道のキャッチコピーのアンケート投票228件、成人式実施調査135件です。これは件数が多いものを例として挙げましたが、意見を聞くという手法を考えますと、モニター制度よりもはるかに多いサンプルが集められる手法であり、サイレントマジョリティーと呼ばれる方の対策としても有用な手段と考えており、今後も積極的に活用していく予定としております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　インターネット使いきる人だけですよね。私はやっぱ目安箱を置いたらいいんじゃないかなと思うとばってんですね。いかがですかね。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　目安箱についても、前回の３月議会で議員がお聞きになったと記憶しております。いろいろな意見を伺う中で必要であるというふうに認めるのであれば、置く必要があるかと思いますが、それも検討していきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　ぜひお願いしておきます。町政への不平不満、ここはいいとか悪いとかですね。あらゆることがやっぱ町民の方は思っていらっしゃる。飲み方のときよく出るとですよ。いい意見をおっしゃって、明くる日聞いたら忘れとなっとですね。もったいないなと思ってですね。そういうことのないように、何か情報があったら、町のほうに伝える。そういうシステムを作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に行きたいと思います。通潤橋の国宝指定についてですね。国宝に指定されて以降、観光客の増加率というのは、いかがなもんでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　それでは、お答えします。都道府県ごとに取りまとめる観光

統計調査というものがございますけれども、これは四半期ごとの集計となっているために、直近でも９月末のデータしかございません。

よって、毎月、指定管理者から提出される月報を基に算出した数字を申し上げたいと思います。令和５年度４月から11月末までの入り込み客数になりますけれども、前年との比較で道の駅通潤橋で27.2％の増加です。それと、清和文楽館で19.1％の増。それと、清和物産館で９％の増。そよ風パークで、23.3％の増になっております。主要な施設を合わせまして、平均しますと18.3％の増加ということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　観光客の経済効果はどれくらいの金額になっているか、分かりますか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。経済効果というのは、流行などの社会現象が国全体または地域の任意の産業に及ぼす主に利益的な影響のことでございます。特定の業種または地域や特定の機関が得ると推測される利益の合計額によって表わせるものでございます。

経済効果として算出された数値はございませんので、令和４年の観光統計調査による観光消費額を申し上げたいと思います。宿泊、飲食、商品購入、施設利用料等含めまして、30億300万円です。ただ令和５年分については通潤山荘分が含まれませんので、令和４年の数値を下回る数値が予想されると思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　観光客の経済効果を上げるための対策は、どうお考えですか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。まず、観光客による経済効果を高めるためには、滞在時間の延長はもとより、立ち寄り場所の効果的な情報発信のほかに、当面宿泊施設の早期営業再開をすることが町内の経済効果を高めることにつながると考えております。

本年度の事業として、来年１月から山都町へ貸切りバスで10人以上の団体旅行で訪問された場合に、昼食や宿泊をされた旅行商品に対して、バス１台当たりに助成金を出す事業に取り組むことになっております。

旅行商品を企画する事業者への補助金となりますけれども、閑散期に入り、どれだけ利用があるか不透明ですけれども、高速道路開通に合わせて企画したものでございます。

また、今年１月に行いましたキャッシュレス決済ポイント還元事業を来年１月５日から２月末まで取り組みます。冬場の消費喚起、町内事業者支援と山都通潤橋ＩＣ開通及び通潤橋国宝指定に伴う本町への誘客を目的に実施をするところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　長期滞在をしていただくために、どんなことをお考えですか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　それぞれ長期の宿泊というのは、山都町の中でも、これまで仕事とかということでの宿泊であったかと思いますけれども、観光部分で長期に滞在をするというのはなかなか、そういう事例といいますか、そういったところは少なかったと思います。

特別、登山を楽しむとか、長期にソロキャンプをするとかというのはあったかもしれませんけれども、宿泊施設を利用しての観光者の利用というのはなかなか少ないというふうにも思います。

それだけ短期に、体験なり、自然を楽しむ資源がたくさん現在のところないというところもあるかと思いますけれども、そういう長期の宿泊者についてはあまり事例がないというところでございます。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　これはまた極端になるんですけれども、例えば、八朔祭の造り物も展示していますよね。歩いて回っても、お金を落とすところがないというふうに聞いたんですよね。これは私の考えですけれども、例えば、造り物を一括して集めて、そこに入場料を取って、そこの造り物を作っているところのビデオを流したり、入場券を取れるような場所ですよ。そこで、子どもたちに造り物のミニチュアを作ってもらって持って帰ってもらうとか、造り物のミニチュアを作って販売するとか、そういったのを考えたらどうかなと思ったんですけれども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　今、ＮＰＯの大造り物保存会というのがございますけれども、八朔が終わって、今年も開催されましたが、11月に大造り物集結祭というのをされております。ただ、今年度、造り物体験というのはなかったかもしれませんが、過去にはそういう造り物の作り方というか、子どもたちを対象にした、そういうこともされておりました。

そういった体験とかができるようなことも今後必要になってくるかと思いますので、その辺りは保存会なりと協議を進めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　あと、滞在期間を延ばすって言うとに、やっぱり山都町には阿蘇家があるんですよね。今でも、矢部高校に浜の館の跡地を見せてくださいとか言う人が数名いらっしゃるというふうに聞いたんですよね。あそこで掘り起こしたものを熊本県のほうに出していますよね。あれはもったいない。山都町の財産だろうと思うんですよね。

そういう歴史博物館みたいなもので、山都町の財産をやっぱり山都町で見てもらうというようなことを思うんですけれども、いかがですかね。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　以前にも、浜の館で出土した文化財を展示したということもあったかと思います。

文化財関係の部署とも協議をしながら、そういう機会ができるように、ちょっと検討していき

たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　今、歴史伝承会というのがあって、山都町の歴史をずっとこう調べているサークルに私も入っているんですけれども、やっぱり歴史を知ると面白いんですよ。こんなところにこんなのがあったかと。私の地元にも、腹切坂というところがあって、用水を通すとに、そこの代表者の地元、私たちの先祖が腹を切って水を通したとかいうのもあります。

そういった歴史を散策するとかいうのもいいんじゃないかなと思ってですね。やっぱ町民がその歴史をあんまり知らんですよね。そういったのを伝えていって、町民も盛り上がって、観光客がついてくる。観光客のための歴史を教えるんじゃなくて、地元の人たちに歴史を伝えていって、そして、観光客が後についてくるような形を取ったほうがいいんじゃないかなと思ってですね。阿蘇家の城も21だったですかね。各地区にあります。そういったのを回るとかいうのもいいんじゃないかなと。

各地区にやっぱお城跡があるというのは知っとるけれども、そこがそのまま手入れもしないでやっていらっしゃるんで、地元にはこういったところが城趾にありますよとかですね。大きいので言えば、愛藤寺ですね。愛藤寺城が矢部城と言って、一番最後まで残ったお城で、その下には港があったと、津留のところにはですね。そういったのも伝えていくというかですね。今だったら、伝える人もまだ残っていらっしゃるんで、そういったのを伝承していかないかんと思いますので、よろしくお願いしときます。

次に、行きたいと思います。話が大きくなるかもしれませんけれども、今どんどん人口が減っていって、あと10年、20年後、山都町どうなっとうとだろうかというような話をいつもするんですけれども、町長の人口減に対する対策とかいうふうなもの、いかがお考えですか。ちょっと、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　明確な答えはないという思いでおります。本当に合併当初、もう十八、九年になるわけですが、１万9,000人近い人口が、今現在１万3,000人強と6,000人近く、ここ十七、八年で人口が減っているのも事実であります。いろんな対策を歴代の町長さん、議会議員の皆さん方、協力してやってこられたなという思いでおりますが、なかなか効果が上がっていないのも実情であります。

午前中、矢部高校の在校生の話もあったところでございますが、それ以上に、我々深刻な問題は、保育園の減少、そして小中学校の生徒さんの減少、大変なスピードで進んでいるのも事実であります。おかげで山都町には、町外から、特に有機農業を目指した農業を目指す方々が多く来られております。後で数字も出るかなという思いであります。

そうしたのと同時に、今一番の問題は保育園の問題、小学校の問題と同時に、住宅の問題だという思いでおります。７年前だと思いますが、山都テラスを計画をしながら、分譲用地10戸の分譲地の売却をしました。当初計画では町営住宅の計画でございましたが、急遽変更をして、土地

の分譲という形の中で、指定10戸の分譲があり、今、10家族の方が全て子どもさんがおった中で、大変にぎわいのある浦川地区になったんじゃないかなという思いでおります。

そして、また下市の三栄開発から寄附をいただきました分につきましては、新しい形の中で、若者向けの町営住宅を建設をしたところでございますが、これにつきましても、全ての住宅は早期に入居していただいておるというような形であります。

しかしながら、先般、私の町に入庁していただいております２年生、３年生、４年生まで、３年間、出席した職員は15名でありました。弁当で昼食会をしながら、お話をしたところでございますが、その中に山都町に住んでいる職員は２名でありました。そして、その住宅事情を聞きますと、やはり住宅事情が非常に悪いというようなことでありますので、今後、若者が、そして多くの方々が山都町に来ていただくためには、住宅の整備が欠かせないんじゃないかなという思いでおります。民家の古民家の再生とか、いろんな部分も今しとるところでございますが、なかなかそこが利用できておらないというようなことであります。特に、浜町町内等々、また、馬見原町内でもございますが、空き家はたくさんありますが、なかなかそこを利用していただく方がおられないというようなことであります。これに若い人たち15名のうちのあと13名、町内に行っていただくと、活気がある町になるんじゃないかなと。そのほか、やはり人が集まり出せば、自然と集まるんじゃないかなという思いでおります。

先ほどもありましたように、町外の方々にも利用していただく施設にするためには、まずは町民の方々が利用して、にぎわいを創出をした中で、町外から、そこはよかばいなと。先ほど、歴史散歩の話もありましたが、そうなるんじゃないかなあという思いでおります。

今、町外の方に阿蘇家の分だったり、いろんなことを言っても、なかなか分からない方がおられると思っておりますが、今、フットパスのルート等々につきましても、そういう部分がありますので、まずはここにおる我々が利用して、フットパスの魅力、山都町の地域の魅力を我々が知って、発信をして、多くの方々に来ていただくようなまちづくりをしていかなくてはいけないなという思いでおります。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　私もやっぱ町民の意識をもうちょっと上げていって、それに、今、八朔がどうも観光客向けになっているような祭りと思うんですよね。住民が楽しめるような祭にもう１回戻したほうがいいんじゃないかなと思っております。

次に行きます。次の体育館については先ほど質問がありましたので、飛ばしたいと思います。

国民宿舎の売却金についてお尋ねですけれども、この売却金、これは10年間、せっかく国民宿舎の特別会計を残していますので、ここのほうに保管するという考えはないですか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。普通財産の処分によって得た売却益につきましては、当該年度の予算の中で充当することで、一般財源化しております。今回は売却益を有効に活用したいと考え、財産の売払いでもあることから、その全額を公共施設整備基金に積み増すこととして、本定例会での補正予算に計上させていただいております。補正予算議決後は、今後

の公共施設の整備に有効活用することと考えているところでございます。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　これは10年間は売った値段で買い戻すってなっていますよね。大丈夫ですか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。買戻し事案が生じた場合は、予算措置を行った上で対応していくこととなると思います。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　じゃあ、そこのところ、お金がなくなりましたじゃいかんと思いますので、よろしくお願いします。

次に行きます。前副町長のパワハラに関して、被害者への救済処置というのはどう取られましたか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。議員お尋ねの件につきましては、個人に関する情報ですので、具体的な対応につきましてはお答えを控えますが、これまでも対象職員に対しまして、適切に対応しているところでございます。

なお、ハラスメントに対する再発防止対策として、職員へのアンケートの実施、組織の相談体制、また、研修の実施など、職員の健全な心身の保持及び再発防止に全庁的に連携して取り組んでいるところでございます。具体的には、管理職による会議において、アンケート結果の周知と適切な対応の徹底を確認いたしました。

また、これまでに全職員を対象としたハラスメント研修を課長、係長級を対象としましたメンタルヘルスケア研修など開催し、職場環境の改善を行っております。

今後も引き続き、ハラスメントのない明るい職場づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　よろしくお願いします。これはちょっと相談なんですけれども、例えば、町民の方がパワハラを受けたというふうで、役場のほうに相談があった場合、どんな対応を取られますか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。住民の方に対する対応につきましては、関係部署と連携しながら、しかるべき対応ができる機関等にも連絡を取って、相談に乗っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　やっぱ役場にパワハラを受けたという相談をするぐらい追い込まれていらっしゃるんだと思いますので、適切な処置をお願いしたいと思います。

次に行きます。二元代表制という言葉をある市長が発して、それから広がっていって、そうい

うことがあったんだなというふうで、ちょっと調べてみたんですけれども、２元代表制について、町長はどうお考えですか。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　町長、また、皆さんも、議会議員の方々も、直接選挙によって選ばれて、このような形で、町長は執行部、また、議会議員の皆さんは議会で、また、議案審議等々をしていただくような、二元代表制かなという思いでおりますが、やっぱりこれをすることによって、議員の皆さんが地域の問題、町の問題、いろんな問題を、今、一般質問等々で、また、日頃の委員会等で、また、日頃の日常活動等で、問題点、いろんな地域の方々、町民の方々の意見を吸い上げながら、このような議会の中でお互いに討議をし合うと。

そして、また、町長につきましては、皆さんから議決をいただいた案件はもとよりでありますが、そのほか、いろんな業務を職員と一体となった中で、町民の信頼に応える、また、町民の幸福を最大限にするための施策をしていくのが今の体制かなという思いでおりますので、この体制が今後も健全に続くような形を作って、良好な関係を取っていけば、いいまちづくりができるんじゃないかなと思っておりますので、今後につきましても、日頃からの皆さん方の活動の中で気づいていただいたこと、いろんなことをこのような議会の場、委員会の場で発言をしていただき、一緒になった中で、まちづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　ありがとうございます。執行機関と議決機関というふうに分けられると思うんですよね。

執行機関のほうでは、予算権と執行権があって、もし議員がいなかったら、もうそのまんま行くんですけれども、そこで、ちょっと待ってよというような議決機関が議員としては持っています。議決権と共に調査権もあるんですよ。これで、例えば、執行部が出した提案がいいか悪いかを調べるとに、議決権はこっちの議会にありますので、議決をするための内容を明確に教えてもらわんと、こっちで決定することができないんですよね。ここは言われないとか、これは伏せますとか言っとったんじゃ、私たちも議決するとに要素がありませんので、もうそれはやっぱり進み隠さず私たちに話してもらって、私たちに議決をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

時間はありますけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　これをもって、２番、坂本幸誠君の一般質問終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩　午後２時01分

再開　午後２時11分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　皆さん、こんにちは。本日４番目の質問者ということで、大変お疲れでございますが、また、私も久々の一般質問ということで大変緊張いたしておりますが、よろしくお願いをいたします。

前置きはこれぐらいにいたしまして、早速、質問席のほうから質問をさせていただきます。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　午前中も質問があっておりましたが、まず豪雨災害の復旧についてということで質問をさせていただきます。

本年７月２日夜半から３日未明にかけ、阿蘇南外輪山周辺に降った雨は金内橋の落橋に象徴されますように、本山都町に甚大な被害をもたらしました。幸いにして、人命の被災はありませんでしたが、その復旧復興には、熊本地震、その後の豪雨災害ほどにはないにしても、多くの時間と多額の費用が絡むものだと思います。

午前中の９番議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、まず町が担当いたします公共債の発災の件数、復旧費、また、進捗状況について、建設課長、お答えをいただきたいと思います。もちろん、現在まだ査定の段階だということも承知をいたしておりますが、金額については見込みでというようなことでお願いをいたしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　お答えします。令和５年７月３日の梅雨前線豪雨により、公共土木施設においては、町道、町管理河川、県管理施設において甚大な被害を受けております。公共土木施設災害においては、現在240件の被害を確認し、９月より国土交通省、財務省、熊本県立会いの下、災害査定をして実施している状況です。被害箇所が膨大であるため、査定実施期間としては、令和６年１月までかかる見込みでございます。工事発注につきましては、査定終了後、準備が整い次第進めてまいります。

復旧費、件数につきましてですけども、現在査定中であり、最終的な金額は未定ですが、当初、被害報告額が30億円を見込んでいるため、復旧には数年かかる見込みです。平成28年熊本地震においては533件、実施額36億円が、令和３年度までの６年間において完了しております。

町道、河川について、大事なライフラインであり、町民生活に影響を及ぼしていることから、早急な復旧に努めてまいります。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　発注の時期は早いものから順番でというようなことでございますが、工事の発注に関しましては、建設業者の方は、まず国、県、町の公共債というような受注の順番が不文律のようにあるかというふうに、私は思っております。

そうしますと、町の工事受注は遅くなるというような気もいたしておりますが、さらには、農災に関しましてはその後というようなことで、大変憂慮をいたしております。

発注の優先順位等については、建設課のほうは十分分かっていらっしゃると思いますので、お

任せをいたしますが、業者との調整、そういったことを念入りに行っていただきたいというふうに思っております。

次に質問ですが、公共債の中の、町が管理します、俗に言う町村河川といいますか、そういった箇所の被害がどれぐらいあったのかなという点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　お答えします。240件の被害と申し上げましたけども、その７割が、今回、河川災害になっております。

その中で、今回、町の北部を中心として被害が発生しておりまして、県管理河川がある後ろに農災がある。町管理河川の背後地に農災があるということで、混在している地区が大分ございます。熊本県とも、工事発注についてはちょっと協議をしていこうということで、農林振興課でも協議しながら発注を進めていきたいと。河川工事に来て、ここには農災の工事に来たとか、そういうやつがなかなか受益者の方は御迷惑にかかる部分もあるものですから、できるだけは調整しながら進めていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　建設課としてもいろんな配慮をしながら、復旧に取り組まれているということが分かりました。町村河川ですが、ちょっと沢なのか、川なのか、ふだんは水なしのような川でも、大雨となりますと、大量の水が流れるところもございます。

私は、明確に地図上にでも線引きをする必要があるのではと思っていましたが、建設課長と喫煙所で話してみますと、政策費の使い道としては、使い勝手が逆にないほうがいいというような話も聞いております。この点は、線引きをするかしないか。そういう点については、建設課のほうで検討をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、先ほど、年数というようなこともありましたが、普通、私どもが承知しておりますのは、こういった災害に関しましては大体３年間がめどというような基本のラインがあるかというふうに思っております。その点と、今度の災害に関しましては、全国的な豪雨災害というようなことで、激甚の指定を受けております。負担の割合はどれぐらいに、今回の場合になるのかなという点をまず、建設課長に、最初の質問です。あとは、総務課長なり、建設課長が分かれば、建設課長、そのまま答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　今回の災害につきましては、令和５年度９月30日に激甚災害の指定を受けております。今までの例で言いますと、低率でしたら３分の２、66.7％が公共債の定率でございますが、補助率はまだ査定が終わっておりませんので、確定はしておりませんけども、八十何％とか、そういった高率の補助がいただけるものと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　まだ80数％ということで、激甚の指定を受けて、町の負担も軽くなるのかなというふうに思っております。

それでは、次の農業災害についてお尋ねをいたします。これも、前の質問と同様、発災の件数、復旧費、年数等について、また、進捗状況について、ほぼ公共債と同程度だとは思いますが、お答えを農林振興課長、お願いします。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　それでは、お答えしたいと思います。まず、７月３日に発生しました梅雨前線豪雨による農災の進捗状況についてですが、現在10月の第２週から始まりました災害査定を実施しているところでございます。12月22日までで、農地、農業用施設併せて330件の全ての査定を完了する予定としております。その後、激甚指定によります補助率増高申請、いわゆる補助率のかさ上げの申請を行いまして、国からの承認を得ましたならば、工事の発注準備を行ってまいりたいと考えているところです。

それから、復旧費につきましてですけれども、現在査定中でありますので、確定はしておりませんが、11億7,000万程度を見込んでいるところでございます。復旧年数につきましては、はっきりとはしておりませんけれども、議員も先ほどおっしゃいましたとおり、３年程度では完了させたいと考えておるところでございます。

しかしながら、今回の災害につきましては、河川の災害と関連するものが多数ありますので、先行きは不透明ですが、早期の復旧に向けて、関係機関としっかりと連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　先ほど、建設課長の答弁にもありましたように、被災箇所が重複する、近接するといったことで、合わせたような工事発注だったり、工事のあれをしたいというようなことだというふうに、理解をいたします。良い手法かなというふうに思っております。

それから、330件の発災というようなことでございますが、これは当初の届出件数と変わりはないのでしょうか。その点をお願いします。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　お答えします。令和５年発生のときに、災害の申請を受け付けております。そのときの件数が、農地552件、施設357件、合わせて909件の被害を国への報告としておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　当初の届出よりも、実際の件数はかなり減ったというようなことでございます。

次の質問ですが、９月の定例会、また、経済建設常任委員会でも要望があったと思いますが、設計費の負担については、どのような取扱いになっていますでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　査定設計委託料の負担金につきましてでございますけれども、

これにつきましては山都町建設事業分担金徴収条例に基づきまして、徴収を行っていくことになるかと思います。

激甚指定を受けない場合は査定決定額の100分の５となっておりますけれども、今回は激甚指定を受けたことになっておりますので、査定決定額の100分の２という形になるかと思います。

負担金につきましては、前回の議会でも申し上げたと思いますけれども、様々な観点から、受益者負担金について検討を行ったところでございますが、今回は減免をしないということにしております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　分かりました。私はその設計費につきましては、他のいろんな農業関係の補助率と同等の50％、その負担の50％を町が見るというような施策を考えてほしいというふうに思っております。皆さんよく考えてください。農業予算というと、農業者だけが恩恵を受けている予算のように思われますが、特に災害復旧に関しましては、そのお金のほとんどは建設業者、コンクリートやコンクリートの二次製品の会社に行くお金であります。言わば経済対策の一部でもあるというふうに思っております。

このことは、後の農業振興についても同様なことが言えると思っております。町は、個人の資産形成には予算はつけ難いと言われますが、法面の保護ができたからといって、その農地の資産価値が格段上がるとは私は思っておりませんし、山都町の大部分の地域で特殊な例を除きまして、農地を売りたい人はいても、買手がないのが現状でございます。

町長、設計費の町負担について、どのようにお考えでしょうか。御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　議員のほうが全て言われました。個人の資産形成に資するかしないかは、復旧工事が……、思いませんが、ありますように、今、うちの条例がそういうような形であります。今、山都町で一番大事な産業である農業が今このように疲弊し、特に農地の売買等はもう非常に難しい状況下にある町でありますので、これにつきましては、合併前にはそういう部分もあったというようなことでございますので、今後、委員会等々にも、私のほうからもお諮りをしながら、検討していただきながら、次の本来であれば、今回しますというのが適当かなという思いでおりますが、今の条例の中ではすぐはできないという思いでおりますので、もう少し様子を見させていただきながら、精査をしながら、近隣と、また、条例の正当性とか整合性とか、いろんな部分も精査をして、またお答えしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　設計費の負担軽減につきましては条例があるというようなことでございますが、今回から、前例、条例は変えれば変えられます。これは皆さん御承知のことだというふうに思っております。前例、慣例にとらわれることなく、十分検討をしていただきたいというふうに思っております。

次に、農地の自力復旧についてでございますが、この施策に関しましては、私も高く評価をいたしております。その申請件数はいかほどだったでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　それでは、お答えしたいと思います。まず、自力復旧事業の要件等から先にお答えさせていただきます。

対象者につきましては、令和５年７月に発生した豪雨災害により被災した者のうち、町への災害復旧事業を申請しまして、町による災害状況調査が完了している方が対象となります。対象経費につきましては、町が被災状況調査を行ったもののうち、国庫補助の対象とならない箇所について、農地等を自力復旧する際の経費、工事請負費だったり、機械のリース代、資材代等を対象するとしております。

補助金につきましては、１か所当たり20万円の補助の上限として、対象経費の２分の１を補助することとなっております。現在の状況としましては、対象件数が275件、この全ての農業者に自力復旧の申請書を送付しております。令和５年12月１日現在で40件ほどの申請があり、随時処理を行っているところでございます。現在のところ全体件数が275件ですので、全ての対象箇所が今年度中に完了できないと想定しているため、令和６年度についても対応が必要かと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　分かりました。要件等も分かりましたが、もちろん自力復旧ですので、やっぱ農地の所有者が出て、仕事をする場合もあるわけですよね。そういったときに、日当はどれぐらいに考えていらっしゃるか。それと、令和６年度は対応しますと明言はされませんでしたが、までということもおっしゃいませんでしたけれども、河川災害があったところの土砂等の除去に関しましては、やはり、そういったところが復旧終わらんとできないという点もあるかと思います。場所も畦畔ができてないのに、中の土砂だけを除去するというのも、かなり作業が困難な場合もあるかというふうに思っておりますが、これはその災害の復旧と併せて、やっぱり申請があって、要件を満たしていれば、令和７年度まで、来年の六、七、八年度までででも、作業が完了するまで見るというようなことはできないものでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　まず、人夫賃のことについてですけれども、一応人夫賃のほうも、うちの設計基準に基づいて計算をして、金額をはじくことになっておりますので、その分は対応できるのかなと思っているところでございます。

令和６年度も対応が必要ということで、うちのほうで答えておりますけれども、できれば早期に復旧していただいて、すぐに農業生産にかかっていただきたいというのが私たちの思いでありますので、農業者の方々にはいろいろ御苦労があるかと思いますけども、早期の復旧に向けていただいて、それでもということであれば、今後また考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　今の答弁で安心をいたしましたが、ケース・バイ・ケースで考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、中山間地直接支払制度または多面的機能支払交付事業に各当する農地が被災した場合、その復旧ができなかった場合、年度内にですね。その取扱いということですが、中山間地事業では仮に自己保全というようなことが、地域には畦畔があって、そして、いつでも耕作可能というような要件があるかというふうに思っておりますが、本当に復旧ができない場合は、土砂だったり、石だったりがごろごろ農地にあるわけです。そういった点についての取扱いは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　まず、中山間地域等直接支払制度から御説明をいたしたいと思います。

今回被災しました農地につきましては、その農地につきまして復旧する計画を作成して提出いただくことになるかと思います。これは集落や地域として提出いただくことになります。

現在５期対策に入っておりまして、令和２年度から６年度までが５期対策となっているところでございますが、令和６年度までにこの農地を復旧するという計画であれば、対象農地として、農地として使えなくても、引き続き交付金は交付されるということになっております。

なお、復旧に長い時間を要すると町が認めた場合には、令和６年度以降も交付対象となるという場合があるというふうに国からは言われておりますので、それはその後検討してまいりたいというふうに思っているところです。

次に、多面的機能支払交付金ですが、農地活動として堆積した土砂、流木等の撤去、小規模な被災箇所の補修や復旧などの応急措置については、交付金の活用が可能となっております。多面的機能支払交付金につきましては、被災農地が農地として活用できない場合は、交付対象農地として取り扱うことができないこととなっておりますので、農地として復旧した際に交付対象となるという形になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　分かりました。中山間地については、ある程度猶予的な面があるかなというふうに思っております。多面的機能につきましては、制度上、厳しい要件があるのかなというような思いもいたしますが、この点については、各地区に組織があって、担当者がいますので、しっかりとした事務連絡をお願いしたいというふうに思っております。

農災については、前も申しましたように、復旧工事が遅れるというふうに思っております。本当に建設業界と調整を進めながら、早めの復旧を目指していただきたいというふうに思っております。

次に、農業振興についてお尋ねをいたします。森林環境贈与税についてですが、その実績と使

途について説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　それでは、お答えしたいと思います。令和４年度のまず森林環境譲与税として、国から交付された額ですけれども、これが7,325万2,000円となっております。

令和４年度の森林環境譲与税の活用実績としまして、主なものを申し上げますと、森林の意向調査の準備作業として、境界明確化事業に1,146万3,000円、森林所有者に対する意向調査に1,752万3,000円、意向調査完了後の森林整備に228万2,000円、森林作業道の整備に645万3,000円となっておりまして、全体では4,150万1,000円を活用しております。3,175万1,000円については、基金への積立てを実施しているところでございます。

また、令和３年度には、総合体育館建設に伴う木材調達に4,744万4,000円を活用しているところでございます。

令和５年度も意向調査を中心に活用を進めまして、民有林における造林、下刈り等の森林整備、林業の担い手の育成、支援のためのヘルメットや防護服等の安全装備品への助成、それから、Ｊクレジットへの登録やモニタリング調査の費用等に活用をしているところでございます。

今後も、意向調査や間伐、造林、下刈り等の森林環境整備や林業従事者の支援、林道の維持管理等に活用し、森林の持つ多面的機能、向上につながるよう、有効に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございます。私もこの使い道をどうのこうの言うつもりはもちろんございませんが、一つ気になりますのは、今後納税者１人あたりから環境税か何か知りませんけど、名称は分かりませんけど、徴収するというようなことになって、国のほうでもいろいろ配分の方法や使途について検討されているというふうに思っておりますけれども、新たに示された指針等が町のほうに届いていますでしょうか。課長、お願いします。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　それでは、お答えしたいと思います。令和５年６月に、林野庁と総務省のほうから、森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組例というのが示されております。

これについては、森林整備に基づく人工林の整備等や路網の整備、花粉の発生対策とか、あと人材育成については、先ほども申しましたけど、林業従事者への支援、それから森林アドバイザーの雇用とか推進員の配置等となっております。

あとは、公共施設への木材利用のための推進ということで活用が示されておりますので、これに基づきながら、有効に活用してまいりたいというふうに思っておるところです。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　今の説明の中でもありましたし、これは以前の質問にも、一般質問の

中で出ていたというふうに思っておりますが、林業従事者の育成ですね。これは項目にも、前のほうに上がっておりましたし、これはなかなか進んでいないのが現状だというふうに私は認識をいたしております。

何が足りないのかな、予算的に足りないのか、これは社会的な現象もあるかというふうに思っておりますけれども、しっかりとした、このことについては対策をこのお金を使ってやっていただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、農業施設のハウスへの補助率アップについてというようなことで、項目を書いております。

現在、10アール当たりのハウス建設には、単棟ハウスで600万ほどかかるそうです。連棟ハウスでは、その施設のいろんな用途等によりまして幅があるようでございますが、大体単棟の場合、1,200万ほどかかるというふうに言われております。

連棟ハウスといいますか、耐候性ハウスの補助ということで、これに関しては国が50%の補助があります。単棟ハウスに関しましては、御存じのように、県が35%だったかと思いますが、補助があり、残りの15%を町が見て、50%の補助というようなことで、いろんな事業名の中でハウス導入が今行われております。

私も50アールほど単棟ハウスを持っております。私が建設した時代は、大体180万から10アール当たりですよ。180万ぐらいから240万ぐらいで建設がなされておりました。そういったことで、半分以上の補助もございましたが、本当に自分の経営には役立ってきたというふうに思っております。現在600万と聞きますと、300万は農家が負担していかなんというようなことになりますので、本当にいろんな意味で、今、トマト、イチゴ、それから軟弱野菜を中心にハウスが利用されておりますけれども、トマト、イチゴでは、原材料費、または肥料、燃料、運賃、人件費等の高騰により、本当に私もトマト農家ですが、10アール当たりの利益率は下がっております。その減収分を今、若手農家は増反することによって賄おうといたしております。非常にハウスの希望は根強いものがあるというふうに思っております。

また、有機農業におきましても、やはり地下茎だけでは作業時間的にも限られますので、やはりハウスを使った軟弱野菜の生産も現在も行われていますし、また伸びていくのかなというふうに思っております。

そういったことで、有機農業にとりましても、ハウスは必要不可欠だというふうに思っております。どうでしょうか。町にもいろいろあって、50%という補助という形が、50%以上は難しいのであれば、これが年次を区切ってでも、資材高騰対策費というような名目で、あと10%ほどの上乗せはできないものでしょうか。これは、まず課長が答えてください。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　それでは、お答えしたいと思います。まず、農業用ハウス導入に係る補助事業につきましてですけれども、国においては、強い農業づくり支援事業、山都産地パワーアップ事業、県におきましては攻めの園芸生産対策事業、町においては農林振興事業補助金ということで対応可能となっております。

それぞれの事業につきましては、補助率の２分の１や３分の１などとなっておりまして、それぞれに成果目標等の様々な条件がついておるところでございます。

農業用ハウスの導入につきましては、議員もおっしゃいましたとおり、コロナ前から続く資材高騰によりまして、こちらの情報によりますと、建設費用が1.8倍から２倍になっているというような情報もあります。令和元年の耐候性ハウスの費用が10アール当たりでおよそ500万だったと聞いておりますが、現在は900万円ぐらいかかるというような状況であります。

現在、町としまして、特に補助金の増額について何か決まったものは持っておりませんけれども、農業者の方たちには様々な条件を加味しながら、よりよい、より有利な補助事業が活用できるよう御案内をしているところでございます。

また、国、県の補助を活用された場合でも、先ほど議員もおっしゃいましたが、補助率が２分の１になるように、町としても上乗せ補助を実施しているところでございます。

今後も、国、県に現場の情報をしっかりと伝えながら、国、県からの新たな支援策が示されたならば、速やかに周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　課長の答えとしては、もう正解の答えだというふうに、今言える範囲が限られているというふうに思っております。特に県費との絡みもありますので、なかなかこの場で言えないのは分かっておりますが、町には、例えば私が申しました資材高騰対策費というような形で出しても、償却資産、それから、巡り巡って長期県民税として返ってきます。そのことも、よく考えていただきたいというふうに思います。

償却資産については、ちょっと税務課長にもお聞きしましたが、やはりこういった補助関係で通ってきたお金ははっきりと明確化されておりますので、課税も簡単にしやすいし、また、払わなければならないお金だというふうにも思っておりますので、そういった点も加味して、こういった対策は打っていただきたいというふうに思っております。よろしく検討のほどをお願いいたします。

次に、収入保険制度について質問をいたします。収入保険については、価格低下、病気、けが、自然災害等の経営努力では避けられない収入減を補償するという制度でございます。御存じというふうに思っております。

私は持続的な農業経営を行う上で、現在最も農家のために役に立つ保障制度だというふうに思っております。この制度の中身については詳しくは申しませんが、積立て部分と掛け捨て部分がございます。

積立て部分に関しましては国が２分の１の補助があるというようなことで、残りの掛け捨ての部分ですが、これに関しましては県のほうが掛金の３分の１の補助がございます。現在、山都町での加入者はちょっと共済組合に問い合わせましたら、110戸ほどだそうでございます。全体の農家数から比べますと、かなり低いというふうに思っております。

実際に、他町村のことを申し上げたくありませんが、そういった基礎部分に関する補助は多く

の自治体で、補助金を半分までぐらいは出されている。いろんなケース・バイ・ケースです。全額出されているところもあると聞いておりますが、そういったこともあります。このことについて、農林振興課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　収入保険とは、議員もおっしゃいましたとおり、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力で避けられない収入減少を幅広く補償する制度となっております。

保険期間中の収入が基準収入額の９割を下回った場合に、下回った額の９割を上限として、保険にて補填されることとなっております。対象となる人は青色申告を行っている農業者ということで、掛金については２分の１を国が負担しているというような状況でございます。

山都町における収入保険の加入率につきましては、今現在29.7％となっております。県平均が24.5％となっておりますので、僅かに上回っているというような状況でございます。熊本県内においては、令和４年度実績で10市町村が掛金に対しまして、補助を行っているような状況です。

収入保険制度の周知につきましては、農家組合長会議等を利用して周知を行っておりますけれども、今後も周知を徹底していく必要があると思っております。

収入保険の加入促進策として、現在町として具体的なものは持っておりませんけれども、掛金に対する補助、また広報の手段等も含めまして、収入保険の取扱い窓口であります農業共済組合と協議してまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。こういった支援策は、やっぱ導入加入促進のための事業というような考え方で、年数を区切っての支援でいいというふうに私は思っております。

それと、先ほど課長が申されたましたように、５年間の青色申告というような要件はございますが、私は自然災害が最も受けやすい有機農業の農家にこそ、本当に役に立つ制度ではないかというふうに思っております。そういったことで、しっかりと検討をしていただきたいというふうに思います。

次の質問でございますが、農業用パイプラインの設置というようなことで上げていたかと思います。山都町には、矢部の開パ地区と鶴ケ田台地、二つの農業用パイプラインがございます。御存じのように、この両地区では、トマトやイチゴ、キャベツ、小物野菜等の生産が行われ、山都町の中でも一大産地になっております。

農作物の生産には太陽と、そして水が必要でございます。その水の供給は容易に可能となれば、労力、経費の軽減にもなり、生産量は飛躍的に伸びるというふうに思っております。ここに掲げています郷野原、蘇陽柏地区では、現在もトマトを中心に様々な野菜が生産されています。この地域を生かすためにも、布田保之助翁の志同様に、この事業の可能性を検討してほしいと思っていますが、農林振興課長、並びに、副町長か町長の御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　お尋ねの地区につきましては、現在までのところ、具体的な御要望等は賜っていない状況であります。

施設栽培をはじめとする野菜類の栽培については、水が必要不可欠ということは十分認識をしているところでございます。事業を進める上では、受益者負担金等を含む地元での合意形成が必要になってくるかと思います。

今後、地区としてまとまった御要望があるのであれば、国県事業等の精査等を踏まえまして、町としても前向きに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君）　藤原議員のほうから提案もございましたけれど、御承知のように、山都町は就業人口の37.4%が農業です。やはりこの農業が山都町を牽引していくわけですので、この農業についてはしっかりと町も応援していかなければならないというふうに思っております。

国は、今、異次元の子育てって言っていますけれども、私は、今こそ農業に対して異次元の支援をしていただきたいと思っております。ウクライナ問題あたりで、農業の食料の危機が言われておりますけども、やはり自分たちの国民の食料は自分たちで賄う。これを国がきちっと国策としてやっていただきたいということであれば、やはり国がしっかりとしていただければなりませんけれども、町は町として、農業の町としてしっかりやっていかなきゃならないと思っておりますので、そこらあたりはしっかりとやっていかなきゃなりません。

先ほど、議員のほうからもありましたように、農業の山都町の中で一大生産地で、トマトをはじめ、キャベツ、大根、ピーマン、３品目の中でも県内１位も幾つもあります。

そういった中で、やはりこの南阿蘇外輪のこの地域がしっかりと農業でけん引していただきたいので、そういった御提案についてはしっかり応えていかなければならないと思っておりますし、私も、町長のほうにしっかりお願いをしていきたいと思いますので、そこらあたりは町長のほうから御発言があると思います。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　実現に向けての取組を大いに期待をいたします。

それでは、次の質問に移ります。職員の働き方ということで、質問項目を挙げております。

まず、山都町の職員の給与水準ということでございますが、他の近隣町村と比べて低いというふうに私は聞いておりますが、いかがでしょうか。

また、１人当たりの残業時間数はどのようになっていますか。

それと、サービス残業、または持ち帰り残業というようなことで、そういった残業が実際に行われているかどうか。その点を総務課長ですかね。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。給与につきましては、国家公務員に準じて給料表及び期末勤勉手当を設定しております。

給与の水準についてのお尋ねですが、本町の給与水準を表す方法といたしまして、ラスパイレス指数により表されることが多々あります。

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものでございます。これによりますと、令和４年度が93.1となっております。県内町村の平均指数は94.6で、県内平均を下回っているという状況でございます。ただ郡内で見ますと、郡内どこも同じぐらいの数字かなというふうに感じております。

給与水準につきましては、引き続き県内自治体の動向等にも注視しながら、対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、時間外勤務につきましてですが、時間外勤務につきましては、課税時期の対応など、毎年度定期的に発生する業務、それから災害対応など、突発的に発生する業務があるというふうに考えております。

部署によって時間外勤務の有無は異なりますが、時間外勤務が発生する業務につきましては、できる限り係内、または課内の担当業務の見直しや職員間の連携によって、随時改善を図っているというふうに考えておりますので、１年を通して、恒常的に時間外勤務をする職員というものはいないというふうに考えております。

今後におきましても、引き続き適切に調整、管理するように、各課長へ集中を行い、できる限り時間外勤務がない職場環境を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　同質問ですが、本会議の初日ですかね。人事院勧告に従うような形で、職員の給与ベースアップに関する条例といいますか、それが可決されましたが、もともと一つは基準が低いならば、同じパーセントであれば、差が広がっているんじゃないかというような疑問を持ちます。もちろんそのパーセントは余裕がある中での調整かなとも思いますが、その点はどのようになっていますでしょうか。

それともう一つ、残業についてですが、以前と比べて、職員の特に事務職だろうと思いますが、業務量が本当に増えているというような話を聞きます。その点については、総務課長、どのように認識をされていますでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。今議員のほうからお話がありましたように、現在、残業につきましては、各課においても調整をしながら、できる限り削減するようにしていきたいということで行っておりますが、実際のところ、国からの業務等がかなり煩雑に増えてきているという状況の中で、業務量が増えているところは事実あるのかなというふうに考えております。

できる限りそこにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、課ないし、係のほうで調整をして、１人の職員に負担がかからないような形で極力するということと、業務の内容、業務のやり方を改善しながら、少しでも効率のよい業務をしていくような形をしていきたいというふうに思っております。

すいません、最初に御質問があった部分につきましてですが、ほかの町と比べた場合が、それぞれの職員の年齢構成であったりとか、いろんな要因によりまして、指数というのがありますので、一概に比べはできないんですが、一つの目安ということで、先ほどのラスパイレス指数というものがございます。

他自治体の状況も踏まえながら、できる限り山都町に優秀な職員の方々が集まっていただけるような職場環境も含め、給与体系も考えていかなければいけないかなというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　今までの話を聞いておりますと、果たして職員の数が足りているのかなというような思いもいたします。合併以来、職員の数を減らすのが行政改革であるというようなことで、ずっと来ていたというふうに思っております。

でも、一方では、期限付任用職員といいますか、その数は合併当初よりも私は増えているというふうに思っております。

そういったことを考えますと、今、働き方改革というようなことで、休み等のあれもかなり増えているというふうに認識しておりますので、人口減少も考えられますけれども、正職員の増員をしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。職員数につきましては、山都町職員定数条例におきまして、町長、事務部局の職員が360人、その他教育委員会とか、外部の組織、その事務局職員が66人と、合わせまして426人ということになっております。ただし、これは平成17年合併当時から変更されておりませんので、当時の定数ということでございます。

一方で、合併協議におきましても、先ほど議員からもありましたように、合併後10年で100人削減するということとされておりまして、当時420名の職員、合併当時ですね。420名の職員でございましたが、本年度時点では309人ということになっております。

また、毎年実施されております地方公共団体定数管理調査というものがございますが、それによりますと、山都町の規模での類似団体の職員数というのは280名程度ということになっており、職員定数の見直しが国等からは逆に求められるというような状況でございます。

先ほども申し上げましたが、業務内容の増加によりまして、人員不足を感じている部署や時間外勤務が増加している部署があるということは思っておりますけれども、各部署におきまして、事務量に対する職員配置について課題がありますので、今後ともその点については考えていきたいというふうに思っております。

今後、職員数の充足につきましては、定年延長等もこれから入ってきます。そういったことも視野に入れながら、業務の見直しを行い、適切な採用と配置に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　分かりました。職員給与にしましても、残業にしましても、職員の配

置にしましても、いずれにしてもやっぱり職員のモチベーションが下がらないような形での対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、本年度の職員採用というようなことで挙げておりますが、採用予定者数、応募者数、採用決定者数ですかね。その数字をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。本年度実施いたしました職員募集は、一般事務職が３名程度、土木技師、建築技師、保育士、調理師をそれぞれ１名程度募集を行いました。各職種にそれぞれ応募はありましたが、残念ながら、一次試験合格者がいない職種というのもあり、現在、採用に向けた意思の確認作業ということを現在行っているというところでございます。ということで、まだ人数については確定してないということでございます。

また、一次試験合格者がいなかった職種の中で、保育士につきましては２次募集を行いたいということで、１月に改めて採用試験を実施する予定でございます。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　民間事業者といいますか、そういった、今、景気がよいというようなことで、向こうのほうの採用がかなり多いというようなことで、なかなか応募をかけても、応募者がないと、募集をかけても応募者がいないというような点もあろうかなというふうに思っておりますが、先ほど申しましたように、人数は必ず要りますので、採用に向けてはちゃんと人員は確保していただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。時間もありませんが、山都町グランドデザインについてでございます。まず、中央グラウンド周辺の整備事業でございますが、生涯学習課長、現在までの事業費及び今後の予定事業、その予定事業費は概算で結構でございますので、お教えいただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。中央グラウンド周辺整備事業につきましては、高速道路開通を見据えた山都町グランドデザインに基づき、教育委員会において行っております。

令和２年度後期から総合体育館敷地造成に着手しまして、これまで体育館建築や芝生広場、サッカー場、ちびっこ広場等の整備を行ってきております。全て完成するのは、令和７年度を見込んでいるところでございます。全体事業費は当初40億円程度を見込んでおりましたが、近年の物価高騰や積算基準の見直しなどにより、最終的には、当時事業費の１割ないし、２割程度の事業費アップとなる見込みでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　それと同じく、通潤橋周辺整備事業につきまして、現在までの事業費、それから、今後の予定事業費だけで結構でございますので、教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。それでは、商工観光課から通潤橋周辺整備事

業についてお答えいたします。これまで実施した事業につきまして、申し上げます。令和２年に町営プール等の跡地整備、測量設計業務で680万ほど、それと、令和３年度に繰越し事業でございますが、通潤橋周辺公園整備事業１億778万円です。それと、令和４年度に、通潤橋周辺整備事業の基本計画策定に858万円、それと、今年度、同じく通潤橋周辺整備事業の測量実施設計業務2,288万円を実施しております。

今後の事業についての整備内容につきましては、令和６年度、７年度に整備を計画しておりますけれども、公衆トイレの新設、通潤橋資料館、物産館等の改修を含めまして、概算工事費で申し上げますと、８億程度の事業費となる見込みです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　分かりました。このグランドデザインについて、３番目に、蘇陽、清和地区でどのような取組をされたかというようなことを書いておりますが、この点はもう時間もありませんので省かせていただきますが、大きな事業が行われていないのではないかというふうに思っております。

中央グラウンド周辺整備事業、または、国宝となった通潤橋周辺の整備事業、どちらも町として、どうしてもしなければならない事業だというふうに私は認識をいたします。山都通潤橋インター開通を控えての道の駅整備事業につきましてもしかりです。数十億の投資がこの町の中心である浜町地区になされていますが、しかし、そのあおりをというような形で、周辺地域の町道の整備等が遅れているのも事実だというふうに思っております。

令和８年度の総合計画策定の前にしっかりと検証をしていただき、町の一体化を図る必要があると思っております。このことを強くお願いをいたしまして、私の質問を終わりますが、この町をよくするのも悪くするのも、導くのは、このひな壇の前に座っていらっしゃる皆さんでございます。山都町の明日の、その向こうのために、皆さんの頑張りを期待いたしまして、私からの質問といたします。本日はありがとうございました。

○議長（藤澤和生君）　これをもって、13番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会　午後３時10分

12 月 13 日 （水曜日）

令和５年12月第４回山都町議会定例会会議録

１．令和５年12月７日午前10時０分招集

２．令和５年12月13日午前10時０分開議

３．令和５年12月13日午後２時09分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　山都町役場議場

６．議事日程（第７日）（第３号）

日程第１　一般質問

11番　後藤壽廣議員

４番　西田由未子議員

10番　吉川美加議員

７．本日の出席議員は次のとおりである（14名）

１番　東　　浩　昭	２番　坂　本　幸　誠	３番　眞　原　　誠
４番　西　田　由未子	５番　中　村　五　彦	６番　矢仁田　秀　典
７番　興　梠　　誠	８番　藤　川　多　美	９番　飯　開　政　俊
10番　吉　川　美　加	11番　後　藤　壽　廣	12番　工　藤　文　範
13番　藤　原　秀　幸	14番　藤　澤　和　生	

８．本日の欠席議員は次のとおりである。（０名）

な　し

９．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町　　長	梅　田　　穣	副　町　長	楢　林　力　也
教　育　長	井　手　文　雄	総　務　課　長	坂　本　靖　也
清和支所長	長　崎　早　智	蘇陽支所長	村　上　敬　治
会計管理者	飯　星　和　浩	企画政策課長	北　　貴　友
税務住民課長	高　橋　尚　孝	健康ほけん課長	木　實　春　美
福　祉　課　長	髙　野　隆　也	環境水道課長	有　働　賴　貴
農林振興課長	松　本　文　孝	建　設　課　長	西　　賢
山の都創造課長	木　野　千　春	商工観光課長	藤　原　章　吉
学校教育課長	工　藤　博　人	生涯学習課長	上　田　　浩
そよう病院事務長	枝　尾　博　文		

10．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　嶋　田　浩　幸　　外２名

開議　午前10時０分

○議長（藤澤和生君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　一般質問

○議長（藤澤和生君）　日程第１、一般質問を行います。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　おはようございます。11番、後藤です。

今日の一般質問を行います。

現在、山都町においては、高速道路の開通をはじめ、通潤橋の国宝指定、新道の駅の開設、また体育館パスレルのオープン、町営グラウンドオープンと、数多くの明るい未来が計画され、実行されようとしております。そういう中で、私たち議員も町民も、この企画を何とか生かすようなまちづくりをしなければならないという、議員も含めて、責任は重大だと思っております。私たちは、このハード事業がどんどんどんどん進んでいく中で、人口は減る一方であるが、地域の中で地域力をもっともっと生かす必要があるんじゃないかなと考えているところであります。そこで、今回は、そういうところを踏まえた中で、一般質問を行いたいというふうに考えました。

まずは、消防署の位置について。蘇陽においては消防署がなくなるという話で、今、本町消防署においては、１キロほど聖橋の先のグラウンドのほうにつくるというような話であります。その経緯についてお尋ねしたいと思っております。

２番目に、ごみの問題を話そうかなと思ったんですけれど、ＳＤＧｓのクレアンの500万との請負、東京事務所への500万の負担、その他、30年に向けての計画がどのようにされているのか。今実際、どのように、どのようなことが整備されているのかをお聞きしたいと思います。

その次、３番目に、熊本に委託するようになったごみの問題。それに町民の負担はどのようになっていくのか。それと、し尿処理が御船のほうに移動していく。それについて、どのようになっていくのかということをお尋ねしたいと思います。

それと最後になりますけれども、ＳＤＧｓによりますと、有機農業を核としたＳＤＧｓの未来都市を計画するというふうな計画があります。これにつきましては、有機農業がどのような役割をして、どのような計画で進めていくのか、今現在、有機農業がどの程度の生産があって、どのような販売をしているのか等々についてもお伺いしながら、町の未来を皆さんと一緒に考えていく機会になるならばと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

執行部の皆さん方におかれましては、１時間でございますので、簡潔なお答えを述べますようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。じゃあ、質問台のほうに移らせていただきます。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　まず、消防署の、消防の新庁舎、新事務所ですね、経過についてと今後についてお伺いしたいと思います。

山都町の消防署事務所は、昭和51年１月に建設され、築後約46年経過しております。蘇陽出張所においては、昭和56年２月に建設され、41年が経過しております。両施設ともに、新しい耐震基準に適用された昭和56年６月以前の建物ということで、これにつきましては、当然、建て直し等々の話は上がっていたというふうに認識しております。

そのほかに、女性が働く環境ではないとか、いろんな問題があったんでしょう。あらゆる問題点を踏まえて、山都町消防署建設委員会が結成されました。庁舎建設手法及び大まかな建設候補地の検討がされることになります。されることとなりました。この建設委員会でですね。本件の建設委員会においては、大学教授及び消防の議会議員、それに商工会長、町の区長会長等14名により構成され、令和４年７月７日から始まり、令和４年９月27日まで、約２か月間に４回にわたり協議されました。

この件について、令和４年４月の定例会において、総務課長より説明がありました。その内容につきましては、上益城消防組合では、11月25日に消防組合議会が開催され、報告としては、山都消防署を地域の主要道路沿いに建設するとし、管轄する地域のほぼ中心地で到達までの時間に隔たりのない場所を選定する。また、施設を統合したときの職員数、車両等を収容できる規模、面積を確保するもので、位置は、救急火災出動実績から時間や距離を考慮することとする。蘇陽出張所は、庁舎が当面使用できることから、当面の間存続させることとしました。ただし、５年をめどに統合に向けて準備を進めるというふうな説明が、総務課長からされました。

その後、なお続きまして、候補地の検討を行った結果、地形的、地理的条件などから、川内地内を選定しましたというふうに説明がありました。聖橋のところから入ったところがその場所になったわけですけれども、これがほぼ中央かどうかということは個人差であるかと思いますが、まず、その中で、蘇陽出張所がなくすという経過、どのような理由でなくすということになったのか。また、聖橋の横を、この川内地内ですね、これを選定するということで、本来ならば、消防議会では、甲佐の町長が会長だったとき、当分の間、５年間、地域の中で、山都町で検討してくれという話でしたので、私はそんな話聞いていましたので、清和辺りかなというふうに考えておりましたところ、こういう報告がありましたので、この経緯と、なぜここになったのか、なぜ出張所がなくすというような、５年間をなくすというふうに決定されたのかについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。今、後藤議員のほうからありましたように、昨年の、令和４年７月７日に、上益城消防組合におきまして、山都消防署庁舎建設検討委員会というものが組織されました。で、庁舎の建設手法及び建設工法につきましての検討が行われてまいりました。

検討委員会におきましては、管理者からの諮問を受けまして、現在の１署１出張所体制を維持

するのか、また、統合し１署体制が望ましいのかといった、山都消防署の建設手法と大まかな建設候補地の検討を目的として、調査及び検討が行われました。

検討委員会の委員につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、大学教授、それから消防組合議会議員、それから山都町住民代表といたしまして、山都町議会議員１名、山都町商工会長１名、山都町区長会長１名の３名、そのほか医療機関代表１名、消防本部消防長の14名で構成されております。

検討委員会では、計４回開催されまして、現地調査や職員アンケート、消防組合の資料に基づく検討などが行われまして、令和４年10月に、管理者に対して報告書の伝達が行われたということでございます。

検討委員会の審査結果といたしまして、４点ございまして、まず１点目といたしまして、山都消防署は統合した際の規模面積を確保して建設する。２点目といたしまして、建設位置につきましては、救急や火災出動実績及び出動から現地到達までの時間や距離を考慮して、ほぼ町の中心地となるような位置を町と消防本部で検討する。３点目といたしまして、蘇陽出張所は当面の間存続させる、ただし将来的に統合を前提として、今後５年をめどとして統合に向けた準備を進める。４点目といたしまして、職員の配置につきましては、消防組合全体の人員不足が見受けられることから、消防組合全体の職員増員を進めるというものでございました。

その後の経過といたしましては、建設候補地の現地調査を、町と上益城消防組合で実施をいたし、消防組合議会が開催され、検討委員会から報告があり、候補地の説明が行われたということでございます。その後、候補地での住民説明会を開催し、事業実施を、先ほど議員からありました川内地区内の成君の土地になるんですが、そちらの土地で進めるということで進めてまいりましたが、７月３日に豪雨が発生いたしまして、大規模災害が町内で発生したところでございます。その中で金内橋の崩落等があり、候補地として組合のほうで進められておりました土地が、両側に橋があること、また周辺農地に河川の氾濫があったことなどを踏まえて、候補地の再検討を行い、御岳グラウンドを新たな候補地として地元説明会を実施し、事業に向けて進められてきたというところでございます。

また、蘇陽出張所につきましては、上益城消防組合において、検討委員会の報告に基づき、当面の間存続させ、統合に向けた取組が必要なことから、今後５年をめどとして、統合に向けて準備を進めることとされております。蘇陽出張所の統合につきましては、町と上益城消防組合におきまして、12月19日に、蘇陽支所営農センターにおきまして、説明会を開催することとしております。

ただいま、議員のほうからありました場所の選定についての話でございますけれども、山都消防署の場所選定についてでございますが、山都町は広大な土地に集落が点在しており、緊急出動を行う上では数多くの施設があることにこしたことはありませんが、今回の検討委員会報告において統合を前提とした答申があったことは、四町で構成している消防組合の構成町といたしましても、重く受け止めているところでございます。

検討委員会報告において、根本的な人員不足が見受けられることから、統合し、両署所の現在

の職員数を維持することで、今後の複雑高度化する消防業務への対応に支障を来すことが明らかであるということから、山都町全体の業務運営体制の充実に向けて、上益城消防組合が進められております山都消防署建設を事業期間内に完成させるように、町といたしましても支援していきたいというふうに考えております。

検討委員会の資料によりますと、令和３年の山都消防署からの搬送状況につきましては、町内全地域において、半数以上がそよう病院への搬送となっており、町外搬送においても、町内医療機関からの転院搬送の割合が高く、町内搬送に占めるそよう病院への搬送が大半を占めることがうかがえています。次に、令和３年の山都消防署の緊急出動分布図によりますと、出動件数の多くは矢部地区に集中していることがうかがえます。次に、現在の山都消防署から出動した場合の到着時間につきましては、目丸地区青石で32分、緑川地区までが43分に対しまして、東竹原の奥阿蘇大橋までが41分、橘地区吐の瀬までが43分となります。なお、そよう病院への救急搬送を考慮いたしますと、矢部地区からの搬送時間が大幅にかかることがうかがえます。

蘇陽地区におきましては、蘇陽出張所が統合されれば、これまでよりも到着時間が遅くなりますが、山都町全体として、現在でも矢部地区、清和地区の到着時間と変わらない範囲であるということを御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　説明会は開くということでございますけれど、蘇陽の消防署がなくなるという話を、ちょっと「何でや」という話をどっこ、誰からも聞くわけですよね。ということは、身近にある、生活している人ですよ。蘇陽地区で生活している人にとっては、病院とか郵便局、ＪＡ、それにいろんな公共機関、役場も含めてですね、あって当たり前という意識の中で生活しているわけですよ。それで、突然のように、いやもう知らされない状態でですよ、消防署がなくなるげなという話になってくると、もう身近にある施設がなくなるわけですので、簡単に言えば、握っとる茶碗ばつこかしたようなことですよ。つこかされたような気持ちがするんでしょうね、多分。で、「何でや」って。「議員が４人もおって、何ちゅうざまか」ということも聞きますので、「いやいや、私たちは知りませんでしたので。私は知りませんでしたので」という答弁はしているんですよ。

ですから、いや多分、合併するという、一つになるということの重大さというか、今後住民サービスをどのように進めていくかという消防の体制の在り方、機構の在り方、そしてまた近隣町村との連携の仕方等々が、私も求められると思うわけですよ。

というのが、私も消防署、実際救急車には４回ばっかお世話になっております。交通事故はじめいろんなことがありまして、世話なっていまして、やっぱ、よう命があるなと思った、やっぱ救急車、消防署のおかげだなというふうに感じております。ありがたいことです。

で、ですね。そういう今から先のことば考えた場合です。その町民の不安を取り除くために、消防署の在り方、近隣町村との連携の仕方等々について、どのように、これは総務課長としては、それは消防署のことですので、機関が違いますので、はっきりしたことは言えないかもしれませ

んが、一応はそういう連携する、ヘリポートの充実等々も含めて、その消防署の在り方、あとは機構の在り方。充実すると言われたけど、どのように充実して、どのような機関と連携していくのか。将来的に３年後、４年後になるかと思いますけれども、消防署と十分協議した上で、これをもっていかないかんとじゃないかなという。町民を納得させるような言葉と機構が欲しいわけですよ。ですので、その考え方があったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。今の、議員のほうからもありましたように、ヘリポートが、現在、町内に36か所あります。緊急時には、消防署のほうで要請されまして、緊急搬送をするということで、そのヘリポートの充実につきましては、今後も引き続き、町として取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、議員、今おっしゃられました、隣接町村等々の連携についてということでございますけれども、現在、熊本県下の消防連携協力推進検討会ということで、令和２年４月から、これまで６回、全県一区を目標とした共同指令センター設置への検討協議が行われているということでございます。令和６年度での共同指令センター設置ということで進められてきておりますけれども、現在のところ、いろんな課題があるということで、それまでの統一ということ、また連携につきましては、現時点としては、非常に難しいということで、確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　まあ、連携の確保が難しいということであれば、その他に、もし、住民にとっては、本当にやっぱ不安が残るんだろうと思いますよ。実際あったものがなくなるわけですから。もうあって当たり前という生活を四十何年しているわけですから、それがなくなるというと、やっぱ。昔は、20年前、30年前は、長男も次男も皆子どももおって、車もあって、連れていかれるところが、今、世帯が高齢者世帯になって、不安は募るばかりで、そうなったらどうしようか、病気なったらどうしようかという不安もたくさんあると思います。だけん、60、70の人が一人暮らし、老人の二人暮らしとかありますので、そこら辺の充実については、十分検討していきながら、町民が不安がらないような対策を練る必要があるんじゃないかなと思いますし、十分、消防署と相談してやっていただきたいと思います。

これはあと１点ほどあるんです。副町長が、旧蘇陽でもありますので、話もいろいろ聞かれていると思いますので、副町長としての見解をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君）　経過につきまして、総務課長のほうから説明がありましたけれども、昨年の11月に、上益城消防本部のほうで、組合のほうで、方針が出されたとき、あるいはその以前から、そしてその後も、やはり町民の皆さん方に丁寧な説明をしていくことが大事だったのではないかというふうに思っております。

昨日も、坂本議員のほうから広報広聴について質問がありましたけれども、やはり、住民の皆さんに納得していただかなくても、やっぱ、情報はきちっと報告していかなければならないとい

うふうに、今、痛感しているところであります。

また、これは蘇陽地区のことだけではありませんので、先ほど総務課長も言いましたように、いろんな御負担をかけることになります。御岳地区においても、救急車両や消防車両が往来することになりますので、そういった御負担もかけるわけですから、これは町全体としての、やはり取組が必要になってくるというふうに思っております。

また、今、新たな取組をというようなことでありましたけど、ＩＴ化も進み、ＤＸも進み、いろんな情報も先進的にやっておりますけれども、これ、今、日本に1,700以上の町村がありますけれども、山都町が高齢化で、一番先進的に高齢化が進んでいますけども、これをやはり山都町ではなくて、明日の日本が山都町の将来だということで、山都町が逆に先進事例になるような、中山間の生命財産を守る地域の力をつけていくために、これ、日本として、国もしっかり支援をしていただきたいというふうに、私は思っておりますので、いろんな、過去の例にとらわれずに、新たな取組をやっていく必要があると思っております。

昨日も、藤原議員のほうからも御質問がありましたとおり、これ、矢部地区とか清和とか蘇陽とかいう話ではなくて、やはり山都町全体が均衡に発展していく必要がありますので、これ全体として本当に考えていかなければなりません。やはり、山都町、本当に広いですから、西の端の三ケや葛原の人たち、緑川の人たち、それから柳や猿丸の人たちからすれば、疎外感があるのも十分に理解しているつもりであります。そういった人々の思いをしっかり酌み取っていかなければならないと思っております。

やはり、誰一人取り残さず、住民皆が心豊かに暮らせるまちづくりは、梅田町長の市政の根幹でありますので、施策としてしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、前例にとらわれず、いろんな方法を考えながら、まだまだ時間はあると思いますので、住民の皆さんの意見も聞きつつ、町としてもいろんな方策を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　消防署のほうにつきましては、本当に、住民の不安といいますか、それに応えるような答えをぜひ出していただきたいというふうに思いますし、新しくできるところの消防署についても、要望書等々が上がっていると思います。これにつきましても前向きに検討していただいて。多分、この前入札された金額ですね。[redacted]これにつきましては、その周辺整備は入ってないと思いますので、そこら辺も同時並行して進めていきながら、最後に設計がどのくらいになるのかという報告もお願いしたいというふうに考えておりますので。

どっちにしても、入り口は、多分私も言っていましたけど、入り口、確かに悪いです。横に福祉施設もありますので、そこら辺のところは十分考慮していきながら、新しい消防署の位置、また周辺整備の環境整備も十分考えていただきたいと。これは要望しておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ＳＤＧｓの取組と今後の展望について。山都町が2021年５月にＳＤＧｓ未来都市に選定され、有機農業を核とした持続可能なまちづくりを実施することとなり、2021年８月に山

都町ＳＤＧｓ計画が作成されました。計画の中では、2030年のあるべき山都町及び2023年、今年度に向けた取組等の指標が示され、また、それに対するスケジュールが記されております。

今回の質問は、指定され３年目を迎えるため、その取組の状況について、これは後で伺いたいと思います。まずは、基本的なことですけれど、有機農業を核としたＳＤＧｓの題の根拠は何なのか。計画の中で、４ページですね、これ４ページに、全国に先駆けて有機農業を導入したことで、高付加価値型農業による所得向上の安定を図り、大規模経営が難しい中山間地域の農業経営の確立に大きな役割を果たしていると書いてありますけれど、具体的に、有機農業を核としたＳＤＧｓの在り方ですね。

私、考えるに、有機農業も大事ですけど、普通の慣行農業も大事です。それに含めて、地域の企業等々との役割、販売店等の役割、いろんなものがみんな役割ですけど、そこであえて有機農業を核としたというふうな位置づけについて、どういうことで、そういうふうに位置づけて、どういうふうに切り回していきたいのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君）　お答えします。本町は、令和３年に、３月に未来都市に申請し、５月21日、ＳＤＧｓ未来都市に選定をされました。ＳＤＧｓ未来都市計画に沿って、化学合成農業、化学肥料に依存しないカーボンニュートラル、有機農業を推進し、付加価値の高い有機農業やジビエの利用促進などの展開を図っております。山の都ブランドの確立を目指すとともに、美しい農村景観を次世代へ継承し、将来にわたって、豊かな自然を守りながら、持続可能な山都町を実現するため、計画的に事業に取り組み、経済、社会、環境の三つの柱で構成された総合的な取組を進めております。

庁舎内では、町長筆頭に、各課や各事業を横断的な取組を行うことを目的にして、ＳＤＧｓの推進本部を置き、推進に関する事業や進捗管理について、検討検証を行っております。各課においても、ＳＤＧｓ推進委員を選任し、事業推進に取り組んでまいっております。

また、昨年度は、持続可能な暮らしにつながるような実効性のある様々な取組に対して、支援や専門的な助言や住民への普及啓発などの業務を、株式会社クレアンに委託しております。委託料の金額は465万5,200円となっております。

１点目に、山都町のＳＤＧｓの2030年度基本の目標を、昨年度は設定しております。山都町民の約50名に参加をいただきながら、山都町が実現できる三つの未来、目標、山都町の魅力を生かしたまちになる、目標２、住み続けられるまちになる、目標３、資源を大切に活用できるまちを掲げました。

２点目に、ＳＤＧｓの普及啓発活動、出前講座、巡回説明会を開催しました。これまで11か所、延べ400名の受講を行っております。

３点目に、町内の小学校の食育事業です。小中学校の学校給食に有機農産物を使用しております。安心安全な農産物を食することを身近に感じてもらえるような食育の学習に取り組んでいます。

４点目に、生ごみの堆肥化事業です。家庭から排出される可燃ごみを減らし、CO_2の削減に

つながる取組として、コンポストを活用した堆肥づくりを行い、シニアクラブ、おたっしゃ野菜、エゴマ栽培に活用してもらうことで、食と環境のサイクルの構築を図っております。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　今、説明はずっとありましたけれども、私、ちょっと聞きたいのは、ＳＤＧｓの中で、クレアンに対して、今おっしゃいました465万円。これは昨年の実績ですよ。465万5,200円ですね。それと東京事務所に対して495万円ですね。これ、多分単独費と思いますけれどもですね。このクレアンに対して、まず、前に、楢林課長が課長時代ですか、東京事務所に出したお金ですね、３年間で90、ともすれば、条件が整えば１年で90というふうな話があったのを覚えています。で、ですね、これ本当に単独費を500万弱で、両方で1,000万でしょう。合わせて495万円ですね。本町の急激な人口減少に歯止めをとめるべき、交流人口の増加や将来的な移住定住の促進に向けた取組をするというふうに書いてあります。それと、クレアンに対しての465万5,200円。これ、実績報告の中で出ている数字です。一応確認したところ。これについて、まだこれ、今後進めていく中で、これ本当にうちの町で必要なのかなあと、こう。町民の皆さんはどう考えているのか。私が考えるＳＤＧｓじゃなくて、移住定住の話もこう書いてありますよ。しかしながら、今大事なのは、出ていく人口をどうして食い止めようか、地域の財産をどう生かそうかとか、そういう、人に、東京の人に委託してするのも大事かもしれません。が、しかしながら、地元の地域力を足す、あげるのが、私は先決、今の時代、それが先決と思います。

特に、こういう時代ですので、そういうふうに力を、エネルギーを変えるというのも、ＳＤＧｓの見直しというのであれば、それも必要かなと。今、大事なことは、するなちゃ言ってないんです。490万円が、東京事務所もあったっちゃええ。ばってんが、ただ、山都ラボなんかやっているじゃないですか。何とかしよう、町を何とかしよう。若者の力を、今、どうして引き出すかということですよ。

それと、今ある企業の力、これをもっともっとこう、力をつけさせて、働く場所を提供する。それを、そうすっと、農業の、グリーン農業の慣行農業、きちっと定着したもので販売先をつくる、そして新たな工作物を作ったり、ちょっといろんな施設ができるので、そういう、何か自分たちでできることがもっともっとあるような気がするんですよ。そういうところの、本当に、東京事務所の在り方と今後の展望とクレアン。まだまだ続けるのか。クレアンの、この支出した金の使い方、これがまだ必要なのかということについて、お尋ねしたいというふうに考えているわけです。

○議長（藤澤和生君）　副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君）　６年前、私がここで説明したことを、今、思い出すわけですけれども、その当時、やはり、東京事務所を設けて情報発信をして、企業のＣＳＲに訴えて、社会貢献をしてもらう。社会貢献の中で地域貢献をしてもらうということで、クレアンさんは、いろんな大企業のＣＳＲ、社会貢献をアドバイスするコンサルタントとして活躍されておりますので、そのノウハウを山都町に協力していただいて、いろんな企業を山都町のほうに紹介していただいて協力していただくというようなことが目標でございました。私も、そのときに、成果がなければ

１年でやめるという発言をしたこともよく覚えております。それは、それぐらいの覚悟でやるという思いでありました。

６年がたちまして、今、私もここに戻ってまいりまして、その成果を確認しているところであります。私自身としては、町民の皆さんに見えない部分はあると思います。しかし、ＳＤＧｓのこともそうですけど、未来都市の指定を受けたこともそうですけれども、また、プレゼントツリーというようなことで、環境リレーションのほうが、いろんな企業が来て、山都町の山に植栽をしてもらって、山都町のファンになっていただくということで。そして、来ていただく方々は、自費で、自分のお金で来ていただいて、植栽をして帰っていただいて、お買物したり、交流人口につながっております。今、１万人、会員がいらっしゃいますので、その１万人の方がふるさと納税を１万円ずつしてもらうと、１億円になりますね。ですから、そういった形で、見えない形でも、ふるさと納税、あるいは企業版のふるさと納税をしていただいておりますので、そこあたりのデータについては、この来年度の予算の要求の中で、しっかりと分析して、効果がなければやめる、まだ可能性があればやるというようなことで判断させていただいて、３月の、来年の、令和６年度の当初予算の中で、また議員さんと議論を交わしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　今、副町長から話がありましたけれども、予算の上がれば、これは否決はできんわけです。一応否決すれば、それは駄目ですよって言えば、全部否認して、修正動議出さないかんわけですよね。ですから、その前に、どういうことで進んでいくのか。本当に実績はどうなのかということが必要なんですよ。ですから、その予算ば上げるときに上げたら、それは、ＳＤＧｓとか東京事務所、いらんちゃなあつやとか、話があってもですよ、それば否決すっためには、修正動議ですよね。

ですから、その前に、その予算を出す前に、こういうことで実績の、委員会じゃ分かりますよね。でも私は厚生常任委員で分かりません。ですから、そこ辺のところの議員に対しては、そういう勉強会というような形で、やっぱその、議会の前に勉強会があるじゃないですか。そのときは既に遅しです。ですから、その前に、そういう肝腎な事業は、前もって、甲の成果についてはこのような実績があると。そしてまた、ＳＤＧｓに限らず、全てのことが、やっぱり、議員に対して、予算要求する前に、明確に、大きな事業はですよ、単独で出す分については、災害なんかは別ですから、そういう独自の事業については、前もっての説明が私は必要だろうというふうに考えておりますし、ＳＤＧｓに関して、あと何といいますか、ステークホルダーの皆さん方もいらっしゃいますよね。ステークホルダーの皆さん方と、それと一緒にそれを共有すべきですよ。共有して、みんなが同じ方向に向かってやっていくようなことを考えていただきたいなというふうに思います。

私は、いろんな町でもいろんなイベントがあっていますよね。オールドカーフェスティバルとか、バイクのともやっていますけど。そういう点々々とやっているようなところを、やっぱ、ちょっと拾い上げて、それやっぱり来るんじゃないですか、人が。来るということは、町がちょっ

とでも支援してやって、いろんな商店が出るわけです、あそこに。今年もありましたよ。今年、やっと３年、４年目ぐらいにやりましたけれども、そういう、ちょっと皆が関心持つ、九州各県から来ていましたから、そういうのにちょっと頑張れよというような、そういうのも大切かなと。バイクのこともやっていますし。ただ単に、町が、これはですね、全て町が、ほとんどの場合が、町が企画した場合は予算つけるわけですよ。ところが民間がしたら、やりおらすばいなというぐらいの話で終わりますので、そこ辺のところ、ちょっとリストアップして、やっぱやっていく。そしてまた、慣行農業についても、より力を入れて、そしてまた、普通の企業、企業あたりももっともっとここでやるとにも力を入れるような。高校生もステークホルダーに入っているわけですから、そういう中のイメージ、何か町として、アイデアを出しませんかとかいうようなことに、商品やるような、みんなが参加するような、ＳＤＧｓであってほしいなと思いますし、そういう未来の見えた企画をぜひ進めていただきたい。思います。

課長のほうに、今後の、今までの23年までの取組ですね。これについては、農林振興課については後でお伺いしますけれども。ここの最後のページに出ていますよね。タイムスケジュール。これタイムスケジュールについて、やっている、できたなと思うのは、あのですね、最後のページのあれか、環境課のほうでやっていますですね、そういうのはやっていると思いますので、環境課長のほうから、今年の実績について、ちょっと説明を願いたいと思います。そして、今後どのような取組をするのかも含めてお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。環境部門のほうで目標として取り組んでおります中で、２点あります。

その中で、資源ごみ集団回収量については、令和４年度の実績は、２万4,545キログラムとなっております。当初目標の６万キロ、60トンより大幅に落ちておりますが、要因としては、当初から、人口減少や、搬出ごみの減少を見込み、目標を設定しておりましたが、計画策定年度、2019年は、集団回収団体が前年度から倍増しておりますし、さらに新型コロナウイルスの影響で、不要な外出自粛の影響で、資源ごみの収集量が非常に多かったと思います。近年は落ち着いておりますことと、団体によります搬出する資源ごみの種類が減っていることも考えられます。

しかしながら、町全体の家庭ごみに対する資源ごみの搬出割合は、コロナ前の2018年の実績と比較すると、増えております。本事業の趣旨であるリサイクル可能なものを分別する意識づけ啓発は進んでいるものと思われます。今後もさらなる啓発のために、本事業を続けていきたいと思います。

もう一つが、エコライフ支援事業活用戸数についてですが、2020年から2022年までの累計が128戸で、目標の160戸に比べて若干厳しくなっておりますが、要因としては、これも新型コロナウイルスに伴う部品不足の影響で、太陽光発電、太陽熱温水補助の新規申請がかなり減っております。まきストーブ補助等は、新規、伸びておりますが、若干、達成が厳しいところです。

しかしながら、今後は情勢が落ち着くとともに、申請が回復してくるものと思われますので、今後も、普及によるエコライフの広がりを支援していきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　大体、環境課のほうではもう昔からやっている事業そのままを継続していますので、町民の皆さんには、大変ありがたがられていると思います。これもＳＤＧｓの計画にありますので。

先ほど、副町長が言われた、東京事務所並びにクレアン、その他のイベントとかあっております。ただ、人を寄せれば効果が出るというのじゃ、私はないと思います。やっぱり、いかに分析して、町を活性化していくかということのほうが、今あるのを育てていく、よりよくしていくというのが基本だろうと考えていますので、そこ辺のところ、よろしくお願いします。

それと、農林振興課のほうに、有機農業も書いておりますので、有機農業についてお尋ねしますけれども、有機農業の計画の中で、私は、この25ページに書いてありますね、経済面の取組として、指標がＪＡＳ規格の有機農業を45事業所あるのを求人するとか、あるいは、その下のくまもとグリーン農業の宣言を2,070人から2,200にするというふうに書いてありますけれども、この過疎化の現象の中で、これを広げるというのは、私は難しいと思います。むしろ、このある事業体、有機農業の人たちをどうサポートしていくのか、どう支援していくのか、今後どのような補助して助けていくのか、どのようにまちの活性化につなげていくのかというのが必要じゃないかなと考えておりますし、これらの取組、今、その目標数値はもう忘れていいです。忘れて、今ある人口の中で、今ある人間の中で、町をどう考えていくのかというのをぜひやってもらいたいと思いますし、この有機農業に関して、今ある、じゃあ何を生産して、どのような販売ルートをやっているのか、今後について、分かる範囲で結構ですので、課長、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　それでは、お答えしたいと思います。まず、ＫＰＩに示してあるところからいきますけれども、有機ＪＡＳ認証事業者数につきましては、令和５年10月現在で56事業者となっております。併せまして、面積のほうも御紹介いたしますと、令和５年３月末現在で100.4ヘクタールとなっておりまして、令和４年の１年間で、7.6ヘクタールの増加をしているというような状況でございます。

それから、くまもとグリーン農業者宣言者数につきましては、令和５年３月末現在で、生産宣言者736名、応援宣言者1,357名、合わせて2,093名が宣言をしていただいているところでございます。

それから、山都町で生産されている有機農産物の主な品目につきましては、お米をはじめ、ベビーリーフ、小松菜、ピーマン、里芋、ジャガイモ、またはニンジン、トマトなどが、主な品目となっているところでございます。

それから、販売先というところになりますけれども、町内におきましては、飲食店、食品製造業者50店舗中26店舗ということで、52％ほどの取扱いをしていただいているというふうに考えております。町外につきましては、有機農産物の販路拡大事業ということで、新規取引先の勧誘を行ってまいりましたが、これまでに12社となっております。有機農業者につきましては、それぞ

れ販路を持っておられますが、全ては把握できていない状況にあります。主なものとしましては、コープ有機やグリーンコープなどの生協、あとは関東、関西、福岡などのスーパーなどとの取引があっているというふうに聞いております。

それから、先ほどからお話が出ておりますＳＤＧｓにおける有機農業の位置づけはというところでお答えしたいと思いますけれども、2021年に国が策定しましたみどりの食料システム戦略におきましては、環境負荷低減の取組を加速させるとしまして、化学農薬の使用量の50％低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30％低減するという目標が掲げられております。

このような中、本町においても、化学肥料や農薬の低減など環境保全に努めながら、従来からあります本町の資源を有効活用する取組を進めまして、有機農業をモデルとした環境保全型農業の推進を図ることで、土壌の健全化や温室効果ガスの排出削減など、持続可能な循環型農業の構築を図ることが、本町が掲げる有機農業の核とした持続可能な社会の形成に、ＳＤＧｓの理念につながっていくものと考えているところでございます。

また、今後の有機農業の取組につきましては、令和３年度に策定しました山都町有機農業推進計画の目標に向けて取り組んでまいりたいと思います。特に有機農業の取組面積につきましては、水稲栽培を中心に、ＪＡ等と連携しながら拡大を図り、併せて有機米の有利販売について、有利販売につながる取組を実施していきたいと考えているところでございます。

それからまた、有機農業だけではなく、慣行農業も含めてですけれども、農業者の高齢化、担い手不足が顕著であるため、新規就農者、後継者の育成として、県の認定機関、研修期間であります山都町担い手育成支援協議会の研修、受入れ体制の充実強化を図ってまいりたいと思います。

さらに、先ほども申しましたが、有機、慣行も含めまして、本町の資源を有効活用した持続可能な循環型農業の構築のため、堆肥の活用についても進めていきたいと考えています。有機とか慣行とかを申し上げておりますけれども、それぞれにいいところもあると思いますので、ＪＡをはじめとする様々な機関と連携しながら、山都町全体の農業振興につながる取組を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　有機農業というものに、やっぱ重点を置いてやるということは決して悪いことじゃないと思うわけですね。ただ、その中で、やっぱ慣行農業とか、いろんな高齢者の方が菜園をつくったり、いろんな方がしていらっしゃいますので、今後、慣行農業でも有機農業でもいいんですよ。道の駅が、蘇陽も清和も、矢部にも今度できます。通潤橋にもありますよね。その中で生産したものが、訳あり商品というのがあるんですよ。どこにでも。それをやっぱり販売できるような、安くですよ、販売できるようなシステムを、生産者と道の駅とが合同に協力して、その訳あり商品は、市場に出回らない商品、ちょっともうただでもいいよとかそういうものが、捨てるようなものが、たくさんできるわけです。百姓をしよれば。そういうものを売れるようなシステムを構築できないものかなと思っておりますし、そこについても御検討願いたいと、

前向きに検討していただけるならばと思っておりますので、そこら辺のところは、山の都ですか、一緒になって考えながら、農業の振興を図っていただきたいと。

最後になりましたけれども、もう時間もありませんけど、せっかく書いておりますごみのこともちょっと言わんと、課長に悪いなと思っています。いやいや。実は、これ、熊本市に持って行く、平成７年から持っていきますよね。そこの石坂グループと大栄環境で、シムファイブスという企業をつくりましたですね。これが今、環境調査をやっていて、令和７年かな、終わる予定なんですよ。もしね、これが、環境通らんかったらどうするのかなと、ちょっと心配していたんです。通る方向で頑張ってもらわにゃいかんだろうし、両者とも。

と、あと一つは、何ちゅうんですか、両施設とも、小峰クリーンセンターですね、千滝クリーンハウスもですね、毎年、修理代が4,900万とか三千五、六百万かかっているわけですよね。これはもう、昨日、３番議員が質問されました。クリーンセンターについてはですね。小峰クリーンセンターと、定期補修とか、小峰クリーンセンターについては、4,600万かかっているし、そのほかの修理も含めて4,900万ほど。千滝のクリーンハウスについては、三千五、六百万かかっているわけです。これ、まあ、御船にですね、令和８年から委託する、予定では委託するというような話がありました。クリーンセンターについても、平成７年から市のほうに委託することになってくれば、今まであるこの施設、これをどのように扱うのかなと。二つとも含めて、クリーンセンター等。持っていくのでぶっ潰してしまうのか。それとも今後また、活用する必要があるのかというお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。まず、令和７年度から予定されている熊本市の委託計画によって、広域処理の委託する分につきましては、あくまでも可燃ごみですので、新たな施設が、上益城五町の施設ができるまでの間だけの可燃ごみの委託ですので、その他の粗大ごみ、あと資源ごみとかは収集しなければなりませんので、その分については、新たな施設ができるまで、小峰クリーンセンターのほうの施設を活用していきたいと思います。

千滝クリーンハウスのほうについては、昨日の眞原議員への答弁と重複しますけれども、御船の地区衛生施設組合のほうを活用して、関係者と協議しております。その中でありますのは、今、協議内容としては、非常に、中継施設化した場合の費用というのが高額になるという話が出ておりますので、そちらに関しては、直送のほうで検討をちょっと始めているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　クリーンセンターについても、両方ともまだまだ使わなきゃいけないのかなと思います。ただ、し尿処理について、これ私もちょっと考えてみたんですけど、ごみも同じです。町民負担は当然増えてきますよね。熊本まで持っていくし、御船まで持っていくとなれば。

業者のほうも、バキュームカーのことを考えてみて、聞いてみたんですよ。「今の７台で足りるとね」って聞いたら、足りないそうですよね。あと２台ほど。これもう８年ちゅうどん、人が

おらん、車がない、運べやできんとなってくると困るわけです。１台1,500万かかって、２台買えば3,000万。かかって。そうして持っていかんと、もう運び切れない。１日のし尿処理の運搬が、それがぎゃっかし３トンか４トンしかもう行かないんですよ。それについて、やっぱり負担も多分大変だろうなと思うし、町民負担の分も増えてきます。し尿処理、汲み取りも持っていけば増えます。また、ごみも増えます。

それについて、町のほうとして、この支援はどのように考えているのか、町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　ごみにつきましても、し尿につきましても、場所的には、今の処理場から遠くなるという思いでおります。その一番の統合の問題につきましては、先ほどありますように、毎年の補修点検費が高額になっておるというようなこと、そしてまた、年数もたって、単独で更新するには多額の建設費を要するというようなことが、一番大きな要因じゃなかったかなという思いであります。

それについては、当然、今ありましたように、利用料に、また運搬料に反映するのはもう事実であります。利用料については、まだ、何もそういう、検討ちゅうが、しておりませんが、運搬費等々につきまして、また、資材車両等々につきましては、当然、そのような形が発生をするという思いでおりますので、これについては、今後、統合計画の中で、いろんな事業を駆使をしながら、事業者の方々に負担が少ないような形の中でお願いをしたいなという思いでおります。

特に、車両については、頼めばでくんじゃないかなと思っておるのが、一番の問題は、人員の確保じゃないかなという思いでおります。今、全ての業種の中で、人員不足の中でございますが、そういう部分の中で、人員については、行政の方にお願いしておる部分でありますので、大変憂慮しているところでございますが、これにつきましても、我々が、町が、統合を決めて実施するわけでありますので、町でする部分、補助事業等々ある部分等々は、十分精査をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　ありがとうございました。これで質問も終わるわけでございますけど、最後に、非常に、こう私、いいなと思ったのが、役場退職されて勤めていらっしゃいますよね。本当に、役場の中の潤滑油みたいな感じとなり、町民との間に立って一生懸命頑張っておられます。やめた後、役場に残って仕事される。非常に町民のためにもなりますし、職員皆さんのためにもなるかと思います。ぜひとも皆さん方も退職されたら、何年も残って、町民のためと地域のために頑張ってもらえたらなと思っております。

この前も世話になりまして、わざわざうちまでこう来てもらって話されたんですよ。やっぱこういう町のことをよく知っている人が残っとかないかんと思いましたので、ぜひ皆さんも残っとってください。残って、地域のために頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（藤澤和生君）　これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩　午前11時０分

再開　午前11時10分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　こんにちは。４番、西田由未子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今朝の熊日の１面を見たときに、熊本空港防衛拠点に、熊本港、港ですね、も候補というのを見まして、大変びっくりいたしました。いよいよ新たな戦前なのでしょうか。戦争の準備ではなく平和の準備をと心から思います。

今回は、質問項目、米軍オスプレイ墜落事故について、公立保育園のこと、義務教育学校のこと、学校給食のこと、地域防災のこと等、たくさん質問させていただきます。早速、質問台から質問をしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　まず、初めに、米軍のオスプレイ機の墜落事故を受けて、自衛隊にもオスプレイ機が導入されている中、同様の事故が起こりかねないことへの懸念と、町としての対応についてお尋ねをします。

11月29日に、屋久島沖で米軍のオスプレイが墜落し、７人の犠牲者といまだ行方不明がお一人という報道がなされています。また、オスプレイ墜落事故は、2010年からだけでも、今回を含めて９回、死傷者は39名、横田基地の米軍オスプレイは、2018年４月以来、少なくとも５回のエンジントラブルなどで緊急着陸。昨年は、一時クラッチの不具合で全機飛行停止になったこともあると報道があります。今回の事故でも、亡くなった方が多数おられ、御家族の悲しみはいかばかりかと思うといたたまりません。また、沖縄では、ふだんから市街地や民家の上空を飛んでいる実態があり、もしも陸上で墜落していたらと思うと、本当に恐ろしい、大変なことになっていたなと思います。

陸上自衛隊が保有するオスプレイも、ただいま点検、飛行停止となっています。日本政府や憂慮する各地からの、米軍オスプレイの飛行停止の求めに対し、やっと12月７日、世界中に配備している全種類のオスプレイの飛行停止を決めました。アメリカが決めました。これまでも、横田基地から益城町の高遊原へと、米軍のオスプレイが飛行訓練を繰り返していて、市街地や住宅地上空での目撃情報がたくさんあります。山都町も他人事ではありません。大矢野原演習場そばの民家、保育園、学校、病院の上空を飛んだことも、これまで多々あります。また、昨日の熊日には、オスプレイ製造に基準に満たない不正があったとも報じられています。今回の事故原因がきちんと究明されるまでの飛行停止と、このように事故を繰り返してきたオスプレイ配備は、自衛

隊機についてもやめてほしいと強く思います。

町としての対応をどのようにお考えか、町長にお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　オスプレイの事故につきましては、今、西田議員からあったとおりであります。再三の飛行停止の要望にもかかわらず、10日間にわたって、全世界で飛行訓練が続けられたと。それにも増して、今回の墜落事故の捜索、運搬にもオスプレイが使われたと。私も、テレビを見、新聞報道を見ながら、忸怩たる思いで報道を見とったところでございます。

木原防衛大臣のあのような要請にもかかわらず、米軍は無視をし続け、10日間程度、飛行、捜索を続けたというようなことに対しては、本当に憤りを感じる事実であります。

また、今年の４月には、自衛隊機が、師団長だったと思いますが、乗せて墜落をしたと悲惨な事故も起きておるところであります。これ、自衛隊、米軍の訓練の一環かなという思いでおりますが、このようなことが、今、起きておるのは、訓練の事故でありますが、ウクライナなり中東でのあの悲惨な殺し合いが続いとるのも事実であります。そういうのを含めながら、我々は、町としては、今、自衛隊の演習場を所有する町として、安全な訓練をとお願いするのが、今の時代であります。

先般も、全員の方々ともお話をしながら、地域の住民はもとより、安全な訓練をしてほしいとお願いをしたところでございます。そういう部分で、我々も今後も、米軍の動きを我々一自治体がどうということではございませんが、ここにおられる傍聴の皆さんも含めた中で、全ての国民がそういう思いを持たなくてはいけないんじゃないかなという思いでおります。そういう思いの中で、今、国防に、防衛に対する意識が、非常に我々にも問われておる時代かなという思いでおりますので、お互いに情報を共有しながらしていきたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　おっしゃるとおりだと思います。ただ、やっぱり、住民の命と暮らしを守るという点で、これからも注視していただいて、町としての要望、意見、要請というものも考えていっていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、山都町公立保育園の再編計画と少子化対策についてお尋ねをします。通告の順番、小さい順番で六つあるんですけど、４番の項目を１の次にさせていただきたいと思います。最初、一番でいきます。

11月14日、山都町ホームページにて、山都町公立保育園の今後の在り方について、答申書と山都町公立保育園再編計画が出されました。その再編計画の目的に、安心して子どもを産み育て、意欲的に働ける社会環境の整備が求められており、子育て支援の役割を担う公立保育園には、より充実した保育サービスの提供が期待され、多様化している保育ニーズに柔軟に対応できる組織づくりが求められているとあります。なので、これが目的、そして、その目的に対して何をしていくのかということになります。

そこで、多様なニーズという言葉が何度もどこそこで見られるんですけれども、どんな多様なニーズがあるからどのように対応していきたいというふうにお考えでしょうか。よろしくお願い

します。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。多様なニーズについてですけれども、今では、公立、私立、関係なく、多様な子どもたちのニーズに応えるべく、様々な支援が必要と求められております。働く親を支援するために、通常の保育時間を超える延長保育や休日保育の実施、一時預かり、保育園の送迎、給食のアレルギー対策、障害を持つ子どもの支援、医療的ケアが必要な子どもの支援などが考えられております。

現在でも、私立保育園においても、障害を持つ子どもの受入れも対応されており、公立保育園では対応が困難な子どもの受入れも、私立保育園が受け入れておられる場合もあります。もちろん、公立保育園を望んで入園されている保護者さんもございます。

本町では、公立私立の選択についても多様化しており、その選択についても、保護者の相談に応じて対応をしているところです。そのニーズに応えるためには、正職員の確保というのが重要と考えております。

また、各種研修の参加というのも促しております。保育士、それから調理師も、県主催、またいろんな研修会に積極的に参加されております。

多様なニーズに対応するための、体制を整えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　本当に多様なニーズ、今言われたことに、山都町の保育園ですね、応えてきている。それすばらしいことだと思います。親さんのニーズ、子どもたちのニーズ。できるだけ仕事に行きやすい保育園に通わせたい、仕事の関係上長時間預かってほしい、友達をつくってあげたい、子どもたちは友達と楽しく遊びたい、障害がある子どもも友達とともに育ち合いたい、経済的な心配をしないで預けたい。僻地だからこそ、保育園が必要。

そして先ほど、私立でも、障害を持った子どもたちが受け入れられているとおっしゃいましたが、医療的ケア、本当に重たい、とても重度な子どもさんの受入れは、なかなかに難しいものがあるのではないかなとも思います。

その保育内容のすばらしさ、山都町の公立保育園がこれまで応えてきたこの保育内容のすばらしさは、町外にも認められているところです。公立保育所も私立も、合わせて10園あって、保護者さんにとっては、内容によって選べるという利点もある。それもあると思うんです。

公立保育園の重要な役割として、これまでも、町と確認してきたことは、子どもたちの発達の保障と保護者の就労保障があるということです。そして子どもたちにとっても、保護者にとっても、セーフティーネットであるという答えもいただいています。子どもや保護者が安心して生活していけるように、福祉行政としての支援をしなければならないということで、今おっしゃったとおりだと思います。編成計画の目的にある、意欲的に働ける社会環境の整備をどうするかということ。そのために、保護者さんが保育園に子どもを送り迎えするときの様子を想像してみたいと思います。保育園への送迎について、保護者さんにどのような大変さがあるとお考えでしょう

か。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。公立保育園では保護者の送迎としており、私立保育園では送迎バスを運行している園が３園ございます。遠方から送迎されている保護者は、送迎にかかる負担、例えば時間、経費、それから、仕事の職種によっては、時間的な負担というものがあると思われます。公立保育園については、送迎に関しては、親が責任を持ってというところにいたしております。

今後、公立保育園の再編が進み、遠方から、また、仕事の関係上、送迎でいろいろな御負担が発生する可能性が考えられます。再編計画の中でも示してあるとおり、ニーズを把握し、支援が必要であれば検討したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　私は、具体的に、保護者さんの朝の様子をちょっとお伝えしたいと思います。

保護者は、仕事に間に合うように逆算をして、朝何時に出ようと思います。でも、子どもたちは出がけに転んで泣いたり、兄弟げんかをしたり、「おしっこ、うんち」とトイレに走ったり、汚して着替えたり、いろんなことが起こります。そんな慌ただしい朝を何とかクリアしながら、子どもを保育園に預けて、仕事場へと急ぎます。私もそうでした。皆さんの中でも、「そうそう」と思われる方いらっしゃると思います。迎えてくれる保育園の保育士さんは、「忘れ物があっても心配せんでいいよ。子どもたちが元気に友達と過ごせるように見守るから安心して仕事に行って」と保護者を励ましてくれます。朝の大変さも吹っ飛んで、仕事に行けます。私自身もそうでした。

このようにして多様なニーズに応えてきた公立保育園ですが、今言った、朝の様子も頭に入れながら、これからのことも聞いていただきたいんですが、合併直後については、幾つあって、その後、20年近くたちますが、人口減の中で統廃合はやむなく繰り返されて、どのような経緯で現在の５園になっていったのかということを御説明ください。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。合併当初から現在まで、幾度となく保育園の統廃合、繰り返されております。その一つの要因としては、やはり園児の減少というのが一番大きかったのではないかと推測いたしております。

平成17年、合併当初は、公立保育園は９園ございました。矢部地区では浜町、浜町第二、白糸、矢部同和、金内、それから清和地区は大川、蘇陽地区は馬見原、二瀬本、菅尾の９園です。参考に、その当時の園児数、公立のみですけども、355名の園児がおりました。

その後、平成28年に７園になっております。矢部地区の白糸保育園が矢部同和に統合されております。それから、蘇陽地区の菅尾保育園が民営化されております。その当時の公立保育園の園児数が237名となっております。

その後、平成29年度に５園になっております。御承知のとおり、矢部地区の浜町、浜町第二、矢部同和の３園が統合し、山都みらい保育園になっております。その当時の公立保育園の園児数が209名になっております。

参考までに、令和元年度に、町内各地にありました僻地保育園が、最後の小峰保育園ありましたけれども、令和元年度に全ての僻地保育園が閉園いたしております。その当時の小峰保育園も５名以下という園児数になっております。

今年度、令和５年度は５園で、矢部地区が山都みらい、金内、清和地区が大川、蘇陽地区が馬見原、二瀬本の計５園で、園児数は145名という経緯になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　今お答えいただいたように、園児数の減少に伴って、９園から７園、５園と減ってきましたね。やむなく五つまで統廃合されてきたということだと思うんです。で、多様なニーズに応えるということであれば、これ以上はもう減らせない数だと私は思います。

昨日の３番議員の質問にありましたが、矢部高校がなくなったら人口減少に拍車がかかるということで、矢部高校はなくしてはならないというやり取りがあったと思います。このことは保育園にも同じことが言えると思うんです。これ以上保育園がなくなったら、特にこの再編計画には、町の西の端っこと東の端っこの保育園が、これから１年から３年の間に、再編の対象になるように書かれていますが、町の端っこに位置している保育園がなくなったら、どうなるんでしょうか。

先ほど想像してみた朝の様子を思い出してみていただけないでしょうか。隣町に仕事に行く保護者が、保育園がなくなって別の保育園に行くことになったとします。今以上に送迎に時間がかかり、もっと早く家を出なければ、保育園にも仕事場にも間に合わない。だったら仕事に行きやすいように、山都町を離れないといけないということになるかもしれません。

先ほど、課長の答えの中に、遠方になることに、遠方への保育園ということで、送迎の負担については支援を考えたいとおっしゃいましたが、考えていただいても、時間が間に合わなかったら、もう選ばれないと思うんです。送迎バスが出されるとしても、バスには時間があって、それに間に合わせるということが一苦労。バスに、０歳の子、歩けない、まだ歩かない子、たくさん乗せて、どう対応されるのかというのも心配になります。

それでは、次の質問に行きます。

この再編計画の14ページに、課題解決に向けた方策が書かれています。その中の保育士不足の解決についての御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。保育士不足に関しましては、本町のみならず、全国的な大きな課題と考えております。保育園を運営するためには、児童福祉法に定められた保育士の配置基準がございます。保育士が不足すると、在籍している保育士の負担が増すとともに、園児の受入れができない可能性も出てきます。

現在の公立保育園では、正職員、保育士15名、任期付職員４名を各保育園に配置いたしており

ます。不足する分は、派遣職員、会計年度職員で対応をいたしております。

今後、保育園の再編を進めることになりますが、必ずしも保育士が充足するとは言えず、保育士が不足する場合は、現状どおり派遣、または会計年度職員で対処することとなります。新規採用職員の募集も行っておりますが、採用まで至らないこともあり、今年度は２次募集も行います。現場の声として、20代の保育士が在籍しておらず、年齢層にも偏りがあるという状況なので、今後の園運営を考え、若い年齢層の募集も継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　今年は、２次募集もかけられて、何とかという思いが伝わります。頑張っていただいていると思います。

ですが、年齢層のことも言われましたけれども、ここ過去10年間、毎年募集をかけてこられたわけではないんですよね。その辺は、見通しの甘さがあったのではないかなと思いますが、でもこれからとにかく採用していくということで動いていただけるというのであれば、再編計画の中に、そのこともきちんと明記していただきたかったと思います。採用のことは書いてございませんので。計画の中には、計画で動くということがありますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、再編計画についての保護者説明会を開催していくとありますけれども、どのように保護者さんには説明していかれるのでしょうか。再編という意味を御説明いただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（髙野隆也君）　お答えいたします。再編計画を策定し、ホームページ上でも公表いたしております。この再編計画策定に至っては、山都町公立保育園の在り方検討委員会を５月に設置し、今後の公立保育園の在り方について諮問し、10月13日に答申を得て計画を策定いたしております。検討委員には、学識経験者、町議会議員、教育委員、校長会長、町Ｐの代表、民生委員、私立保育園代表、公立保育園代表、各公立保育園保護者代表に委嘱して、幅広く意見を求めて計画を策定しております。

５月からの検討委員会の開催中には、各公立保育園の保護者を対象とした説明会を開催し、様々な御意見をいただいております。その御意見を参考として計画を策定いたしております。

今後においては、短期、中期、長期での検討の必要性を計画書の中で示しております。まずは、短期計画の対象となっている保育園から保護者説明会を開催するよう計画いたしております。説明会では、再編と申しますと、すぐに閉園というふうに考えを持たれるかもしれませんけれども、人口減少、それから少子化、いろんな面を含めた再編の説明を行い、また、民間委託という部分も含めた説明を行い、広く保護者の御意見をいただきながら対応したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　はい。再編計画なので、今言われたように、すぐに閉園とかということではないと、答申案が出る前の説明会でもそのように何度も繰り返されました。でも、最初

の計画案で説明されたときには、保護者さんは、「え。じゃあ、来年うちの保育園なくなっちゃうの」という不安を、やっぱり保護者さんに与えてしまったんですよね。だから、繰り返し言われたと思うんですが、では、再編計画だから統廃合ありきではないということ、これから保護者さんの意見を聞いて、子どもの数をみながら検討していくということでしょうか。

ただ、まだ分かりませんと言われても、１年から３年というところに書かれている保育園は、来年度の閉園はないと、やっともうぎりぎりなって言われて、ひとまず安心されましたけれども、でも１年から３年の間に検討ですよね。検討するのはいいと思います。やはり、将来的にどうなっていくのかというのは。検討していいけれども、子育てと仕事に忙しい保護者さんたちに、「またなくなるの」と、「どうしたらいいの私たち」というような不安になるようなこと、不安にさせるようなことがないようにお願いしたいんですよね。

子どもの数、少しずつ、もしかしたら増えるかもしれない。増えなくても、減らなければ、統廃合の対象、そんなふうにはなっていかないのかとかですね。どういうスケジュールでどうなっていくのかというのが、不安に思われるところなんですよね。だから、再度確認しますけれども、再編計画というのは、統廃合ありきではなくて、保護者さんの意見を聞いて、子どもの数も見ながら、検討していくということで、きちんと説明していただきたいと思います。

この点について、最後の質問をします。

子どもを産み育てたいと望む家庭に対する、さらなる子育て支援。だから、子どもがどうにかして増える、産みたいと思われる方には、きちんと支援ができる。戦時中のような産めよ増やせよじゃないんです。そういうことではなくて、意思がある親さんたちに、ちゃんと支援ができて、それから、よそから来る、来ていただく方にも安心して、保育所体制があるんだなと言っていただけるためにも、さらなる子育て支援についてお尋ねしたいと思います。

山都町は子育て支援に予算をかけて頑張っていますと、前回も課長さんが、だから理解してほしいんですというふうに答弁もされましたけれども、私はやっぱり、選ばれる山都町になるためには、さらなる手だてが必要だと思っています。９月議会では、保育園留学についてお尋ねをしましたが、ほかに何か考えておられることがありましたら、福祉課だけでなくて全課のほうで何かありましたら、ここで聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。本町の子育て支援につきましては、議員おっしゃいますとおり、かなりの予算を立てて支援をいたしております。県内でもトップクラスのほうではないかと自負いたしております。ここでは、そういう支援策については申し上げませんけれども、ホームページ等を御覧いただければ、その紹介も行っております。当面は、現在行っている支援の継続、予算をつけて、継続を図っていきたいというふうに考えております。

来年度から、現在設置している子育て相談室の取組を強化する子ども家庭センターを福祉課内に設置する計画で調整いたしております。このセンターは、こども家庭庁の発足により、子育てに関する支援を強化しましょうという事業になっております。移住してこられた方、また、いろんな不安を抱えた方、相談する、相談先というのがなかなかないような状況を解消したいという

ふうに考えておりまして、その点を強化する取組になります。全ての妊産婦から子育て世帯の相談支援を一体的に行う事業になります。支援を要する妊産婦や、子どものサポートプランの作成、民間団体、例えば、児童家庭支援センターというものがございます。それから、児童養護施設等々も含めて、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境の支援を充実させる新たな事業となっております。

先ほども申し上げましたとおり、こども家庭庁の発足により、様々な子育て支援策が充実されております。山都町に合った事業を取り入れながら、子育て支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　おっしゃるとおり、もう本当に、自負していい支援策があるのにもかかわらず、なぜ選ばれてこないのかなと。そこにもう一度、立ち止まらなくてはいけない時期だと思うんです。

町長も昨日の答弁の中でもちょっとおっしゃっていましたが、住宅のことですよね。住宅支援をしていきたいとおっしゃっておりますので、ぜひお願いしたいと思いますし、私は個人的には、高速が通るということで、中島地区に子育て支援住宅とか独身者住宅を建てたらどうかなというふうにも考えています。これはもう提案ですので、お答えは要りません。いろんなことを考えていかなければならないと思っております。ありがとうございました。

次に、清和の義務教育学校についてと学校給食体制についてお尋ねをします。

清和に予定されている義務教育学校については、建設予定地について、また、山都町全体の小中学校の在り方の方向性について考え直すとのことでしたが、その後の進捗状況を御説明ください。

○議長（藤澤和生君）　教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君）　これまで、清和地区におきます義務教育学校の開設に向けて、準備、それから協議を進めてきたところでございますが、７月３日の梅雨前線の豪雨によりまして、それまで予定をしてきました敷地への浸水被害などを受けまして、教育委員会におきまして、改めて、最適地の検討ということに時間を要すという現状でございます。

災害の発生時には避難所としても利用されます学校施設であり、安全確保の実現、予想経費の見込み等を含め、選定に必要な判断材料を収集して、今後の判断に生かしたいというところでございます。その中で、３年前の学校規模適正化検討委員会のときよりも、予想を超える、さらに急激な児童生徒数の減少、あるいは建設費の高騰も確認したところでございます。義務教育学校としての整備方針には変更はございませんが、児童の実際の所在等を踏まえての学校区の見直しの是非やスクールバスの運行形態等も含めた通学手段や時間の改善、こういったことの今後の見込み、それから学校施設の老朽化への対応という喫緊の課題に対して、また、整備後は数十年の維持管理を要するという実際の課題、そういったことなどをしっかり思慮する必要がございますので、これまで、令和９年度の開設を目指して準備を進めるということで目標にして掲げてきま

したけども、さらに高齢化、今のような現状でございますので、拙速な判断となり、後世に、禍根と言うと失礼ですが、そういうのを残さないように、さらに慎重な判断を行うために、今、相応の時間をいただいているというところでございます。

まとめますと、項目として何を求めているかと言われると、安全確保がどうか、児童生徒数にふさわしい学校規模をどうするか、通学区域の設定をどうするか、通学時間の改善にはどのような方法があるか、高額となる建設費の負担をどうするか。その判断にふさわしい時期、それから町の長期見通しをもとにした判断のタイミングなどが、今、立ち止まっているその観点と言えます。

学校給食につきましては、課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　お答えに対して、私も納得いたします。やはり拙速な判断というのはいけないと思いますので、しっかり慎重に検討していただくことは、もう賛成です。よろしくお願いしたいと思います。

12月５日付のホームページにありました、小中学校の給食体制の検討についての御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君）　お答えします。10月30日に、第１回目となります山都町学校給食体制検討委員会を開催いたしました。会では、まずは初回ということもありまして、現状を説明しまして、今後予定しています検討事項等を示させていただきました。学校給食衛生管理基準や調理人員体制を踏まえた老朽化への対応を第一に、その他の案件も含めて、協議を進めていただこうと思っております。

今後は、今般作成いたしました各施設の現状と課題や今後の改修、運営方法ごとの経費の概算を取りまとめた給食施設等調査委託報告がございますので、それをもとにして、教育委員会において方針案を調整しまして、その方針案を検討委員会で御検討いただき、最終的に検討結果を答申いただく予定としております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　ホームページ上で見させていただきましたが、今御説明にあったように、この給食体制の検討については、給食室の老朽化と衛生基準を満たしてない施設がほとんどだということでの給食室の改修、それから給食センター整備ということも一緒に比較検討するということで、財政面での検討が主なのかなというふうに見させていただきました。

これは、給食、今も義務教育学校のことで教育長に御説明いただきましたように、給食室だけのことではなくて、今後の小中学校をどのようにしていくか、義務教育学校を各地域１校ずつとしていくのか、小規模校は残したほうがいいのかとか、校舎建築をするのに、全部新築とするのか、今ある学校を利活用するのかとかいう、いろんなその学校体制とも密接に関係してくることだと思うんですよね。なので、小中学校の今後の在り方と、関連づけて一緒に検討されるという

ことでよろしいでしょうか。よろしいですね。

では、その協議は整備スケジュールについて、整備案を見させていただくと、現在の給食室を改修する案、新築する案、センター化する案とあります。どれもスケジュール整備スケジュールのほうを見てみると、来年の11月に基本設計という案が提示されていると思うんですね。それならば、それまでに方針が決まるということであれば、今確認した、小中学校の今後と関連づけて進めていかないといけないはず。教育長は、時間をかけてじっくりしたいとおっしゃっていたこととちょっと、どうなるのかなと不安になりますが、たった１年余りで小中学をどうするのかということと一緒にできないはずだろうなと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（藤澤和生君）　学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君）　お答えします。報告書に示しましたスケジュールは、検討を開始してからの年度を、スケジュールをイメージしたものであって、来年度すぐ検討に入るというわけではございません。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　それで年度が何年か書いてないわけですね。分かりました。じゃあ、私の勘違いということで了解いたしました。来年11月に基本設計ではないということですが、どちらにしても、しっかり検討をして、よりよいものにしていっていただきたいと思いますし、一つ気になるのが、この比較検討案には、自校方式、一つの学校に一つの給食室を維持するというときの試算がないと思うんですよね。山都町の学校給食は、少人数の自校方式だからこそできるきめ細やかな取組がずっとされてきました。これが、山都町の誇りでもある、山都町学校運営の誇りでもあると思っています。山都町産の有機農産物や食材を使って、アレルギー対応もしながら、手作りで丁寧に給食をつくってこられました。手作りのパンが食べられる学校ってそうそうないと思うんですね。子どもたちの顔を見ながら、給食が１日の栄養減だという子どもたちにも寄り添ってこられました。もしセンター化されれば、この広い山都町の各学校に配送するために時間がかかり、給食をつくり上げる時間を早めざるをえなくなり、丁寧に手作りできなくなるという心配があります。まず、清和の義務教育学校に給食室を新築して、その他の学校は、次の義務教育学校をどうするか次第で、どこを改築、または新築するかという手順をもって、自校方式を残していくという試算もぜひしていただきたいと思います。

それからの比較検討を、財政面だけではなくって、子どもたちにとってどんな学校、どんな給食体制が望ましいのかという点で検討していっていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君）　学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君）　お答えします。今、西田議員がおっしゃったような項目を検討議案として、一つの御提案として承らせていただいて、検討していきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　では、自校方式を維持するための比較検討案もしていただけるとい

うことですね。教育委員会のほうで検討いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

よろしいですか。次に、行ってよろしいですか。

では次に、地域防災と避難計画についてお尋ねをします。

毎年のように豪雨災害があります。雨については、事前の気象情報が正確さを増したために、高齢者や障害をお持ちの方、避難に時間を要する方には、明るいうちの避難が呼びかけられています。

令和３年の12月議会で、防災についてたくさんの質問をさせていただきまして、独り暮らしの方や高齢者の方で、避難をしたくてもできない状況にあって、希望される方を前もって申請してもらって登録をし、事前にふれあいバスとかタクシーの業者さんと協定を結んで、あらかじめ効率的なルートを決めておいて、早めの避難が呼びかけられたら迎えに行くというシステムはどうでしょうかと提案をいたしました。お答えは、ふれあいバスについてはそれは難しいけれども、タクシー業者さんともそのとき話し合っていただいて、運転手の確保とその後の帰宅の問題もありますが、どのような条件だったら可能となるか、詰めていく必要があるとお答えをいただいていました。

その後どのように検討いただいたでしょうか、お願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。避難したくてもできない状況にある方ということで、要支援、要介護者、障害者がおられる世帯、また65歳以上の単身世帯、70歳以上のみの世帯につきましては、そういった世帯の方々の情報を収めました避難行動要支援名簿というものを、福祉課のほうでシステム化して完了しているところでございます。要支援者名簿は、厳重に管理することとされており、平時の活用方法といたしましては、民生委員の通常の見守り活動時のほか、警察及び消防署にも提供し、安否確認の資料として活用をしているところでございます。

災害時には、災害対策基本法に基づきまして、関係機関に提供するよう明記されておりまして、名簿を活用して円滑に避難誘導を行えるよう防災係と共有をしているところでございます。

避難したくてもできない人の避難対応につきましては、先ほど申されました、タクシーの利用等々も検討してきたということでございますが、まずは、防災係を通して、先ほどの避難名簿等を活用しながら、消防団に避難援助を要請して、避難所への避難援助を行っていくということで対応ができるのではないかというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　以前にも別の方から御質問があったし、私もしたんですが、その要支援者名簿というのは、ふだんは防災係の方とも共有はされないんですよね。災害時に消防団の方にその情報を渡して避難援助、そのときにしても遅いという話が何遍もされていると思うんです。だから、事前に、１人で、お独り暮らしでも、家族に連絡をして迎えに来てもらったりとか、そういうことは除いて、どうしてもできないという方も分かっていると思うので、事前に、消防団員へ避難援助をというのはそれでも構いません。じゃあ、消防団の方はそのことを御存じで、何て言いますか、さっと行っていただける体制が整っているんでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。この名簿につきましては、規定に基づいて運用していくこととなると思いますが、ただ、消防団におきましても、日頃から地域住民の方々との情報等については、把握され、また、家庭の訪問であったりとか、把握は別にされているところがほとんどだと。山都町の場合はですね。名簿の活用ということもありますけれども、そういうことで、日頃から消防団の方々が、避難が必要であることにつきましては、情報を共有しながら、これからも対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　言われているとおりですよね。もちろん地域に根差しておられるので、なくても御存じだと思います。ただ、町の責任として、体制がとれないかということでずっとお尋ねをしてきました。また私も考えてみたいと思います。

次に、ペットも一緒に避難できる仕組みについてお尋ねをします。

これも２年前にお尋ねしていますが、ペットが一緒に避難できる指定避難所というのはないけれども、駐車場等でのケージの中ではどうだろうかというふうに言われました。しかし、やっぱり、できるだけ雨風がしのげるところで一緒にということが望ましいとされています。ペットを家族として捉えられるようになって、一緒でなければ避難しないということで、避難が必要でも自宅にとどまることを選ぶ御家庭もあります。今年の７月豪雨の際も、そのような相談を受けまして、その方は、安全な実家に明るいうちに避難することを選ばれたので、事なきを得ましたけれども、ほかに手段がなければとどまってしまわれることにもなります。

その後のペット避難について、よりよい方向があるのかお尋ねをします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。ペット同伴避難所につきましては、これまでも検討を重ねてまいりました。矢部高校、千寿苑、それから蘇陽支所等を活用することができないか検討しておりましたけれども、ペットを管理する場所において、衛生問題と管理場所の雨風対策、管理責任の問題等により、指定は、現在といたしましては、まだまだ困難であるということで判断しているところでございます。

そのために、現在、町では、ペット同伴避難所の指定がないという状況でございます。指定できていないために、現在の対応といたしましては、指定避難所、千寿苑、清和支所、蘇陽支所におきまして、屋根のある場所や、ペット同伴の方の自家用車に、ゲージ及び餌等を持参し、リードで係留していただくことを条件として、一般避難者と分離した状態での避難をお願いしているという状況でございます。

ペット同伴避難所の設置は、町といたしましても、課題であるというふうに考えておりますので、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　はい。ずっと検討いただいていることに感謝をいたします。今のような、指定はないけれども、千寿苑、清和、蘇陽だったら、屋根のあるところで、車の中、そし

て、ケージでリードをつけてということでできますよという情報は、もっときちんと、まだ知られないんですね。広報していただきたいと思います。

それから、熊本市では、2022年の台風14号の際に、初めて水前寺競技場と九州動物病院をペット同伴避難所として開設されています。御存じだと思いますけれども。ノウハウとかですね、実態が違いますので、一緒にはできないと思いますので。ですが、そういうやっているところにも情報をいただきながら、検討していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

では最後に、最後の質問をいたします。

新しい体育館については、避難所機能も備え、避難者予定は200人ということで聞いております。熊本地震で2,000名近くが各地域で避難された状況を見れば、各地区にある体育館や公民館に備蓄倉庫が必要ではないかと申し上げてきました。現在、孤立が心配される７地区については、備蓄倉庫を置いて、備蓄品も地区の方と相談して備えられていると御説明いただいています。その後、避難所訓練を開催されながら、その７地区等については、備蓄品の点検と訓練ということで、備蓄品も使用しながら、だから循環をちゃんとさせながら、いい循環が、何というかな、いい感じで、備蓄品、備蓄倉庫を運用していらっしゃるというふうに聞いています。

また、自治振興区や旧小学校区等で、備蓄倉庫を置きたいという要望があれば、予算化された中で備蓄倉庫を置いて、備蓄品についても町からのということで提供されるようになったと聞きましたので、これは大変いいことだと思います。

これまで、どれくらいの要望があって、実際備蓄倉庫が置かれた地域が、７地区以外にどれぐらいあるのかということと、今後も予算化の予定があるかということを御説明ください。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。町といたしましては、災害発生時に備えた備蓄は、旧御岳小学校に保管をしているところでございます。また、各支所、それから千寿苑の指定避難所にも、必要数を計画的に備蓄しております。

議員お尋ねの、各地区における簡易備蓄倉庫の現状につきましては、令和４年度までに、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業を活用いたしまして、町で孤立集落となる可能性等を考慮した地域を選定いたしまして、太陽光パネルで発電し換気扇を回すことで、倉庫の中の温度上昇を抑える機能を備えた備蓄倉庫を９か所設置しております。

そのほかにも、ただいま議員のほうからもありましたが、町のほうで、自主防災組織支援整備事業というものを、現在、創設しておりまして、その事業を活用いただきまして、地域の自主防災組織で設置した資材倉庫が５地区ございます。これは、設置費用の２分の１と10万円を上限として、２分の１補助するというものでございます。現在、今年度末までには、合計合わせて14か所ということになっております。

今後におきましても、災害発生に備えまして、各地域で備蓄倉庫の設置を進めるため、町の自主防災組織支援整備事業や自治振興区独自事業などを活用いただきながら、設置をいただければというふうに思っております。

また、議員からありましたように、中の備蓄品につきましては、できる限り、町のほうでも置いていきたいというふうに考えておりますが、今後将来、数がかなり多くなり過ぎて、同じ地区に幾つもなるような場合には、町からのそういった支援についても調整しながら、予算の中で対応していければというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　ありがとうございます。そのようにして、各地域自治振興区だったり自主防災組織に備蓄倉庫があって、その中にちゃんと備蓄品もあって、そして、各地区で防災訓練をされながら、備蓄品をローリングストックして、順繰りに使いながら新しいのを入れていくというシステムが広がれば大変ありがたいかなと思いますので、来年度の予算化もされるということで、承知したでよろしいですね。ありがとうございます。

では、質問については以上ですけれども、昨日からの一般質問、他の方のをお聞きしながら、地域インフラの町道のことだったり、先ほどの消防署のことだったり、保育所だったり、学校のことだったり、みんな根っこは同じなんだなあというのを感じました。人員が不足していることだったり、財政が厳しかったりとか、たくさんある中、職員の皆さん本当に一生懸命やっておられるということは私も知っておりますし、応援したいと思っております。

ただ、ただですね、山都町がそういう提案をされてくる中で、これからも何を大事にしていこうとされているのか、根っこの部分に、生命財産を守る、誰一人取り残さないと言われながら提案する中身に、住民の皆さんが不安を持ってしまっておられます。示されるものは、生命財産を守る、誰一人取り残さないと言われるのに、示されたものは、どうしてこれなのと思ってしまう中身が続いたのは、大変残念だなというふうに思いました。山都町に住む私たち一人一人も、ちゃんと、行政任せじゃなくて、きちんと動きながらも、やはり行政は、行政の責任として、生命財産を守り、誰一人取り残さないということをしっかりやっていっていただきたいと思いますし、私も自省しながら、これからも一緒にやっていけたらと思います。

以上で終わります。

○議長（藤澤和生君）　これをもって、４番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後０時08分

再開　午後１時10分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　皆さん、こんにちは。10番、吉川美加です。

令和５年度、令和５年度ではありません。令和５年最後の定例会となりました。今定例会一般質問も最後の１人となりました。あと１時間よろしくお付き合いください。

今年の漢字一文字は、税というふうに発表されました。税について私たち真面目に働き、幾ら納めても納めても足りないと言われ続けています。一方、ある政権与党では、政治資金の裏金づくりに励んでおられる。そんな姿を見せつけられ、がっかりな毎日です。昼休みにニュースを見ていれば、政権幹部の方々が辞任を発表していらっしゃる。役職をやめれば許されるのか、収支報告書を修正するように指示したとか、分からなければそのまま懐に入っていたのか。愚痴は山ほどありますが、今朝の熊日にもあったように、今年は、地方分権が始まって30年だそうです。国のことはさておき、末端の政治家としては、我が自治体の課題解決に邁進してまいりたいと思います。

今回は、７名の質問者が登壇しました。年末のお忙しい中、昨日今日とたくさんの方々に傍聴に来ていただき、本当にありがとうございます。今年も、この定例会が終わるとあと半月、忙しい日々を送られることとなりますが、年が明ければ、１月の新道の駅の開業、２月は山都通潤橋インターの開通、そして４月には新総合体育館パスレルのオープンとわくわくすることがめじろ押しです。この千載一遇のチャンスを町の活性化に確実につなげていける、新年度の予算と事業に期待しながら質問をいたします。

今回は、通潤橋の環境整備や観光について、教育の在り方について、また、ほかの議員からも活発な提案があったと思います。私の質問と重複する部分や、膨らみを持たせた部分などありましたので、なるだけ無駄のないように、頭の中を整理しながら、質問をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　では最初の質問です。通告に従っていきたいと思います。

前回質問いたしました太陽光発電の設置に対する規制条例についてでございます。

太陽光発電といいますと、1900年代後半、特に1973年のオイルショックの後に、自然エネルギーの開発が具体化し、太陽光発電については研究が重ねられてきました。再エネ特措法が制定されて以来、一定期間、国が定めた価格で電力を買い取ることが決められ、発電事業の推進と拡大が有利に促進されてきましたが、最近では、大規模開発が進み、環境破壊や法令違反をするような開発が行われる例が多発していることから、環境省は特措法の改正を重ねてきました。

今回も、令和６年４月から改める指針が発表されました。目標は、地域と共生する再生可能エネルギーの導入だそうです。再エネ特措法は、2011年に制定され、2012年から施行していますが、まさに、2011年３月の福島原発事故を受けて、再エネを推進するためにできた法令だと思っています。これまでは、法令違反の疑いがある業者へは指導を行ってきたそうですが、今後はさらに事業の規律化に係る体制を強化するというものです。

また、同改正法には太陽光発電に使用するパネルのリサイクルへの取組の加速もうたってあります。このことも、今後の環境保全のために、ぜひ進めていただきたいことです。来年４月の改正特措法には、現地確認を行い、違反が認められたときには交付金の停止などの罰則を与えるということが書いてあります。また、令和５年の改正では、災害の危険に直接影響を及ぼす土地の開発に関する許認可について、一度認可を与えた後では原状復帰が難しいために、認定手続を厳

格化し、ＦＩＴ制度、先ほどの固定買取価格制度ですが、申請前に認可の取得をするものといたしました。

山林を切り開いてから出来上がった施設に立入検査をして罰則を与えても、開かれた山は戻りません。阿蘇の景観が心配されていますが、同じ阿蘇の外輪山を有する本町での設置については、発電施設の設置に至るまでに何らかの手だてをする必要があると思い、今回も質問することといたしました。

この件については、前回、前向きな答弁をいただいたと思っていますが、その進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　お答えします。９月定例会におきまして、答弁しましたが、太陽光発電施設の設置規制に関する条例制定には、ほかの関係法令との整合性を図るために、慎重に行う必要があると考えております。

進捗ということですが、太陽光発電については、景観づくり条例及び景観計画において、設置に関する規制等を規定しておりますが、上位法との整合性を鑑みると、景観づくり条例及び景観計画上で太陽光関連を規定することは困難であると認識しております。新たに太陽光発電施設の適正な設置及び管理等に関する条例等を定める方向で検討しております。

国においても、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域への懸念が顕在化していることに対し、懸念の解消に向けて、再生エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法の改正を含むＧＸ、グリーントランスフォーメーション、脱炭素電源法が今年５月に成立し、来年４月から再エネ特措法が改正されることとなります。この改正の概要は、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアで再エネ発電事業を行おうとする事業者に対する地元説明会の義務化や、ペナルティーとして交付金の一時停止などの措置が行われます。そのほか、森林法における林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法における許可の認定手続が厳格化されます。

また、一方では、地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法と言います、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度に伴い、市町村は、再エネ事業の促進区域や事業に求める環境保全の取組などを自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、当該計画に適合する地域脱炭素化推進事業計画を認定する仕組みとなっており、再生エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた観点から、再エネ特措法と温対法との連携も必要となります。

このように、先ほど議員からも説明がありましたが、様々な関連法との絡みがあり、太陽光発電施設の設置規制に関する条例の制定につきましては、繰り返しになりますが、安全面、防災面、景観、環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域での懸念が表にあらわれてきている中で、国も動き出し、今までと状況が変わる中で、上位法や関係法令を軽視することがないよう、慎重に進めてまいります。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　ありがとうございます。今、課長がおっしゃったように、今回の特措

法の改正を、私もざっと概要のところを見たところ、今おっしゃったような関係法令と勘案しながら、そして、やはりより厳しい体制を築かなくてはいけないということは、国もようやく分かってきたのかなというふうに思っています。

ただ、この間、９月のときに申し上げたように、どんな方法がありますかねと。例えば、うちの町でやれること、今、課長がおっしゃるように、そういう無作為なというか、無謀なそういう建設とかに走るような業者を止めるためにとか、あるいはその申請認可、あるいはそういった許認可の部分につきましては、やはり、当地としては、こないだの産廃の問題のときもありましたけれども、ここにはつくったら駄目よねというゾーニングですね。そういったものについては、我が町としての、例えばそういう施設の申請があったとして、ここはちょっと無理ですよねというふうなことを、我が町としての認識というふうなところで持つことは、やっておいてもいいことじゃないかなというふうに思うんですが、その点についてのお考えはいかがですか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　先ほど、前回もお答えしましたけども、ここは駄目よというところに関しまして、森林法に定める基準により安全性が認められて設置できるとなったものに対して、その安全性について科学的根拠を町のほうから持って、不許可、不同意とすることは、実務的に困難だと考えます。

罰則なんですけども、例えば、法令の範囲内で町としてできる、町の方針を最大限発揮できるもの、命令や罰則を設けることもできますが、事業者に、命令に従わず、低額な過料を支払うことで手続が終了してしまえば、結果的に実効性が担保できず、骨抜きの条例になると思いますので、その辺もしっかり考えて作成すべきだと思います。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　全く、やはり、町が何もやらないということではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

いわゆる、町が、何て言いますかね、規制をすることができない、いちいちそういったことを決めることができないとすれば、例えばその申請があったときに、許可をするのはどこになりますか。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　とりあえず、今の状況で、森林法に関しましては、県のほうになると思います。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　了解いたしました。もう、このことについては、課長も苦しい答弁だと思うんですけれども、やはり町としての姿勢を、やはり県なり国なりにアピールできるような準備を重ねていっていただきたいというふうに思い、今回はこの程度にとどめたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次です。通潤橋のこと、まいります。

通潤橋の今シーズン、見学シーズン終わってということなんですけれども、通潤橋が国宝とな

りまして、例年に増して観光客が増えた今シーズンでした。小学校の見学旅行も、ボランティアガイドを申し込んだ学校が129校だったというふうに聞いております。前年より23校増えました。ボランティアガイドを申し込まない学校もあるので、見学の総数はもっと多いということです。

今シーズンの振り返りをお願いしたいと思いますが、以前から申し上げるように、通潤橋周辺の様々な課題は、関係各課にわたっていますので、それぞれによろしくお願いいたします。通潤橋については、この１時間では語り尽くせない内容でございますので、もろもろについては、別のタイミングで課題を共有させていただきたいと思います。

それでは、最初、通告に予定しておりました、客の増加はというふうなところ、経済効果はというようなところは、昨日もう既に質問があってございますので、省略をしたいと思いますが、来客者数に関しては、18%から20%の増加というふうに御報告がありました。しかしまた、その数字は国の統計調査に基づいたものであるというものや、物産館等の月報に基づいたものであるというふうな報告もありました。副町長の答弁の中にも、高速が開通したら１万5,000台もの車がやってくるというふうにありましたが、これも国交省のデータからだったというふうに思っています。

町の数字については、今までも、根拠が国のデータでしかなく、実際の数字には乖離があるのではないかというふうに思っているのですが、昨年は、山都ラボのオーナーさんが、カウンターを通潤橋前や文化の森、そして国道あたりに設置して計測をしていたというふうに聞いています。そのようなデータ取りについて、今後どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　通潤橋周辺に来客されるデータにつきましては、これまで観光統計調査ということで、四半期ごとに、３か月ごとの報告を行っております。基本となるデータについては、道の駅通潤橋のレジカウントであったり、通潤山荘の入込客の数字等の基礎データをもとに算出をされているということです。

実際の入場者と乖離があるんじゃないかということでございますけれども、今のところ、その、通潤橋においでになった方の全ての数をはかる方法というのは、今のところ、ない状況です。入込客の数字としては、レジカウント数をもとに算出をして報告をしているというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　今も申し上げたように、実際にカウントを取ろうという人たちも出てきているし、その人に聞いてみれば、軽微なというか、そんなに大層なお金がかかるようなものでもないようですね。ただその前を通ってセンサーでカウントするというふうなものですので、そういったものも今後検討されたらいかがかなと。

何しろ、もうこの観光客の入り込みに限らないんですけれども、我が町では、なかなかその独自の数というものが把握できてないような気がしています。これは、ほかの担当の課長さんにも聞いていただきたいですが、そんなことも、実際に、国の統計等々とか昨年の数字でございます

とかということではなく、新しい数字が町としてとれるような工夫をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、この橋上見学のシールを販売するお手伝いをした実感からは、遠来のお客様が確実に増えているというふうに思っています。せっかく九州に来たから国宝を見に来たというお客様、夏休みに東京から見学に来た学生たち、そんな方々が放水までの時間をどう過ごすかを御案内するのに、大変頭が痛いことであったわけです。

昨日、２番議員の質問には経済効果を問うものがあり、前年は町内の物産館等の収支収入が30億円だったというふうな報告があったかと思います。しかし、国宝になってからの実数は不明でした。お客様が、「何を見に行けばいいですか、どこに食べに行けばいいですか」と聞かれます。もちろん山都町には見るべきところも多いです。しかし、一元化した情報がないために、うまく案内ができないことがしばしばです。また、布田神社の事情を言えば、物産館や資料館で配布していた資料が共有されていないために、案内がスムーズにいかなかったときもありました。

国宝となってくれたおかげで、山都町を知っていただくチャンスです。その効果が出たのかという点が気になっています。それぞれの場所で、それぞれの役割の中で、今期を振り返ることをされると思いますが、関係各者が課題を共有することが大変重要だというふうに思っています。それぞれが課題解決の役割を担って、来シーズンに向けて対策をする必要があるのではないでしょうか。そのような会議の場を考えていらっしゃいますか。共有する場所、どこと考えていらっしゃいますか。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。関係各所との情報の共有ということでございますけれども、現在、通潤橋案内ボランティアの反省会ですとか、観光協会、通潤土地改良区との意見交換、それと通潤橋保存活用検討委員会などの反省会等々で、いろんな御意見を聞かせていただき、共有をさせていただいているところです。意見交換では、日頃の案内業務や放水に関する事柄など、行政の立場では気づかない部分の意見をいただき、大変感謝をしているところです。全てについては対応できておりませんけれども、いただいた意見については、できるだけ対応するよう心がけております。

意見の共有の関係箇所ということでございますけれども、役場の内部はもとより、そういった町内の商店街の中の方々ですとか、そういったところの御意見も聞きながら、検討させていただきたいと思います。実際に打合せをする会議があるかということでございますけれども、全体をまとめた会議については、現在のところ、計画はしておりません。ちょっと、関係課と検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　今、藤原課長が答弁されたということは、この件については、商工観光課が担当されているというふうな認識でよろしいでしょうか。今おっしゃったように、様々な団体が関わっているわけですよ。私たちみたいなボランティア団体もいますし、観光協会、資料

館、物産館を統括している観光協会でありますとか、もちろん通潤用水、もちろん放水の担当していらっしゃる土地改良区の皆さんであるとか、それから保存活用委員会のこともおっしゃいました。

それから今日は、商工会の方々も傍聴に来ていただいておりますけれども、やっぱり町並みの中から、いろんな課題があるわけなんですね。それを、課長のほうでというか、商工観光課のほうで、様々な会議に出られて、その課題を自分とこで共有し、なるだけ解決に向かっていきたいというふうなことを、今おっしゃったんですが、やっぱりこれね、一堂に会してやる必要が、私はあると思っています。代表者が。じゃないと、何ら解決に向かっていけない。ここで、あそこが悪い、悪いと言うたらいかん、批判をし合うような、そこそこでやれば、うちじゃなくてあそこに原因があるんじゃないのとか、ここじゃなくてあっちにあるんじゃないのとかというふうなことが、往々にしてあるんじゃないかというふうに思うんですよ。

そこはやはり、対面で、お互いに忌憚のない意見を言いながら、誰がどう解決していけるか、それをしっかりオフシーズンにやらないと、また４月から放水のお客様が見えられますね。放水カレンダーに従ってやってこられるときに、何もできとらんだったじゃ、もうリピーターも何もないです。もう、一遍放水見たら、もう満足して帰られる。そういうことにならないように、今、最後のほうで、これから検討してまいりますというふうにおっしゃったけれども、これぜひやってください。

もうぜひ、代表者を集めたところで、それぞれの課題を、例えばボランティアはボランティアで、会議を今度、一応もう計画しておりますが、それの結果をもった代表者の人、あるいは観光協会で議論した代表者の人、町は町で担当者の人。町だって、今、藤原課長、商工観光課長ですけれども、用水路関係でいえば、農林振興課、あるいは環境水道課も関係するかもしれない。そしてもちろん社会科見学の教育委員会。ざっと思っただけでも四つの課が関わっているわけですよね。なので、そこら辺での課題共有というのをしっかりとやって、それを解決しながら次年度にいかないと、もう本当に、もうあっという間に、国宝という価値が見失われてくる。せっかく来ていらっしゃるお客様をつなぎとめるためにも、より居心地のいい、よりサービスの働く山都町でなければならないんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしく御検討ください。

そして、橋上観覧についてなんですが、これは条例にあるように、町外の大人の方には500円、小中学生には200円、そして町内者に対しては100円、社会科見学に対しては100円というふうに設定をされております。今期の販売実績はいかがだったでしょうか。そのうち町内の見学者がどのくらい買われたでしょうか。教えてください。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。まず、橋上全体の収支につきましては、今年度における４月から11月までの放水期間中の観覧料収入は796万3,800円で、支出としまして、警備委託料513万8,650円、収納委託料170万2,300円で、差引きの112万2,850円の黒字となりました。また、このうち、町内向けの販売につきましては、今年度262枚で、１枚100円の２万6,200円となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　収支が黒になったのは非常によかったかと思います。初年度はこれ赤でしたので、これが国宝効果でたくさんの見学者が訪れて、それで、町内の方に聞けば、お金払うてまでいかんよというふうなことをおっしゃるんですが、本当に観光客の方については、もう全然これ、普通なお値段でして、「500円ぐらいでいいとね」とか、「もちろん行きますよ」って、「まだ放水の時間じゃないですよ」って言っても、「いやいや、もうせっかく来たから渡りますよ」と言ってこられる方が５人６人というふうに、お金を払っていっていただくんですね。

ちょっとばかし意外だったのは、262枚、町内で出ているということです。これで、今後もこれの努力を継続していきながら、町外者の、お金を払っていただける人たちに頼ることにしたところで、やっぱり警備料の513万は非常にやっぱり大きいなというふうに思っているんですが、そこら辺の工夫とか、それからやっぱり、そもそも、やはりこの通潤橋というのは、自治体が、山都町が維持管理をしていくという建前でございますので、その町内の方が料金を払って見学するというのは、あまりこう、どうかなというふうなことを感じているんですね、実際。

私も、この262分の幾つかは、私も買って、町内外の方を案内して一緒に橋に上がりましたけれども、そのために物産館に立ち寄って100円のシールを購入するわけなんですが、結構列があるときもあり、煩わしいことになっています。おらが町の通潤橋は、いつの間にか遠い距離のある尊い国宝になったかなあというふうな思いをしています。せめて、自治体が維持管理をしているという観点からも、町民から観覧料を徴収するのをやめてはいかがかなというふうに思っています。

今回も、全体の２万6,200円ということでございますが、そもそも全体の維持管理費は町が税金となって払っていくわけですので、町民からとるというよりも、フリーパスみたいなものを配布しながら、思い立ったら首から下げて、物産館に立ち寄らずとも、また、布田神社からも入れるようにしたらいかがかなというふうに思うんですけれども、これには当然、条例の改正等々も関わってまいりますので、すぐするにはどうかなというふうには思うんですが、検討事項としてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。ただいま御意見をいただきました条例の改正についての御質問ですが、橋上の観覧につきましては、町民の方について、観覧料１人につき100円をいただいておるところでございます。現在の国宝通潤橋条例の前身であります国指定重要文化財通潤橋の橋上部における公開に関する条例について、少し触れさせていただきます。

当該条例は、令和４年３月に山都町議会定例会で審議いただき、全会一致で可決いただきました。その際、説明としまして申し上げましたところを整理させていただきますと、国におきましては、平成７年１月17日に発生した阪神淡路大震災、さらには平成23年３月11日に発生しました東日本大震災を機に、文化財の地震時における安全性の確保を促す観点から、全国の自治体に対して、文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針、重要文化財建造物耐震診断

指針、さらには重要文化財建造物の耐震対策についてと称して、通知や指針が示されておりました。文化財保護法におきましても、重要文化財の所有者に対して、法律やこれに基づく省令、文化庁の指示に従って、重要文化財を適切に管理しなければならないと規定され、所有者に対する管理に関わる安全配慮義務が課せられたところでございます。

折しも、平成28年４月に熊本地震、さらに平成30年５月の豪雨災害によりまして、通潤橋の通水管漏水や右岸上流側、石垣の一部が崩落するなどの被害を受けたことは記憶に新しいところでございます。文化庁におきましては、重要文化財の耐震意識をより一層高め、対策をさらに推進すべく、重要文化財建造物の地震に対する対処方針の作成指針が作成され、本町をはじめ関係団体に対して、耐震診断の実施や耐震対策を取りまとめるよう行政指導がなされたところです。しかしながら、通潤橋のような石造アーチ橋などは、建造物の分野における耐震診断は困難であり、地震発生時における安全性につきましては予見不能でございます。構造的な補強を施すことも不可能でありますので、その上で、現状においては見学者に対する安全策を最優先に、橋上部を安全に見学していただくため、一定のルールを設け、安全巡視員を設置した上で見学される方の行動が把握され、災害時の誘導等の適切な対応ができる体制を整備する方法で運営を行っております。

安全対策に必要な費用につきましては、見学者の皆さんに、観覧料という形で、それぞれ一定の割合に応じて、等しく負担を、費用の分担をしていただくことで、これらの観覧料から安全対策に必要な費用を一部に充てることとしております。町民の皆様方の観覧料につきましては、当初は無料という選択肢も含めて検討してまいりましたが、関係者の皆様方からも御意見を賜り、費用を分担していただくことは必要ではないかということで、本会議に提案する前、教育委員会においても慎重に検討した結果、100円という設定は妥当ではないかと判断されたところです。また、本年９月定例会において議決されました国宝通潤橋条例の御審議の中でも、料金についての、特に御意見は賜っていないところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　はい。るる御説明ありがとうございました。しかしながら、その過去の、過去の経緯はそうだとしましても、私が、特に今年は観覧者が多かった。その中で、やはり町内の方がわざわざお金を払って行かれる方は少なかったということを実感しております。条例をつくったときに何ら御質問がありませんでしたというふうなことをおっしゃいますけれども、そのときはまだこれ見えてなかったことだというふうにも思います。その前に、教育委員会の中で無料という選択肢も考えられたというふうなこともおっしゃいましたけれども、やはり条例というのは、そのときそのときで改正ができるものではあるんじゃないかというふうに私は思っていますので、その事情に合った改正というのもあってもいいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ再考していただきたいというふうにお願い申し上げておきます。

その、応分の負担というのは分からなくもないんですよね。やっぱり、自分が好きで上がるわけなんですから、警備の人たちにも立っていただきながら安全を図るということは当然のことだ

というふうにも思いますが、本当是非再考していただきたいというふうに思います。

そして、先ほどの関係各者のというところで言いそびれましたけれども、警備員さんたちですね。警備員さんたちとの共通理解もぜひ、これ必要なので、教育委員会のほうにはお願いをしておきたいと思います。ボランティアさんと警備員さんの間で、多少なりともトラブル的なものもございますので、やはり、思いを一緒にするということが、大変必要じゃないかというふうに思っておりますので、それぞれの立場での意見交換が、警備員の間でも行われると来年またスムーズな案内ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

このせっかくの通潤橋の国宝効果なんですが、２月の山都通潤橋インターの開通、観光客の増加を期待するイベントが続いていくわけです。通潤橋一点の観光ではなく、町内各所への波及効果を考えなくてはならないことは、皆さんもよくよく思っていらっしゃることだというふうに思っております。

町内への波及だけではない、先行した事例をちょっと御紹介したいんですが、実は先月、八代からの観光ツアーにお付き合いをし、通潤橋から円形分水を御案内いたしました。八代は、コロナ明けを待ちわびてのクルーズ船受入れが始まるんです。昨日の副町長の答弁にもあったように、八代は観光に特化した法人が立ち上がって、ＤＭＯ、やつしろＤＭＯを組織しております。最初、ツアーの御案内のお話を伺ったとき、正直、八代と熊本のつながりは何なんだろうなあというふうに実感ができずに遠いよなあというふうなところだったんですが、打合せ等々で八代に伺う機会も増えてきて、高速利用でも１時間20分、東陽村を経由してもあまり変わらない距離感だということが実感として分かってまいりました。

八代市の観光ガイド協会が企画されたこのツアーは、石工を中心とした内容だったのです。皆様御存じのように、肥後の石工のふるさと東陽村は八代市に属しております。また、八代の干拓の歴史にも石工が深く関わっています。なので、八代を出発したツアーはまず、干拓の歴史を眺めながら、東陽村の石匠館で石橋のことを学び、美里町の霊台橋を通って、石工の技の集大成である通潤橋に到達するものです。さらに、円形分水から清和文楽へと向かわれました。すばらしいコースです。町外の方のほうが、山都町の魅力が分かっていらっしゃるのではないかと感じたところです。昼食も、お弁当は山都町で調達をされ、地元野菜をふんだんに使ったおいしいお弁当も大好評を得ました。町内の周遊観光も、観光業者と協働して進めるべきなんですが、町はこの山都町の観光資源のＰＲに大いに努めていただきたいところです。このことの推進策はどうなっているでしょうか。町の観光振興にはＤＭＯのような組織が必要だと思いますが、本町のように小さな規模の自治体では、新たな組織の設立は大変厳しいものとも思います。今ある組織、観光協会やまちづくりやべが担うべきものではないかなというふうにも思っております。

今後の観光の発展について、具体策はございますか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。まず、観光施設の連携、面的なつながりについては、御指摘のあったとおり、大変重要なことだというふうに考えております。滞在時間の延

長によって、観光消費額も増え、町内の経済波及効果ですとか、雇用の促進につながっていくというふうに考えております。

御指摘がございました、町として、ＤＭＯですとか、誘客をする観光ツアー等どういうふうに考えているかということでございますけれども、昨日もお答えしましたが、来年１月から、バスを利用して山都町へおいでになる10人以上の団体旅行ツアーを組んでいただいたところに助成金を出すと、旅行事業者のほうに助成金を出すという事業を、現在、予定をしております。

それと、ＰａｙＰａｙのキャッシュレス決済ポイント還元事業を、１月から２月末まで２か月間、誘客ということで、事業者支援と高速道路開通、それと国宝指定の誘客ということで考えております。

また、ＤＭＯのような組織が必要ではないかということでございますけれども、確かにおっしゃられたとおり、全体を、町全体を取りまとめる、そういったツアーのコースですとか、施設との連携だったり、そういった取りまとめをする組織というのは、確かに必要なことだと思います。観光協会、まちづくりやべ等がそういった、組織の中核になるかとは思いますけれども、現時点では、その役目を果たしていただくような準備ができておりませんので、その辺についても、もう早く検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　どうぞよろしくお願いいたします。

通潤橋前の整備の話は前回もさせていただいたんですが、この魅力たっぷりの通潤橋周辺を、放水だけでなく、やはりそれを核としたフットパスの案内や阿蘇家の史跡などを網羅したマップ等を作成し、お客様に多様な楽しみ方を提供する必要があるというふうに思っています。ざっと考えただけでも、フットパスだけでも、通潤橋を中心としまして円形分水から６キロ、そして浜町の回遊コースがやはり６キロ、そして白糸の棚田ウォークが約７キロと、２日間楽しんでいただけるコースの提案ができますし、資料館の充実もさることながら、その横にある平屋の三棟小屋、民俗資料館も、お抹茶でも出したら滞在時間の延長に効果を発揮するというふうに考えますし、通潤橋テラスのイメージをもとに、総合公園化というふうなアイデアはお持ちではないですか。

また、今度、中央体育館を解体した後は、駐車場の整備というふうに動いていくとは思うんですが、現在、小学生の社会科見学の雨のときの昼食会場となっている体育館だったわけなんですが、急な天候の変化などに伴う避難所としても、なくなるのはどうかなというふうに思っていますが、その点のお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。総合的な公園化ということでございますけれども、御存じのとおり、令和６年、７年の２か年で通潤橋の周辺整備事業ということで事業を計画をしております。現在の体育館についても、解体後は、町民や来訪者の憩いの場所として整備する計画でおります。

一方、五老ヶ滝川の対岸の二の丸、三の丸、岩尾城跡周辺の園地についても、林地や雑木の伐採を３年ほど前から実施をしているところです。もともとこの周辺は県立自然公園に指定をされており、遊歩道については、県の委託により町が維持管理を行っているものでございます。

本年９月の熊本県議会一般質問では、通潤橋の国宝指定について取り上げられました。園地の広葉樹の景観整備について、通常の管理以外に特別整備を行うための県の調査が行われたところです。まだ具体的になったわけではございませんけれども、県のほうにも支援を働きかけていきたいというふうに思います。

通潤橋周辺の民俗資料館ですとか、そういったもろもろの施設も含めたところの公園化ということの御提案でございますけれども、管理範囲も大変広く、日常的に管理をする必要も感じているところでございますし、現在の管理方法を見直し、検証し、効果的な維持管理方法について検討していきたいというふうに思います。全体的な、遊歩道も含めたところの公園化ということで、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　十分に検討していただきたいというふうに思います。本当に、昨日からも数名の方がおっしゃっていますが、どんだけやっぱりこう滞在時間を長くしていくかということも、キーワードの一つではないかというふうに思っています。なので、いろんなアイデアを駆使しながら、前回も申し上げましたが、五老ヶ滝川をせめる遊歩道もきちんと整備をすれば、十分に楽しんでいただけるものになりますので、全体の、県とも相談をしながらということですが、よろしくお願いしたいと思います。

そして、これは提案ではありませんので答弁は求めませんが、役場の皆様について、老婆心ながら、通潤橋について基本的な情報をちゃんと持っていらっしゃるか心配をしています。国宝となって、問合せも多くなっているんではないでしょうか。小学４年生案内ボランティアをしていますが、そのガイド同行し、研修をされてはいかがかなというふうに思っています。通潤橋前だけならほんの１時間程度ですので、職員研修として、通潤橋前に派遣をされ、基本的な情報を身につけ、来町者に誇りを持って案内をしていただきたいと思っています。そのような研修を考えていただけませんでしょうか。

また、昨日、フットパスの話も出ていました。町長も興味深く、休み時間に、町内に何コースあるのかというふうにお尋ねをされました。山都町のフットパスコースは18コースです。中島の西部から東竹原、丸山ハイランド、白糸の棚田、こんなコースを研修されて、職員が山都町を知り、誇りを持って働くことの糧となりはしないかと考えます。御一考いただければ幸いです。

では、義務教育学校の中身について伺ってまいります。教育長、よろしくお願い申し上げます。

最近、山都町に新たな選択肢であるオルタナティブスクールの進出がうわさされているようですが、教育の選択肢が広がるという意味で大変結構なことだと思っています。ただ、一方で、新たな公共教育への動きも全国的に見える中で、今日の質問をいたします。

私は、誰でもが身近で通うことのできる公立の学校の充実が本丸だというふうに思っておりま

すので、義務教育学校というのは、１人の子どもを９年間という大きな流れの中で育てることができるチャンスだと思っています。従来の６年間、３年間という切れ目がないので、一つのことを成し遂げるために、大変有意義な教育の在り方が実現するのではないかと思っています。

学校の建設現場の再考を含んだ議論がなされていることは、先ほど４番議員の答弁で分かりました。私も、拙速な判断にならないように願っていますし、特に、学区の再検討については、当初、各地区に３校という案は、よくよく考え直しが必要な件ではないかというふうに思っています。そして、保育園や高校、そして社会を巻き込むことのできる環境づくりを目指していただきたいというふうにも思っています。

ハード面は今からとして、教育長がおっしゃった義務教育学校を目指す方向性が変わっていないとすれば、その教育の中身について議論が進んでいるかお伺いしたいと思います。９年間の教育の特徴や優位性についてお話ください。

○議長（藤澤和生君）　教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君）　義務教育学校の件、そして教育内容の充実に向けましては、皆様の関心が高く、そしてまた、理解をこれからもさらに進めていく必要があると考えているところでございます。

なぜ義務教育学校をということで検討していくかという点では、御承知のとおり、山都町における少子化、そして、学校の小規模化など、課題に対する解決策の一つとしますかということで、学びの機会の充実、それから内容の充実のため、それから指導体制の充実、こういうことにより、子どもたちの教育環境が充実できればということで、そのためには、小学校、中学校という、今、現在設置されておりますそれぞれの教育活動の場合よりも、一緒のほうが教育活動が大きいと判断したためでございます。単純に一緒にするというだけでなくて、その９年間を見通した指導によりまして、例えば、授業時数を適正配分する、よく中１ギャップとか言われますけれども、現在ですと、小学校６年生は、６年間のまとめに相当数の時間をかけ、そして中学１年生になりますと、小学校での学びを、ある程度定着を図る時間をとって、中１の学びの課題を取り組むというようなことがございますが、そこを９年間見通すとなりますと、６年生から中学１年生ですね、７年生ですが、そこへの指導の計画もバランスよく、今のように、一方では送り出すほう、一方では迎えるほうというような、時間的なことでなくて、それぞれに有効な時間配分ができるというようなことがあると思います。

それから、行事等につきましても、小学校の卒業式の相当数の時間数の練習などはなく、もちろん節目の式はございますけども、そういった各時期に応じた必要な行事を小回りのきくところでできる。今のように、卒業式などを省略といいますか、できる、そういった時間的な配分等の面が一つあると思います。

それから、もう一つ、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、例えば、山都学という学を設ける、あるいは英語科という、これから通用する上で、社会に通用する上で必要とされるような、そういう強化、学びの場を９年間一貫した指導計画やテーマのもとで、それを段階を踏んで計画的に指導していく、こういうことに有効ではないかと思います。

それから、ほかにも、系統性が強い算数、数学でありましたり、体育でありましたりといった教科の指導にも、つまり９年間の、最終的に卒業のときにはどんな力をつけるかということを見通した上で、今の学年、あるいは年齢に必要な指導をどうしていくかということが、より有効な指導になるのではないかと思います。

それから次には、下級生にとりましては、もちろん、小学校では６年生が一番のモデルになるわけですけども、さらに成長した姿の15歳の上級生の姿、あるいはその先に選ばれる進路が、その成長のモデルとして、いわば、小学校１年生からでも、早い時期からそれを認識して、上級生の姿を見て学ぶという点があると思います。上級生にとりましては、反対に、下級生の前に立つ上級生としてのプライドや信頼される姿を自ら高めようとする意識が高まり、自己有用感とか、自己肯定感が育成されるものだと期待しております。

指導側に立ちますと、特に僻地学校では、３年を一区切りとしたような教職員の人事異動が一般的であります。それからしますと子どもの見守りや生徒指導、学習や生活に関する子どもの理解度という点で、その情報を共有して職員で指導に当たっていくわけですけども、教職員が少数であればあるほど、その引継ぎ等はそれぞれのボリュームが大きかったり、何て言いますか、一人一人の情報が、受け持つ情報が多くなるということになります。教職員が多ければ、それは複数配置が可能となり、例えば主査、副査という複数体制での指導や情報共有等ができて、引継ぎ等も、子どもたちの成長に合わせた円滑な情報共有ができるのではないかと、それをもとにした有効な指導ができるのではないかと考えます。

そして、多数の職員、言うなら小学校と中学校のスタッフを合わせたような形になりますから、校務分掌、なすべき仕事の平準化でありましたり、専科等の活用、そして専門性を生かした教育指導ができるのではないか。これはひいては、育成すべき子どもたちに返っていく、期待されるものではないかと考えておるところでございます。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　ありがとうございました。今の、９年間の取組についての優位性とか、何を打ち込んでいきたいかということは、私も同感するところが大変多かったです。せっかくの新しいチャレンジでございますので、従来にないことに挑戦することが大切だというふうに思うんですが、今のような山都学であるとか英語科であるとか、そして私がやっぱ議員になってからずっと申し上げている山都町らしい教育というのが実現してきやしないかなというふうに楽しみにしてもいるところです。

今、教育長がおっしゃったようなもののほかに、例えば、町の看板である有機農業を土づくりから一貫して取り組んで、できた農産物を加工し販売し、小さくてもいっぱしの農業者になるような人を育てるとか、郷土芸能に打ち込むとか、山都町の自然をとことん調べていくとか、少人数ながら９年間一緒に学ぶことで、助け合ったり伸ばし合ったりできる教育の環境ができるのではないかというふうに思っています。

また、勉強が得意な子もいれば、不得意な子どももいるでしょう。小中学校が一緒になることで、先生方の協働体制もあり、背伸びしたい子どもへのサポートや、また、伸び悩む子どもへの

サポートも可能になるのではないかというふうなことを、今、一緒に共有させていただいたというふうに思います。

山都町でも郷土愛を育てる取組を進められてきましたけれども、私は、つい先日、まちづくりと教育というシンポジウムを聞くことができました。県内八つの自治体の取組例が披露されましたが、その中でも、菊池高校や玉名高校の取組に惹きつけられました。それは、まちづくりをテーマに探究の時間を設定し、生徒は目標や提案を固めたら、自治体の職員も授業に一緒に取り組むというものでした。昨日の２番議員の提案にもあったように、産官学の連携策になります。児童生徒も自分たちの提案が形になっていくのは楽しいことだというふうに思います。菊池高校では、将来の職業選択に、菊池市役所の職員がランクインしてきたと聞きました。私立高校のルーテル高校でも、同様な取組が、部活のような取り組み方があり、３年目の今年は部員が80名になったというふうに報告をされました。役場職員が一緒に取り組み、憧れの先輩となるとは、何とすばらしいことでしょうか。

地域の自然や伝統芸能を知ることも大切なことでしょうが、今を生きる子どもたちが、自分の住む町に提案することで理想に近づける経験ができることは、町に残って働きたいということになることかもしれません。昨日の３番議員の提案にもあったように、固定観念にとらわれず、壁を越えることです。シンポジウムのキーワードは、ごちゃ混ぜと関わりしろでした。地域のいろんな材料、いろんな人材をまぜ合わせれば、楽しい科学反応が生まれると思います。自分がどこでどのように関われるのかを示すのが、関わりしろです。

こんな考え方について、教育長どういうふうに思われますか。

○議長（藤澤和生君）　教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君）　おっしゃるとおり、子どもたちの関わり、そして、キャリア教育といいますか、将来の自分の姿を、目指す姿を明らかにして、そのために必要な学びを積み重ねていくということは大事なことだと思います。現在も、いろんな各学校でも、その取組はされているというふうに思います。ふるさとを誇りに思って、例えば、山都町を離れても、心のよりどころとなるふるさと感を育むということが大切ですし、近々では、先日、矢部高校では、班ごとに取材先を決めて、町内業者などを動画で紹介するという、若者らしい試行といいますか、その感性を生かした取組を、探求の時間に進められている、その一端に出くわすこともございました。

そのように、小学校は小学校なりに、中学校は中学校なりに、そして場所も学校で、あるいは、その地域のいろいろな職場や公共施設など、様々な学習の、学ぶ機会があろうかと思いますので、そういったのが有効に、そしてできれば傾倒的にされることを期待しますし、教育委員会としても可能な情報提供、そして学校への指導等にも関わっていきたいものだと考えております。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　ありがとうございました。すばらしい、前向きな義務教育学校が設立されるように、私たちもアイデアをどんどんこう出しながら、一緒につくっていきたいなというふうに思ったところです。

質問が、もうあとちょっと残り少なくなりましたが、最後の質問は、歩道の整備についてなん

ですが、課長のほうにも答弁を用意していただいたかと思うんですが、今、山都通潤橋インターの整備に伴って、国道や歩道がきれいに整備されております。担当課に伺ったところ、その歩道の整備が目的ではなかったというふうなことでもあるんですが、結果、歩道がきれいになりました。ケヤキの伐採もあり、大変すっきりとしましたが、ケヤキの並木は木陰をつくって、秋にはきれいな紅葉を見せてくれますけれども、地表に張り出した根っこが大変危険な状況にあります。

今後、このような、高齢者のシニアカーにとっては大変迷惑なことではないかというのが一番目につくところなんですが、今後このような、今回のこととはちょっと距離があるにしろ、町なかのそういった危険な歩道の整備について、今後の御計画があれば教えていただきたいんですが、時間が少なくてすみません。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　お答えします。議員おっしゃいましたとおり、国道218号につきましては、通潤橋インターチェンジに合わせて、自転車通行帯の整備ということで整備されたものです。

今後の予定としましては、自転車通行帯として、清和の大川地区を予定していると。ほかの国道につきましても、一度根っこが出たりして、でこぼこになった部分につきましては、住民要望をもとに、道路管理者である県、町でしたら町道維持管理の予算において対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　ありがとうございました。本当に、今、暗くなってからの時間帯のウォーキングやジョギングなども見受けられ、熊本城マラソンを目指していらっしゃる方かなとも思いますけれども、そういう方のみならず、先ほど言った高齢者の歩行にも大変迷惑をしているような状況が見受けられますので、そういったことも予算の中に十分組み込んでいただきながら、より安心安全なまちを目指していただきたいと思い、私の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君）　これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会　午後２時09分

12 月 14 日 （木曜日）

令和５年12月第４回山都町議会定例会会議録

１．令和５年12月７日午前10時０分招集

２．令和５年12月14日午前10時０分開議

３．令和５年12月14日午後４時15分延会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　山都町役場議場

６．議事日程（第８日）（第４号）

日程第１	議案第86号	令和５年度山都町一般会計補正予算（第７号）について
日程第２	議案第87号	令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第３	議案第88号	令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第４	議案第89号	令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）について
日程第５	議案第90号	令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）について
日程第６	議案第97号	工事請負変更契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）
日程第７	議案第91号	清和文楽館の指定管理者の指定について
日程第８	議案第92号	清和物産館の指定管理者の指定について
日程第９	議案第93号	清和高原天文台の指定管理者の指定について
日程第10	議案第94号	猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について
日程第11	議案第95号	服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第12	議案第96号	山都町運動公園の指定管理者の指定について
日程第13	発議第５号	ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について
日程第14	諮問第２号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

７．本日の出席議員は次のとおりである（14名）

１番　東　　浩　昭	２番　坂　本　幸　誠	３番　眞　原　　誠
４番　西　田　由未子	５番　中　村　五　彦	６番　矢仁田　秀　典
７番　興　梠　　誠	８番　藤　川　多　美	９番　飯　開　政　俊
10番　吉　川　美　加	11番　後　藤　壽　廣	12番　工　藤　文　範
13番　藤　原　秀　幸	14番　藤　澤　和　生	

８．本日の欠席議員は次のとおりである。（０名）

な　し

９．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町　　長　　梅　田　　穣　　副　町　長　　楢　林　力　也

教育長	井手文雄	総務課長	坂本靖也
清和支所長	長崎早智	蘇陽支所長	村上敬治
会計管理者	飯星和浩	企画政策課長	北　貴友
税務住民課長	高橋尚孝	健康ほけん課長	木實春美
福祉課長	髙野隆也	環境水道課長	有働賴貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西　賢
山の都創造課長	木野千春	商工観光課長	藤原章吉
学校教育課長	工藤博人	生涯学習課長	上田　浩
そよう病院事務長	枝尾博文	監査委員	志賀美枝子

10．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	嶋田浩幸	外２名

開議　午前10時０分

○議長（藤澤和生君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

テレビ局からテレビカメラによる本日の議会の取材の申込みがありましたので、これを許可します。

住民福祉課長から発言の申出があっております。

発言を許します。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君）　許しがありましたので、発言をさせていただきます。

12月12日の飯開議員の一般質問で、私の答弁内容に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

インボイス制度についての中で、消費税は、事業者の方が消費者や売り先から預かっているものであり、自身が経費の支払いで負担した消費税の分を差し引いて納めるのが基本原則ですと答弁をしました。これを、消費税は事業者の方の売上げに係る消費税から、自身が経費の支払いで負担した消費税の分を差し引いて納めるのが基本原則ですに訂正をお願いします。

また、本則課税は、さきの基本原則、預かった消費税から自らが負担した消費税分を差し引いて申告をしますとの答弁を、本則課税は、さきの基本原則、売上げに係る消費税から自らが負担した消費税分を差し引いて申告をしますに訂正をお願いします。

消費税は、事業として対価を得て行う資産の譲渡やサービスの提供などに課税がされるもので、消費者や売り先から預かるという表現は誤りでした。大変申し訳ありませんでした。

○議長（藤澤和生君）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　議案第86号　令和５年度山都町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（藤澤和生君）　日程第１、議案第86号「令和５年度山都町一般会計補正予算（第７号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　おはようございます。それでは、議案第86号、令和５年度山都町一般会計補正予算（第７号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、17ページをお願いいたします。

まず、全体を通しまして、人事院勧告に伴い、２節給料３節職員手当４節共済費を調整しております。

２款１項総務管理費です。

次のページをお願いいたします。

６目庁舎管理費は、10節需用費において、蘇陽総合行政センター内の営農センタートイレ及びＪＡ阿蘇自動ドア修繕料19万9,000円、11節役務費において、本庁舎の電話料の不足分33万2,000円を計上しております。

９目防災行政無線費は、11節役務費において、防災無線回線使用料の不足分７万8,000円、12節委託料において、本体取付け件数の増加及び梅雨時期等に落雷の影響によりまして、故障が多く発生したことに対応するため、戸別受信機設置委託料74万3,000円を計上しております。

11目企画費のうち、次のページの12節委託料において、地域公共交通再編に伴うデマンドタクシー導入に係る委託料132万6,000円と、次期総合計画の開始時期見直しに伴う減額分432万8,000円、13節使用料及び賃借料において、令和６年度当初から運行を開始するための予約受付開始に伴うシステム利用料92万8,000円を計上しております。

14目情報費は、12節委託料において、９月定例会において議決いただきました高齢者向けのスマートフォン講座委託料に対して、情報通信技術講習事業費補助金が交付決定されましたので、財源組替えをするものでございます。

26目ＳＤＧｓ推進事業費は、学校給食用有機米購入費の一部に、企業版ふるさと納税寄附金を充てるため、財源組替えを行うものです。

28目山の都づくり事業費では、次のページの18節負担金及び交付金において、当初見込みより、住宅改修規模が増加したことに伴い、山の都定住支援事業補助金400万円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業です。物価やエネルギー高騰により、生活への負担感が特に大きい住民税非課税世帯に対する経済支援策として、１世帯当たり７万円を給付するための事務経費及びシステム改修委託料、給付金分を計上しております。財源は、全額国からの交付金です。

22ページをお願いいたします。

２款３項１目戸籍住民登録費では、次のページ、12節委託料において、戸籍及び住民票等の氏名に振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等を行うた

めの追記機能整備に伴い、システム改修に伴う業務委託を行うもので、財源は国からの交付金を含みます。

24ページをお願いします。

３款１項社会福祉費です。

次のページをお願いいたします。

３目障害者福祉費では、12節委託料において、令和６年度からの報酬改正及びマイナンバーカード連携に係るシステム改修委託料49万5,000円、19節扶助費において、障害福祉及び障害児通所サービス費の増加に伴う給付金5,389万8,000円で、財源は、国費２分の１、県費４分の１の負担金を計上しております。22節償還金利子及び割引料において、令和４年度実績確定に伴う償還金を計上するものであります。

27ページをお願いいたします。

３款２項児童福祉費です。

１目児童福祉総務費は、22節償還金利子及び割引料において、令和３年度及び令和４年度実績確定に伴い、償還金を計上するものです。

３目児童福祉施設費は、14節工事請負費において、７月豪雨で崩壊した金内保育園敷地法面復旧に係る工事費509万8,000円を計上するものです。

29ページをお願いいたします。

４款１項保健衛生費です。４目予防費は、22節償還金利子及び割引料において、令和４年度実績確定に伴い、返還金を計上するものです。

次のページをお願いします。

５目健康増進費は、22節償還金利子及び割引料において、令和４年度実績確定に伴い、返還金を計上するものです。

７目火葬場管理費は、10節需用費において、使用料増加に伴う燃料費及び電気料82万3,000円、12節委託料において、火葬業務増加に伴います管理人委託料13万5,000円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

４款２項清掃費です。１目塵芥処理費は、10節需用費において、使用量増加及び単価の上昇により、施設薬品購入費363万2,000円、燃料費131万4,000円、電気料81万6,000円を計上するものです。

２目し尿処理費は、10節需用費において、使用量増加により、施設薬品購入費111万9,000円、電気料107万円、水道料10万5,000円、11節役務費においては、緊急通報システム用回線切替え費用２万7,000円を計上するものです。

５款１項農業費です。

次のページをお願いいたします。

３目農政費では、18節負担金補助及び交付金において、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金で、事業不採択及び申請者からの取下げにより568万6,000円の減額、地域特産物産地づくり対策支援事業補助金で、茶の改植支援として14万4,000円、食料安定生産体制継続緊

急支援事業補助金で、種子農家に対する生産体制強化等を行う支援として930万9,000円、機構集積協力金で、農地集積に係る協力金1,420万2,000円を計上するものです。

６目日本型直接支払事業費は、22節償還金利子及び割引料において、令和４年度事業実績確定に伴い、返還金を計上するものです。

34ページをお願いします。

６款１項商工費です。３目観光費では、11節役務費及び13節使用料及び賃借料において、通潤橋周辺に監視カメラを設置する費用として、合わせて37万8,000円を計上するものです。

４目観光施設費では、10節需用費において、そよ風パーク自動火災報知設備と清和物産館トイレ便器の修繕料183万5,000円を計上するものです。

次のページをお願いします。

８目観光施設整備事業費では、新道の駅に設置する急速充電設備設置に対する補助金交付を受けて、財源組替えを行うものです。

７款２項道路橋梁費です。２目道路維持費では、10節需用費において、凍結防止剤の購入費用及び燃料費を244万円、13節使用料及び賃借料において、除雪作業機械借上料60万円を計上するものです。

次のページをお願いします。

３目道路新設改良事業費では、工事材料費が不足するため、事業内で調整するものです。財源については、内示による減額により、財源組替えを行うこととしております。

４目地方創生道整備推進交付金事業費では、新たに災害対応の公用車をリースするために、13節使用料及び賃借料において予算不足が生じたことから、12節委託料から組替えを行うものです。

５目大矢野原演習場周辺民生安定事業費では、事業執行において過不足が生じたため、調整を行うものです。

次のページをお願いいたします。

６目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費では、事業執行において過不足が生じたため、調整を行うものです。

次のページをお願いいたします。

７目社会資本整備総合交付金事業費では、12節委託料において、山都消防署建設に伴う町道改良測量設計委託料550万、14節工事請負費において、国費内示の減額によるものでございます。

７款３項２目河川等災害関連事業費です。７月豪雨により被災した五老ケ滝川災害関連事業に伴う費用を計上しております。財源は国庫補助金及び河川債を計上しております。

７款４項１目公営住宅等管理費です。40ページの10節需用費は、今年度当初から入退去が多いことから、予算不足が生じたことに伴い240万円、14節工事請負費は国費の交付決定を受け、調整を行い、減額するものです。

次のページをお願いいたします。

８款１項消防費です。１目常備消防費は、上益城消防組合負担金において、消防指令システム更新に係る費用負担見直しに伴い、1,651万5,000円を減額するものです。

次のページをお願いいたします。

９款２項１目学校管理費では、14節工事請負費において、矢部小学校浄化槽ポンプ故障に伴い、取替えを行うため、261万8,000円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

９款３項１目学校管理費では、10節需用費において、矢部中学校への通学路に設置している防犯灯の電球交換を行うため、16万6,000円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

９款４項社会教育費です。２目公民館費では、14節工事請負費において、中央公民館耐震工事施行に伴い、工事内容に追加工事が生じたもの170万円と、耐震改修工事の閉館期間を利用して、玄関ポーチ屋根改修工事を行うもの950万円を計上しております。

13目通潤橋保存活用事業費では、通潤橋国宝指定記念祝賀会の開催に伴う追加経費を計上しております。

９款５項５目中央グラウンド周辺整備事業費では、12節委託料において、ネットワーク設計委託料を14節の総合体育館公衆Ｗｉ－Ｆｉ設置工事に含めて行うことから、106万4,000円を減額し、中央グラウンド照明設備を整備するための地質調査委託料290万円を計上するものです。14節工事請負費においては、町道委託工事で、交付内示に伴い、5,000万円を減額、総合体育館公衆Ｗｉ－Ｆｉ設置工事に458万1,000円、サッカー場整備工事の１億9,000万円は、国の補正に伴い、計上するものでございます。15節原材料費は、工事施行に伴い、15万円を計上するものです。

10款１項３目現年度林業施設災害復旧費では、21節補償補填及び賠償金において、災害復旧工事に係る流木補償費７万9,000円を計上しております。

10款２項１目現年度公共土木施設災害復旧費は、災害復旧工事に伴う費用を計上しております。

次のページをお願いいたします。

２目過年度公共土木施設災害復旧費は、補助率のかさ上げに伴い、財源組替えを行うものです。

10款３項２目社会教育施設災害復旧費では、７月豪雨で崩壊した小峰グラウンド県道側法面災害復旧工事に伴う費用1,850万円を計上しております。

12款２項８目公共施設整備基金において、旧国民宿舎通潤山荘の売払い収入を有効活用するため、基金化するものです。

次のページをお願いいたします。

13款予備費は、調整です。

49ページ以降は給与費明細ですので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳入について説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

12款地方交付税は、国補正に伴う追加交付が見込まれるため計上しております。

16款国庫支出金から14ページの18款財産収入につきましては、歳出のところで説明しておりますので、省略させていただきます。

19款１項12目企業版ふるさと納税寄附金は、収益を事業充当するために計上するものであります。

20款２項１目財政調整基金繰入金は、端数調整するため計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

22款５項２目雑入です。精算交付及び事業不採択に伴う減額調整を行うものでございます。

23款の町債は、事業の追加や変更に伴い、調整を行ったものです。

戻っていただきまして、６ページをお願いいたします。

第２表債務負担行為の追加です。固定資産税土地評価業務委託の令和６年度から令和８年度までの委託料です。

次のページをお願いいたします。

３表地方債の補正です。今回、追加及び変更したものです。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和５年度山都町一般会計補正予算。

令和５年度山都町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億3,700万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第２条、債務負担行為の追加は、第２表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第３条、地方債の追加及び変更は、第３表地方債補正による。

令和５年12月７日提出、山都町長です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　議案第86号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　19ページのデマンド交通システムの委託料ないしは利用料の予算について、お尋ねをいたします。

さきの政策会議の中で、この件については、詳しく企画課長のほうから御説明がございました。要するに、４月から交通体系を変えるということで、ふれあいバスが廃止となって、スクールバスのみということですね。

それで、ちょうどこの説明があったその日と翌日、何かこの話がどっかですぐ行ったのかなと思うくらい、高森高校に通われる保護者の方から、お二人から、相次いで御相談がございました。４月から高校に通う１番のバスが通らないってねっておっしゃいましたので、わー、情報が早いなと思って、すぐまた、課長のほうに相談をいたしました。

ところが、こちらのほうから高校のほうに、そういうふうな体系が変わるというお話をされたということでしたので、それを保護者が知られて、私のほうに相談にこられたということでございました。

このとき、政策会議のときの説明の中では、矢部高校生に対しての交通に関わることについては、手だてを考えておられました。

ですが、やはり自宅から通われる高森高校生に対しては、後でまた課長にも確認をいたしましたら、別にその手だては考えていませんと、今のところですね。

ですが、振り返ってみますと、通潤山荘が閉められたときに、お風呂に行かれておられました方が困窮されました。その際はすぐ、町長のほうの配慮で、タクシーの利用ということで提案をいただき、この困窮者が助かられたという経緯がございますので、この高校生に対しても、高森高校に通う生徒さんに対しても、どんなか手だてをしていただきたいと思いますが、町長どんなふうに、何かお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　具体的な予防といいますか、事例が発生、報告を受けたところでございますが、これにつきましては来年度からでございますので、十分事務局とも協議をしながら、生徒数であったり、いろんな部分の把握をしながら、十分協議をしてまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　同じ19ページの中に、ＳＤＧｓ推進事業費の中で、有機米への補助を企業版ふるさと納税で組み替えるという御説明がありました。収入のほうで440万になってましたよね。

だから、あとの400万、企業版ふるさと納税で、どこに使われるのかという御説明をいただきたいと思います。

もう一つが、25ページの一番下のほうに、令和４年度障害者医療費国庫負担金の償還金が3,741万と高額ですので、どういうことか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

それと、町道改良工事について減額が大きかったんですけど、それはどういう意味なのかなということで、御説明お願いします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。企業版ふるさと納税、歳入のところで440万円計上させていただいております。これにつきましては、農政係が行います学校給食用の有機米購入費、それから、道の駅整備事業の工事請負費、それから、農業振興費の有機農業振興事業補助金のほうに充てるところで計上させていただいております。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。25ページの償還金の令和４年度障害者医療費国庫負担金償還金3,700万、計上いたしております。

これにつきましては、医療費に関しましては、突発的に件数が増加する場合もありますので、多めに予算を計上いたしておりました。見込み違いという部分もありまして、ちょっと高額になっております。

実績が、育成医療４件、更生医療73件、療養介護18件の実績になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　38ページ、社会資本整備総合交付金事業費におきまして、工事請負費１億1,600万の減額をやっております。

これにつきましては、当初予算におきまして、要望額で計上しておりました。今年度になりまして、内示額が出たときに、要望額の部分に予算がつかなかったということで、今回減額しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　34ページ、ここにあります。監視カメラの機材のリース料ってありますよね。これは毎年、リースですから、いると思うんですけれども、これ買ったほうが早いんじゃないですかね。

それと、下にあります観光施設の修繕費、どこをされたかというのと、35ページ、一番下のほうに、重機借り上げ代ってあるんですけれども、これはどこで使ったかを教えてください。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　34ページの監視カメラの機器リースについてでございますけれども、通潤橋が国宝になって、周辺の防犯のためのカメラということで、計上させていただいております。９台を設置する予定で、購入となりますと500万以上の費用がかかるということで、今回リースで設置をするということで計上させていただいたところです。リース期間については、５年間のリースです。

もう一つ、10節の需用費、観光施設修繕料ですけれども、これも先ほど、総務課長のほうから説明がありましたが、そよ風パークの自動火災報知設備の受信機が、７月から８月の雷等の影響で壊れまして、それが定期点検のときに故障が分かって、今回、修繕料を上げるものです。

それと清和物産館の女子トイレのタンクが故障しておりまして、今回、修繕費ということで計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　35ページ、道路維持費におきまして、使用料賃借料として60万円計上しております。

これにつきましては、今後、予想される除雪に対する機械の借り上げ、バックホウでしたりホイルローダー、これにつきまして、前年度実績並みをベースに計上しているところでございます。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　20ページですが、山の都定住支援事業補助金ということで、400万円追加で計上が上がっております。この件についてちょっと教えていただきたい。少し方針をお伺いしたいところがあるんですけれども、移住定住促進というところで、移住者に向けて、空き家改修して住まれるということであれば、上限100万円でしたかね。４分の３でということで補助し

ますという事業なんですけれども、それを進めていらっしゃる中で、ここ近年といいますか、最近起きているトラブルが、役場のほうでも執行部の皆さんも御存じだと思うんですけれども、直接契約ですよね、空き家を持っていらっしゃる方と借りる方と。この直接契約をした上で、出ていかれるときに、あるいは、住まわれている中で、契約期間中だけれども、その使用を巡ってですとか、家の使用を巡ってですとか、出て行かれたときの後の状況、原状復帰して返してくれないとか。そういったトラブルが起きているんですよね。

これはやはり民間同士の契約というところに、あまりにも任せ過ぎているがゆえに起きていることなんじゃないかなと思うんですね。普通であれば、不動産会社が間に入って、契約の仲介をしていきますよね。

しかしながら、山都町においては、それが今のところなされてないということで、そういうトラブルが起きています。そこに関して、やはり移住定住を進めていきますと。空き家改修に関しても、補助金を出して、それを推進していきますということでやっているわけですから、そういうトラブルを避けるための手だてというのも、何かしら必要かなとは思うんですけれども。もちろんサブリースを進めたらどうですかという提案なども、再三議会側からも上がっていると思うんで、御検討はいただいていると思うんですけれども、まず、そうしたところの検討の進捗などはどうなのか。

あと、それに対して少し時間がかかるかもしれないのであれば、そこまでの間、例えば契約に関しても、もう少し、公側として、行政側として、少し契約の間に入り込むなりして、トラブルを回避するような施策をするということが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、そういうところはお考えがあるのかどうか。ちょっとお聞かせいただきながら、この予算に対しては少し検討したいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君）　お答えします。１番目に、近年の賃貸借のトラブルにつきましては、役場のほうも内容の確認をしているところで、今、しごとセンターも間に入っておられて、なかなかうまく相手方と折り合いがつかない状況でどうするかというようなものが１件ありまして、その場合、やっぱり町が作っております空き家対策協議会の中に、専門性のある方、弁護士さんだったり、そういう専門性のある方に、今年度、令和６年度につきましては、契約についても、中身についても、どうして進めていくべきかというようなところをお願いしようというようなところで、今、話を進めております。

町も、私たちも素人なので、勉強不足の点がありますので、今後は空き家対策協議会の委員の皆様、それと、専門性のある方に、この賃貸契約で本当にいいのかとか、そういうようなアドバイスを今後進めていきたいと思います。

それによって、本当にこれを町が進めるサブリースあたりに乗せていける物件なのかというようなものも含めて、令和６年度からはそういう形で、協議会の委員の皆様も含めて検討していこうという方針に今進めているところでございます。

今、一つ問題があって、外国人の方が山都町に在住されて、知らないよって言われて、アメリ

カとか外国に帰られたときの最後の処理はどうするのかというようなところも含めて、外国人あたりの方を受け入れるときにはどうするのかとか、１人で山都町に入ってこられたときには、その人をどういう連帯保証人をつけたらいいのかとか、そういうようなものも含めて、今、勉強会を総合的に行っているところでございます。

今回の400万の計上に当たりましては、山都町で御結婚されて、新しい住宅よりも空き家を改修して、この補助金を使って住みたいという方が、400万のうち、２名の方は結婚されている、しようという方がいらっしゃいますので、予算の計上をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

６番、矢仁田秀典君。

○６番（矢仁田秀典君）　ありがとうございます。一つは今の移住問題ですけども、聞くところによりますと、しごとセンターから紹介されて、移住先、空き家を紹介していただいた結果、裁判沙汰になっとるという話がありますけども、そうなったときに、町としての責任所在というのはどうなるんだろうというところが一つのお尋ねです。

それから、もう一つ、３ページに財産の売買ということで、14ページに不動産売払いで土地建物というのが１億6,000万ほど出ておりますけど、これについては、山荘のことだろうと思います。ただ、それ以外には、町の財産売買とか、そういった件数がなかったのか。あるいは、この補正では上がらんけども、あるのか。そういったところがもしありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。財産収入につきましては、今、議員のほうからありましたように、通潤山荘についての分を今回上げております。

その他詳細につきましては、その都度、大きい金額等は今のところあっておりませんので、今回はその分を補正したということで考えております。

○議長（藤澤和生君）　山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君）　先ほどの矢仁田議員の件につきましては、裁判の事例というのは、町のほうも承知しております。それにつきましても、しごとセンターと町と、それこそ、どんな問題でこういうようなものになったかというような重い責任感も今持っているところです。

それを踏まえて、町としてどういう対応ができるかというようなところを進めておりますので、今、町、私がどうできるというようなところは具体的には申し上げることはできませんけれども、お互いの賃貸借契約の中で成立していることでというようなところで、弁護士の先生からもアドバイスをいただいておりますので、そのようなことがないような形を令和６年度からスタートさせていただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君）　６番、矢仁田秀典君。

○６番（矢仁田秀典君）　その件につきましては、令和６年度から、そういう取組をされるということでございますので、そこはしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、今後そうい

うことのないようにしていただきたいと思います。

それから、財産収入については、雑入にも全然上がっておりませんけども、議会に諮る必要のない金額というのがあるかもしれませんけど、じゃあですよ。300万がずっと幾つもあったら、それは上げんでいいのかという話になりますので、できるだけ議会には条例で諮らなくていいってなっとっても、報告はしていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。先日から総務常任委員会の中でも、財産収入についてのいろんな御意見をいただいたところでございます。

町といたしましても、議会議決以外の、そういった収入に関しまして、今後、議会に対してどういう形で報告するかは、今後精査しまして対応していきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　一般質問でも言ったんですけれども、通潤山荘の売却代ですね。これが47ページに、公共施設整備基金積立金というふうで明記してあります。この説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。先日、一般質問の中でも御説明いたしましたけれども、町といたしましては、今回の収入につきましては、公共施設に有効に活用していきたいということで、公共施設整備基金のほうに積み立てるということで考えております。

公共施設整備基金積立金というのがありますので、そちらのほうで、今後、町のほうが行う公共施設の整備に充てていくということで考えております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　やっぱ10年間買戻し特約があるということですので、この金額というのをやっぱり私は残しとったほうがいいと思うんですけども、使わないでですね。対策費か何かでですね。それはいかがですかね。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　今回の売買につきましては、契約の中で、議員御指摘のとおり、10年間買戻し特約というものをつけております。

そういう中で、万が一そういうことが発生場合には、今回、このお金につきましては、町といたしましても、公共施設の整備に有効に活用していきますけれども、そういった発生した時点で、これは契約上も必要なものでございますので、補正予算のほうでしっかり計上して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　先ほどの質問にちょっとつながります。丁寧に御答弁いただいたので、

状況は分かりました。

それで、確認で、再度質問なんですけれども、そうした事例というのは行政側も把握なさっていて、令和６年度に向けてしっかりと対策をしていくということでよろしいのかなというところと、あと、こういうトラブルがあるからといって、ぜひ消極的にはならずに、移住対策についてはもっともっと活発にやっていただきたいですし、先ほど、外国人の方という話もありましたけれども、別に外国人だからどう……。特殊な事例はあると思いますが、しかしながら、そういうところも踏まえながら、外国人の方にも広く門戸を開いていただいて、ある意味、国際色の豊かな町ということで目指していただきたいなと思うんですよね。

空き家を提供なさる方も、こういうトラブルの事例があるなら、もう貸すのやめようかって、尻込まれるところをいやいやと、行政としては事例にしっかりと対応しながら、こういうことでバックアップしていくので、どうぞお貸しくださいと。そういうことで、来年度以降も頑張っていかれるということでよろしいんですよね。

○議長（藤澤和生君）　山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君）　眞原議員がおっしゃったとおり、トラブルはもちろん、何か100％いい状態に作っても、何らかのトラブルはゼロとは言えない状況になると思っております。

それはそれできちんと精査し、令和６年度につきましては、より一層多くの皆様に山都町に来ていただいて、こういう空き家を使って、山都町に住んでくださいというアピールはもっともっとやっていきたいと思っておりますので、今後とも空き家対策につきましては、御協力を皆様にお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　12番、工藤ですが、先ほど６番議員のほうから、ページ14です。財産収入についてですね。この財産収入についてはほかにないかということでやったら、ほかに大きいものはありませんということでしたけれども、先日の11日の総務常任委員会において、報告があった件については、矢部地区の町有林地原野、合わせて４町４反、金額が295万3,000円という報告がありました。

しかし、今回の補正予算の中には入っておりませんが、これは大きくないですかね、この金額が。その点、一つ、取りあえず総務課長の答弁お願いします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。財産収入につきましては、当初予算におきましても、予算のほうは計上しております。

また、年度内におきまして、今、議員がおっしゃられたように、いろんな取引が発生することはございます。確かに金額的に大きいものだというふうには認識しておりますが、今回補正の中で上げましたのは、特に通潤山荘につきましてはかなり大きい金額でありましたので、その分を

計上したということでございます。

最終的には、また、実績の中で、最終的に町のそういった収入財産がどれだけあったかというのは上げていくことになるのかというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　もう７月にこれは契約はしてありますので、もう既に金は振り込まれているというふうに思いますけれどもですね。そうであれば、この補正予算の中で、私は計上すべきというふうに思いますよ。

それから、もう一つ、これは、一人の人が払下げ申請をしたと。そして、その人に随意契約で売買契約はしてありますよ。

それで、その金額は幾らかって、何で算出したかというと、固定資産税の評価額の何十倍だったとか。でも、それが安いか高いかというとは、妥当であるかっちゅうとは、これ分からんわけですよ。

ですから、この払下げはやはりその町が予定価格をもって、最低制限価格をもって、そして、一般に公募して、そしてその中で決めていくべきじゃないですかね。これは公平公正なやり方だというふうには、私は決して思いませんけどもですね。総務課長はこれが公平公正なやり方って思われるかもしれんけど、私はそう思いませんよ。

やはり月々に、やまと広報も毎月１回出ております。その中で、町有地の払下げについての告示とか、それから、その中で書かれんならば、１枚チラシを入れて公表するとか、そして、希望者は応募してもらうというそういうやり方でなからんと、町民の公平公正って、これは名だけで、うたい文句だけで、実際全然違うとじゃないですか。総務課長の答弁をお願いします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。町におきましては、議会に議決をいただく財産につきましては、不動産の場合、予定価格が700万円以上、かつ１件当たり5,000平米以上につきましては、議会の議決が必要ということで、取り扱っております。

それ以外の財産につきましては、町のほうの規定に基づいて、現在処理をしているわけでございますが、今、議員のほうから御指摘いただきました部分につきましては、本来、公募によりまして、財産については広く、確かに売却処分していくということが適切であるというふうに町としても考えているところでございます。

そういう中で、これまでも普通財産の売払いにつきまして、いろんな事案がございます。その中で、昨年、令和４年10月に、町といたしましては、普通財産の売払いに際して随意契約により行うことができる場合を定める規則というものを設けております。

これは行政目的の達成に寄与するものということで、学術、芸術、その他、豊かな生活を営むための文化活動の保護奨励に寄与するもの、産業の振興または雇用の促進に寄与するもの、心身の健康の保持または増進に寄与するもの、社会福祉の向上に寄与するもの、自然環境の適正な保全に寄与するもの、防災または、消防体制の充実に寄与するもの等々を一つの規定といたしまし

て、そういった町として、これを随意契約で行ったほうがその土地の価値を有効に活用できるというものにつきましては、この規定に基づきまして、これまで処分をしてきたところでございます。

ただ、先日、総務常任委員会の中でも、委員の皆様方から、再三、公平公正といいますか、公募のほうが適切であるというような御意見はしっかりいただきました。

そういうことも踏まえまして、今後、この運用につきましては見直しをしながら、適切な運用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　議会報告も規定範囲内であれば出さんでもいい。それはそれでいいんとです。そして、利用価値をして、申請をすれば、それぞれの理由でいい。

でも、問題は、やはりやり方ですたいね、やり方。そりゃ未利用地を、不要地を払い下げて、そこで活用してもらえば、それは非常にありがたいことで、でも、その払い下げのやり方が、一人の人が申請して、これでしますって申請して、はい、分かりました。なら、町は幾らにします。それじゃ、なあなあじゃないですか。さっきも言ったが、公平と言えますか、それは。私は違うと思う。公平にするとなら、ちゃんと最低制限価格なり、予定価格の決めて、そして、きちんと公募して、入札でもして、それが私は町民として不信感を招かん公平なやり方だというふうに私は思いますけどもですね。再度、公平性について、総務課長に伺います。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、町といたしましては、これまで使っていない公有地等々を有効活用するために、町の規定を設けまして、それによって、速やかな処分をし、有効な活用を進めていきたいということで、規定に基づく運用をこれまでもしているところでございます。

その中で、その事業計画等につきましても、しっかりと計画内容なんかも審査しながら、また、先ほど議員からもありましたように、町の売買価格の規定をしっかり運用しながら、有利に販売をしていくということを条件に、随意契約という形で現在動いているということでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、先日、総務常任委員会の中でもいろんな御意見をいただいておりますので、今後につきましても、この運用についてはしっかり見直していきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　先ほど、総務常任委員会で協議した内容のことで、12番議員から質問があっておりますので、私のほうから、当日、蘇陽、矢部地区で売却されました土地を総務常任委員会で視察いたしまして、妥当かどうかということで、会議を後でいたしました。

その中で、売却する場合の規定の内容を議会に誰も理解してないと。議会を経らずに、売却のできる条件というのが、価格が700万円以上、面積が5,000平米以上、その二つを超える案件だけ

が議会にかけますということでした。

そこ辺のところも、やはり誰も今まで初めて聞いた数字ですので、きちっと議会の理解をいただいて、軽微な部分の売却を全て議会にかけるということも非常に大変なことかと思いますので、本当に小さい案件については、境が少しあるからとか、そういうのを全て議会にかけるということも大変かと思いますので、この規定の内容を１回議会にかけていただきまして、やはりそれでいいかということを決めていただいて、きちっと規定に乗れば、執行部でそういう譲渡ができるような……。きちっと決めていただくことが大事じゃないかと思います。

今回の場合は、先ほど12番議員が言われましたように、やはり面積も４町歩以上ありますし、私たちからの感覚からすれば軽微な案件とは思いませんので、そこのところをやっぱり議会で、ともに理解いただくような規定を確認したいと思いますので、それでよろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君）　お答えいたします。この運用につきましては、内容については、また、議会のほうにも説明する機会が持っていただければ、しっかり説明をしていきたいというふうに考えておりますし、これまでのこういった町のほうの議決が必要ないところで、どういったことで議会に対しましてそれを報告する機会を設けるかにつきましても、しっかり検討いたしまして、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　先ほども出ていました34ページの監視カメラの件です。９か所というのが結構な数だなと思いまして、どこら辺に配置されるのかが分かっていらっしゃるなら、今でなくてもいいですので、地図上にポイントを落として教えていただければなというふうに思っています。

そして、昨日の一般質問の中で、私がお伺いした橋を渡る人の数であるとか、そういった確認のためにも、これ併用というか、何らかしかその９台は電源で動くものだというふうに思うんですが、それを利用しながら、何か所かポイントを全部につけるじゃないんですけれども、何かそういった工夫ができないかなというのをちょっと思ったところです。

それと、この実際の予算とは関係ないところですが、やはり国宝というところで、以前にも申し上げました吹上樋の御試のところですよね。通潤橋そのものが大変大事で、９か所も監視カメラばつけなはるわけなんですけれども、離れたところにある吹上樋の御試のところですね、こぶれがし。あそこについては、何らかの対策をされるのかということをお伺いしたいのと、それから、ついでのことながら、古文書です。あれは公開の運びになるのか、何かレプリカみたいのを作られるのか。そこら辺のめどがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　まず、監視カメラの件について御説明いたします。山都警察署のほうからも、国宝指定になりまして、条例制定もされ、罰則の規定まで定めてあるということで、防犯、犯罪を抑止するという意味でも、防犯カメラを設置してほしいという要望がござい

ました。これを受けて、町のほうでも、大切な国宝ですので、監視カメラのリースについて計上させていただいたところです。

設置場所についてでございますけれども、９か所ございますが、まず駐車場の上段に２か所、それと、道の駅トイレに１か所、それと、道の駅の１階のところ、下のところの駐車場に１か所、それと、通潤橋を正面に見るような形で１か所、それと、布田神社前に１か所、それと、御小屋の前に１か所、それと、芝生広場のほうに１か所、それと、通潤橋の裏のほうになりますけれども、１か所、全部で９か所設置をする予定にしております。

それと入場者のカウントに関する部分については、ちょっと設置ができるか、合わせてできるかどうかも含めて、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。通潤橋周辺の９台のカメラの設置と併せて、附指定になりましたこぶれがしのカメラの設置の件でございますが、あそこについては、設置した場合の維持管理費が発生しますので、そういったものも検討するのと、あそこに本当にカメラが必要かというところも検討しながら、つけるつけないも含めて検討していきたいと思います。

また、古文書につきましては、現在、図書館のほうに保管してございますので、これについては、文化の森あたりの展示も今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　32ページの農政費の中で、食料安定生産体制継続緊急支援事業補助金の内容と機構集積協力金の地域的なところとどのくらいの面積があるかが大体分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君）　それでは、お答えしたいと思います。まず最初に、食料安定生産体制継続緊急支援事業補助金についてでございます。

これにつきましては熊本県の事業でございまして、物価高騰の影響を受ける農業者に対しまして、土地利用型農業の種子の生産体制維持強化に必要な低コスト生産のための機械を導入する事業となっております。対象者はその種子を生産する種子生産者、または、その組織する団体、農業協同組合となっております。機械導入費の３分の１以内を補助されるということになっております。

それから、機構集積協力金ですけれども、今回の事業は地域内の農地を農地中間管理機構を通して、担い手へと集積、集約化に取り組む地域に交付される事業となっております。今回の対象地区は島木地区となっております。島木地区においては、９月に一般社団法人しまき2023が設立されまして、この法人を中心に農地の集約化に取り組まれております。

今回の取組面積としましては、農地4,177アールを集積するということになっております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第86号「令和５年度山都町一般会計補正予算（第７号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩　午前11時09分

再開　午前11時19分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２　議案第87号　令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（藤澤和生君）　日程第２、議案第87号「令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君）　それでは、議案第87号、令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。今回の補正につきましては、令和６年１月に施行されます出産する被保険者の産前産後期間の賦課軽減措置に伴う予算計上及び高額療養費等の予算不足を見込んで、追加計上するものです。

歳出から御説明いたします。

８ページをお願いします。

２款保険給付費２項高額療養費１目被保険者高額療養費18節負担金補助及び交付金で、療養費負担金600万円及び療養費補助金408万円、合わせまして1,008万円の追加計上を行うものです。実績に基づきまして、年度末までの不足額を見込んで増額を補正するものです。こちらは昨年度におきましても追加の補正を行いましたが、それに基づいて、令和５年度の予算を計上しているところでございますが、本年度の４月から９月までで既に50％以上の支出負担を超えておりまして、例年、冬季、今から先の時期に診療が増加するということも加味しまして、その分での財源

を補正することにしております。全額、県支出金の普通交付金でございます。

続きまして、９款諸支出金３項繰出金１目直営診療施設勘定繰出金でございます。27節繰出金５万7,000円を計上しております。直営診療施設でありますそよう病院が行う保健事業への繰出金となります。交付申請の実績により増額するものです。財源は、県支出金の特別調整交付金です。

続きまして、14款予備費です。予備費はマイナス6,000円で調整です。

続きまして、歳入のほうの御説明をいたします。

７ページをお願いします。

３款国庫支出金１項国庫補助金４目出産育児諸費補助金１節健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金、マイナスの６万1,000円につきましては、交付額決定により減額するものです。出産育児一時金が42万円から50万円に増額となったことによる財政支援のため、今年度に限り補助されるものです。交付される予定実績により減額しているものです。

次に、４款県支出金１項県補助金１目保険給付費等交付金１節の普通交付金につきましては、先ほど歳出のほうで御説明いたしました。同じく２節の特別交付金５万7,000円におきましても、先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

続きまして、７款繰入金１項他会計繰入金１節一般会計繰入金、産前産後保険料の繰入金が５万5,000円です。出産する被保険者の産前産後期間保険税軽減分について、一般会計から繰入れするもので、補助率としましては、国２分の１、県４分の１でございます。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和５年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,084万4,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和５年12月７日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第87号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　質疑なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第87号「令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第88号　令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（藤澤和生君）　日程第３、議案第88号「令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　それでは、議案第88号、令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。今回の補正は、主に介護報酬改定に伴うシステム改修及び居宅介護の住宅改修の予算を計上しております。

まず、歳出からです。

８ページをお願いいたします。

１款１項総務管理費１目一般管理費12節委託料132万円については、令和６年度介護報酬改定に対応するためのシステム改修費になります。国庫補助が２分の１つきます。

１款２項徴収費１目賦課徴収費11節役務費6,000円につきましては、各金融機関の口座振替手数料の値上げ分に相当する経費を計上いたしております。

２款１項介護サービス等諸費６目居宅介護住宅改修費18節負担金補助及び交付金128万1,000円につきましては、要介護１から５の方が在宅で生活する際に、手すりや踏み台、浴室等の改修をされる際の負担金になります。当初予算からの不足分の見込額を計上いたしております。この事業は、要介護の方１人当たり上限20万円までの複数回利用ができる事業になっております。10月末の実績で、37件あっております。昨年度が45件で、昨年度以上の申込みがあるということを勘案して、予算を計上いたしております。

続きまして、９ページです。

２款２項介護予防サービス等諸費４目介護予防住宅改修費18節負担金補助及び交付金35万円につきましては、要支援１、２の方が対象になります。要件は、要介護の方と同じ要件になります。当初予算からの不足分を見込額で計上いたしております。10月末の実績で12件、昨年度が29件ございましたが、相談等の問合せが多数ありますので、そこを勘案して補正予算を計上いたしております。

６款１項償還金及び還付加算金１目第１号被保険者保険料還付金及び還付加算金22節償還金利子及び割引料15万円につきましては、過年度で減額補正分の介護保険料の返還金になります。予備費は調整になります。

続きまして、歳入です。

７ページをお願いいたします。

３款２項国庫補助金４目介護保険事業費補助金は、歳出で説明いたしましたシステム改修費の

国庫補助分66万円を計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただき、２枚目をお願いいたします。

令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和５年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,318万2,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和５年12月７日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　議案第88号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　在宅の方に対するこの住宅改造でございますけれども、実際の例として、何が一番、その件数として多いものなのか。どういうふうな改造をされているのかということが、お分かりであれば教えていただきたいんですが。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　お答えいたします。一番多いのが、やはり手すりの改修ですね。手すりをつける。手すりも居宅の中に、トイレとかお風呂とか、玄関とか、そういうところに複数個つけられるケースがかなり多いです。その後、トイレの改修、浴槽の改修が多い状況です。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　今のページで、上のほうにシステム改修ってありますね。どんなことを改修されたんですか。

○議長（藤澤和生君）　福祉課長、髙野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君）　システム改修ですけれども、これは介護報酬ですね。介護保険料の算定の際に使うシステムになります。令和６年度から新たな介護報酬の介護保険料の金額になりますので、それに対応するためのシステム改修費になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第88号「令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第４　議案第89号　令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（藤澤和生君）　日程第４、議案第89号「令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　それでは、議案第89号、令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）の説明を申し上げます。

７ページを御覧ください。

補正予算第３号の説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部です。１款１項４目総係費につきまして、179万7,000円を減額補正しております。これは職員４名分の給与、手当等の増額分と、法定福利費の減額分の差引き額を計上しております。

次に、資本的収入及び支出です。

９ページを御覧ください。

支出の部より説明します。

１款１項２目配水施設改良費につきまして、3,300万円を計上しております。これは現在、事業計画に基づいて行っております旧上水道施設等更新整備事業として、芦屋田配水池から牧野配水池間の配水管更新につきまして、国の補正予算成立に伴い、追加の補助金が割り当てられたことにより、来年度予定整備分を前倒すことに係る工事請負費増額分を計上しております。

１款１項３目固定資産購入費につきまして、154万4,000円を計上しております。

これは、旧簡易水道施設等整備事業に係る施設用地の分筆登記手数料を計上しております。

前のページに戻っていただき、８ページを御覧ください。

収入の部。

１款１項１目企業債につきまして、2,000万円を補正しております。これは、先ほど説明しました事業の追加整備に伴う起債予定分を計上しております。

４項１目国庫県補助金につきまして、1,000万円を補正しております。これが、先ほど説明しました国庫補助金の補正増額分を計上しております。

前に戻っていただき、２ページを御覧ください。

令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）。

第１条、令和５年度山都町の水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和５年度山都町水道事業会計予算（以下予算という）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。

第１款水道事業費用、３億3,557万円、179万7,000円の減、３億3,377万3,000円。

第１項営業費用、３億1,217万7,000円、179万7,000円の減、３億1,038万円。

第３条、予算４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「9,408万3,000円」を「9,862万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款資本的収入、２億5,899万9,000円、3,000万円、２億8,899万9,000円。

第１項企業債、7,390万円、2,000万円、9,390万円。

第４項国庫県補助金、4,068万4,000円、1,000万円、5,068万4,000円。

支出。

第１款資本的支出、３億5,308万2,000円、3,454万4,000円、３億8,762万6,000円。

第１項建設改良費、１億6,007万円、3,454万4,000円、１億9,461万4,000円。

次のページを御覧ください。

第４条、予算第５条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

補正前の7,390万円から2,000万円を増額し、9,390万円。起債の目的、起債の方法、利率及び償還の方法は変更ありません。

第５条、予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、3,881万5,000円、179万7,000円の減、3,701万8,000円。

令和５年12月７日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第89号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　すいません、７ページの職員給与のところで、６節法定福利費というのが減額されているところの意味を御説明ください。

○議長（藤澤和生君）　環境水道課長、有働賴貴君。

○環境水道課長（有働賴貴君）　お答えします。法定福利費のうち、主に退職手当組合負担金のほうが、定年が60歳から65歳に定額的に変わることに伴い、令和５年、令和７年、令和９年、令和11年、13年と、定年退職者がいない状態になりますので、負担金の係数が４分の１計数にかかりまして、その分が減額になっております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第89号「令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第90号　令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）について

○議長（藤澤和生君）　日程第５、議案第90号「令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君）　それでは、議案第90号、令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保事業補助金、看護師退職、医療機器修繕費、起債利息の修正による収益的収支に係る部分、新たに補助金の内示のあった機械器具、病院看板建て替え工事、利率変更に伴う企業債償還元金における資本的収支によるものです。

８ページを御覧ください。

補正予算（第１号）の説明書です。

収益的収入です。

１款１項１目１節入院収益、１億1,685万3,000円の減。これは、令和５年９月までのコロナ病床確保による一般病床数減及び入院患者の上半期実績値における窓口一部負担金及びレセプト収入を算出した結果における減によるものです。

２目１節外来収益1,188万1,000円の減は、診療報酬コロナ特例措置廃止における減及び上半期実績値により、窓口一部負担金及びレセプト収入で算出した結果における減によるものです。

８ページ、下段から９ページを御覧ください。

２項２目１節県補助金5,373万9,000円の増は、令和５年９月までの交付となっている新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金、令和５年４月から９月までの交付決定額によるものです。

３項２目１節過年度損益修正益5,179万3,000円の増は、令和４年度実績であります新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金、令和５年１月から３月までの交付額であります令和４年度診療報酬における再請求保留レセプトの振り込み額、医療機器補償金によるものです。

10ページを御覧ください。

収益的支出です。

１款１項１目１節給与費205万6,000円の減、２節職員手当118万1,000円の減、９節法定福利費

53万円の減は、看護職員１名の途中退職によるものです。

３目10節修繕費1,360万6,000円は、医療機器及び病院設備の修理における増によるものです。

10ページ、下段から11ページを御覧ください。

２項２目１節企業債利息3,304万1,000円の減は、当初予算において見込んでおりました額について、利率から改めて算出した額において補正するものです。

12ページを御覧ください。

資本的収入です。

１款２項１目１節国庫補助金323万5,000円の増。これは年度内に内示されておりませんでした令和５年度熊本県へき地医療拠点病院設備整備補助金の交付決定によるものです。

13ページを御覧ください。

資本的支出です。

１款１項２目２節その他事業費233万6,000円増です。これは、病院入り口看板の老朽化における建て替え工事によるものです。

３目１節医療機械器具購入費19万5,000円の減です。これは、令和５年度購入を予定しておりました歯科ユニット入札における執行残によるものです。

２項１目１節建設改良のための企業債償還金109万4,000円増です。これは、財政融資資金における10年ごとの利率見直しによるものです。

前に戻っていただき、２ページを御覧ください。

令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）。

第１条、令和５年度山都町病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第２条、令和５年度山都町病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

収入。

第１款病院事業収益、12億2,437万4,000円、2,320万2,000円の減、12億117万2,000円。

第１項医業収益、10億5,015万2,000円、１億2,873万4,000円の減、９億2,141万8,000円。

第２項医業外収益、１億7,422万1,000円、5,373万9,000円、２億2,796万円。

第３項特別利益、1,000円、5,179万3,000円、5,179万4,000円。

支出。

第１款病院事業費用、12億2,437万4,000円、2,320万2,000円の減、12億117万2,000円。

第１項医業費用、11億4,028万1,000円、983万9,000円、11億5,012万円。

第２項医業外費用、8,109万3,000円、3,304万1,000円の減、2,805万2,000円。

次のページを御覧ください。

第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款資本的収入、2,496万5,000円、323万5,000円、2,820万円。

第２項補助金、77万3,000円、323万5,000円、400万8,000円。

支出。

第１款資本的支出、4,838万4,000円、323万5,000円、5,161万9,000円。

第１項建設改良費、575万4,000円、214万1,000円、789万5,000円。

第２項企業債償還金、4,263万円、109万4,000円、4,372万4,000円。

令和５年12月７日提出、山都町長。

以上、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第90号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　質疑なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第90号「令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第97号　工事請負変更契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）

○議長（藤澤和生君）　日程第６、議案第97号「工事請負変更契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　議案第97号について説明いたします。

議案第97号、工事請負変更契約の締結について。

令和５年第２回定例会において議決された二津留大見口線道路改良工事のうち、契約金額6,655万円を6,917万1,054円に変更することとする。

令和５年12月12日提出、山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料１をお願いします。

工事請負変更契約の概要です。

１、工事番号、道整第１号。

２、工事名、二津留大見口道路改良工事。

３、工事場所、山都町二津留地内。

４、当初契約年月日、令和５年６月８日。

５、財源内訳につきましては、変更後の全体額及び増減額、備考を読み上げます。交付金3,450万円、122万5,000円の増、地方創生道整備推進交付金です。起債3,450万円、130万円の増、過疎対策事業債です。一般財源17万1,054円、９万6,054円の増、町費です。変更後の請負額合計6,917万1,054円、今回の変更請負額262万1,054円の増額です。

６、工事内容について説明します。

施工延長について、785.9メーター、変更ありません。変更後の数量を読み上げます。

変更増減については、次のページにて説明いたします。

掘削工5,365立米、法面整形工1,184平米、路床置換工2,085立米、植生工487平米、防草対策工226平米、側溝工818メーター、下層路盤工4,153平米、境界杭設置工30本。

７、契約の相手方、上益城郡山都町八木683、株式会社今村建設、代表取締役、今村将文。

次のページをお願いします。資料２になります。

変更数量の増減表になります。

施工延長については785.9メーター、変更ありません。３段目の法面整形工について、当初、土石計算数量から展開数量に変更したことによる３平米の減です。植生工について348平米の減は、取付け道路等、来年度以降の舗装工と同時施工がよいと判断し、今回減にしたものです。防草対策工についても、展開数量に変更したことによる19平米の増です。構造物撤去工について、当初、既設アスファルト舗装盤、既設ブロック積み、抜根等の数量を土石計算書に基づき、見込み値で撤去数量を計上しましたが、産業廃棄物中間処理施設に搬入されたときに発行される伝票の重量に変更を行うものです。これは不法投棄防止につながることから、変更契約時に実績数量に変更を行うものです。

アスファルト舗装版撤去については、実際の舗装版が厚かったり、厚みがあるという意味ですけども、不可視部分を実処理数量に変更するものです。

アスファルト舗装殻処理140トンの増。これを面積で割戻しますと、アスファルト舗装版４センチで設計していたものが、実際には5.5センチあったというものです。

コンクリート殻処理工39トンの増。

抜根処理工29トンの増となっております。

縁石工について、当初、起点側に9.4メーター計上しておりましたが、来年度取付け舗装と同時施工がよいと判断し、これについても減にするものです。

次のページ、３ページをお願いします。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

１、工事番号から、３、工事場所は、先ほど説明したので省略します。４、変更契約事項、変更工事請負額、増額262万1,054円。

令和５年６月８日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生じるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年12月１日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町八木683、株式会社今村建設、代表取締役、今村将文。

次のページ、４ページをお願いします。

二津留大見口線の位置図になります。

次のページ、５ページをお願いします。

工事平面図になります。

左側が起点の県道河内矢部線になります。図面右側が終点で、清和高森線になります。

６ページ、７ページにつきましては、平面図を２分割にしたものです。

次のページ、８ページをお願いします。

標準断面図になります。

赤色が今回施工部、緑色が翌年度以降施工部になります。

次のページ、９ページをお願いします。

現場施工状況の写真です。

現在、下層路盤工を施工している状況です。

今回の変更は、構造物撤去工における産業廃棄物中間処理施設に搬入された数量が確定したことによる変更が主な理由です。

工期につきましては令和６年３月22日までとしておりますが、施工業者と協議しました結果、令和６年１月末をめどに完了したいと聞いております。

現在、全面通行止めを行っておりますが、工事及び検査が完了次第、通行止めを解除したいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第97号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　アスファルトの表層が４センチというのは、最初から分かっていたか、調べたら5.5センチ。この差というのは、どこなんですか。

○議長（藤澤和生君）　建設課長、西賢君。

○建設課長（西　　賢君）　お答えします。当初見込み値で４センチ舗装ということであったのが、実際の施工において、４センチ施工されている分が、前回ですね、撤去に当たりまして、それが実際、面積に割戻しますと、5.5センチぐらいの厚さがあったということで、既設の舗装の厚みが厚かったということで、実際の数量に変更しております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第97号「工事請負変更契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、１時まで休憩いたします。

休憩　午後０時０分

再開　午後１時０分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７　議案第91号　清和文楽館の指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君）　日程第７、議案第91号「清和文楽館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　それでは、議案第91号を御説明いたします。

議案第91号、清和文楽館の指定管理者の指定について、次のように指定管理者を指定するものとする。

令和５年12月７日提出、山都町長。

施設の名称、清和文楽館。

指定管理者、住所、山都町大平152番地。

名称及び代表者、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長、髙橋稔朗。

指定の期間、令和６年４月１日から令和11年３月31日まで。

提案理由。山都町清和文楽邑条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページに、選定に係る経過及び提案の概要について記載をしております。

１、募集及び選定の経過です。

10月２日に指定管理候補者の募集を開始し、10月16日に指定管理施設の現地説明会となっておりますが、非公募でしたので、参加団体はございません。

10月20日に、指定管理候補者選定等に係る委員会の設置及び委員の任命が行われております。

識見を有する者５名は、熊本学園大学、公益社団法人熊本県観光連盟、株式会社くまもとＤＭＣ、南九州税理士会熊本県連合会、一般社団法人熊本県中小企業診断士協会より御推薦いただいた方が選定委員に任命され、行政職員１名は課長級職の職員より１名任命され、６名で審査を行っております。同日、募集要項説明、審査項目、配点等について協議を行っております。

申請書受付期間を10月23日から11月２日までと設定し、募集を行っております。

11月24日に選定委員会を開催し、プレゼンテーション、ヒアリングを実施しております。

２、指定管理候補者及び選定理由。

（１）指定管理候補者。山都町大平152番地、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長、髙橋稔朗。

（２）選定理由。清和文楽館の指定管理者の募集については、現在の指定管理者である一般財団法人清和文楽の里協会のほかにないため、非公募としたところである。申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中472点であり、指定管理候補者として適当であると判断した。

３、提案概要です。

指定管理料基準価格2,337万円に対し、指定管理料提案価格2,337万円です。

事業計画についてはそこに記載しておりますとおり、地元農家の人々によって脈々と伝承されてきた農村文化の清和文楽を後世に継承していくことが喫緊の課題。清和文楽人形芝居保存会と一体となって伝承と後継者育成を図る。

情報発信、町民の文化教養、福祉の向上と充実に寄与する。また、事業部門と総務部門を分離し、各事業に専念できる環境を作る。

新作「超馴鹿船出冬桜」の文楽館バージョンの定期公演を行う。また、全国公演、県内外の出張公演にも積極的に取り組む。

後継者育成は喫緊の課題。教育委員会と連携して、一般、高校生、小中学生を対象に、文楽講座の継続実施。総合学習での清和文楽の指導、三味線クラブの継続。

技芸向上のため定期的に淡路人形座の協力を得て、研修を実施。同時にかしら、手、足の補修、人形衣装の着付け、髪結い等の人形管理の指導を仰ぐ。また、音響、照明の改修に伴い、技術習得に必要な専門家の指導を仰ぎ、舞台技術者の育成に努める。

通潤橋の国宝指定、九央道「山都通潤橋ＩＣ」開通によるメリットを生かし、新作、清和文楽ＯＮＥ　ＰＩＥＣＥ「超馴鹿船出冬桜」の公演につなげ、集客増を図る。また、営業担当を配置し、旅行会社等々の連携を図り、インバウンド需要にも応えるとともに、定期公演やイベント等の情報を発信する。

オンライン予約、チケットレスサービスシステムを導入し、利用者へのサービス向上を図る。

講評について記載をしておりませんけれども、三つの文楽館、物産館、清和高原天文台含めての講評でございました。申し上げます。清和文楽３施設は、文楽という地域芸能、地域雇用をどう維持するかということを評価した。文楽新作にも取り組んだり、物産の販路拡大、後継者育成

など、施設地域に対する深い愛情を持って関わっていくかで、施設の運営も大きく左右されると感じたという講評でございました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　観光施設に係る指定管理候補者選定に係る委員会の経緯について説明します。

第91号から95号まで、同じ委員会での審査となっております。選定委員会については様々な専門的知見から選定いただけるよう、９月より各種団体へ委員への任命依頼を行い、観光資源論専門の大学教授、熊本県の観光連盟団体、熊本の観光マーケティング団体、税理士、中小企業診断士の５名の外部による委員と管理者であります役場執行部より１名の委員、合計６名による委員で委員会を構成することとしました。

清和文楽館、清和道の駅物産館、清和天文台、猿ヶ城キャンプ村については、１社ずつの申込みとなり、服掛松キャンプ場においては２社の申込みとなりました。

10月２日から公募を開始し、10月６日から13日までを質問受付け、10月16日には現地説明会を行っております。申請の受け付けは10月23日から11月２日までとしており、先ほど御説明しました５施設、６社の申請があっております。選定委員会は10月20日に第１回委員会を開催し、委員への各施設の説明や選定に関する基準等の説明を行っております。申請受け付けを行った提案書については11月６日に各委員へ送付し、３週間程度の期間を設け、事前に目を通していただきました。第２回選定委員会は11月24日に行い、各申請者からの提案20分、質疑応答20分の時間を設け、プレゼンを行いました。全てのプレゼンが終了した後、採点における修正の有無を確認し、各委員からの講評をいただきました。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　議案第91号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　文楽館については本当にほかにやるところはないというふうに思っているんですが、この内容について審議、ここに立ち会われた今の御意見の中で、ここにやっぱり最も書いてあるのは後継者育成なんですよね。これは本当に、私も少なからず、今、文楽の人形遣いの真似事をしておりますけれども、もう皆さん高齢化が進みましても、薬飲まない人がいないぐらいなんですね。昨年も手術を受けられた方とかもいらっしゃいまして、それでもまだ人形遣いは私たちのような応援団がどうろこうろやることができる。

でも、今、御存じのように、太夫が２名、休むことなくやっています。あの人たちの後継者について、文楽館の協会は基金のほうも持っていらっしゃいますが、そういったものの活用とかで、太夫を育成していくというふうな話は出ていないでしょうか、お伺いします。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。後継者育成についてでございますけども、現

在、地域おこし協力隊として１名、清和文楽館のほうにいらっしゃいますけれども、具体的には、その方に淡路のほうに行っていただいて、研修を受けさせたいというお話も伺っていますし、基金を活用して後継者、地域おこし協力隊等を入れながら、後継者育成を図っていきたいということのお話は受けております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　今の協力隊の助成も３年過ぎるところだと思うんですけれども、このまま継続していただけるとは思っています。大変勘が鋭くて、人形遣いにおいてダイナミックな、本当に小さい方なんですけれども、大変筋がある方だなと、私たちなんか見ても思っています。

ただ、今、私が申し上げたのは、やっぱり太夫の育成でして、人形遣い及び太夫なんていうことはできないと思うんですよね。

なので、協力隊というふうにおっしゃいましたが、できれば、本当に自前ででも雇っていけるような方向性を提案していただきたいというふうに思います。

それと、昨日も出ていました面的な観光の点ですけれども、ここにもいろいろ書いてございます。本当に営業も多分、今日は地元ですが、あしたまた人吉まで行かれるんですね。何かそういうふうにして、ひっきりなしに外部公演も頑張っていらっしゃるんですが、それがつながっていくというか、私が再三申し上げている文楽館の開園時間とその通潤橋の放水ですけれども、その点については、文楽館側からは何もおっしゃらないのか。私だけがわいわい言っているのか。何かそこら辺も、何か協議の中にあったらというふうに思いますけれども、お伺いしてよろしいですか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　通潤橋の放水時間との関係でございますけれども、清和文楽館のほうにも確認といいますか、どういう状況でしょうかということで、お話を伺ったことがございます。確かに間が30分しかないので、電話でお問合せがあったときとかには、放水を５分、10分なりで見ていただいて、急いで来てくださいとかという御案内はしているということでお話を伺っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　お願いします。全体に関わることなので、最初のところでお尋ねさせてください。

まず、５年前の選定基準のたしか満点は1,000点だったと思うんです。評価項目が変更されて、満点が600点となっているのかということと、何点以上で合格とかいうラインがあるのかなという、その基準があれば、お知らせください。まず、それをお願いします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　1,000点と600点の違いは、その委員さんの数の違いで、10人と６人ということです。

基準のラインなんですけども、600点なので、ロクロク36、360点以上が基準を満たすということになっております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　私は、５年前に初めてこの指定管理者候補の審議をさせてもらいまして、前回どうだったかなあということで、議事録とかを見直して振り返ってみました。５年前に示された、こんなことをしていくということに対して、５年間どのように取り組まれてきて、できたところ、もうちょっとだったところみたいなところもあると思うんですよね。

だから、初めてのところは、これからこんなこと頑張りますというので評価していくと思うんですけど、２回目、３回目ということであれば、やはり提示された中身の点検というのも必要になるんじゃないかなと思っています。

それで、前回特に気にかかったところが、今、太夫さんのお話も出ましたけど、太夫さんたちが文楽の練習に専念できる体制にあるのかということがありました。文楽の練習以外に、お菓子づくりのほうとか、物産館のレジに回っているような現状があるということで、きちんと文楽の練習ができるように、現在、この５年間で、ここにも書いてありますけど、どこだったかな。各業務に専念できる環境を作るというところがありますので、この５年間でどのように工夫されて、まだ改善点があるからこうしたいとか、今の質問にもありましたように、人形遣いのほうは地元の方がされていますけど、それについても人員配置が適切に行われて、太夫さんがしっかり練習できる体制になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。５年前に確かに太夫、三味線、それと人形遣いをやりながら、物産館の売り子だったり、お菓子を作ったりという業務をやらなければいけないという話はあってたかと思います。

実際に、現在もそういう体制は変わってはおりません。少ない人数の中での運営を頑張っていらっしゃるということで、以前、その太夫の方にもお伺いしましたけども、お菓子づくりをやるのを苦にはされてなくて、それが終わってから、練習時間は自分なりに作ってやっているということで、練習時間を十分に取ってあげる必要はあるのかとは思いますけれども、文楽館、物産館の営業を考えたときに、そういう体制でされていることについては、理解をしながらやられているというふうに感じております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　練習時間は勤務時間内でしょうか。勤務時間外までということになれば、太夫さんの仕事が本業で雇われていらっしゃるわけですよね。だから、労働環境として、

それが適切なのかなというふうには、今のお答えでは感じますけれども。前回のときも、三味線の方だったら指にけがをしないかとか、いろんな心配の声も出ておりました。

やっぱり安全な労働環境の中で、大事な芸能の部分をしっかりプロとして担ってくださっている方なので、その辺は何かサービスのようにして、練習時間はもし時間外てなるのだったら、おかしいと私は思いますし、その辺の勤務体系はきちんとしていただきたいと思いますけど、それをきちんと把握していただいて、サービス残業になってしまいますよね、時間外だったら。

その勤務の在り方についての把握をされているかどうかということと、されているのであれば、それは是正するように指導していただきたいと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。昨年のように、新作でワンピースを制作されたとかいうときには、時間外で練習をされたりとか、休日に出て練習をされたりとかということはあっているかと思います。

まず、時間外手当なり、休日の代休とか、そういった部分については協会の中で処理をされているというふうに思います。社会保険労務士もいらっしゃいますので、その辺りの職員の労働条件という部分については、詳細まで報告は受けておりませんけれども、規定どおりにされているというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　この職員さんの中には、直接、里協会の職員の方もいらっしゃいますし、例えば人形遣いの人のことを言いますと、逆に保存会だけに所属しておられる方と分離されていますけども、その職員さんの中、その人たちは保存会にも入っておられるという認識でよかったんでしょうかね。

いろいろ心配しますけども、高齢化もありますし、それから、例えば天文台に配属された方がやっぱり文楽館で練習をしなくてはならないとか、環境的に本当にこの職員さんたちにも心配な点があろうかと思います。

それから、非公募ですので、競争相手がいないということなんですが、それでもやっぱり一つのプレゼンということに関しては、やはり努力をされておられると思うんですよね。今回は600点ということになりますと、６人だから100点持ちかなと思いますが、もう、ずっとここに指定をされておりますので、私から言いますと、やっぱり努力して、600点に近い点数が本来ならばあっていいんじゃないかなと思いますが、それでも472点ということで、平均が80点に満たっておりません。どうしても努力してできないということがあろうかと思います。

先ほど高齢化とか、練習時間とかいろいろありますので、そこで、この加点が弱かった部分、どんなことでこの加点が弱かったのかというのをお知らせください。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。まず、清和文楽保存会のほうと文楽の里協会

の職員についてはそれぞれ別のものと、保存会のほうにはたしか今現在９名だと思いますが、いらっしゃいます。

それと、協会の職員については、太夫、三味線、人形遣い等をされる職員がいらっしゃいますけれども、その方たちはあくまでも協会の職員ということで勤務をされているということでございます。

それと、配点の弱かった部分ということでございますけれども、実際それぞれ６人の委員がおられますので、どの部分が弱かったかというところについては、それぞれ個人差もございますので、ここでお答えはちょっとできないというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第91号「清和文楽館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第92号　清和物産館の指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君）　日程第８、議案第92号「清和物産館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　それでは、議案第92号を御説明いたします。

議案第92号、清和物産館の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和５年12月７日提出、山都町長。

施設の名称、清和物産館。

指定管理者、住所、山都町大平152番地、名称及び代表者、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長、髙橋稔朗。

指定の期間、令和６年４月１日から令和11年３月31日まで。

提案理由。山都町清和文楽邑条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページに、選定に係る経過及び提案の概要について記載をしております。

１、募集及び選定の経過です。

10月２日に指定管理候補者の募集を開始し、10月16日に指定管理施設の現地説明会となっておりますけれども、非公募でしたので、参加団体はございません。

以下の経過については、省略させていただきます。

２、指定管理候補者及び選定理由。

（１）指定管理候補者、山都町大平152番地、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長、髙橋稔朗。

（２）選定理由。

清和物産館の指定管理者の募集については、清和文楽館と互いに連携して、伝統芸能清和文楽を核として、農村文化、食文化の振興を図っている。現在の指定管理者である一般財団法人清和文楽の里協会のほかにないため、非公募としたところである。

申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて、総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中492点であり、指定管理候補者として適当であると判断した。

３、提案の概要です。

指定管理料はございません。

事業計画については、清和文楽が伝承された背景として育まれたお芝居弁当から発展した料理を主体として、郷土料理の伝承及び開発を行い、来館者へ販売提供することで、地域農林水産業の振興を図る。また、調理加工販売として、地産地消、流通改善、地域内市場の創出と拡大を目指す。

農林業の獣害であるイノシシ、鹿を精肉加工したジビエ商品を展示販売し、消費拡大を図る。

有機農産物の販売は、関東、関西のレストラン等へ定期的に発送し、地域外販売を展開し、売上げ増加を目指す。

加工品の販売は、上益城農協清和加工所の商品や町内加工商品を陳列し、山都町ブランド商品の売上げ向上に努める。お節の宅配事業のほか、栗加工所では、清和の栗をはじめ、トマトやブルーベリー、矢部茶等を使用した菓子製造を行い、地域農産物の活用に努める。

食事の提供に関しては、お鶴弁当、お里弁当、時姫弁当、文楽膳など、文楽公演と連携した食事の提供を行う。薪文楽では、十人重箱弁当を提供する。

情報発信では、専属の営業担当を設け、九央道「山都通潤橋ＩＣ」の開通や通潤橋の国宝指定、道の駅の開駅、クルーズ船の台湾等からのインバウンド需要拡大のメリットを生かし、集客する。

清和文楽新作「超馴鹿船出冬桜」のオリジナル商品を開発し販売する。郷土料理館を活用し、結婚披露宴や地域のイベント、コンサート等に積極的に活用する。旅行会社と連携し、公演＋食事＋宿泊の商品開発を行う。

以上でございます。

講評につきましては、先ほどと同じになりますが、清和文楽３施設は文楽という地域芸能、地

域雇用をどう維持するかということを評価した。文楽の新作にも取り組んだり、物産の販路開拓、後継者育成など施設地域に対する深い愛情を持って関わっていくかで、施設の運営も大きく左右されると感じたということの評価でございました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第92号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　毎回同じように聞いていきますけれども、５年前のときに、実はアルバイトに出たことのある方からちょっとお聞きしたんですけど、お菓子の製造が追いつかないことがあったりして、残業もあって大変だったということも５年前もありました。人気があるんですよね。いろんなお菓子とか、本当に私も大好きでございますけれども、人気があってもいいんですが、製造が追いつかないときには、今でもやっぱり残業あって大変なのかなというふうに思いますが、その辺のこれからの解決策どうされようと思われているのか。

先ほどの太夫さんが文楽の練習に専念できる体制づくりのためにも、こちらの人数配置を増やさないといけないと思うんですが、人数配置の増が計画にあるのかということであって、やっぱりどうしても労働条件がどうなのかというのが気になるんですよね。その労働条件改善のためには、やっぱり適切に健康に働けるように、人員増が必要だと思うんです。

そのことについてお聞きしたいのと、それから、この情報発信のところで、専属の営業担当を設けるとありますけど、これは新しく設けられるんでしょうか。今までいらっしゃらなくて、新しく設けるということでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。菓子製造の部分において、残業があっているかどうかというところはちょっと把握をしておりませんけれども、清和の栗笑いですとか、ちゃぐりあんを製造されておりますけれども、栗笑いを製造するときには、熊本市内のお菓子の製造メーカーに来ていただいて、一緒に何か作業をされているということでございましたので、その日程調整とかをする上で、品物が不足したりすることはあるかというふうには聞いておりますけれども、製造自体で残業されるということはちょっとお伺いをしてはおりません。

それと、営業担当について新たにかということでございますけれども、専属の営業担当をつけるということですので、新たに人員を設けられるんであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　残業等については把握ができてないっておっしゃいますけれども、指定管理をお願いしている町の立場として、町内の方の雇用も多いわけですし、従業員の方からの申立てもないということであれば、ちゃんとできているのかなとも思いますけれども、やはり大事な従業員さんの働き方については気を配っていただきたいなという、これは町の姿勢として

のお願いです。

たしか選定基準の中にも、手元にないのであれなんですけど、労働環境が適切にあるかというのも基準にたしかあったと思うんですよね。どういう基準項目だったかというのは正確に覚えてないんですけど、その辺の審査もされていると思いますので、そのときのいろんな御質問とか、どうなっていますかみたいなことはなかったんでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。従業員の労働環境について、特に相談を受けたりとかということはこれまでもございませんでした。

ただ確かに、定期的に労働環境とか、そういったところの確認といいますか、お話をさせていただく機会は今後設けていく必要があるかなというふうに思います。そういうふうに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第92号「清和物産館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第93号　清和高原天文台の指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君）　日程第９、議案第93号「清和高原天文台の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　それでは、議案第93号を説明します。

議案第93号、清和高原天文台の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和５年12月７日提出、山都町長。

施設の名称、清和高原天文台。

指定管理者、住所、山都町大平152番地、名称及び代表者、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長、髙橋稔朗。

指定の期間、令和６年４月１日から令和11年３月31日まで。

提案理由。山都町清和高原天文台条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指

定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページに、選定に係る経過及び提案の概要について記載しております。

１、募集及び選定の経過です。

10月２日に指定管理候補者の募集を開始し、10月16日に指定管理施設の現地説明会となっておりますが、参加団体はございませんでした。

以下の経過については、省略をさせていただきます。

２、指定管理候補者及び選定理由。

（１）指定管理候補者、山都町大平152番地、一般財団法人清和文楽の里協会、理事長、髙橋稔朗。

（２）選定理由。

清和高原天文台の指定管理者の募集については公募を行い、１団体の応募があった。当該団体はこれまで管理をしてきた経験を有し、地域の施設として熱意を持って管理運営がなされてきた。

申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて、総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中472点であり、指定管理候補者として適当であると判断した。

３、提案の概要です。

指定管理料基準価格533万1,000円に対し、指定管理料提案価格533万1,000円です。

事業計画については、清和高原天文台が建つ井無田高原は、天体観測に障害となる光源が少ないこと、展望が開けていること、空気が澄んでいること等の条件がそろっており、星空観測には最適な場所である。この好条件を発信し、天体教育の普及啓発及び青少年の健全育成に努める。

四季に応じた天体観測会を行う。常設の大型望遠鏡を使用しての天体観測や四季の星座案内を行い、広大な宇宙の魅力を利用者に伝える。

新たに導入した電子望遠鏡、小型双眼鏡、大型モニター等の機材を活用し、利用者の満足度を高める。

天候不良等で天体観測が実施できない場合、研修室でシミュレーションソフトを使って、星座案内や宇宙の仕組みを解説するなど、室内プログラムで対応する。

開館当初からのボランティアスタッフとの連携のほか、星座案内人を新たに採用する。

県内の小中学校へ周知を図ると共に、天文学を通して社会科見学コースとして売り込む。

宿泊施設及び食事の提供に関しては、宿泊利用者にお食事つきプランを提供する。国産牛や和牛を使った焼き肉をはじめ、地元で獲れたジビエの焼き肉など、選べる夕食プランを提供する。

天文観測事業のほか、天文台周辺の芝生広場と豊かな自然環境、大空の空間を存分に生かしながら、都市と農村の地域間交流の事業にも取り組む。グラウンドゴルフ、レクリエーション、結婚式、イベント会場などに活用ということでございます。

講評については先ほども申し上げましたので、省略させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第93号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　ちょっと教えてほしいんですけれども、ここは私も実は何度も利用しておりまして、非常にすばらしい施設だなと思います。前の選定のときも質疑でお話ししたかもしれないんですけど、隣の銀河系とか、望遠鏡で見せて紹介してくれるんですよ、アンドロメダ銀河系、見れないですね、普通ね。そういうのを示してくれたりとか、あとは宇宙が生まれている瞬間の場所をオリオン座の真ん中の三つの星の真ん中のところに、あそこに星雲があってとか、そういうことやってくれるんです。すごいんですよ。

質問に移るんですが、県内の小中学校にということで提案なさっているみたいなんですけど、逆に、町の小学校、中学校、こういった学校を呼び込んで天体観測させるとか、そういうことはなさっているんですかね。せっかくなので、ぜひ広く活用してほしいと思うんですけど。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。すいません、町内の小学生、中学生を対象に呼びかけているかというところはちょっと把握をしておりませんけれども、そこはちょっと確認をして、しなければ、町内の子どもたちを優先して声をかけるなりの取組をしてほしいということで、お伝えをしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　別に優先ではなくてもいいんで、せっかくあるので、ぜひ山都町内の小学生の皆さんにも、低学年のうちからだと楽しめると思うので、活用してもらえるといいなと思いました。お願いします。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　今の３番議員ですけど、私も同感で、私が小学校の５年生のときに、当時、星座に詳しい先生がいて、そこで、校舎でキャンプをして、懐中電灯で照らして、星座、北極星だけは見つけられるようにしとけとかですね。そういうことを教えてもらいました。それで今でもすぐ北極星とか見つけきるようになっとるんですけども、これはぜひやってほしい。やっぱ地元の子どもたちがあそこでキャンプして、星座に詳しくなるというようなことをぜひお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　５年前のときに、星、今の本当にすばらしい環境で、星座観察ができるところなんですが、たしか星空案内のための専門家がいなくて探していますって言われてたと思うんですね。なので、もう５年たちますから、もう採用されていると思いますけれども、また、星空案内人を新たに採用すると書いてあるので、２名になって充実するということなんでしょうか。

それと、その上のところに、天候不良のときに天体観測が実現できない場合というのがありますが、これすごくいいことだと思うんですね。だから、晴れでも雨でも、行ったら、星の勉強ができる。これは今からいろんなソフトとかを買って、今から準備をしていかれるということになる提案ですよね。

だから、予算措置が今から必要になってくるということでしょうか。その２点お願いします。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。星空案内人については、確かに数年前に募集をされておりました。当時は天体に詳しい方を探しているというようなお話だったんですが、結局そういう方がなかなか見つからずに、地域おこし協力隊の方が一旦入られて、天体の勉強とかもされました。その方が、ちょっといろんな理由があってやめられて、今不在の状態だったんですけれども、今回の提案でまた新たにということで書かれておりますけれども、この方も現在、天文台のほうで仕事をされているということでございました。今、天体についての勉強をされているということでございます。

それと、天候不良のときの天体観測ができない場合のシミュレーションソフトについてでございますけれども、これについては現在、このソフトが入っているということですので、実際雨が降って星空が見れないときには、このソフトで対応をしているということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第93号「清和高原天文台の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第94号　猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君）　日程第10、議案第94号「猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　それでは、議案第94号を御説明いたします。

議案第94号、猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和５年12月７日提出、山都町長。

施設の名称、猿ヶ城キャンプ村。

指定管理者、住所、山都町目丸1610番地、名称及び代表者、猿ヶ城キャンプ村管理組合、山崎新教。

指定の期間、令和６年４月１日から令和11年３月31日まで。

提案理由。山都町猿ヶ城キャンプ村条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページに、選定に係る経過及び提案の概要について記載しております。

１、募集及び選定の経過です。

10月２日に指定管理候補者の募集を開始し、10月16日に指定管理施設の現地説明会に１社参加されました。

以下の経過については、省略させていただきます。

２、指定管理候補者及び選定理由。

（１）指定管理候補者、山都町目丸1610番地、猿ヶ城キャンプ村管理組合、山崎新教。

（２）選定理由。猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の募集については公募を行い、１団体の応募があった。当該団体はこれまで管理をしてきた経験を有し、奉仕的な姿勢で運営し、熱意を持って管理運営がなされてきた。

申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中428点であり、指定管理候補者として適当であると判断した。

３、提案の概要です。

指定管理料基準価格336万4,000円に対し、指定管理料提案価格336万4,000円です。

事業計画については、野外活動を通じて、人と人とのつながりの重要性や協働した野外活動が現在の子どもたちには特に重要であり、成人利用者との異年齢による交流等により、青少年の健全育成を図る。

緑川の河川敷にある立地から水辺での川遊びを通じて、自然保護を考える機会を設定し、周辺の自然環境・景観を楽しむセミナーを実施するなど、四季を通しての事業を計画し実施する。

地元の食材を活用したピザ焼き体験や周辺地域と協力した農産物の収穫体験など、山都町の魅力を感じられる体験メニューを企画し、実施する。

地形を利用したアウトドアイベント等の誘致や、九州脊梁山地を訪れる登山者等への山の魅力を発信する。

緊急時の対策として、緊急連絡体制の整備と共に、河川に近いキャンプ場であることから、増水時の避難計画や周辺道路状況を確認し、安全な避難路情報を伝達する。

台風接近や大雨予想など予想される場合は、できるだけ早い時期にキャンプ場自体を閉鎖するなどの最善の対策を図るということです。

講評につきまして、申し上げます。

猿ヶ城キャンプ村については、地域でできることをできる範囲でやるということを説明された。高齢化が進む地域でありながら、地域の仲間と協力し合い、施設の維持管理を行っているところ、また、キャンプ場利用者との交流を楽しまれているところが好印象であったという評価で、好評でございました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第94号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　ここ以前、議員さん全員で視察に行ったことがありました。そのとき、たまたま川をこちらから向こう岸にイノシシが泳いで上っていきました。その後、何度か私もここにお尋ねをしたら、たまたま鹿がおったこともありました。そのとき、管理者の方にちょっといろいろお話する中で、鹿が多くて大変と。鹿はそんなにこちらから何かしない限り襲ってきませんが、イノシシがとても怖いものでありますが、そういう鳥獣に対する対策ですね。観光客への対策というのは、何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。プレゼンテーションの中でも鳥獣害に対するお話は特にございませんでした。

確かに私もキャンプ場に行ったときに鹿が出てきたりということは確認をしておりますので、その点については、今後、管理者のほうと対策を協議をしていきたいというふうに考えています。観光客にけががあっては遅いですので、その辺はちょっと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　とてもあの場所が、例えば管理は御夫婦がされていると思いますけれども、その２人ではとても防ぐことには容易ではないと思います。

ですから、対策をするって言っても、対策はないんじゃないかと思いますので、やはり注意喚起ですね。例えば看板で、来られる方に対する注意喚起ですね。そういうのを先にしていただいたほうがいいんじゃないかと思いますが。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　御指摘のとおり、来場され利用されるお客様に対して注意喚起、看板等で注意喚起をさせていただくということで、管理者のほうとも協議をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　猿ヶ城ですけれども、水害があって、緊急にあそこを整備せないかんということで、私も何回か見に行きました。入り口のところに、上から水が落ちてくる枡がある

んですけれども、あそこは掘り上げてなかったんですよね。あれはされましたかね。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　ちょうど入り口の手前の、入るときの左側だったと思いますけれども、そこは全部さらえてというか、取り除いてあると思います。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　これ以前話したときには売却の話もあったんですけれども、そこのところはどうなったですか。売却したいって話をされよったですね。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　猿ヶ城キャンプ場の売却という話は特にないと思います。そういう話はしてないと思いますけども。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　９月に、この債務負担行為の提案があったときにも申し上げましたが、私も白糸第三小学校に勤務しておりましたときに、何度か子どもたちを連れていきましたキャンプ場ですので、とてもよく手入れもされていて、いいキャンプ場だと思っておりましたが、やはりこの５年間で、どうしても大雨の被害やキャンプ場自体が災害を受けるということもありましたし、キャンプ場に行く道も通りにくくなる、崖崩れが起きるということで、やはりいいところではあるけれども、危険が多いと。もしものことがあったら大変だから、もう閉村してはどうかということは再三、私は申し上げてきました。

でも、この間聞いたときには、現在、危険箇所があって工事中だというふうに言われたと、すいません、記憶しておりますが、全部終わって、ちゃんと開村できる状況にあるのかということと、この５年間でそういう被害に遭われて、休村した年とその期間を教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　猿ヶ城キャンプ場の７月の豪雨災害で被害を受けた部分については、全部完全に復旧をしております。

ただ、あのキャンプ場に向かう県道が一部通れないというところはあるかと思いますけれども、県道が通行できないというところはあるかと思いますが、施設内については完全に復旧をしているところでございます。

それと、これまでの５年間で実際に営業ができたのはということでございますけれども、完全に１年間営業ができたのは、令和４年の１年間と今年も７月の１か月から１か月半は災害で営業できていませんけれども、それ以外は営業しているという状況です。

それと、その前の２年間、３年間についても、大きな緑川の河川工事がありましたので、数か月は営業しているというような状況です。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　確認ですけど、じゃあ、県道の工事中ということで、まだ行ける状態ではないということなんですかね。開村する予定はやっぱり、今から冬になりますのでというか、指定管理はいつからでしたかね。開始するのがいつからかということと、４月からですかね。募集もされていますし、心配なのは、とにかく事故とか、そういう崖崩れがまたあったりとか、水害のときどうするかということが一番心配なんですよね。

それで、安全対策についてもお尋ねしたいと思います。増水時の避難計画ということでありますけれども、それから、避難訓練も要ると思うんですね、計画だけではなくて。台風接近や大雨予報が出たときに、できるだけ早い時期にキャンプ場自体を閉鎖するとありますけれども、誰がどのように判断して、予約者に伝えるとか、何かそういうシミュレーションをしとかないと、もうそがん心配せんでもよかって言われるかもしれませんが、私はやっぱり心配です。

万全の対策を取って、すぐ救助に行ける場所でもありませんし、その辺の対策について、管理者だけにお任せするわけにはいかないと思うんですよね。町とどのように協議をされていって、具体的な案をどう出されていくかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。緊急時の対策に関する避難計画ですとか、防災訓練とかというお話でございましたけれども、基本は、管理組合に管理運営を全て指定管理でお願いをしますので、管理運営組合のほうでやっていただくのが筋だと思います。

確かにそれに町が全然加わらないとかということではなくて、今の御指摘もございましたので、組合のほうには、具体的に、どういう避難手続を取ったり、連絡体制をするかというところについては、この後、管理組合のほうと話をさせていただければというふうに考えております。

それと、道路については、平家の湯がある側のほうの県道が現在通行できないということで、白藤から下りてくる道ですとか、鮎の瀬大橋から下りてくる道は通行できますので、津留側のほうから来ると通行止めにはなるということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　今の西田議員の質問とちょっと似ているんですけれども、ここに計画、全体として、やはり目丸地区、津留地区の方々の高齢化が進んでいるというところで、しかしながら、やはり地元の大事な宝として運営管理をしていこうというふうなことで手を挙げられたというふうに思うんですけれども、この中の地元の食材を活用したピザ焼き程度であったら、地元の方々の知恵と工夫でできるかなと思うんですが、その下の地形を利用したアウトドアイベントとか、登山者への山の魅力案内とかということはなかなか自力では出来られないことじゃないかなというふうに思っているので、本当に要らん世話とは思われますでしょうが、やはりここら辺は、今、中島のほうで、マウンテンバイクのコースを開拓していらっしゃる方がいらっしゃるこ

とも聞きますし、あともちろん山では、九州ハイランド協会等々もありますので、そういったところと何かおつなぎするとか、何かそういった御提案なんかもしていっていただけたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。地元食材を活用したピザ焼き体験ということが書いてありますけれども、今、施設の中に焼き窯が、前の管理者の方が作られたものがそのまま残っていまして、それを使って体験ということだと思います。

それと、アウトドアイベントのマウンテンバイク等の誘致ということでありますけれども、これについても数年前、あそこのキャンプ場の地形を生かして、マウンテンバイクの大会が実際に行われておりまして、そことのつながりがあって、そういう組織を誘致するという意味だというふうに思います。

御提案がありましたとおり、九州ハイランドのインストラクター協会ですとか、そういったところの情報も併せて、管理者のほうにおつなぎをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　以前から、ここは開村時期が少ないということで、以前から監査委員さんのほうから、よそのキャンプ場のように、通年に御案内してはどうかという御提案もあっていたと思いますが、その後、検討はされましたでしょうか。

それから、この基準価格336万4,000円を見てみますと、ほかの地域よりも高いと思います。閉村時期があることを勘案しますと。と言いますのは、やはり収入が少ないから管理料がこれだけ高いと思いますが、この基準価格の336万4,000円の設定の内容を教えてください。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　キャンプ場の現在、条例では11月までの利用というふうになっているかと思います。コロナ禍、令和２年、３年あたりから、冬場のキャンプ利用もたまには申込みがあるというふうに聞いておりますので、条例を改正して、通年利用できるような改正も視野に入れて、管理組合のほうとはちょっと話をしてみたいと思います。

できれば、通年使えるような改正ができれば、お客も増えますし、収入も増えるのではないかというふうに考えますので、それはちょっと協議をさせていただきたいと思います。

それと、336万4,000円の指定管理料の算定についてでございますけれども、ここの猿ヶ城キャンプ場については、令和４年度だけが通年の利用がありましたので、令和４年度の数値を基に積算をしております。ほかの指定管理施設については、コロナ禍の２年、３年分は省きまして、令和４年と令和元年、平成30年度の３か年の数値を基に算定をさせていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　いろんな避難訓練とか計画とか、その安全対策については、基本、管理組合のほうだけれども、できるだけ協力を町としても、高齢のところでもありますし、していくということで捉えたいと思いますけども、何人でこの管理組合されているんですかね。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。通常は、代表の山崎さん御夫婦で管理人のほうはされております。草刈り等の手がいるという部分については、地元の方に声をかけて、共同で管理をされているというふうに伺っております。管理組合自体は、５名ないし６名のメンバーだったと思います、人数については。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第94号「猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩　午後２時09分

再開　午後２時19分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11　議案第95号　服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君）　日程第11、議案第95号「服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　それでは、議案第95号を御説明いたします。

議案第95号、服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和５年12月７日提出、山都町長。

施設の名称、服掛松キャンプ場。

指定管理者、住所、山都町菅尾1344の１、名称及び代表者、株式会社歌瀬アウトドアライフ、

代表取締役、興梠公治。

指定の期間、令和６年４月１日から令和11年３月31日まで。

提案理由。山都町服掛松キャンプ場条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページに、選定に係る経過及び提案の概要について記載しております。

１、募集及び選定の経過です。

10月２日に指定管理候補者の募集を開始し、10月16日に指定管理施設の現地説明会に１社参加されました。

以下の経過については、省略をさせていただきます。

２、指定管理候補者及び選定理由。

（１）指定管理候補者、山都町菅尾1344の１、株式会社歌瀬アウトドアライフ、代表取締役、興梠公治。

（２）選定理由。

服掛松キャンプ場の指定管理者の募集については公募を行い、２団体の応募があった。選定した団体はこれまで管理をしてきた経験を有し、キャンプ場利用者のトラブルや困りごとに臨機応変に対応できるよう、スタッフのキャンプスキルの向上やホスピタリティあふれる対応に努め、安心してキャンプを楽しめる雰囲気づくりに取り組んでいる。

また、日本最大級のキャンプ場検索サイト「なっぷ」のお勧めキャンプ場ランキングでも常に上位を占めており、利用者からの評価も高い。

申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて、総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中490点であり、指定管理候補者として適当であると判断した。

３、提案の概要です。

指定管理料基準価格143万4,000円に対し、指定管理料提案価格143万円です。

事業計画については、場内の安全パトロールを強化し、キャンプでの火気の取扱い等、利用者への安全啓発を実施、また、定期点検のほか、場内巡回での安全点検を随時実施し、危険要因の排除に努める。

危機管理研修や安全教育研修を通じて、スタッフ全員のスキルアップを図る。

施設設備の老朽化対策については、町と協議しながら計画的な補修を実施する。管理者で扱える範囲の小修理は、随時補修や防腐処理等を施し、長期の使用に耐えられるよう、改修を行う。

公共施設としての公平性と民間運営による品質向上を両立させることにより、利用者の視点に立った新しい公共をさらに前進させる。

公共施設のメリットとして誰もが気軽に安心して利用できるキャンプ場であること。そして、民間運営のメリットとして、キャンパーのニーズや新しいキャンプスタイルの即応性を高めることで、ビギナーやベテランまで満足できる敷居の低い高規格なキャンプ場を実現する。

自然体験や自然観察をテーマに、保護の観点から、きづきのヒントを与えた冒険マップ、松ぼっくりやドングリなど自然物で発想力を育むネイチャーゲーム、ネイチャークラフト等を提案する。

持続可能なキャンプスタイルの発信としてキャンプの魅力を発信する。季節に合わせたミニイベントを開催し、ブームに頼らず、飽きの来ないキャンプスタイルを提案し、リピートへつなげる。

山都町では、通潤橋の国宝指定や高速道路の開通など好機が続く。年間３万人が利用する服掛松キャンプ場を回遊拠点とし、通潤橋、阿蘇、高千穂だけでないディープな山都町の穴場スポット及びグルメ情報などをＳＮＳで発信し、山都町内へ誘客する。繁忙期には、町内周辺のキャンプ場と連携し、あっせんを図る。

以上です。

講評について申し上げます。

服掛松については、キャンプというものに対する強いこだわりがあり、提案も具体的だった。得点どおりの評価だと感じる検索サイトで常時ベスト３に入っていることは、利用者の評価が高い証拠、実績として評価すべき。実際、自らよくキャンプに行く。運営についても体感しており、十分な点数をつけた。ほかの委員の意見に賛同する。選定された団体は、実際にキャンプ場を利用した方の高評価があり、運営にはふさわしいが評価として述べられたものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　議案第95号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　12番、工藤です。このキャンプ場は、町が一般財源１億数千万を投じて建設した施設でございます。

ですから、これはキャンプ場の運営そのものが健全化に行くようにということはもちろんですけれども、その地域がやはりそれを介して活性化していく。そのことが、まちづくりにとっての一番のやっぱり大事なことだろうというふうに私は思っております。

[redacted]

[redacted]それは確かに、今までしたところはどうこうは言いませんけれども、したところが実績があるから、当然それはノウハウを持っておりますし、それはそうです。でも、本来そこに１億数千万の一般財源を投じて造った目的は、やはりそれによって、地域の人たちが一緒になって活性化していく。そこを応援しながら、そのことが一番だというふうに思います。

そこで、町長に伺いますけれども、地域づくりのビジョンについて、町長はどのように思っておられるのか、お聞きをします。

〇議長（藤澤和生君）　町長、梅田穰君。

〇町長（梅田　穰君）　今回の選定とまた話は違う部分あろうかなという思いでおります。

今回の選定につきましては、先ほど来ありますように、公募をしながら、選定委員会を開催をしながら、選定をして今日お願いをしたところであります。

地域づくりにつきましては、今、工藤議員が言われるように、やはり多くの町民の方々が安心して暮らせる、そして自分たちの地域は自分たちで興すと。一番大事なことだという思いでおります。

これは当然だと思っておりますし、先ほどありますように、服掛松キャンプ場の建設につきましては、多大な町の資金を投じた中で建設され、二十数年、三十数年経っとるとお聞きをしておりますが、ほかの施設につきましても、全て、清和地区であったり、矢部地区であったり、先ほど猿ヶ城の話が出ましたが、あの施設につきましても、大変な投資をした中での場所じゃないかなという思いでおります。

これにつきましては、設立当初いろんな事情があった中で建設をされ、今まで町民の方であったり、いろんな方々が運営して、今日に至ったという思いでおります。

今回につきましては、合併当初から指定管理者制度を導入するという形の中で進んできておるところであります。その規定、規則等々に則った中で、今回の指定管理者の指定のお願いをしておるところでございますので、御理解をいただき、可決、決定をしていただきたいという思いでおります。

〇議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

５番、中村五彦君。

〇５番（中村五彦君）　指定管理者が選定されますと、町との協定書というのが作られます。今回といいますか、現在まで、ここと町との協定書のチェックというのを町がされただろうかということを一つ伺いたいと思います。

また、その中で協定違反があったとするならば、本来ならば指定管理者も解消されるというのが一般的な方法でございますので、もしもそういうのがあったとしたらば、その情報が選定委員に正確に伝えられたかどうかということです。

それから、やむを得ない事情というのがあったとしたら、それはどういうことだったろうかというような、その選定に至るまでの手順が法的になされたかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えしたいと思います。基本協定書を５年間の協定書を結ぶわけですけども、その内容についてはチェックをしているところです。

指定管理者の中で何か不備があった場合とかいうときには、まず、行政なりがそういう情報をいただいたときに、指導する必要があると思いますので、まず、行政の指導なり、業務改善の指導なりをやって、それでもなお改善が見られないときには、それ相当の処分というのが必要になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　これまでの指定管理の提案については、１社だけでした。服掛松キャンプ場については２社ということで、競合しておりますので、複数の応募があったところですから、せめてもう一つのところの事業計画、こんなことをしたいというようなことだけでもお知らせいただけないかと、何度かいろんな方法でお願いをしてまいりました。

だから、どのような点で、歌瀬さんのほうが優れていたんだなと自分なりに納得したいという思いもありますので、もう一度お願いしたいと思います。事業計画だけでも、お知らせいただけないでしょうか。誰が何と言ったとか、何点だったとか、そんなのは要りませんので、それが一つです。

それと、全員協議会のほうもお願いしてまいりましたが、実現されませんでしたので、質問したいことがいっぱいございまして、たくさんですが聞いてください。四つあります。

５年前の地元の方との意見や思いの食い違いがあったことが、記憶にあります。議事録も確かめました。地元の方々との協力体制について、うまくやっていけるように、町としてもサポートできるところは極力していきたいと答えられております。この５年間のサポートはどうでしたでしょうかということが１点。

２点目に、地域貢献についてはどのようなことをされてきたんでしょうか。募集要項では、運営により収益があった場合は、その一部または全部について地域貢献に寄与することとあります。具体的に単年度ごとにお知らせいただきたいと思います。基本協定書を結ばれている中身が分かりませんので、お尋ねしているところです。

それから、予約のネットワークづくりをされると。他のキャンプ場との情報共有や紹介をするということがありましたが、それは５年間の中にどのように構築されて、どのようなよい点、改善点があったでしょうか。

それと、四つ目に、オートキャンプサイトを改善して使えるようにして、たき火ができるようにするという提案が５年前にあっています。これが大きな提案の目玉、初めてされるからですね。これを頑張りたいというふうにあったと思うんですけれども、見にも行かせていただきましたが、残念ながらできていないようです。

このことについて、活用できるようにするための協議があったでしょうか。全部で５点、よろ

しくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　他の応募者の事業計画という話なんですけども、10月20日に最初に行われた選定委員会におきまして、委員会で取り扱う情報について、本町の情報公開条例の不開示部分に当たる情報があるので、本選定委員会については非公開とすることを了承されております。

本町の情報公開条例の第７条第３号で、情報を開示しない部分として、法人に関する情報で開示することにより、当該法人等の地位、もしくは業務運営上の地位、その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるものとされており、今回の選定により、選定されなかった応募者に対する社会的評価の低下につながりかねないような情報で、今後の事業運営に支障を来すことがないよう、非公開とします。

したがいまして、執行部から選定されなかった応募者の社名、特典、営業上の知的財産と思われる提案内容等につきましては、申し上げることができません。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。まず、地域貢献についてでございますけれども、地域の各種団体、観光協会ですとか、商店街との連携を図り、いろんな薪、炭、野菜の販売、郷土料理体験などのイベントを開催する。あと町内の小学校や幼稚園、遠足など、学校行事やグラウンドゴルフ大会の要望には柔軟に対応するというような内容でございます。

それと、５年間のサポートということでございますけれども、地域から連絡があるときには、町も現地に足を運んで、いろんな御要望とかございましたので、看板の設置であったり、雑木の伐採に関する御要望だったり、そういったところについては町のほうも対応してきたところでございます。

それと、オートキャンプ場の改修、改善については、この５年間で何か工事なり改修をしたかというところについては、特に行っておりません。そこについてはですね。

あと、予約のネットワークということですかね。これについては、指定管理者のほうで、ＳＮＳ等を活用して、今までの先着順ではなくて、予約方式にして利用者を増やしたということもありますし、繁忙期には予約に漏れるお客様等もありますので、そういった場合には近くのキャンプ場を御紹介したりとか、そういったところの協力はされているというふうにお伺いしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　今聞いてみますと、４番議員の質問の中に、５年前プレゼンしたことが……。本当はプレゼンで評価するんですよね。先ほどから北課長がおっしゃいました。そのプレゼンによって、みんな審査して、評価して、その高得点のところに落としますと。じゃあ、できてないじゃないですか。ただプレゼンするならば、全国から世界からプレゼン力、発信力のあ

る人を連れてきてすれば、誰だって落とせますよ。

何が一番大切かというのは、そのプレゼンに対して、初めてされる方はもちろん、プレゼンしか評価する尺度はないかもしれません。しかしながら、５年間という長い間ですよ。自分がプレゼンしたのを一つも守れないと。守れた部分もあったでしょうが、今、御指摘をされたところは自分が５年前にここは絶対改善したいと言われた部分なんですよ。それが改善されてない。何で、そんなこんなここが一番いいという評価ができますか。前回の募集要項の中に、収入が支出を上回る場合には、その収益の一部を町に還元できる仕組みも、提案事項に含めるとあります。

だから、５年前、どんなふうに還元する仕組みを提案されたかを御提示ください。ですから、５年間ありましたから、毎年ごとに、収益が赤字という話は聞きませんでしたので、毎年幾らずつ還元されたか。

実は、令和２年３月の一般会計の補正予算で、10棟のロッジの解体工事と５棟の新しくロッジの建設工事予算4,479万7,000円が組まれました。３月ですので、当然繰越しをして、繰越し事業で、令和２年４月以降に完成をしております。その予算のおおよそ半分の2,440万円は地方債です。つまり、借金です。もしも収入が上回った場合に、還元されてあれば、町が投資した分の、少しでも借入れの返済に充てられたと思います。どうでしょうか。

町は投資するばかりで、収益は指定管理者の収入になるというのは懸念がございます。私は常々、旧蘇陽町の時の例を挙げて、収益のうち、向こう３か月ぐらいの費用を差し引いた残りを折半して、その折半した分を町に納入する。そんな制度を設けてくださいとお願いをしてきました。そうすると、投資するばかりでなく、町へも還元できるということで、理にかなうわけでございます。

そこで、最初の質問に戻りますが、提案事項にどんなふうに還元できる仕組みを提案されたか。そして、その５年間、どんなふうに幾らずつ還元されてきたのか。それをお知らせください。もし提案事項が手元になければ、休憩でもして持ってきてお示しをください。

○議長（藤澤和生君）　ここでしばらく休憩します。

休憩　午後２時45分

再開　午後３時05分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お待たせをしました。一応５年前の指定管理の申請書も確認をさせていただきましたけども、５年前も利益が出たときに、何らかの町のほうへ金額を還付するとかいう御提案はございませんでした。

ただ募集要項には、収入が支出を上回る場合は、その収益の一部を町に還元できる仕組みも提案事項に含みますという募集要項の中では、そういうふうに記載をしております。それを基に提出された申請書の中には、そういった利益が出た場合に、何がしかを町に還元をしますとかいう

御提案はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　ちょっと情報の共有をしたいと思います。これは、先ほど出ました服掛松キャンプ場の管理運営に関する基本協定書、平成31年度のやつですね。この中に、服掛松キャンプ場管理業務仕様書というのがありますので、これを流していただきたいと思うんですけれども。課長、お願いできますか。管理業務仕様書というんですね。これは建設常任委員会に渡してあるんですよ。

○議長（藤澤和生君）　ここでしばらく休憩します。

休憩　午後３時11分

再開　午後３時20分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　この後のページで、服掛松キャンプ場管理業務仕様書というのがあります。ここをちょっと見ていただいて、実施項目及び頻度という項目ですけれども、５番目に植栽管理というのがあります。剪定、消毒、施肥、草切り、これが年に３回行うということで契約を交わしてあります。

陳情書が上がってきましたので、私たち常任委員会で見に行きました。ところが、陳情書が上がっているとおりに、５年間切ってない場所がありました。そういうところを選定委員会の人たちに伝えてあるのかどうか。それを伝えた上で、５年間管理していませんよって伝えた上で、選定なされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　今回の選定委員会につきまして、そのことに関しましては伝えておりません。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　それでは、今せっかく協定書を提示いただきましたので、皆さん、第17条を御覧いただきたいと思います。指定の取消し等です。読み上げます。

甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ずることができると。

今ありました最後のほうの、幾つかありますけども、そのうちの草切りが年３回しなければならなかったのを５年間のうちに１度もしなかったというところがあります。もちろん、芝生です

ね。収益が生まれるところは本当にきれいにしてあります。

ところが、陳情した日に私も同席しましたが、町長にもその要望書としてお上げいたしました。その中に、何か所かこんなことができていませんよと。現場に行かれるのも大変でしょうから、できてない写真をつけて、要望いたしました。

ですから、町長ももちろん、そのときは担当課長も同席されましたので、その手入れができてなかったことは、少なからずともその日は分かったはずなんですよね。だけども、５年間する中で、毎年、２年に１回か３年に１回も監査はありますが、必ずその１年１年、担当課はちゃんと見回って、できているかできとらんか、協定書のとおりで合っているか、そのための協定書でしょう。これ違反ですよ、してない。５年間もしていないと。

だったら、ここで停止させるか、もういわゆる取消しですよ。そして、５年間してないから、５年分のいわゆる指定管理料の中から、例えば面積割とか何とかして、そのしなかった分を返還してもらわなければいけません。

こういった取消しとか、いわゆる違反行為があったのに、今回のプレゼンに応募する資格はなかったんですよ。そこに帰っていきますよ。

先ほど、私の質問に、課長はそういうふうな募集要項に書いてあったけれども、歌瀬さんは特に、提案はなかったですとおっしゃいました。じゃあ、何のためのこの要綱ですか。提示してくださいって。

そして、予算もつけなくちゃいけませんよね。じゃあ、予算がそのとき、５年間赤字で予算を組んでありましたか。もし赤字で、単年単年５年間が全て赤字だったら、もちろん収益がないから、提案はしなくていいです。そんな[redacted]業者はいないですよ。今からしようというんですから。それは初年度はいろいろ経費が要るかもしれんけど、赤字かもしれません。だけど、２年目からは努力してします。そのために応募したわけですから、赤字で提案する業者はどこにもいないと思います。

ですから、ちゃんと提案してあるその予算書をまた今からおっしゃってください。単年単年、どんな黒字が出るか。出るという予想で計画書を出してあるか。計画書が黒字であるならば、当然この提示はしなくてはいけないということですよね。出せって書いてあるんですから。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

だけども、先ほど、５年前のこういうふうに、提示設定あるのに、先ほどの課長の答弁では、特に提案はありませんでしたとおっしゃいました。じゃあ、これは違反じゃないですか。違反というか、何ですか。プレゼンの一つの欠格事項じゃないですか。

要するに、５年前に遡れば、これアウトですよ。課長、だから、５年前に歌瀬さんが５年間の収支計画を出されました。その数字を教えてください。全部赤字でしたか。

それと、もう何遍もできません、今２番目ですので、もう一つ質問いたします。この要望書を出す前に、たまたま偶然、楢林副町長と電話でお話しする機会がありました。副町長のほうから先に、なんかキャンプ場の草が切ってないってね。ああ、よう御存じですねって。それから、どんどん発展して、じゃあ、副町長、自分の目で見たがよかけん、行ってみて確認してくださいよ。そしたら、うんうん、すぐ行きますとおっしゃいました。行かれたのか。もし行って確認されたならば、その草が刈ってない状況など見られたと思いますが、その感想をお聞かせください。まずは、課長のほうから御答弁をお願いします。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　まず、募集要項には、収入が支出を上回る場合はその収益の一部を町に還元できる仕組みも提案事項に含みますということです。提案してもいいですよ、なくてもいいですよということですので、それは応募された事業者の判断によって、提案されるところもあるだろうし、提案をされないところもある、出てくるだろうというふうに解釈をしております。５年前の提案については、その部分は何もありませんということでございます。

それと、５年間切ってないというところでございますけれども、私も要望書をいただいて、事業者のほうにも確認をさせていただきました。５年間切ってないということはないと。間に切ってはいる。ただ、確かに御指摘があっているとおり、管理が行き届いてないというところは認められたところでした。

町のほうも、そこは毎年確認をする必要があったのかなというところで、そこは反省をしているところでございます。

それと、基本協定書の中にある第17条のところでございますけれども、今回、こうして管理が行き届かないところが発覚といいますか、分かったところでもあります。それまでも、地元から草が伸びとるよという話も伺ったことはありますけれども、まずは指定管理者のほうに、行政指導なりをやって、いつまでに改善するというような約束を取って、それでも改善が見られないときには、協定書に基づくようなところの処分が必要になるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君）　お答えいたします。藤川議員とお話をしたその日に現場に行きました。見ました。確かに調整池のほうは長らく切ってないというとが確実に予想されるような状況でございました。

それから、もともとのキャンプ場のところにあります服掛松があるところですね。そこについ

ても切ってありませんでした。ですから、そこはどのくらいかはよく定かじゃありませんですから、そういうことです。

ですから、先ほどからいろいろお話があっておりますように、あの全体の敷地を協定書では、良好に管理するということが規定されておりますので、当然、町としても、日々、その状況については指導監督の義務がありますので、当然、それはもう町の管理不行き届きというところについては、もう責めを負うところであるということは事実でございます。

私も、６年前は担当したので、当時、みずのとらベル隊がされておりまして、そのときも、調整池についてはなかなか管理がしてありませんでした。地元の方からも御指摘を受けて、当時、みずのとらベル隊の社長を呼んで、しっかり管理してくれということで指導しまして、そのときはなかなか難しいですと。でも、協定書どおりはしてもらわんと困るということで、地元の方々に、当時、[redacted]区長さんたちもいらっしゃいましたけど、しっかりしてきれいになって、そのときはきれいになったんですよね。

そういうことで、今度からまたそういう形で管理できるんだなというふうに安心したところですけども、なかなか、あそこの調整池は芝刈りの管理も難しいところでありますけども、そこもきちっと管理することが義務づけられておりますので、そこはもう当然責めを負うべきところで、町としてもしっかりしなければならないところでありますので、町としての瑕疵もあるというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　今言われている草刈りが十分でなかった５年間という中で、１回か２回はされたかもしれませんけど、その場所が先ほど私がお尋ねしたオートサイトキャンプ場でもあるんですよね。

だから、オートサイトキャンプのところを改善して、目玉にしたいと言われてたことの不履行も一つあるかなというふうに思います。

そしてもう一つが、服掛松キャンプ場の管理が行き届いてないということもあって、指導してほしいという、いろんな内容の陳情書が届いて上がっておりました。タブレットで見れますのでですね。私はもう事情がよく飲み込めないでおりました。そしたら、建設常任委員会としても、現地確認をして、両方のお話を聞くということをされるということ、委員会としてされるということを聞きました。こういう取組はすごくいいことだなと思いまして、私も事情が飲み込めないので、委員長のほうに傍聴していいですかということで申しましたところ、快く許可をいただいて、一緒に現地視察と両方のお話を聞く機会をいただくことができました。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　[redacted]

[redacted]

[redacted]

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　３回目の最後となります。先ほど４番議員のほうから、キャンピングサイトの話もございました。経済建設常任委員さんと見に行かれて、確かに手入れしてなかったというのを確認をされておりますし、そのとき、歌瀬さんのほうも来られて、誰からか先にそういう情報が入ったんでしょう。できない理由を書いたキャンピングカーの大きさとか、そういうのを写真に撮られて、持ってきておられたそうです。えらい準備がいいなと思いました。

そこのキャンピングサイトが荒れ放題でございますが、ここのところは何回も言いますが、５年前のプレゼンのとき、歌瀬さんは非常に力を込めて言っておられるんです。なぜかというと、そこは水道も電気も来ていますと。なのに、使わないのはもったいないと。前の事業者さんが後のほうで使われてなかったんでしょう。だから、これを使わないのはもったいないと。だから、これを改善しますと。改善するには、自分の会社が土木関係ができるのでやっていきたいというプレゼンをされています。

そういうのをいわゆる審査員さんはこれはすごいと、前の業者さんがしとらんとば改善してさすと。なら、ここは高得点たいというふうに得点をつけられました。

ところがどっこい、自分がそういうプレゼンをしたのにもかかわらずですよ。改善しますって言っているのにされてないんですよ。それにも、委員会で現場に行かれたときは、もともとこう改善しますって言っているのに、自分がいやいやこういうことでできませんでしたって。じゃあ、何のためのプレゼンだったかということなんですよね。プレゼンしたことを忘れておられるんじゃないかと思いました。それから、また、５年後、10年後は独立採算制に持って行けるとも答えておられます。

ですから、今回は当然、[redacted]歌瀬さんももうけておられるので、恐らくゼロ円で提示されてこられるでしょうというお話をされておられました。ところが、今日見てみますと、143万円を提示されております。[redacted]

[redacted]先ほどから何回も言っておりますように、副町長もちゃんと管理ができていないのは認められました。ちゃんと業務改善もせなんだけど、課長はしておられません。指定の取消しって、ちゃんと協定があるんです。これを認められましたので、指定管理料の一部又は全額の返還、これはいかがなさいますか。執行部はこのことをどうされるおつもりでしょうか。今、二つですね。今年の提案、歌瀬がどんなふうに収入支出を上回るのに提案されたかというのが一つ。それと、指定管理を取り消されるのか。取消しの条項に入っていますよね。乙が協定を履行せずですから、履行していませんから、ちゃんとここに値します。これは、休憩とってでもですね。執行部はこのことを今からでも相談されてください。でないと、この案件を幾ら審査委員さんが高得点取られたからっていって、ここに決めるわけにはいきませんよ、５年間履行してないんですから。原点に戻りますと、そういう違反ばっかりしているところが応募はできないはずなんですね。そこら辺も全部トータルしたところで、お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。まず募集要項の６項の、先ほども申し上げましたが、収入が支出を上回る場合はその収益の一部を町に還元できる仕組みも提案事項に含みま

すということなので、これは事業者によって、こういう利益が出た場合は町に還元しますとか、いろんなところに還元しますという提案をしていただくことも自由ですよという意味の……。こともできます、提案事項に含みますということなので、そういう解釈であります。

それと、先ほども申し上げました協定書の17条の部分についても、まず管理ができてない部分については、行政指導なり業務改善の通知をして、それを期限までにやっていただくということを、まず管理者のほうにしていきたいというふうに思います。それで改善ができない場合は、協定書に基づき、進めていくということになるかと思います。

以上です。

それと、服掛松キャンプ場のほうも、私も当日は行けませんでしたけれども、その前に、草が伸びている状況の確認はさせていただいたところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　今の答弁についてですけれども、これからどうするかという話じゃなくて、これまでできていなかったのはどうするのかというふうな８番議員の質問だったと思いますよ。できとらんとは返還するか、どうするとか。そこはもうプレゼンが来たけども、これはもう駄目だとするのが、そこを今、言われとるんですよ。今からすることはするかもしれんし。

そして、それともう一つは、きちんとやっぱ行政は丸投げだけして、あとはどうぞじゃなくて、きちんと検証していかにゃ。できとるかできとらんか。金だけやって、丸投げして、これじゃあ、本当にこれは地域が活性化していくために、みんな頑張ろうとして、何とか盛り上げていこうとしよっとに、町は金だけやっとけば、ああ、でけとらんたい、なら今度からしてくださいって。それじゃあ、ちょっとですねと思います。

ですから、課長、今の答弁、今までできとらんとこ、５年間草切ってないとは、その金額どぎゃんするとか。そして、そういう中で提案された、プレゼンされた事業所はどうするのか。その点を御答弁お願いします。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　協定の不履行の部分があったというようなことであります。先ほど、課長のほうから、我々の管理の不十分な部分もあったと。これについて、指定管理の返還とか、いろんな話が今出ましたが、これにつきましては、どことどこの分が不履行であったか、これについて、どのような形の中で不履行の部分を金額的にどのような返還してもらうとか、いろんなものについては、今後精査をしながら、先ほど草切りの話が出てきましたが、オートキャンプ場のお話もありました。

これは私もできた４年前、行って、山林の持ち主の方とも間伐をしてくださいとか、できますれば、山林を売却していただけんとかなという話もした場所であります。聞きますと、日当たりが悪い、いろんなことがあった中で、使われてないのは事実だし、また、整備するのは、町の責任かなと思っておりますので、整備ができなかったのは町の責任かなと思っておりますので、そ

ういう分を含め、事業者の責任の分、我々町の管理不十分の部分等々について十分検証をしながら、議会のほうにも報告をしたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

○４番（西田由未子君）　今の町長のお答えだと、上程されたこの議案は保留になるということですか。そうなりますよね。精査した報告……。

○議長（藤澤和生君）　４番、ちょっと待ってください。指名していません。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　すみません、今の町長のお答え、誠意あるものだと思います。議会からの意見を聞いて精査すると言われましたので、どことどこが不履行で、どのように返還させるのか。整備できなかった部分の検証をすると、言われたということは確認です。一旦、どう言ったらいいんですかね、今日は採決できないということですよね。

○議長（藤澤和生君）　町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　議案の提案はそれとこれは別だという思いでおります。議案は提案をしておりますので、先ほど言われました５年前の協定書の不履行等々の部分については、我々も協議をしながら、事業者の方と協議をした中で、また提案していくというようなことでございます。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　今、町長から答弁がありましたけれども、この件が、どこができとらんとかできとっとかで、本人も事業所も、もう認めておるわけですね、できとらんとこはですね。ということは、契約が不履行だったということですから、それを含めて、それはそれで置いとって、後で解決して、今提案だけして採決するということは、これはおかしいことですと思いますよ。きちんと決めて、どういうふうにしていくのか、提案するのか、取り下げるのか、次に回すのか、そういうとこはきちんと結論を出してから、上程してもらわな。課長、そこです。もともと、条件や契約条項の中に、プレゼンに入られんて、もしそういうことがあればですね。入られんとですけん、でしょうが。だけん、そこのところを今確認せんと、上程しても、それは審議はされんですよ。

以上です。

○13番（藤原秀幸君）　議長、動議。

○議長（藤澤和生君）　13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　この案件は、非常に、執行部側も、今、精査するのに時間もかかるところも多少あるかと思っております。それは議員も判断するには、たった今判断せいと言われても、いろんな責任もありますので、本日はこの議案を別扱いにするか、議会を延会にすることを動議として提案いたします。

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　非常に今、いろいろ服掛松のキャンプ場のことを言われておりますけれども、見る方向が私はあると思います。５年間の間に、西日本でも３本の指に入るようなキャンプ場になっております。

（自席より発言する者あり）

○議長（藤澤和生君）　９番、飯開政俊君。

○９番（飯開政俊君）　動議は出されましたけれども、審議もかなりされておりますし、私たち議員として提案されたことに対しては、責任を持ってここに座っております。

ここで、きちっと再検討していただきたいと思いますけれども。

○議長（藤澤和生君）　11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　９番議員から今ありましたけれども、その前に、13番、副議長から動議の発言がありましたので、そちらのほうを先にお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　今、二人の方から動議が出ましたので、13番……。

（自席より発言する者あり）

それでは、13番、藤原秀幸君の動議に対しまして、延会するか、延会せんかの問題だと思いますので……。

（自席より発言する者あり）

ちょっと10分間休憩します。

休憩　午後３時57分

再開　午後４時14分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま13番、藤原秀幸君から、延会することの動議が提出されました。賛成者はありますか。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君）　この動議は、二人の賛成者がありますので、成立しました。

13番から提案されました延会することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君）　したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、本日の会議の発言の中に、不穏当だと直ちに判断することができない発言があるため、後刻、調査の上、措置することとします。

本日はこれで延会します。

延会　午後４時15分

12 月 15 日（金曜日）

令和５年12月第４回山都町議会定例会会議録

１．令和５年12月７日午前10時０分招集

２．令和５年12月15日午前10時０分開議

３．令和５年12月15日午後０時18分閉会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　山都町役場議場

６．議事日程（第９日）（第５号）

日程第１　議案第95号　服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第２　議案第96号　山都町運動公園の指定管理者の指定について

日程第３　発議第５号　ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について

日程第４　諮問第２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第５　委員会閉会中の継続審査申出について

日程第６　委員会閉会中の継続審査申出について

日程第７　議長報告　　各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

７．本日の出席議員は次のとおりである（14名）

１番　東　　浩　昭	２番　坂　本　幸　誠	３番　眞　原　　誠
４番　西　田　由未子	５番　中　村　五　彦	６番　矢仁田　秀　典
７番　興　梠　　誠	８番　藤　川　多　美	９番　飯　開　政　俊
10番　吉　川　美　加	11番　後　藤　壽　廣	12番　工　藤　文　範
13番　藤　原　秀　幸	14番　藤　澤　和　生	

８．本日の欠席議員は次のとおりである。（０名）

な　し

９．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町　　長	梅　田　　穣	副　町　長	楢　林　力　也
教　育　長	井　手　文　雄	総　務　課　長	坂　本　靖　也
清和支所長	長　崎　早　智	蘇陽支所長	村　上　敬　治
会計管理者	飯　星　和　浩	企画政策課長	北　　貴　友
税務住民課長	高　橋　尚　孝	健康ほけん課長	木　實　春　美
福　祉　課　長	髙　野　隆　也	環境水道課長	有　働　賴　貴
農林振興課長	松　本　文　孝	建　設　課　長	西　　賢
山の都創造課長	木　野　千　春	商工観光課長	藤　原　章　吉

学校教育課長	工　藤　博　人	生涯学習課長	上　田　　浩
そよう病院事務長	枝　尾　博　文	監　査　委　員	志　賀　美枝子

10．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	嶋　田　浩　幸	外２名

開議　午前10時０分

○議長（藤澤和生君）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

テレビ局からテレビカメラによる本日の会議の取材の申込みがありましたので、これを許可します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　議案第95号　服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君）　日程第１、議案第95号「服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について」、昨日に引き続き質疑の答弁から再開します。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　おはようございます。それでは、昨日の議案第95号、服掛松キャンプ場の指定管理者の指定についてを審議いただきましたが、場内の草刈り等が不十分ということで、服掛松キャンプ場の管理運営に関する基本協定書第17条、指定の取消しについて議論されたところです。

指定の取消しは、行政処分の一つで、役所の行為によって国民に義務を課したり権利を付与したりするような国民の権利や義務に直接具体的に影響を及ぼすことが法律的に認められているものを言います。指定管理者の指定も行政処分となります。

行政処分の取消しについて弁護士に確認したところ、行政指導、業務改善命令等事前に改善機会を設定せずにいきなり指定の取消しを行った場合、行政処分の取消訴訟になるリスクが高く、一旦行政指導等により設定した期限までに改善報告を提出させる。２、改善が見られない場合、協定書による処分を検討するの手順を取るべきとの意見をいただいたところです。

町は、公の施設の指定管理者制度に関する指針、平成27年９月に策定をしておりますけれども、この第４、その他の４、指定の取消しの欄で、次のような場合に該当するときは指定管理者の指定を取り消し、または管理業務の一部の停止を命じるという規定の中に、改善を指定期間内に実施しない場合という規定を設けております。この指針にのっとり、11月27日に契約の原則に従って履行を促す行政指導を行い、12月４日に改善計画書の提出を受けております。改善計画書によると、管理未了の草刈り等の作業を12月末までに完了する見込みでございます。作業完了後は完了報告書を提出させ、皆さんに報告をさせていただきたいと思います。

また、オートキャンプエリアの利活用についても、隣接する山林により日当たりが悪く、利用

を望まれる利用客もなく、活用について時間を要しているところです。活用の方向性について、指定管理者と協議を行い、早急に対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

６番、矢仁田秀典君。

○６番（矢仁田秀典君）　私は、このキャンプ場を管轄する所轄する経済建設委員長でございますので、できるだけ控えたいと思っておりましたけども、こんだけ紛糾しておりますし、どういう状況であるかということもお伝えする必要があるかと思い、そういう面も含めて質問をいたします。

まず、昨日２番議員がおっしゃいました協定書についてでございますが、これは陳情に上がってます事案につきまして、経済建設委員会として審議するために必要ということで協定書を出していただきました。その内容については、これを外部に、何というか、漏らすというか、そういうこともやっちゃいけない話でございますし、また昨日は２番議員から、この草刈りがしてなかったのは事実であるから、これはこの議会に報告せんといかんという話がありましたが、確かに草は切ってありませんでした。しかし、私たちが調べた結果、できない理由、しなかった理由というのがありましたので、その両方を言わないと、私たち委員として片一方だけに偏った話をしてはいけませんという話を昨日２番議員にはしたところでございましたが、その後、協定書の中の仕様書がこういう感じになっとる、実際これ違反じゃないかというのがこの議会に出されました。

これにつきましては、委員会の内部の人間しか知らない内容を私たちは公平中立な立場でせないかん話です、委員というのは。それを片一方に加担したような話をして、片一方に不利になるような話をしたということはどういうものか。[redacted]私たち委員もです、議員も守秘義務というのがある。何でも言っていいもんではありませんし、公開していいもんでもありません。[redacted]

この中で出ておりますオートキャンプ場、これについては、確かに草刈りもしてありませんでした。これについて、何でできなかったのかという報告がありました。写真つきで、できた当初はオートキャンプ、キャンピングカーとかで行って使えるということで、ブームになるだろうということでつくられたんですけども、実際は道の勾配があって車が入れない、また中に入ったとしても狭くて使えないという状況でほとんど使われてないと。これは自分で工事して何か違うとに使うようにしますというのが５年前の話でした。ところが、工事しようにもここには配管、水と水道管と電気が通っておりまして、水道の元栓を開けるとどこそこから噴き出す、使えないということで、工事もしたいんですが配管、配線の場所が分からない。これをしていくと大規模な工事になるという説明を受けました。それで今までできなかったと。

そういう説明もありましたし、私たちもそこへ行ってみましたが、そこには木が生えとって、すぐ横に、これで日陰になっとるということ、日陰ってほとんど日が当たらないという部分もあ

りまして、この辺につきましては地元の方もよく分かっていらっしゃいまして、「この木があるけん、あそこは使えもんね」という話で、この方はその地元、山の持ち主の方と交渉されて、木を切ってもらってもいいというふうにされたそうです。ですから、役場としては、商工観光課としては、その地元の方が働きをされて交渉されたすばらしい人がいらっしゃるんですよ。だから、その人のことでこの山の木が切れるということになりましたので、これは早めに切るべき。

それだけじゃなくて展望台というのがあります。これにつきましては、５年前にちょうど●●●の水路を見るということがありまして、そこの展望台はそこの指定管理者と地元の人たちと一緒に見ております。展望台から下のほうにずっと遊歩道があるんですけども、これは地震で岩がくえて通れません。これもどぎゃんかしてもらえるとキャンプに来られた人たちのためには大変いいことになりますがという話がありました。それから、周りの木も切っていただけると展望台が生かせるから、そういうふうにしてくれって地元の方からも要望がありました。ただ、悲しいかなこの町にはお金がなくて、その辺のことができていないというのが現実。

それから、展望台見ましたし、境というのをずっと見ました。ところが、商工観光課管轄の境と建設課の管轄の境が分かりませんし、もともと服掛松キャンプ場という名前のついたもとの服掛松、今記念碑が建っていますけども、この辺につきましては地元から地元で管理させてくれという話がありまして、教育委員会の管轄に今度は、もともとはキャンプ場の管轄でしたけども、減らして教育委員管轄になっている。そこもちゃんとした、何というか、区切りというか、境界というか、そういうのが分からない状態。

こういったところをいろいろ考えますし、また昨日までいろんな議員さん、近所の地元の議員さんたちからお話がありましたが、気持ちは昨日お話しされた議員さんたちの気持ちもこの地域とこの指定管理者が仲よくやっていただきたい、今後仲よくやっていただきたい、そういう思いで昨日はいろんなお話をされとると思います。事の発端は、何があろうとそこの管理不行き届きだった町のほうに責任があると思いますので、ここは私は謝罪をするべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

すみません、昨日町長も課長も謝罪はありました。しかし、もっとはっきりした謝罪をするべきだと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　お答えします。今御指摘がございました様々な課題といいますか、場内にある山林、あるいは展望台遊歩道の件について、再度確認をしながら課題を解決していきたいと考えております。

今回の指定管理施設の管理不行き届きにつきましては、私の指定管理者への指導不足、それと管理確認不足が原因であるというふうに考えております。今後このようなことがないように指導を徹底してまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（藤澤和生君）　６番、矢仁田秀典君。

○６番（矢仁田秀典君）　この件に関しましては、所轄する経済建設常任委員としても責任がないわけではございませんので、私も謝罪申し上げます。皆さん御迷惑をおかけいたしました。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　私が思いますに、建設常任委員会に陳情書が上がってきたのが時期がかなり遅かったんですね。陳情書が出されて１か月後ぐらいに上がってきたんです。それから建設常任会で寄って、まずは指定管理の範囲を知ろうということで商工観光課のほうに申出をして、そのときにこの基本協定書というのを見せていただきました。

これで見るには、管理業務の中に２番、前項各項に上げる業務の明細は別記管理業務仕様書に定めるとすると明記してあります。その中に、年に３回を指定範囲された地区を管理するというふうになっています。その後取消処分のを見つけました。私はもちろん委員長に電話しました。これは取消処分という項目があると。電話でお伝えして、私も確認しますということで、もうそれから連絡がなかってこの場に及んでいますけれども、私は建設常任会で見て、確かに切ってないところがあったんですよ、５年間も。その間、役場のほうも管理不足ということ、建設常任委員会も管理不足だということでその担当者の方とお話をしました。

やっぱり指定管理をしました、それで一切管理をしてない、見にも行ってないというのは問題だろうし、一番問題なのは地元の人が陳情書を上げるような指定管理者じゃいかんと思って、その辺の指導もしていかんと、毎日地元を通るんですよ、キャンプ利用者が。その利用者に対して不満を抱かせるような指定管理者じゃまずいかんて思う。その辺の指導をやっぱりしていただきたいと思っとります。歌瀬キャンプ場も地元ということで話をされる議員もいますけれども、そうじゃないんですよ、やっぱり地元は長崎地区なんですよ。その人たちがやっぱり楽しくキャンプ場を利用していただく人たちに接するように、それは当たり前の、当たり前というかな、うん、思っております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　質問いたします。今２番議員からのお話の中で、昨日もあったと思うんですけれども、５年間管理されてない、５年間、言われ方としては５年間切ってないという言われ方をされたんですけれども、そういうところが服掛松キャンプ場の中にあるんでしょうか。ここははっきりとお答えいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　これも管理者のほうに確認をしましたけれども、５年間切ってないというところはないと。２年、はっきり期間分かりませんけども、２年は切ってないところは……、２年前に切ったというところはございますということで確認をしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君）　昨日から同じ議案で大変お疲れと思いますが、まず今の服掛松キャンプ場を委託管理されております歌瀬アウトドアライフですかね、その管理者が町と交わした管理

業務の中で実施されてない、全てではないと思いますが、ほんの一部、草刈りを中心に一部実施されていない点があったというようなことだというふうに思っておりますが、その件に関して、もう監督不足というようなことで町長はじめ担当の商工観光課長から謝罪はあっております。しかし、私が思いますに、当該施設以外にも町が管理するこういった指定管理施設はたくさんあるわけでございます。その点も含めまして、そういったその他の指定管理施設も含めまして、今後、商工観光課長、担当課長としてどのような対応をしていこうというふうに思われていますでしょうか。

それから、もう１点でございます。今回の指定管理につきましては、その選定委員の方々を外部のある程度といいますか、本当に専門的な知見のある組織団体にお願いをして選定委員を派遣してもらっています。そういったことで、本案を否決となれば、私は町の信用であったり、また今後町がそういった専門的な知見を収集、または人材派遣のお願いをしても本当に難しくなるし厳しいものがあるというふうに思っておりますが、その点に関しましては企画課長ですかね、どのようにお考えでしょうか。この２点をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君）　今後の施設の管理体制ということでございますけれども、現在毎月１回は施設の月報ということで、施設のほうから報告をいただいております。それ以外に、年間に何回とお約束はちょっとできませんけれども、数か月に１回は必ず施設のほうに出向いて管理者とのヒアリング、それと施設の整備状況、そういったところの確認をやっていくということを考えております。施設が抱える課題ですとか施設の改修、そういったところも確認しながら管理体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　お答えします。公平性、透明性を追求し、ほぼ外部からの委員で構成される今回のような選定については、今後有識者に委員を引き受けていただくことに支障を来すことがないようにしなければなりません。委員会は、選定する指定管理施設に見合った専門的な知見を持つ方々に外部からお集まりいただき選定委員会を構成しております。委員をお願いした先生方は、町や指定管理施設に対して何のしがらみもなく利害関係もない外部からの先生が、それぞれの専門的な目線で提案者からの提案を直接御自身の耳で聞き、専門的な視点による意見を提案者に問いかけ、理解した上で点数をつけていただきます。その後、各委員の知見から所見を出し合い、委員会として協議を行い、指定管理候補者の決定をしていただいております。

私も、これまで今年度全ての選定委員会に出席しておりますが、選定委員の先生方は山都町にとってどの候補者がベストなのか、住民や利用者にとってどの候補者であれば満足させることができるのか、より実現的で将来性があるのはどの部分かなどの幅広い視点から候補者に問われます。毎回様々な視点からの質問があり、私も非常に勉強させていただいております。専門性をお持ちの先生方がそれぞれのお立場から幅広く、客観的な観点から応募者の説明や質疑応答を通して合議の上で決定されているものと承知しております。近年、このようなプロポに関しては選考

委員をほぼ外部の有識者にお願いしているわけですが、委員になっていただく先生方を見つけることに非常に苦慮しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君）　昨日から服掛松キャンプ場の指定管理につきましては、お疲れでございます。私も関係がないと言うとうそになりますし、キャンプ場、あそこを当初つくったときから関わっております。もう今から、もう私が三十二、三のときから始めましたので、当初は地元の人に管理してもらってました。その後、遊学協会が管理するようになったり、みずのとらベルが管理するようになったし、いろいろありましたけれども、どうもこの中で考えていると、昔はやっぱり地元が長崎ですよ、地元の方々が一生懸命やられておりました。地元の年寄りの方が管理もしておられました。草も切っておられました。この管理ということに関しましては、やっぱりある程度指定管理する中で、地元の有益性、利便性、地元の方の立場も考えながら点数をつけるような、そういう制度が若干あってもいいんじゃないかなと。ただもうかりゃいい、町のためとかいうとじゃなくてもうかりゃいい、経営がうまくいきゃいい、ベスト３になりゃいいという話じゃなくて、地元の人にとってあること、そのキャンプ場があること、いろんな施設があることによって有益性があるというようなことをちゃんと見極めるような、やっぱりそういうのも点数に入れながら、先生方にもどういう効果があるのか、あることによって今後どのような方向で行くのかということもやっぱり、今北課長から話がありましたけれども、十分先生たちにもそこら辺は理解していただくような説明も必要じゃないかなと。

何でこうなるのかが、私はもうどんこん分からんでおるわけですよ。やっぱり地元の人と一緒にやって、一生懸命やって、地元のため、自分たちのため、町のためということでやっているのにもかかわらず、何でこうトラブル、何でいかんのというのが私はもう見えないんですよ。昔は一生懸命やりよったばってんなというのがありますので、ぜひそういう地元の有益性とか地元の人たちの絡みなんかもやっぱり考えてやるべきだと思います。それも請けた側、その指定管理を請ける人もやっぱり十分、ほかの指定管理も一緒ですよ、やっぱり土地を提供した人、そういう人たちの気持ちも察しながらやっぱり考えていく、そしてまたそこの経済効果も考えていくというのが大切と思いますので、そこについて、今後そのような体制で進めていただくならばと思っております。このようなことがなくなるんじゃないかと思っておりますし、ぜひ検討していただきたいと思います。

このことに対して、やっぱり今後指定管理での方向性、そのようなことが考えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　委員会は委員会での方向性を持って決めますので、その委員会のときにそういう意見があったということはお伝えしたいと思います。でも、先ほど申しましたとおり、山都町にとってどうかというところを一番先生たちは考えられますので、そこも総合

的に見た感じでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「討論をお願いします」と呼ぶ者あり）

討論の希望がございますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　原案に対して反対の意見を述べさせてもらいます。これまで私たちはそよ風パーク、通潤山荘と大事な町の施設、町民の財産であり税金を投入しての施設の管理について苦い経験をしてまいりました。この苦い経験を今後に生かすことが求められていると思います。

まず、基本的なこととして、指定管理を任された事業者はこの協定書に基づいてそれに誠実に取り組むということが大前提です。ただ、５年間ありますので、やりながらやっぱり難しいところが出てきたとか、困ったとかということもあると思います。だから、そういうことは町と相談されたりとか、町も指導を入れながらとかということで改善をされていく。そのサイクルがきちんと積み上げられていくというために５年間指定をするはずだと思うんです。

今回の服掛松キャンプ場の指定管理の候補者は、５年前のときにもいろいろありまして、私は異論を唱えて審査やり直しを求めたという経緯があります。しかし、５年前は全員協議会、そしてこのような議案審議を経て、この業者さんは初めての指定でもあり、地元とも協力してこれからの５年間、御自分が提案されたことを誠実に取り組まれるということを期待して、私はそのときは賛成をいたしました。

しかしながら、この審議の中で明らかな協定不履行があり、それは先ほどの御答弁の中で草刈りについては２年前は切った、だから２年間してなかったということですよね。その中で、やっぱり反省の弁を述べられていますが、やっぱり指導監督是正命令、それでも改善されないなら処分というのをその中でしてくるべきだったと思うんです。でも、それがなされないまんま、こんなぎりぎりのところになって、そういうふうに言われても私は納得ができません。

以上の理由で、この議案には反対いたします。

○議長（藤澤和生君）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　原案に賛成の討論をさせていただきたいと思います。昨日からいろんな審議を聞いてまいりまして思うんですけれども、若干不履行という部分があったかもしれませ

ん。がしかし、やはりこの答弁の中にもありますように、これからまた管理者と改善をしていく余地があるというふうに私は思っています。これを１回の指定管理で５年間の振り返りで諦めるのではなく、業績は伸ばしてらして今回指定管理料も下げていらっしゃいますというところもあります。企業努力をされているんだというふうに思っています。

そして、そういう実績の下にさらに地元の方、そして行政と手を組みながら、この今後５年間のまたチャンスを与えるということはありではないかなと、私たち、今４番議員がおっしゃいましたように苦い経験なかなかしてまいっております。そよ風パークのときもそうでした。なかなか改善ができないままにずるずると契約を延ばしてきていたというふうな反省もございますが、やはり何といいましても、今回服掛松さん、歌瀬さん、努力の跡も見えるというふうなところを私は評価したいというふうに思っておりますので、この原案に対しては賛成をいたしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　原案に反対者の発言を許します。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　反対討論をいたします。ただいま経済建設常任委員長から発言がございました。その中で、経済建設委員会の中で出された、審議された協定書のことで、協定書を部外者に見せたのはいかがなものかというお言葉がありました。もともとこの陳情書は議会議長に出されたものです。ですから、本来はこの議会全員で審議すべきなのです。ですが、議会運営委員会でこれは所管の委員会に付託して審議しましょうということでしたので経済建設常任委員会で審議をされたところです。ですから、それが終わったらまた本会議で全員の皆さんのところで報告をしなければなりません。なので、委員会以外が、私たちその委員会以外の人が部外者というとには当たらないと思いますので、これは後ほど議長に判断を求めます。

それからもう１点、服掛松のところ、服掛松キャンプ場の頭、服掛松ですね、冠のところはお台場ですね、記念碑があるところとおっしゃいました。あそこは教育委員会と話合いをして、もう既に管理が抜けてますとおっしゃいました。しかし、私の認識では、地元と相談をされて、あそこはそれこそ草管理がされませんので、地元もそれはいつも見て、ここは昔から自分たちも管理をしてきたと。ですから、委員会と相談をして、じゃあそこはもう地元でしましょうということで教育委員会と話し合って、これは来年度からそういうふうに管理をされると私のほうでは認識をしております。ですが、先ほど委員長が言われたときに、教育委員会の生涯学習課長は反論をされましたので、私の認識が間違いかなと思います。ですので、ここは教育委員会ももう一度この見解をどんなふうだったのか。今年から地元がここを管理するのであったのかということですね。

昨日も、副町長に何しろ草管理ができていないということでお話しした経緯を申しましたね。副町長は私と電話で話した後、すぐその日に見に行きましたと。そして切ってないのを確認しましたと昨日は謝罪をされました。それから、副町長が担当課長に言われましたか分かりませんが、それから今の管理者に連絡が行ったと思います。なので、すぐその後、11月に入りましてから今の管理者があそこ全部草刈りをされました。では地元の方たちの管理ならば、何で今の管理者が

草刈りをされましたか。

委員長は、先ほどから何か片方のほうばかりのことを思ってとか言われましたが、委員長こそ今の管理者のほうの応援の味方じゃなかったですか、これから見ると。ですから、教育委員会もここはしっかりとこのことを、もし私はちゃんと認識が間違ってればと言いましたけれども、副町長は指導されたと思いますので、その後管理者がちゃんと草刈りをしたというならば、それが私は正しいと思いますが、委員長がしっかりここで明確な発言をされましたので、間違いであれば訂正をしていただきたいと思います。

では、本来の反対討論をいたします。５年前、この議案を審議する際は事前に全員協議会を開いてしっかりと審議をいたしました。しかし、今回全員協議会を開いていただきたく同僚議員と議長へ申入れをしましたが、議会運営委員会での協議の結果、全員協議会の招集は適当でないと決定され開かれませんでした。昨日の議案審議でも延会しなければならないほど時間を要しました。発言が３回までという制限の中で到底審議が尽くされるものではありません。事前に全員協議会を開いていただけませんでしたので、少し長くなりますが反対討論を述べさせていただきます。

[redacted]

[redacted]

新年度になり、歌瀬さんが管理をされるようになった後、[redacted]管理もきちんとした運営をされるかと思いきや、収益が上がるところはきちんと管理されてますが、収益が上がらないところの植栽の手入れや草刈りは、昨日も町長も副町長も担当課長も認められましたように管理が不十分でした。

こんな管理不十分な光景をどうにかならないかと、町長にキャンプ場の健全運営による蘇陽峡周辺の景観と環境の維持を求め、地元長崎の区長と蘇陽峡周辺整備委員会から要望されました。同じく議長にも陳情書を提出されたところです。本来なら、来年度からも指定管理者になろうものなら誰でもせめて直前の１年間はきれいに整備をし、評価を得られるようにされると思います。しかしながら、服掛松キャンプ場の冠でもあります服掛松の丘周辺は、昨年の秋の上益城郡の植樹祭以降、１年間草刈りは一切されませんでした。町の文化財にも指定されている一番大切な場所でございます。長崎鼻[redacted]に遊びに来られた方、またお盆の帰省客から「草ぼうぼうで登られんぞ」と随分お叱りを受けたものです。

５年前のプレゼンが公正にされなかったこと、提案されたことが十分に実施されてないこと、きちんと草刈り等の管理ができていないこと、[redacted]

[redacted]

以上のことから、次の指定管理者としてふさわしくないと思われますので、この案件に反対をいたします。

○議長（藤澤和生君）　原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　原案に反対者の発言を許します。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　２番、坂本でございます。原案に反対の理由を述べさせていただきます。先ほど、建設常任会の委員長のほうから草を切ってない理由が述べられましたが、私たちが見に行ってからその理由を言うというのはまずおかしい。管理する側、契約者は山都町と契約しているわけですよ。山都町に切らない理由を述べて認めてもらわんといかんとじゃないだろうかと思っております。それと、選定委員会の先生方に全てを話してから、そして選定をしてもらうというのが大事なんじゃなかろうかと思っております。

それと、前も言いましたが、議決機関は私たち町会議員にあります。国民宿舎の件でも指定管理責任があると私は一般質問でも述べましたけれども、当時債務超過をしている会社に指定管理を任せた。任せたのはここにいる議員さんですよ。今度の場合も、議決機関である私たち町会議員が責任があると思いますので、まず第一に町民と仲よくできない指定管理者は私は認めたくありませんので反対とします。

○議長（藤澤和生君）　原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　原案に反対者の発言を許します。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　原案について反対の討論を行います。この選定につきましては、各先生方が慎重に御審議されて採点をいただきました。先生方の採点に対してどうこうとかということは私は申し上げません。それに準じて採点されたものと思いますけれども、私は議会議員として、この選定や提案された業者がどうだということは適任だというふうには思いません。といいますのが、昨日からいろんな課題が出ております。いろんな執行部からの説明もあっております。そういう中でですね、５年間も１度も指導しなかったと、行政がですね。町長、課長、謝罪されましたけれども、５年間ですよ。何にもせんだったて。当然ですね、取消し、指定の取消しはできんはずですよ、指導しとらんわけですからね。そこに問題があると思います。

ちゃんとですね、やはり丸投げじゃなくて、やっぱり町の税金を払ってしたなら、ちゃんとした監督は１年に１回報告はしてもらうわけですから、それに対して指導はやっぱりできとらんところは指導せにゃいかんです。１回か２回切りましたて、草は皆さん農家だけん分かると思いますが、１年に３回も４回も切らにゃんです、同じところをですね。たった５年間に１回か２回切りましたで、それでいいものかということで、これはそこに指定管理料を払った、町の税金を払

った、じゃあ仕事をしていない、そのお金はどうするのかという問題がまたあります。そのことは何も一つも執行部からの提案はありませんでした。

ですから、私はやはりきちんとした行政は指導をせにゃいかんし、そしてやはりできとらんところはやっぱりこれから改善する等も必要ですけれども、やはりそれを反省をして、きちんとこれまでのことをどうするのか。謝罪は終わりましたけれども、その指定管理料はどうするのか、そういったこともきちんと説明をしてもらわにゃいかんと思います。

[redacted]でも、そういう地域の思いというのはやはり大切にして地域づくりをやろうとするとは、やはりそこを町は応援していかにゃならんと。それが私は地域再生だというふうに思っております。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（藤澤和生君）　原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君）　起立多数。

したがって、議案第95号「服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について」は、原案のとおりに可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩　午前10時52分

再開　午前11時07分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２　議案第96号　山都町運動公園の指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君）　日程第２、議案第96号「山都町運動公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　それでは、議案第96号について説明いたします。

議案第96号、山都町運動公園の指定管理者の指定について。次のように、指定管理者を指定するものとする。

令和５年12月７日提出、山都町長。

施設の名称、山都町運動公園。

指定管理者、住所、熊本市南区江越１丁目14番10号。

名称及び代表者、パブリック・シンコースポーツ共同企業体。代表者、株式会社パブリックビジネスジャパン、萩原宣。

指定の期間、令和６年４月１日から令和９年３月31日まで。

提案理由です。地方自治法第244条の２第３項の規定により、山都町運動公園の管理を行う主体として上記の者を指定管理者に指定するに当たって、同条第６項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

今回の指定管理者制度を採用するに当たっては、前提としまして債務負担行為を設定する必要がありました。初めての体育施設の指定管理者制度を採用するに当たりまして、６月定例会の前に令和５年６月６日に政策協議を行っております。その後の定例会におきまして、３年間の債務負担行為限度額１億4,190万円の議決をいただき、指定管理者選定に係る手続を進めさせていただいているところでございます。

それでは、資料を御覧ください。選定に係る経費及び提案の概要について説明いたします。

１、募集及び選定の経過について。９月１日から募集を開始しまして、９月７日に現地説明会を行い、７団体の参加がございました。その後の申請受付期間を10月１日から10月20日までとし、３団体からの応募がありました。10月20日、第１回の委員会を開催しまして、山都町指定管理者選定に係る委員会を設置し、外部から識見を有する者４名と教育委員会から２名が任命されております。11月16日、第２回委員会で選定委員会を開催しまして、３団体のプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、委員会の意見として１団体を指定管理者候補者に選定されました。これを受けまして、体育施設を管理する教育委員会としまして、11月22日臨時の教育委員会に諮りまして、パブリックシンコースポーツ共同企業体を指定管理者候補者として選定をいたしたところです。

指定管理候補者及び選定理由です。選定委員会での採点の結果ですが、山都町公の施設の指定

管理者の指定の手続に関する条例で定める選定基準に基づきまして、総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は総合得点600点中の490点であり、選定委員会で定められました得点をクリアしましたので、指定管理候補者として適当であると判断されました。

提案の概要です。①管理運営方針につきまして、町民のスポーツ振興を図り、健康福祉の増進に資するとともに防災拠点としての機能を備える重要な施設として、国内や九州内での施設運営や指定管理の経験を生かし、地域の関係団体と協働で施設運営に取り組み、利用者目線でのサービス提供を行い、施設設置目的の達成を目指す。

２番目に、利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果としまして、総合体育館パスレルの年間利用目標者数を４万2,500人（３年間で13万人）とし、利用者増加を図るため、町内はもとより県内外にも広く施設をＰＲし、企業体名各社が培ってきた様々なサービス向上策の実績を最大限に活用する。また、山都通潤橋インターチェンジの供用開始に伴い、競技大会や合宿等を通じたスポーツ交流の機会を創出していくことで、地域のにぎわいや交流人口の増加に貢献する。

③施設の管理を安定して行う人員計画（職員体制配置・職員配置計画）。スタッフを適材適所に配置し、利用者の要望に応える。また、様々な職員研修を充実させることでマルチスタッフとしての育成と管理職研修を通じた管理体制の強化を図り、職員と利用者の信頼関係の構築と利用者に寄り添った対応ができる職員の配置を行う。

④利用者ニーズの把握に対する取組及び苦情対応の方策。利用者目線での施設運営を基本と考え、様々な角度から様々な手法での自己モニタリングによる現状把握を行い、内容の把握から検証、結果に対する自己評価を行い、施設運営にフィードバックする。また、苦情トラブルを回避する体制を構築し未然防止につなげ、苦情発生時は原因分析・再発防止策の策定など、迅速かつ誠実に対応するため、苦情対応マニュアルの整備や研修の充実と職員間の情報共有を図る。

⑤広報計画・ホームページ活用計画。分かりやすさと親しみのある広報や自社媒体、ソーシャルメディアなど様々な情報発信手法を複合的にタイムリーに活用し、施設の広報力を最大限に高める。

⑥１階トレーニング室の活用方法については、トレーニング室には利用者の健康維持・増進、生涯スポーツの振興を図るために快適なトレーニング環境を整える。本トレーニング室の利用を通じて、町民や地域住民の方々が心身ともにリフレッシュし、明日への活力が得られるよう、生涯を通じた健康づくりを担っていく施設運営を行う。

７、その他は御覧のとおりでございます。

委員会における評価と講評としましては、選定団体のほうが人材確保、自主事業に関する提案において、より具体性のある内容であった。二つ目に、これまで町になかった有料教室や著名人を招聘したイベントの提案など、地域振興、スポーツ振興の呼び水になることが期待できる。３番目に、山都町へ利用者を呼び込むためどういったことをするのか提案があった。以上のような評価でございました。

最後のページに会社の概要を載せておりますので、御覧ください。

これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　指定管理候補者選定に係る委員会の経緯について御説明いたします。

選定委員会につきましては、様々な専門的知見から選定いただけるよう、９月より各種団体へ委員の任命依頼を行い、建築工学専門の大学教授、熊本県のスポーツ協会団体、税理士、中小企業診断士の４名による外部からの委員と設置者であります町の教育委員会から２名の委員、合計６名による委員で委員会を構成することとしました。

９月１日から公募を開始し、質問受付を９月１日から15日まで設け、現地説明会を９月７日に行い、10月20日までに提案に係る申請書を提出していただき３者の申込みがありました。選定委員会としては、10月20日に第１回選定委員会を開き、運動公園に係る説明と選定に関する基準等の説明を行いました。３者から提出のあった申請書等の提案書類は10月23日に委員に郵送し、事前に３週間ほどの期間、目を通していただき、11月16日に第２回選定委員会にて３者からのプレゼンを行っていただきました。プレゼンは申請者からの提案を20分行い、その後20分質疑応答を行い、合計40分のプレゼンを行いました。３者のプレゼンが終了した後、採点における修正の有無を確認し、各委員からの講評をいただきました。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　議案第96号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　最初、私たちに配付されましたこの議案について、最後の委員会における講評というところで、この３者の応募の中で１者を除く２者は甲乙つけ難い提案であったという一文がありました。ほかのところで、例えば誤字脱字だったからという差し替えならば許されますけれども、一度出されたのにその一文、とっても大切な講評の一文だったと思いますが、私としてはこれは私たちにとっては議案に審議するのにとてもいい情報だったと思います。ああ、これは残り２者が競合して、もう先生たちもどちらも点数どうしようかなって迷うくらい、もう片方のところも提案がよかったって、こういうところが応募してきたんだなっていうのが私たちに手に取るように分かりましたので、これはあえて省かなくてもよかったんだと思いますが、なぜこれを省かれたのかを御説明ください。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　昨日から申し上げているとおり、選考されなかった団体に関しまして保護を行うといいますか、今回は３者ありましたので２者という表現が私はふさわしくないと思いまして、残り１者というところに配慮して修正を行いました。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　今の点に関わりますけれども、私は、私の考えとしては、再三再四やはり事業計画だけでも出していただけないかということでお願いをしてまいりましたが、その資料が出せない理由として情報公開請求条例のこと、それから個人情報条例のことが挙げられて、そして主な理由としては、一つは選定委員さんたちの忌憚のない論議に支障が出るためというところと、今も言われましたように応募した企業の独自情報が守られない、企業の保護ということを言われますが、それはオオルリのときのように企業さん側が「いや、出していいですよ」ということであれば出せるわけですよね。その確認をまずされたのかということと、情報公開請求は基本的には知る権利の保障です。そして議会には調査権があります。そことの整合性はどうなんだろうと。そこはきちんと一方だけではなくて、じゃあ議会の請求権、知る権利、調査権についてとの整合性はどうなのかということをきちんとお聞きしたいと思いますし、先ほど基本協定書は議員全体で共有できないようなことがありましたけれども、それはおかしいと思うんですね。今後交わされた基本協定書に対しては、やはりそれでこれからの５年、今度は３年ですけど、見ていくわけですから知っておくべきだと思いますので、それの公開についてのお考えもお聞きします。

それと、中身についてですけど、指定管理料、３年間のお示しいただきましたが、大体どこもプレゼンに１年間幾らでということが出されていましたので、それもう一度ちゃんとしていただきたい。それと、指定管理期間が３年というのは、まだ全部整備ができておりませんので、今できているところの指定ということでの指定ということになるんですかね。３年ですよね。今までの指定管理は５年でされてきましたけど、３年になっている理由と今後どうされていくのかということ。

それと、やはりこの大きな巨額の投資をした総合運動公園についての指定管理者を決める、そして指定管理料も大きい。その中で、ここの推薦される事業者の事業計画の予算書とか、そんなのは出していただけないかなと思います。そして入場料によって収入が……、入場料は町ではなくてこの指定管理者に行くわけですかね、ですよね。その辺もお尋ねしたいし、どういう形で運営されていこうとしているのかというのは、事業計画予定書、予算書、予算書がちゃんと出ないと見えないんじゃないかなと思っております。

それと、利用数が１年間４万2,500人を目指すと、町内町外どういうふうに考えられているのかということもお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君）　企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　まず、情報公開の関連につきましてお答えします。このたび情報公開条例で開示しないとしている部分は、情報公開条例で開示しないと、それがふさわしいということで開示をしていないというところです。そもそも公の施設の指定管理者を選定するに当たり、町の公の施設の設置管理者である町長が、この場合は町長等ですね、町長等が選定委員会に対してふさわしい候補者を選定してくださいと諮問を行い、これを受けた選定委員会が厳正な選定作業を行った結果、指定管理候補者を選定した旨を町長等に対して答申を行うというのが

指定管理者選定委員会における候補者の選定の流れです。その答申を受けて、当該答申を尊重し、町長等はそのまま当該指定管理候補者として決定を行い、これを指定管理者の指定の議案として議会に提案する流れとなっております。

具体的には、それぞれの公の施設の特性に応じて指定管理候補者としての地位にある、資格があるか否かを判断できる専門性を兼ね備えた方々について選定委員として委嘱をしております。このたびも専門性をお持ちの先生がそれぞれのお立場から幅広く、客観的な観点と応募者の説明や質疑応答を通して、合議の上で決定されているものと承知しております。

なお、選定結果につきましては、町長等に答申がなされ、町長等はその答申を尊重し、そのとおり指定管理者を指定くださいということで今定例会に議案として提出させていただいているところです。

先ほどの調査権なんですけども、議会として調査権が発動されるのであれば、それは執行部としては受けるものという感じです。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

（「応募した企業が了承すれば公開するのかということです。応募した企業が公開を了承すればいいわけでしょう、オオルリのときはされたので」と呼ぶ者あり）

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北　貴友君）　応募されたところが情報公開すればいいのかというところでしょうか。

（「いや、それを了承すれば。自分ところの」と呼ぶ者あり）

ああ、自分ところの名前を。

（「名前の内容、内容です」と呼ぶ者あり）

内容を。委員会としては取りあえず非公開という形でやっています。よろしいですか。

（「いや、オオルリのときにはそれを了承したからされてるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

オオルリのときは、事前に募集要項で公表しますという形で募集をかけているので、それを分かった上で応募される方は応募されてます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　西田議員の質問にお答えしたいと思います。何点かありましたけど、ちょっと順番が異なるかもしれませんけど。

まず指定管理料、１年間に幾らかというところでございます。基準額が指定管理を募集するに当たってホームページに載せたもので、町の基準額を載せておりますので、これちょっと今から出していただきます。

届いたでしょうか。今回、町からの指定管理料、税抜で4,262万5,045円としております。その他の収入30万、自主事業収入が100万、合計の4,392万5,045円。支出の部で人件費、事務費、通信費、光熱水費、委託料、委託料については近傍同種の体育館である程度想定される点検費等、

行わなければいけませんので、それの計上を見積りをしたところです。それに事業費ともろもろで4,392万5,045円とうちの応募に当たっての基準額と算定しております。

これに対して相手さんがどういう収支計算書、予算書を載せてきたかというと、一応口頭でしかちょっと申し上げませんけど、町からの指定管理料は、６年度分だけちょっとすみません、６年から８年まであるんですけど、全部4,260万で町からの指定管理料は収入の部に入っております。その他の収入、自主事業収入、合計で4,581万円の収入、それに支出の分もそれに合わせたところで4,581万の支出を見込んでおられます。

それと、３年の理由ということですけど、通常５年なんですけど、これについては前も工程表をお示しして説明したと思いますけど、この運動公園の完成があと３年ほどで全てが完了します。その後は公園全体を一体的に指定管理にお願いしたいというところで、１回３年で区切らせていただいている、そういうのが３年の理由でございます。

それと、入場料はどういう形でということですけど、現在管理システム等を使って予約等をします。それを３年間の間は使用料は町の収入に入れるように今回協定内容がなっておりますので、これまで同様に町の納付書を切って、払って、もちろん４月１日からは体育館のほうでも収入業務をできますので、収入いただいた仮扱い、仮に預かっていただいて、また町に納めていただくという方法を３年間は取りたいと思っております。

それと、最後に町内町外どんなふうに呼び込むかというところだったと思いますけど、それについては、以下の取組をちょっと紹介しますけど、一つには多施設合同広報紙に参加するということで、自社管理、この企業が管理運営を行っている県内の公共施設、この企業が県内に数か所指定管理を請け負ってされているところでありまして、その合同広報紙「りんくす熊本」というのを年４回発行をされております。それに参画されるというところです。

２点目に横断幕やのぼりの設置というところで、当施設の供用開始に当たりましては、施設を一般利用できることを認知いただけるよう、必要に応じて施設周辺にのぼり旗や横断幕などを設置しまして、利用者への認知度向上に努めると。

３点目については、ＳＮＳを活用した広報紙、広報の拡大、新聞折り込み等も費用面を考慮しながら利用していきたいというふうに考えておられます。それと体育協会加盟団体との連携、地元チーム、地元プロチームや実業団に対してのアプローチとか、大会、合宿の誘致、町周辺の宿泊先施設との連携、それと最後にメディアの活用、交流人口の活用に挑むというふうに計画書はなされておりました。

以上です。

（自席より発言する者あり）

この４万2,500円の算定基礎なんですけど、まず中央体育館の利用者をベースに考えておられまして、令和４年度が２万6,600人、令和５年の８月末現在で１万615人ということで、令和５年度は見込みで２万5,500人で、４年、５年の平均が２万6,000人を想定されております。新体育館になりまして注目度を加味しまして約30％の増加を見込んで３万3,800人、さらにトレーニングルームを年間利用者、これまで企業が開設されているトレーニングルームの規模とか勘案して

8,700人という見込みをされておりまして、全体で４万2,500人で算定されておるところです。町内外については、どういう案分をするかはちょっと分かりませんけど、そういったところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　この人件費の1,800万は何人になるのかというのと、下のほうの事業費で自主事業の講師、ここまで見らないかんとかなって思いますけれども、お願いします。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。人件費につきましては、基準額のほうは1,845万8,000円になっているかと思います。これは館長、副館長、職員が正規職員、それにパートが３人おられます。この方が配置職員になるわけですけど、常にこの方が常駐するわけではなくて、うちの募集要項の中には常時２名以上はおってくださいよというところでなっているところです。その試算でそういう勤務形態を考慮して今1,845万8,000円となっております。

○議長（藤澤和生君）　２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　常時２名はそこにいる。あと３名の分ということですか。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　この体育館に関わる配置職員は、一応６名体制なんですけど、その何ですか、勤務配置計画にのっとって、今日はあなた、今日はこの人ということで輪番制で組まれている。その中で、２人体制は必ず、常時２人いてくださいという試算でなっております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

２番、坂本幸誠君。

○２番（坂本幸誠君）　さっきの質問ですよ。下のほうの事業費、自主事業講師、ここまで見る必要があるかということです。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　これについては、自主事業というのは非常に今回指定管理を委託する上で非常に重要なポイントとなってきております。うちからも自主事業はやってくださいよというところで、支出をまず見ます。収入からその分、自販機の販売であったり自主事業の収入、これはその分差し引いてやっております。うちは事業をやってください、それが4,392万5,000、トータルなんですけど、収入の分も4,392万5,000円ですけど、かかりますけど町は4,262万5,000円しか払いませんよというところで、こういう内訳になっているところです。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

３番、眞原誠君。

○３番（眞原　誠君）　すみません、少し直接的ではないかもしれないんですけれども質問させてください。この選定された団体、パブリック・シンコースポーツさんですかね、企業共同体ということで、企業を説明するページをずっと拝見していたんですけれども、特にシンコースポ

ーツ九州株式会社さんのほうなんですが、事業の概要のところで②番でプール管理ってあるじゃないですか。プール管理（監視）とありますよね。

それで、ついに山都町の小中学校でたしかプール開放なくなったと思うんですよね。矢部小もやらなくなっちゃったのかな。夏休みに児童生徒がプールで泳げないような状況が今町の中にあるじゃないですか。前からもちょっと僕も提案していたんところもあったんですけれども、例えば矢部小学校なりどこなり、割と施設として新しくていいところを町営プールがなくなっちゃったので町営プールとして開放してもいいんじゃないかって、そういう話をしていたんですけれども、例えばここが指定管理事業者として運動公園の中に来られるのであれば、可能性論として、夏の間そのプール監視を委託をして町民に開放するとか、そういうことを調整する期待ができるのかできないのか、そこちょっと質問したいなと思って手を挙げました。お願いします。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。町営プールとしての管理がということですけど、これにつきましては、企業さんも地域貢献というのがございます。この後選定していただくに当たって、その後の協議でこういうこともできないかという相談はできると思います。もし請けていただくということであれば、そういった方向も考えられるのではないかというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君）　今私も会社のほうの、あんまり不勉強なんですけれども、ざっと見ましたところ九州エリアでは我が町が最初ということになるんでしょうか。いろんな指定管理請けていらっしゃるようなんですけれども、かなり幅広く全国でやっていらっしゃる。熊本では初展開ということで確認してよろしいでしょうか。

それから、人材育成について、人材育成やっていくというふうなことで、この地元雇用、そして事務をやるにしろ体育施設の維持管理にしろ、やはり基礎的な知識とかそういうものが必要だと思うんですが、人材育成は地元の雇用から発展していくものなのかというところがお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　１点目のシンコースポーツさんは初めてかというところだったと思いますけど、これにつきましては、既に今回の代表企業のパブリックビジネスジャパンと共同で熊本市内のもやい館を６年間運営しておる団体でございます。この間、両者の連携には問題ないというところの報告を受けております。もともとシンコースポーツさんは福岡に住所地がありますように、福岡の施設が主なものです。例えば福岡市の博多体育館とか福岡市の南体育館、太宰府市の総合体育館、もろもろ管理施設を持たれているところでございます。

それと、人材育成のほうですけど、しばらくお待ちください。人材育成についてですけど、まず今回の配置の館長なり副館長なり管理職、それぞれスポーツ施設管理士とか公共施設マネージャーとか防火防災管理者とか、いろいろな免許を取得されている方が多いです。もちろん職員研

修も重ねながら研さんされておるところでございます。また、地元の雇用については、嘱託職員３名という話をしたと思うんですけど、その中では地元雇用を考えていきたいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　４点お願いします。初めに、部活動の地域移行の協力というのがありますが、これは山都町の部活動がもし地域移行するということになればとてもありがたいことじゃないかなと思いますので、その具体策、例えば指導者の方を連れてきてもらえるとか、そこで部活動するのに何らかの協力をされると思うんですが、中身をお願いします。

それと、国際試合にも対応できるためということで1,000万のバスケットゴールが購入されています。これの活用については、やはり大事なことになると思いますので、その誘致計画のことはどう提案されているでしょうか。

三つ目に、私は個人的に車椅子バスケとかｅスポーツとかの導入は考えられませんかねということを提案してまいりましたので、それについては企業側さんはどう思っていらっしゃるかということと、四つ目にトレーニング室は町民の健康増進のためにたくさんの方、活用していただきたいと思いますが、これは何かトレーナーがついてされるものなのか、もう町民、私たちが勝手にといいますか、それでトレーニング室を活用するものなのかということの４点御説明お願いします。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　４点お答えしたいと思います。

まず、部活動の地域移行の具体策というところでございます。もちろんここに部活動の地域移行への協力というところで提案があっておりますけど、文科省のほうでは令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間として地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に目指すものとしております。当企業体の構成各社では、受託実績こそまだありませんが、今後導入を検討される際のサウンディング調査等に地域スポーツを支える一員として積極的に協力すると書いてございました。まず、具体策まではまだ今回はなかったというところです。

それと、国際試合についてですけど、これについては提案はあっておりませんので、申し訳ありません。提案があっておりませんということですね。

それと、車椅子バスケットについてどうかということでございますが、なかなか床あたりを考えますと、何ですかね、二輪で車椅子のタイヤでタイヤ痕が非常につきやすいというのが指定管理者に意見を聞きますと。ですが、今の時代車椅子は駄目よという時代ではないので、それは極力受けていきたいというふうに話をされておりました。ただ、毎回すると、後の処理が大変なので年に数回であればという話はされておりましたです。

トレーニングルームです、については、ちょっとお待ちください。トレーニングルームのことで……、すみません。トレーナー、基本的にはトレーニング室内への常駐配置はしないというこ

とになっております。ただ、責任者がトレーニング室の運営業務を兼務することを基本とするということで、何かございましたら行って指導はできるという、それはしますというところでございます。

質問にはなかったんですけど、私も聞きたかったんですが、チョコザップとか今ありますけど、それはどうなんですかねって、ちょっと私なりに聞いたんですけど、それは提案書にはなかったんですけど、選定された後に聞いて、週１回または各種曜日を決めた上で、初めてのトレ室事業ということで、職員による短時間の指導は計画していきたいというふうに言われております。

以上です。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　ｅスポーツについても、特に提案はございませんでございましたけど、以前西田議員のほうからお話を聞いて、来年度の要望でございますが、そこでｅスポーツが体験できるように施策はしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　せっかくの新しい大型投資の体育館ですので、いろんなところを模索していただきながら、たくさんの人に利用ができるようにと思ってお尋ねをしました。ただ、一つ気になるのは、やっぱり国際試合に対応できるためということで大きなお金を投じてバスケットゴールを購入しました。別にミニバスケットにも対応できるように、また別に600万だったですかね、移動式のを購入されておりますので、これを活用しないでおくのでしょうかと。別に国際試合のときだけに使うわけじゃないからですね、ふだん使うからそれはそれでいいんですけども、だったらもっと価格の安いものでもよかったのかもしれないと思いますので、その辺に関してのお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お答えします。国際試合を想定して今ゴールがあるわけじゃなくて、通常のバスケットゴールの基準によって購入しているわけでございますので、イコール国際試合をしなければいけないというのではないかと思いますけど、そういう余地があれば、そういうのももし指定管理者が考えていただく能力、実力があれば、それはお話はしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑ありませんか。

８番、藤川多美君。

○８番（藤川多美君）　ちょっと先ほど使用料のことでちょっと聞き漏らしましたので、使用料をどうするのかをもう一度御説明いただけますか。

それと、条例で通常は使用料を納めなければならないと。今度は指定管理者に行わせる場合は、今度はそこで利用料金をってなっているんですよね。その利用料金は使用料の範囲内においてってなっていますので、今度利用料金と使用料のかみ分けっていいますかね、そこをちょっと。利用料金は17条、使用料は11条です。そこの説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君）　生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　質問の意図をもう１回確認をさせていただきたい。それは何を見て……。

（自席より発言する者あり）

条例。ちょっと確認させてください。

○議長（藤澤和生君）　ここで10分休憩します。

休憩　午前11時54分

再開　午後０時02分

○議長（藤澤和生君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田　浩君）　お時間を取らせていただきましてすみませんでした。

先ほどの藤川議員の質問に対してお答えします。使用料と利用料金という使い方がありますけど、利用料というのは指定管理者が取り扱うお金を利用料ということで、利用料金、収受法、収受制というのに変わりましてでございます。それと、今回３年間は納めるお金については、町に使用料として納めていただくということでございます。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第96号「山都町運動公園の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第３　発議第５号　ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について

○議長（藤澤和生君）　日程第３、発議第５号「ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　今日は日程にこの発議を上げていただきまして、そして御審議してくださること、大変ありがとうございます。趣旨説明をさせていただきます。

連日のようにテレビや報道で繰り返されるガザ地区への攻撃。今朝の熊日には、ガザ側の死者

が１万8,787人とありました。その犠牲になっている子どもたちの様子、傷つき、泣き、どうして僕たちこんな目に遭わないといけないのという叫びに、そして医療関係者の方が治療ができません、命が救えませんと訴えられる姿に、とにかく早く戦争を終わらせてほしいという一心で発議をいたしました。

それでは、読み上げます。

発議第５号、令和５年12月７日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、西田由未子。賛成者、山都町議会議員、藤川多美。賛成者、山都町議会議員、吉川美加。

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について。

上記の議案を別紙のとおり山都町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提出の理由。

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との戦闘が始まり、２か月がたとうとしている。この戦闘は国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす明らかに国連憲章に違反した暴挙である。民間人を含め双方に多数の犠牲者を出し続けており、一刻も早く戦争を終わらせなければならない。

「非核山都町宣言」「ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議」を採択した山都町議会として、平和実現を求めていく必要がある。これが、この議案を提出する理由です。

次、お願いします。

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議。

パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との戦闘が始まり、２か月がたとうとしている。双方の応酬により、どちらにも一般市民、市街地に甚大な被害をもたらしている。特にガザ地区への学校や病院等への攻撃により大きな犠牲が生じていることは、悲惨で悲劇的な状況である。

こうした状況を受け、11月８日には先進７か国（Ｇ７）外相会合において、ガザ地区の人道危機に対処するため、戦闘休止を指示するなどしたＧ７外相声明を発表した。また、国連安全保障理事会は、11月15日に緊急会合を開き、ガザ地区の子どもの人道状況を改善するための戦闘の休止と人質の即時開放を求める決議を採択した。その後ようやく11月24日から一時休戦が実現したが、それも１週間で終わってしまった。再び瓦礫のまちに爆音が鳴り響き、戦闘拡大している事態の収束を心から願うものである。

ここに「非核山都町宣言」「ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議をする決議」を採択した山都町町議会として、平和を願う町民とともに次に掲げるとおり、一刻も早い戦争の終結を求める。

一つ、いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は許されるものではない。

二つ、日本国憲法前文に「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」とあるように、

政府においては、積極的に国際社会と連携し、これ以上人道危機が悪化しないよう、国際法に基づき早期停戦と人道状況の改善を図ること。

以上、決議する。

令和５年、2023年12月……、すみません、これに日付がありません、14日山都町議会、今日に延会されましたので書けておりません、申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君）　発議第５号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、中村五彦君。

○５番（中村五彦君）　ここに非核山都町宣言とロシアによるウクライナって、ここは要らんとじゃないかなと思います。ずっとこれは続きよっと、後がいっぱい書かないかんごとなるといいますか、純粋にこの戦闘はいかんというような気持ちでよかろうと思いますが。

○議長（藤澤和生君）　４番、西田由未子君。

○４番（西田由未子君）　ロシアのウクライナ侵略もまだ終わっていません。そして、戦争はいかん、早くやめてくれという気持ちを提示したいというその気持ちは同感していただいていると思います。そこの部分を事実として議会はやってきておりますので、削除をお願いしたいという御意見ですが、私としてはこのままで行っていただきたいと思っています。文化の森にも提示してあります町民の皆さんが作られたクリスマスツリーのメッセージも、やはりガザやウクライナの平和を願うものがたくさんございます。私としてはこのままで行かせていただきたいと思いますが、皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　これで質疑を終わります。

これから発議第５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第５号「ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第４　諮問第２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤澤和生君）　日程第４、諮問第２号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穣君。

○町長（梅田　穣君）　諮問第２号を御説明いたします。

諮問第２号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和５年12月７日提出、山都町長、梅田穣。

意見を求める者。

住所、山都町二瀬本1468番地。

氏名、小屋迫厚文。

生年月日、昭和33年９月13日。

提案理由。人権擁護委員の１名が、令和６年３月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。これが、この諮問を行う理由です。

小屋迫氏は、山都町二瀬本在住で役場職員として長年にわたり御尽力され、令和３年４月１日より人権擁護委員として現在１期目を務められています。地域住民の信頼も厚く、人権擁護についての理解もあり、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣へ２期目の再任推薦をしたく、意見を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

すみません、訂正をいたします。

生年月日につきまして、昭和33年９月13日と申しましたが９月３日だそうでございますので、訂正をいたします。

○議長（藤澤和生君）　諮問第２号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおりに同意する旨、答申したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第２号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定いたしました。

日程第５　委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君）　日程第５、「委員会の閉会中の継続審査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により経済建設常任委員長から経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第６　委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君）　日程第６、「委員会の閉会中の継続審査申出について」を議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、会議規則第75条の規定により経済建設常任委員長から経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君）　閉会中の審査申出書のあれが議会運営委員長が私の名前になっておりますが、私はちょっと代わっておりますので訂正をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　議会事務局長。

○議会事務局長（嶋田浩幸君）　大変失礼しました。ただいまの申出書の２ページ目に工藤議員からの以前の申出書を間違って添付しておりました。大変失礼しました。こちらについては、２ページ目については削除の訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君）　お諮りします。

経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第７　各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君）　日程第７「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付した申出のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、本日の会議の発言の中に不穏当だと直ちに判断することができない発言があるため、後刻、調査の上、措置することとします。

会議を閉じます。

令和５年第４回山都町議会定例会を閉会します。

閉会　午後０時18分

令和５年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第81号	山都町営住宅条例の一部改正について	12月７日　原案可決
議案第82号	山都町国民健康保険税条例の一部改正について	12月７日　原案可決
議案第83号	山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について	12月７日　原案可決
議案第84号	山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	12月７日　原案可決
発議第４号	山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	12月７日　原案可決
議案第85号	山都町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	12月７日　原案可決
議案第86号	令和５年度山都町一般会計補正予算（第７号）について	12月14日　原案可決
議案第87号	令和５年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	12月14日　原案可決
議案第88号	令和５年度山都町介護保険特別会計補正予算（第２号）について	12月14日　原案可決
議案第89号	令和５年度山都町水道事業会計補正予算（第３号）について	12月14日　原案可決
議案第90号	令和５年度山都町病院事業会計補正予算（第１号）について	12月14日　原案可決
議案第97号	工事請負変更契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）	12月14日　原案可決
議案第91号	清和文楽館の指定管理者の指定について	12月14日　原案可決
議案第92号	清和物産館の指定管理者の指定について	12月14日　原案可決
議案第93号	清和高原天文台の指定管理者の指定について	12月14日　原案可決
議案第94号	猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について	12月14日　原案可決
議案第95号	服掛松キャンプ場の指定管理者の指定について	12月15日　原案可決
議案第96号	山都町運動公園の指定管理者の指定について	12月15日　原案可決
発議第５号	ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について	12月15日　原案可決

諮問第２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて　12月15日　原案同意

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

山都町議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

山都町議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿